

山武市地域防災計画

令和7年3月

山武市防災会議

山武市地域防災計画

総則編

目 次

第1章 基本事項	1
第1節 計画の目的	3
第1 計画の目的	3
第2 計画の構成	3
第3 他の計画との関係	3
第4 計画の修正	4
第2節 計画の基本方針	5
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	7
第1 山武市	7
第2 一部事務組合	7
第3 千葉県	8
第4 指定地方行政機関	8
第5 自衛隊	12
第6 指定公共機関	12
第7 指定地方公共機関	13
第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	14
第9 市民及び事業所等	16
第2章 災害の想定	19
第1節 地勢概要等	21
第1 位置	21
第2 自然環境	21
第3 社会環境	21
第4 災害履歴	22
第2節 災害の想定	27
第1 地震・津波の想定	27
第2 洪水浸水の想定	29
第3 土砂災害の想定	35
第4 大規模事故の想定	35

第1章 基本事項

第1節 計画の目的

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、山武市防災会議が作成する計画であり、山武市（以下「市」という。）の市域に係る防災対策に関し、市、千葉県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公的団体等が処理すべき事務及び業務の大綱を定めるとともに、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定め、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第2 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。

構成		記載内容
総則編		基本方針、各機関の業務大綱、計画の前提となる災害の想定などを定める。
地震・津波災害編	第1章 災害予防計画	防災広報、訓練、備蓄、施設整備など、地震・津波の発生に備えて平常時に行うべき予防対策を定める。
	第2章 災害応急対策計画	災害発生時に行う救助、避難、医療、給水、食料供給などの応急対策を定める。
	第3章 災害復旧・復興計画	被災者の生活再建、各施設などの復旧、復興計画の取り組みを定める。
	附編1 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震の臨時情報が発表されたときの対応を定める。
	附編2 日本海溝、千島海溝型地震防災対策推進計画	北海道・三陸沖後発地震の注意情報が発表されたときの対応を定める。
風水害等編	第1章 災害予防計画	防災広報、施設整備など風水害に備えて平常時に行うべき予防対策を定める。
	第2章 災害応急対策計画	災害発生時に行う救助、避難、医療、給水、食料供給などの応急対策を定める。
	第3章 災害復旧・復興計画	被災者の生活再建、各施設などの復旧、復興計画の取り組みを定める。
大規模事故編	第1章 大規模事故体制	大規模事故に対する体制を定める。
	第2章 大規模事故対策計画	大規模事故に対する予防対策及び応急対策を定める。

第3 他の計画との関係

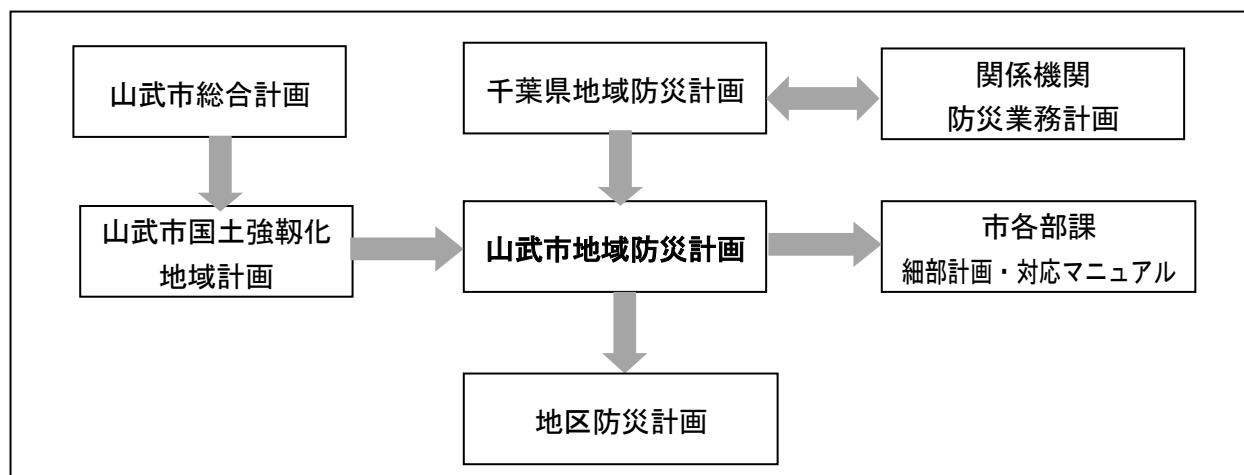
本計画は、市の地域に係る災害対策に関する総合計画であり、千葉県地域防災計画や指定地方行政機関及び指定（地方）公共機関等が作成する防災業務計画との整合を図る。

また、市の政策を定める総合計画や地域の強靱化に関する施策を中長期的に総合的かつ計画的に推進するための指針として策定された山武市国土強靱化地域計画との整合を図る。

さらに、地域における共助による防災活動を推進するため、本市域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第42条の3に基づく地区防災計画の提案があった場合は、必要に応じて地区防災計画を本計画に定める。

その他、防災対策の推進や詳細行動については、各部課で作成する対策別計画や対応マニュアルによるものとする。

〈地域防災計画等の体制〉



〈市の細部計画・対応マニュアル等の状況〉

担当部課	細部計画・対応マニュアル等の名称
総務部消防防災課	業務継続計画
総務部消防防災課	受援計画
総務部消防防災課	山武市災害時職員初動マニュアル
総務部消防防災課	山武市避難行動要支援者支援計画
総務部消防防災課	山武市津波避難計画
総務部消防防災課	避難所運営マニュアル
総務部消防防災課	福祉避難所運営マニュアル
建設環境部環境保全課	山武市災害廃棄物処理計画
建設環境部都市整備課	山武市被災建築物応急危険度判定「震前判定計画書」
建設環境部都市整備課	山武市被災建築物応急危険度判定実施本部業務マニュアル
建設環境部都市整備課	山武市被災建築物応急危険度判定コーディネーター業務マニュアル
建設環境部都市整備課	千葉県（山武市）応急危険度判定士業務マニュアル
教育部教育総務課	災害時初動対応マニュアル
水道課	水道震災対策計画（危機管理マニュアル）

第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは防災会議において修正し、その要旨を公表する。

なお、軽微な修正事項については、市長の権限において修正できるものとし、直近の防災会議に報告して承認を受けるものとする。

第2節 計画の基本方針

災害から市民の生命、身体及び財産を守るために、次の方針に基づいて、地域の防災力を向上させ災害に強いまちの実現を図る。

1 地震・津波に強いまちづくり

(1) 地震・津波への対応

東日本大震災においては、地震・津波により蓮沼・成東の海岸地域に被害が集中して発生したが、さらに大きな津波が発生した場合には、内陸の広い範囲への浸水が想定されている。

そこで、想定されている最大クラスの地震・津波の発生に備え、津波避難のための道路及び施設の整備、さらには、建築物の耐震化、液状化対策など、地震・津波に強いまちづくりを推進する。

(2) 風水害への対応

令和元年の一連の風水害において、市内全域で停電・断水が発生した。特に山武地区では、停電とこれに伴う地下水利用世帯の断水が2週間近くに及び、丘陵地域では土砂崩れが発生、作田川や木戸川の越水による住家の床上・床下浸水、道路の冠水と崩壊が発生した。

今後も地球温暖化に伴う気象の変動により、強い勢力を維持したままの台風の接近、線状降水帯、ゲリラ豪雨による土砂災害、洪水が想定される。

このため、源川調整池の整備、河川の改修等を県に要請するとともに長期停電における避難所の電力確保、救援物資の受け入れ施設等の整備を推進する。

2 自助・共助・公助

大規模災害への対応は、行政（公助）だけでは限界がある。市・防災関係機関だけでなく、市民、家庭、区、自治会、自主防災組織が中心となって、「自らの生命は自らが守る」「周囲の人たちと助けあう」との考えにより、行動することが求められる。

そこで、「市民・事業者」「区・自治会、自主防災組織」「市・防災関係機関」が連携して、災害対策を実施する「自助・共助・公助」を基本とする。

3 地域防災力の向上

災害による被害を軽減するためには、市民一人ひとりが自ら考え行動することや、家庭、住民組織、事業所といった地域が協力して、災害に対応することが必要である。

そこで、過去の災害伝承や防災知識の啓発により、個人及び家庭が災害への備えを行うとともに、自主防災組織等を結成し、地域の危険箇所の把握、防災訓練等を実施することにより、地域防災力を向上させる。

一方、近年の災害では、避難生活において女性への配慮や男女のニーズの違いへの対応が課題とされている。平日の昼間においては、地域の女性も自主防災活動の担い手となることから、普段から自主防災活動への参画を促し、女性の意見を取り入れて、災害時の行動や避難所運営等に留意した対策を実施する。

4 災害時要配慮者の支援

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、日本語が不自由な外国人等の災害時要配慮者は、それ

それぞれの特性に対応した支援が必要になる。特に、災害時は、避難行動や避難生活について様々な支障が生じることとなる。

特に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿の作成、地域による安否確認や避難支援体制の構築などの支援体制を進める。

5 観光客等の帰宅困難者対策

東日本大震災では、鉄道等の公共交通機関の停止や道路の被害により、帰宅困難者の発生が問題となった。本市においては、夏の観光シーズンには、海水浴場やプール等に多くの観光客が訪れ、賑わいを見せている。これらの観光客等に対する津波からの安全避難の確保や帰宅困難となったときの一時滞在などの支援を行う。

6 広域連携体制の構築

大規模な災害が発生した場合は、本市のみの防災力では対応が困難なことが想定される。特に、広域災害の場合は、近隣地域全体が被災するために、応援も分散することが予想される。

そこで、遠隔地自治体との相互応援協定、防災・減災に必要な能力・物資を提供できる企業との協定締結により、災害への備えを充実させ、広域連携体制を強化する。

7 男女共同参画の視点

避難所生活においては更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されている。

被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程 及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、一部事務組合、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、市民、事業者等は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

第1 山武市

1 山武市

- (1) 防災に関する施設及び組織の整備並びに防災訓練に関すること。
 - ア 山武市防災会議及び山武市災害対策本部に関すること。
 - イ 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること。
 - ウ 救出・救助に関すること。
 - エ 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。
 - オ 被災市営施設の応急対策に関すること。
 - カ 災害時における交通、輸送の確保に関すること。
 - キ 救護、防疫及び保健衛生等に関すること。
 - ク 災害時における文教対策に関すること。
 - ケ 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。
- (2) 復旧・復興
 - ア 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること。
 - イ 被災施設の復旧に関すること。
 - ウ 被災産業に対する融資等の対策に関すること。
 - エ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定の協力に関すること。

2 山武市消防団

- (1) 消火、救助活動に関すること。
- (2) 水防活動に関すること。
- (3) 避難指示等情報の伝達に関すること。
- (4) 避難誘導に関すること。
- (5) 地域の被害情報の収集、報告に関すること。
- (6) 防災訓練、防災知識の普及、啓発に関すること。
- (7) その他防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力に関すること。

第2 一部事務組合

1 山武郡市広域行政組合

- (1) 災害時における消防に関すること。
- (2) 救助及び救急活動に関すること。
- (3) 水防活動の協力、援助に関すること。
- (4) 災害時におけるし尿処理に関すること。

- (5) 災害時における火葬に関すること。
- (6) 所管する被災施設の応急対策及び復旧に関すること。
- (7) その他防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力に関すること。

2 山武都市広域水道企業団、九十九里地域水道企業団

- (1) 水道施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。

3 山武都市環境衛生組合、東金市外三市町清掃組合

- (1) 災害時におけるごみ処理に関すること。
- (2) 所管する被災施設の応急対策及び復旧に関すること。
- (3) その他防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力に関すること。

第3 千葉県

- (1) 千葉県防災会議及び千葉県災害対策本部に関すること。
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。
- (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること。
- (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること。
- (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること。
- (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。
- (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること。
- (8) 被災県営施設の応急対策に関すること。
- (9) 災害時における文教対策に関すること。
- (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること。
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。
- (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること。
- (13) 被災施設の復旧に関すること。
- (14) 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること。
- (15) 災害対策に関する自衛隊及び国への派遣要請、隣接都県市間の相互応援協力に関すること。
- (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること。
- (17) 被災者の生活再建支援に関すること。
- (18) 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること。

第4 指定地方行政機関

1 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること。
- (2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
- (3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること。
- (4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること。
- (5) 津波、噴火警報等の伝達に関すること。

2 関東財務局千葉財務事務所

(1) 立会い関係

主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会いに関すること。

(2) 融資関係

ア 災害つなぎ資金の貸付け（短期）に関すること。

イ 災害復旧事業費の融資（長期）に関すること。

(3) 国有財産関係

ア 市が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付けに関すること。

イ 市が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付けに関すること。

ウ 市が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付けに関すること。

エ 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払い又は貸付けに関すること。

オ 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付け又は譲与に関すること。

カ 市又は県が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること。

(4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係

ア 災害関係の融資に関すること。

イ 預貯金の払戻し及び中途解約に関すること。

ウ 手形交換、休日営業等に関すること。

エ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること。

オ 営業停止等における対応に関すること。

3 関東信越厚生局

(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。

(2) 関係職員の派遣に関すること。

(3) 関係機関との連絡調整に関すること。

4 関東農政局

(1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。

(2) 応急用食料・物資の支援に関すること。

(3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること。

(4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。

(5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。

(6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること。

(7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。

(8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。

(9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。

(10) 被害農業者に対する金融対策に関すること。

5 関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。

6 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
- (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
- (3) 被災中小企業の振興に関すること。

7 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。
- (2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること。

8 関東運輸局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること。
- (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。
- (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること。
- (4) 災害時における応急海上輸送に関すること。
- (5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること。

9 関東地方整備局

(1) 災害予防

- ア 防災上必要な教育及び訓練等に関すること。
- イ 通信施設等の整備に関すること。
- ウ 公共施設等の整備に関すること。
- エ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。
- オ 官庁施設の災害予防措置に関すること。
- カ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること。
- キ 豪雪害の予防に関すること。

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること。
- イ 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること。
- ウ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。
- エ 災害時における復旧資材の確保に関すること。
- オ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること。
- カ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること。
- キ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること。
- ク 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。

(3) 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

10 成田空港事務所

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。

11 第三管区海上保安本部（銚子海上保安部）

- (1) 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること。
- (2) 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること。
- (3) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること。
- (4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること。

12 東京管区气象台（銚子地方气象台）

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。
- (4) 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。

13 関東総合通信局

- (1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。
- (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。
- (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。
- (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

14 千葉労働局

- (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。
- (2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること。

15 関東地方測量部

- (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。
- (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。
- (3) 地殻変動の監視に関すること。

16 関東地方環境事務所

- (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。
- (3) 放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること。

- (4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。

17 北関東防衛局

- (1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。
- (2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

第5 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備
 - ア 防災関係資料の基礎調査に関すること。
 - イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
 - ウ 防災資材の整備及び点検に関すること。
 - エ 市地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること。
- (2) 災害派遣の実施
 - ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること。
 - イ 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付け及び譲与等に関すること。

第6 指定公共機関

1 東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること。
- (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること。
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

2 日本赤十字社（千葉県支部）

- (1) 医療救護に関すること。
- (2) こころのケアに関すること。
- (3) 救援物資の備蓄及び配分に関すること。
- (4) 血液製剤の供給に関すること。
- (5) 義援金の受付及び配分に関すること。
- (6) その他応急対応に必要な業務に関すること。

3 日本放送協会（千葉放送局）

- (1) 市民等に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。
- (2) 市民等に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。
- (4) 被災者の受信対策に関すること。

4 成田国際空港株式会社

- (1) 災害時における空港の運用に関すること。
- (2) 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること。
- (3) 帰宅困難者対策に関すること。

5 東日本旅客鉄道株式会社（千葉支社）

- (1) 鉄道施設の保全に関すること。
- (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
- (3) 帰宅困難者対策に関すること。

6 日本貨物鉄道株式会社

- (1) 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること。

7 日本通運株式会社

- (1) 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する
こと。

8 東京電力パワーグリッド株式会社（成田支社）

- (1) 災害時における電力供給に関すること。
- (2) 被災施設の電力応急対策及び災害復旧に関すること。

9 日本郵便株式会社

- (1) 災害時における郵便事業運営の確保。
- (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策。
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
 - ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。
 - エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること。
 - オ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関する
こと。
- (3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。

10 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

- (1) 災害時における物資の輸送に関すること。

第7 指定地方公共機関

1 両総土地改良区

- (1) 用排水施設の整備と管理に関すること。
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。

2 大多喜ガス株式会社、公益社団法人千葉県LPガス協会

- (1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。

3 日本航空株式会社、全日本空輸株式会社

- (1) 航空機の運航の安全と確保に関すること。
- (2) 旅客の安全確保に関すること。

4 公益社団法人千葉県医師会

- (1) 医療及び助産活動に関すること。
- (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること。

5 一般社団法人千葉県歯科医師会

- (1) 歯科医療活動に関すること。
- (2) 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること。

6 一般社団法人千葉県薬剤師会

- (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。
- (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。
- (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること。

7 公益社団法人千葉県看護協会

- (1) 医療救護活動に関すること。
- (2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること。

8 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム

- (1) 市民等に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。
- (2) 市民等に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。

9 一般社団法人千葉県トラック協会、一般社団法人千葉県バス協会

- (1) 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

第8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

1 一般社団法人山武郡市医師会

- (1) 医療及び助産活動に関すること。
- (2) 医療機関との連絡調整に関すること。

2 一般社団法人山武郡市歯科医師会

- (1) 歯科医療活動に関すること。
- (2) 医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること。

3 山武郡市薬剤師会

- (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。

- (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。
- (3) 医療機関との連絡調整に関すること。

4 土地改良区

- (1) 用排水施設の整備と管理に関すること。
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。

5 山武郡市農業協同組合

- (1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること。
- (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。
- (5) 農産物の需給調整に関すること。

6 千葉県森林組合

- (1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。
- (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。

7 九十九里漁業協同組合

- (1) 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。
- (2) 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立に関すること。
- (3) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。

8 山武市商工会

- (1) 市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。
- (2) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
- (3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。
- (4) 災害時における物価安定への協力に関すること。

9 社会福祉法人山武市社会福祉協議会

- (1) 要配慮者の支援に関すること。
- (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。

10 社会福祉施設

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
- (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。

11 医療施設

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。
- (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること。
- (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。
- (4) 災害時における負傷者の医療及び助産救助に関すること。

1 2 金融機関

- (1) 被災事業者等に対する資金の融資に関すること。

1 3 危険物取扱施設

- (1) 安全管理の徹底に関すること。
- (2) 防護施設の整備に関すること。

1 4 日本赤十字千葉県支部山武市地区

- (1) 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること。
- (2) 義援金品の募集及び配分に関すること。

1 5 地方独立行政法人さんむ医療センター

- (1) 医療救護班の編成、医療救護所の設置に関すること。
- (2) 医療救護活動に要する医薬材料品等の提供に関すること。

1 6 株式会社広域高速ネット二九六

- (1) 市民等に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。
- (2) 市民等に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。

第9 市民及び事業所等

1 市民

- (1) 自らの生命・身体・財産を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に務めること。
- (2) 地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、市及び県が実施する防災対策に協力すること。
また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること。

2 事業所

- (1) 従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう務めること。
- (2) 地域において消防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、市及び県が実施する防災対策に協力すること。
- (3) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること。

3 区・自治会・自主防災組織

- (1) 地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう務めること。
- (2) 市及び県が行う防災対策に協力するよう務めること。

4 ボランティア団体

普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること。

第2章 災害の想定

第1節 地勢概要等

第1 位置

市は、房総半島の北東部に位置し、県都千葉市や成田国際空港まで約10～30km、都心へも約50～70kmの距離にある。

また、日本有数の砂浜海岸である九十九里浜のほぼ中央で、約8kmにわたって太平洋に面し、総面積は146.77km²である。

第2 自然環境

1 地形・地質

市の地勢は大別して東側に九十九里海岸地帯（平地地帯）、その背後地としての広大な沖積平野が広がり、その西側は標高20～50mの北総台地で構成されており、これらは海岸線にほぼ並行に帯状に展開している。台地は、九十九里海岸に流下する作田川、木戸川等によって浸食が進み、樹枝状の谷底平野が入り込み、周辺との地盤高の違いのため、河川氾濫等による浸水の危険性はないと考えられる。

平地地帯は、市の中央部に広がる肥沃な土壌を持つ九十九里平野で、田園地帯を形成している。

北総台地の大部分が成田層と呼ばれる地質で、表層が関東ローム層、下層が砂及び粘性土の互層で構成されている。

また、作田川や木戸川等の河川は、北総台地を水源とし、低地である九十九里平野を緩やかに流れ、太平洋に注いでいる。

2 気象

市の気候は、年平均気温は14～16℃と温暖で、降水量は1,400～2,000mm程度で推移している。

降雨量の季節的变化をみると、秋は台風の影響で集中的に降雨量が多くなっている。

第3 社会環境

1 人口

本市の人口と世帯数は、令和6年12月1日現在、47,784人、22,787世帯である。市域の人口は平成12年の国勢調査では6万人を超えてピークを迎えたが、その後は減少傾向に転じている。今後も人口の減少は続くものと見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所準拠の推計では令和27年には3万人を下回り、令和47年には15,000人程度にまで減少すると予測されている。

人口の減少とともに高齢化率の上昇が続いており、令和6年の高齢化率は35.8%に達する。これは、千葉県平均（27.6%）及び全国平均（29.1%）を大きく上回っている。今後もこの傾向は継続するものと考えられ、国立社会保障・人口問題研究所から公表されている基礎データを元にした推計では、令和22年には高齢者数が生産年齢人口数を上回るとの結果が出ている。

2 交通

市の道路は、市北部をほぼ東西に圏央道が横断し、山武成東インターチェンジ及び松尾横芝インターチェンジが設置され、その松尾横芝インターチェンジ以東は銚子連絡道が開通している。この圏央道と平行して市中央部を東西に横断する国道 126 号が広域幹線道路として位置づけられ、その他県道 14 路線及び幹線市道により道路網が形成されている。

鉄道は、市の中央部を東西に J R 総武本線が走り、日向駅、成東駅、松尾駅があり、成東駅からは J R 東金線が南進し、大網駅、千葉駅に連絡している。成東駅から千葉駅まで各駅停車で約 50 分、東京駅までは特急により約 1 時間で連絡している。

第4 災害履歴

1 地震の履歴

これまでに本市に被害を及ぼした地震は、大正関東地震（1923 年）、千葉県東方沖地震（1987 年）、東北地方太平洋沖地震（2011 年）などが挙げられる。

〈千葉県における地震災害の履歴〉

年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害
1703 元禄 16	12. 31	元禄地震	M8. 2 震源：房総半島南東沖（日本海溝）	房総半島南部を中心に地震動、津波により甚大な被害。死者 6, 534 人、家屋全壊 9, 610 戸。
1854 安政 1	12. 23	安政東海地震	M8. 4 震源：駿河湾（駿河トラフ）	安房地方、銚子で津波あり。名洗で漁船転覆死者 3 人。
1855 安政 2	11. 11	安政江戸地震	M6. 9 震源：東京湾北部	下総地方を中心に、被害。死者 20 人、家屋全壊 82 戸。
1923 大正 12	9. 1	大正関東地震	M7. 9 震源：相模湾（相模トラフ）	相模湾を震源とした大地震（関東大震災）で地震動、津波により甚大な被害。死者・行方不明者 1, 342 人、負傷者 3, 426 人、家屋全壊 31, 186 戸、同焼失 647 戸、同流失 71 戸。
1960 昭和 35	5. 23	チリ地震津波		県内海岸に 2 ～ 3 m の津波。死者 1 人。
1987 昭和 62	12. 17	千葉県東方沖地震	M6. 7 震源：千葉県東方沖（日本海溝）	山武郡、長生郡、市原市を中心に被害。死者 2 人、負傷者 144 人、住家全壊 16 戸、填砂現象多数。
2005 平成 17	4. 11	千葉県北東部地震	M6. 1 震源：千葉県北東部（震源の深さ：約 52 km）	八日市場市、旭市、小見川町、干潟町で震度 5 強。県内での被害なし。
2005 平成 17	7. 23	千葉県北西部地震	M6. 0 震源：千葉県北西部（震源の深さ：約 73 km）	東京都足立区で震度 5 強、県内では市川市、船橋市、浦安市、木更津市、鋸南町で震度 5 弱。
2011 平成 23	3. 11	東北地方太平洋沖地震	M9. 0 震源：三陸沖（震源の深さ：24km）	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、地盤の液状化が発生、九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から 3 km 近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から 18. 8km まで遡上、浸水面積は九十九里地域（銚子市～いすみ市）で 23. 7km ² に達した。死者は 20 名（内、津波による死者 14 名）、行方不明者 2 名（津波による）、負傷者 251 名。
2012 平成 24	3. 14	千葉県東方沖地震	M6. 1	県内で死者 1 名、負傷者 1 名、家屋の一部損壊 3 棟の被害がでた。その他、銚子市ではブロック塀等が 4 か所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約 14, 800 軒以上に断水が発生した。
2018 平成 30	7. 7	千葉県東方沖地震	M6. 0	被害なし。
2019 令和元	5. 25	千葉県北東部地震	M5. 1	県内で軽傷者 1 人（千葉市）。

年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害
2020 令和2	6.25	千葉県東方沖地震	M6.1	県内で重症者1人（市原市）、軽傷者1人（いすみ市）。

（千葉県地域防災計画を編集）

2 東日本大震災の被害

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、マグニチュード9.0の大規模な地震で、これまでの想定を超えた巨大津波により東日本沿岸に大きな被害をもたらした。さらに、津波に伴う福島第一原子力発電所の事故により周辺地域での広域避難、東北～関東一帯を中心に放射性物質の降下の影響が発生した。

本市では、震度5強の揺れを観測、海岸に津波が押し寄せた。この災害により死者1名、重傷者2名のほか、多数の建物や道路に被害が発生した。

(1) 地震

発生日時	平成23年3月11日（金）午後2時46分頃
震源地及び地震の規模	牡鹿半島の東南東130km付近の三陸沖 震源の深さは24km、モーメントマグニチュード [※] 9.0、国内最大震度7
市内震度	成東庁舎・山武出張所（あららぎ館）・松尾出張所「震度5弱」、蓮沼出張所「震度5強」

※モーメントマグニチュードとは高度で正確なマグニチュード計算法で、著しく大きな地震が発生したときや地震被害想定を行うときに使用されます。

(2) 津波

津波の高さ	銚子：第1波が0.5m（午後3時13分）、最大波が2.4m（午後5時22分） （気象庁発表）
津波浸水範囲面積	- 平成23年3月23日現地調査時の図上実測（山武市農林水産課） 農地冠水被害4.22km²（田3.32km²、畑0.9km²） - 平成23年4月18日（国土地理院） 山武市6km²（田2km²、その他農用地1km²、森林1km²、建物用地1km²、海浜1km²他） - 平成23年7月28日（千葉県防災危機管理監防災危機管理課） 山武市浸水面積9.4km²、山武市最大陸地到達距離2,960m（松尾町折戸地先） 山武市最大浸水深地表から1.79m（小松浜産業道路付近） 木戸川遡上距離河口から約8kmの山武市新田越橋付近まで

(3) 避難者

避難所	13か所開設
避難者	累計避難者数：合計3,995人（内福祉避難所246人） 最大避難者数：合計2,149人（3月11日20:00）

(4) 被災状況

人的被害	死者1名、重傷者2名
ライフライン被害	- 電気 午後2時48分から停電し、翌3月12日午後2時47分に最終復旧。東京電力計画停電に関しては、本市が災害救助法の適用を受けたことにより対象区域外となる。 - 水道 山武郡市広域水道企業団の給水区域の全域（11,000戸）において、断

	減水し、翌3月12日（土）午前7時より拠点給水を開始する。15日（火）午後8時15分に全戸復旧する。 ・道路 204箇所（成東地区83箇所、山武地区60箇所、蓮沼地区28箇所、松尾地区33箇所）
建物被害	全壊48棟、大規模半壊183棟、半壊381棟、床下浸水275棟、一部破損345棟
被災世帯	全壊33世帯、大規模半壊104世帯、半壊（床上浸水含む）190世帯、床下浸水176世帯、一部破損669世帯

3 風水害の履歴

これまでに本市で発生した風水害は、次のとおりである。

〈山武市で発生した風水害〉

年 月 日	種 別	総雨量	時間最大雨量	被害状況	データ出典
昭和61年8月4日	台風10号	179mm	38mm		山武
昭和63年8月10～11日	大雨	100mm	15mm		山武
平成元年7月31日	大雨	152mm	28mm		山武・成東
平成2年11月4日	大雨	58mm	26mm		山武
平成3年9月8日	台風15号	123mm	39mm		山武・成東
平成3年9月19日	大雨	137mm	19mm		山武・成東
平成3年10月8～10日	大雨	87mm	14mm		成東
平成3年10月11～13日	台風21号	167mm	11mm		山武・成東
平成5年7月5日	大雨	108mm	32mm		山武
平成5年8月28日	台風11号	113mm	32mm		山武
平成7年9月17日	台風12号	114mm	16mm		山武・成東
平成8年9月22日	台風17号	224mm	33mm	建物被害 99戸 床上浸水42世帯、床下浸水26世帯（作田川）、 がけ崩れ	山武
平成11年10月27日	大雨	200mm	75mm	床上浸水9世帯、床下浸水13世帯（作田川）	山武
平成12年5月24日	大雨	37mm	37mm		山武
平成12年7月7～8日	台風3号	125mm	17mm		山武・成東
平成12年9月11日	大雨	25mm	11mm		山武
平成13年8月21～22日	台風11号				成東
平成13年10月10日	大雨	171mm	23mm	建物被害41戸 床上浸水8世帯、床下浸水21世帯（作田川）、 がけ崩れ	山武
平成14年7月10日	台風6号	37.5mm			成東
平成14年7月16日	台風7号	41mm			成東
平成14年9月6～8日	大雨				成東
平成14年10月1日	台風21号				山武・成東
平成15年8月15日	大雨	160mm			成東
平成16年9月4日	大雨	163mm	53mm		山武
平成16年10月9日	台風22号	190mm	45mm	床上浸水17世帯、床下浸水49世帯（作田川）	山武
平成17年7月26～27日	台風7号				成東
平成17年8月25～26日	台風11号	91mm	11mm		山武・成東 ・蓮沼
平成17年9月24～25日	台風17号				
平成18年10月6日	大雨	170mm	13mm	床下浸水1世帯	山武市
平成18年12月26日	大雨	122mm	18mm	床下浸水3世帯	山武市
平成19年7月14～15日	台風4号	217mm	51mm		山武市

総則編 第2章 災害の想定 第1節 地勢概要等

年 月 日	種 別	総雨量	時間最大雨量	被害状況	データ出典
平成19年9月6～7日	台風9号	505mm	105mm	非住家半壊1件 農作物に被害	山武市
平成19年9月12日	大雨	77mm	26mm		
平成20年4月8日	大雨	36mm	4mm	床下浸水1件	
平成20年4月18日	大雨	580mm	12.5mm		
平成20年8月29日	大雨	40.5mm	33mm		気象庁
平成20年8月30日	大雨	15mm	8mm		気象庁
平成20年9月19～20日	台風13号	96.5mm	24.5mm		気象庁
平成20年9月21日	大雨	61.5mm	31.5mm	がけ崩れ1件	山武市 気象庁
平成20年9月22日	大雨	29.5mm	27mm		気象庁
平成21年8月10日	台風9号	69mm	27.5mm		気象庁
平成21年8月31日	台風11号	63mm	13mm	非住家全壊1件	山武市 気象庁
平成21年10月8～9日	台風18号 及び竜巻	56mm	20mm	非住家全壊1件、住家 一部破損6件	山武市 気象庁
平成21年10月14日	大雨	22mm	19.5mm		気象庁
平成21年10月26日	台風26号	88mm	14mm		気象庁
平成22年9月8日	台風8号	120mm	39.5mm		気象庁
平成22年9月16日	大雨	40mm	18.5mm		気象庁
平成22年9月28日	大雨	74mm	25mm	がけ崩れ2件（内住家 一部破損1件）	山武市 気象庁
平成22年10月10日	大雨	102.5mm	42mm		気象庁
平成22年10月30日	台風14号	72.5mm	11.5mm		気象庁
平成22年10月31日～11 月1日	大雨 （突風）	41.5mm	24mm	床下浸水3件、突風に よる住家被害18件、 がけ崩れ9件（住家被害 無を含む）	山武市 気象庁
平成22年12月21～22日	大雨	37mm	13mm		気象庁
平成23年5月29日	大雨	71mm	14.5mm		気象庁
平成23年9月21～22日	台風15号	89.5mm	10mm	農作物・農業施設被害 有	山武市 気象庁
平成23年10月5～6日	大雨	122mm	29.5mm		気象庁
平成23年10月22日	大雨	74.5mm	23.5mm		気象庁
平成24年6月19～20日	台風4号	42.5mm	14mm	非住家全壊1件	山武市 気象庁
平成24年8月11日	大雨	14.5mm	14.5mm	床下浸水1件	気象庁
平成24年9月12日	大雨	7.5mm	4.5mm		気象庁
平成24年10月5日	大雨	37.5mm	30.5mm		気象庁
平成25年9月5日	大雨	63mm	58mm		気象庁
平成25年10月15～16日	台風26号	249.5mm	28mm	床上浸水26件、床下浸 水48件、農業施設・農 作物被害有	山武市
平成25年10月20日	大雨	56mm	17mm		山武市
平成25年10月25～26日	台風27号	52.5mm	12mm		山武市
平成26年2月14～15日	大雨	111.5mm	13.5mm	床下浸水8件、土砂崩 れ2件	山武市
平成26年10月6日	台風18号	159mm	24.5mm	住家被害、農作物・農 業施設被害有	気象庁
平成28年8月22日	台風9号	70.5mm	15mm	倒木・住家被害、農作 物・農業施設被害有	気象庁
平成28年9月13日	大雨 （突風）	88.5mm	63.5mm	床下浸水1棟、住家被 害、倒木、農作物・農 業施設被害有	気象庁
平成29年10月22～23日	台風21号	249.5mm	28mm	床上・床下浸水485棟、 倒木、農作物・農業施 設被害有	山武市

総則編 第2章 災害の想定 第1節 地勢概要等

年 月 日	種 別	総雨量	時間最大雨量	被害状況	データ出典
令和元年9月8～9日	台風15号	132.5mm	32.5mm	床上浸水52件、床下浸水10件 土砂崩れ7件 全壊4件、半壊53件、一部損壊2578件 停電約17,700世帯	気象庁 千葉県
令和元年10月10～13日	台風19号	85.0mm	12.0mm	床下浸水61件	内閣府
令和元年10月24～26日	大雨	125.5mm	34.5mm	床上浸水52件、床下浸水48件 一部損壊257件	気象庁 千葉県
令和2年4月13日	大雨・暴風	68mm	24mm	がけ崩れ1件	千葉県
令和3年7月1日	大雨	246mm	21.5mm	なし、高齢者等避難	気象庁
令和3年8月8日	台風10号	213mm	32.5mm	なし、高齢者等避難	気象庁
令和4年1月6日	大雪	－	－	軽症者2人	千葉県
令和5年9月8～9日	台風13号	274mm	43mm	床上浸水61件、床下浸水48件 一部損壊69件	気象庁 千葉県

出典：山武市資料、アメダス横芝光観測データ

データ出典：「山武」は旧山武町、「成東」は旧成東町、「蓮沼」は旧蓮沼村、「気象庁」はアメダス横芝光観測データ、「千葉県」は千葉県防災ポータルサイト（被害状況等）の略である。旧松尾町については、被害記録はない。

※台風については、警戒配備体制をとったが降雨がなく、風についても被害がなかったものについては掲載していません。

第2節 災害の想定

第1 地震・津波の想定

1 想定条件

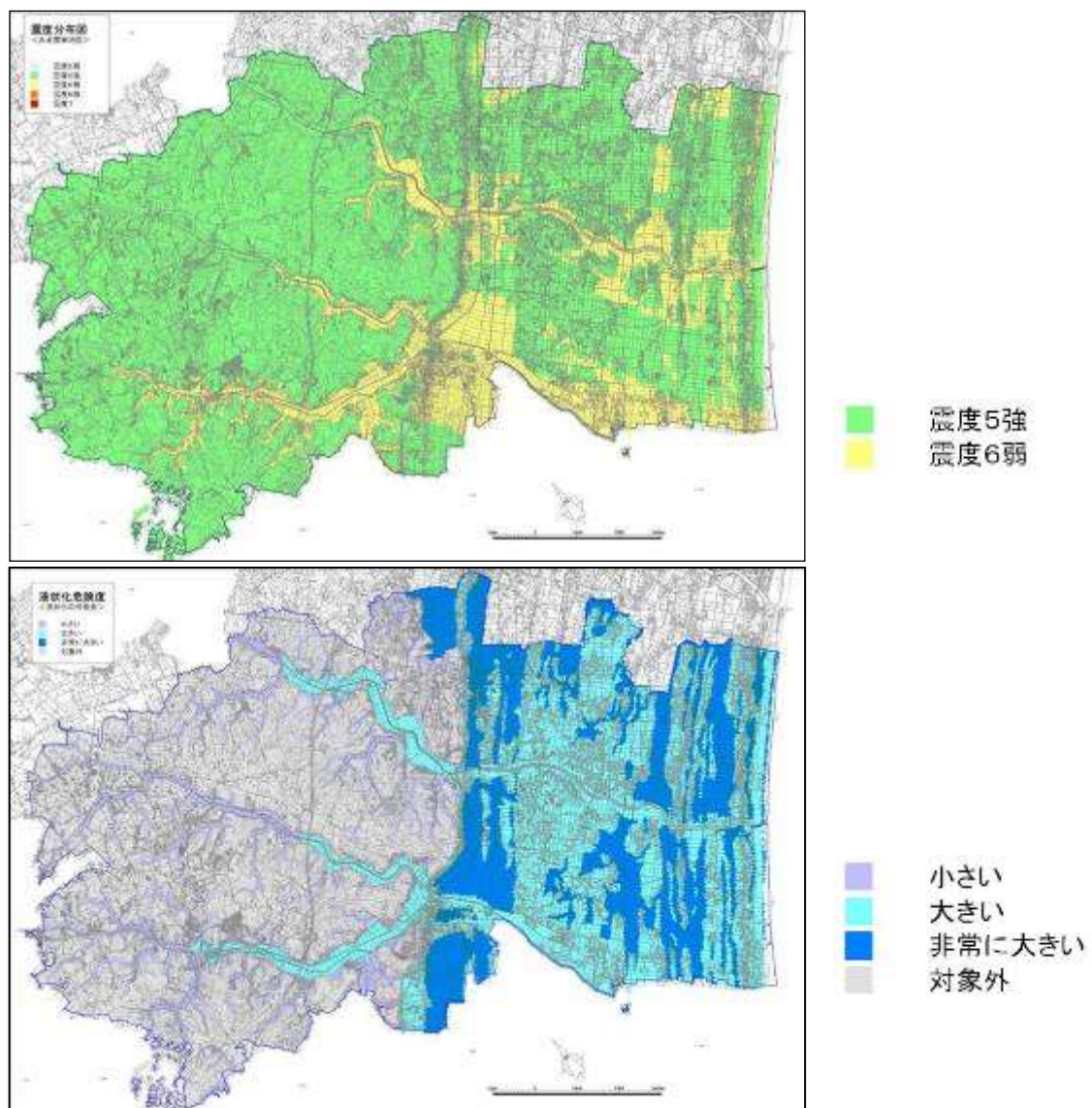
地域防災計画の前提とする地震及び津波は、防災アセスメント調査（平成25年3月）に基づき、次の地震及び津波とする。想定条件は、次のとおりである。

〈想定地震の条件〉

	震源	マグニチュード	条件
地震	大正関東地震（関東大震災）	7.9	冬季18時
津波	明治三陸型地震が三重会合点まで南下したケース（沿岸波高10m）	8.7 （モーメントマグニチュード）	—

2 地震被害

（1）震度・液状化

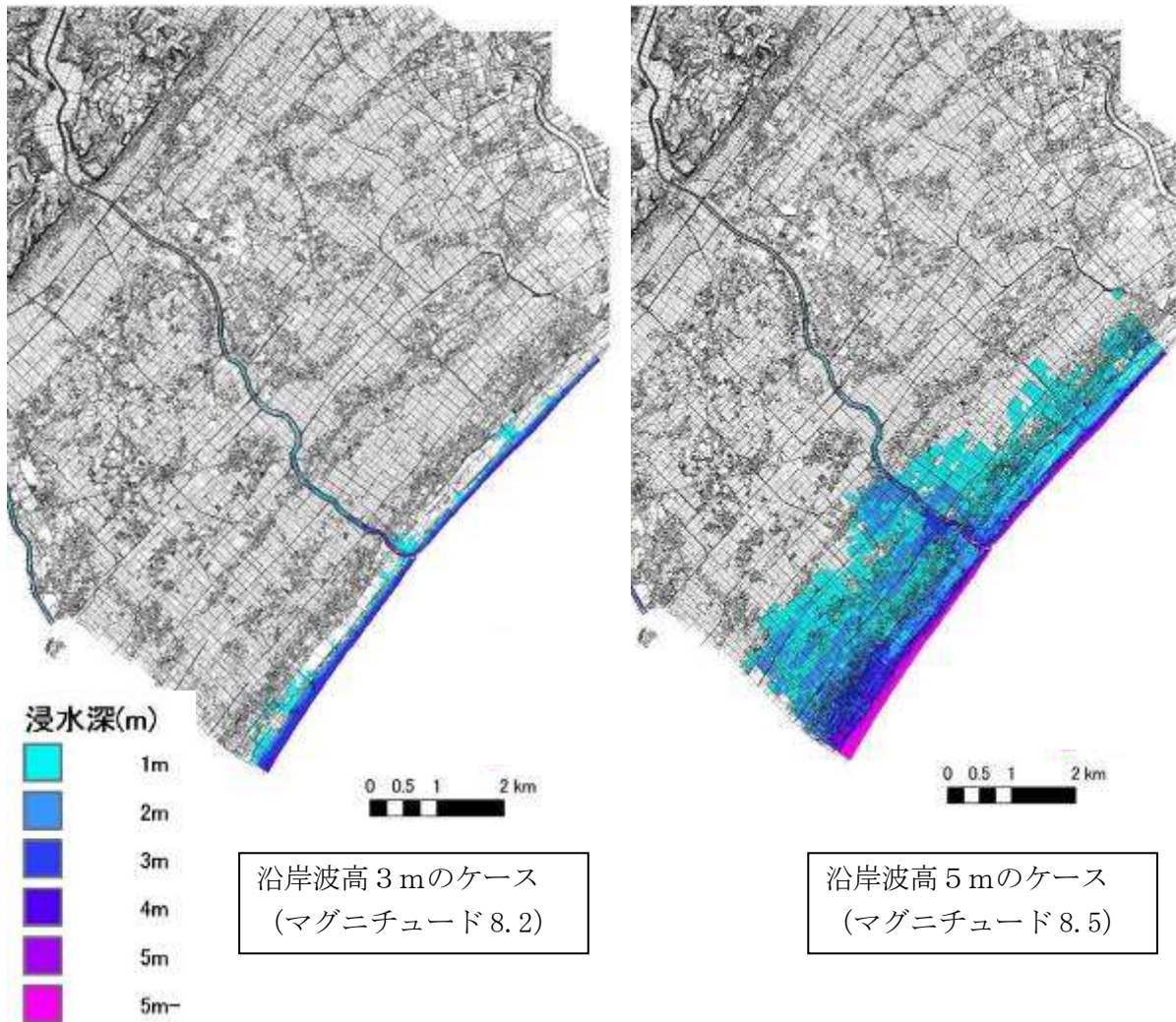


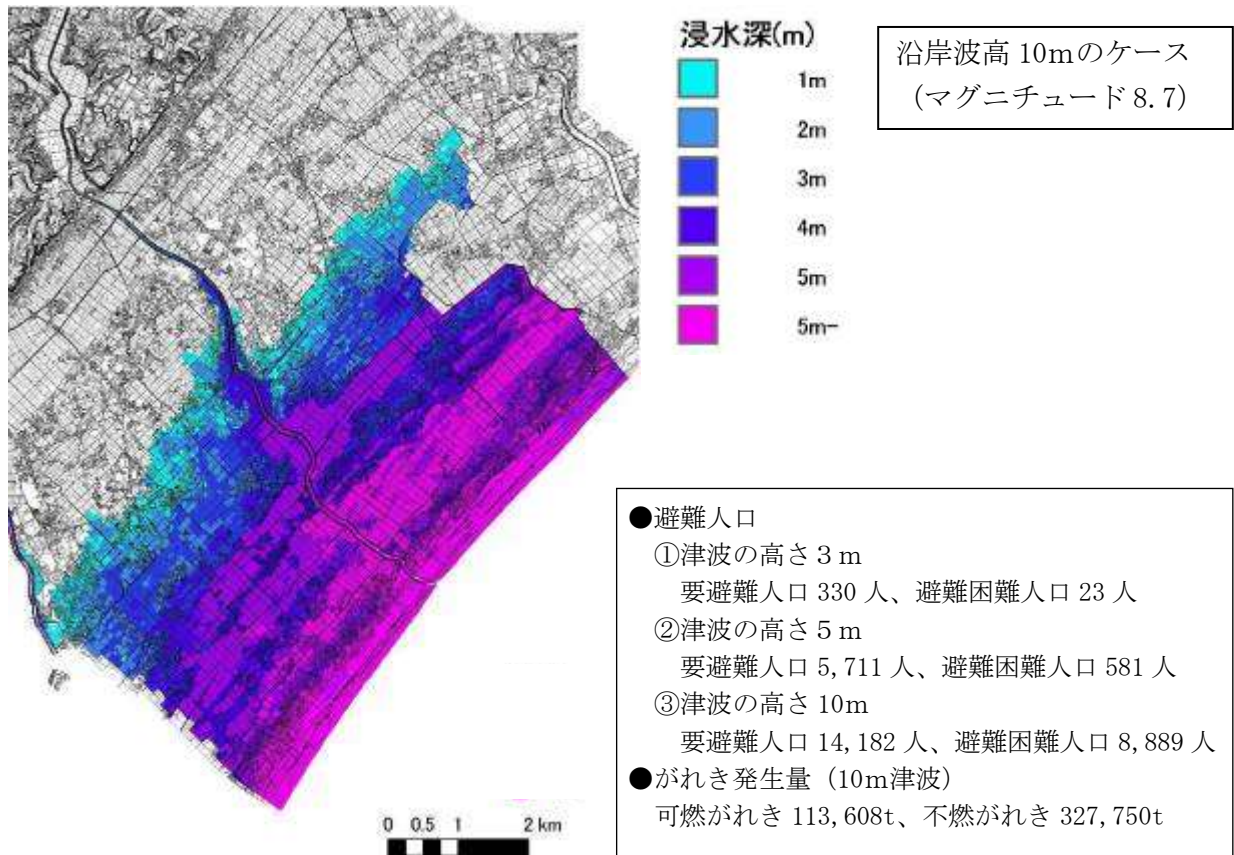
(2) 被害

項 目		数 量
原因別建物全壊棟数	揺れ	全壊5棟、半壊415棟
	液状化	全壊25棟、大規模半壊334棟、半壊604棟
	急傾斜地崩壊	大破5棟、中破10棟
火災	炎上出火	1件未満
	焼失棟数	0棟
人的被害	死者	建物倒壊1人
	重傷者	建物倒壊1人
	負傷者	建物倒壊90人、急傾斜地崩壊1人
避難者（1日後）		避難者5,207人（うち避難所避難者3,124人）
震災廃棄物		可燃がれき590t、不燃がれき1,680t

3 津波被害

津波は、東北地方太平洋沖地震（平成23年3月）と同様な海溝型地震として、山武市沿岸水深1mにおける平均波高が概ね3m、5m、10mとなる断層モデルを設定したものである。





第2 洪水浸水の想定

作田川、木戸川及び真亀川は、水防法に基づく水位情報周知河川に指定され、千葉県によって洪水浸水想定区域図が作成されている。市はハザードマップを作成、公表しており、この洪水浸水範囲を本計画の前提とする。

1 想定条件

洪水浸水想定的前提条件は、想定最大規模（1,000年に1度の大雨）で、想定雨量は次のとおりである。

〈想定条件〉

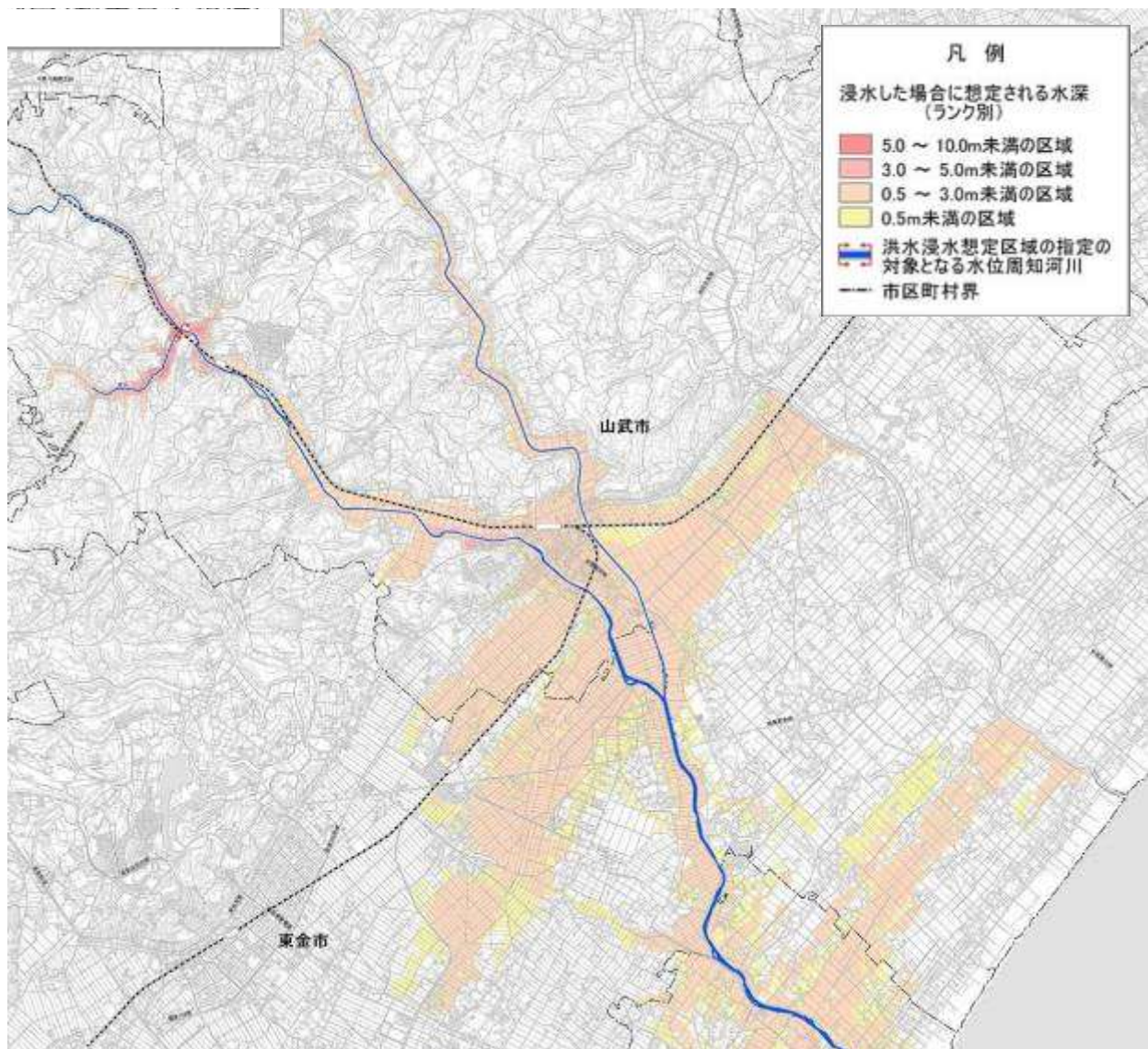
作田川（境川・源川含む）	作田川流域の24時間雨量が 686.5mm
木戸川	木戸川流域の24時間雨量が 676.5mm
真亀川（十文字川含む）	真亀川流域の24時間雨量が 690.0mm

2 浸水範囲等

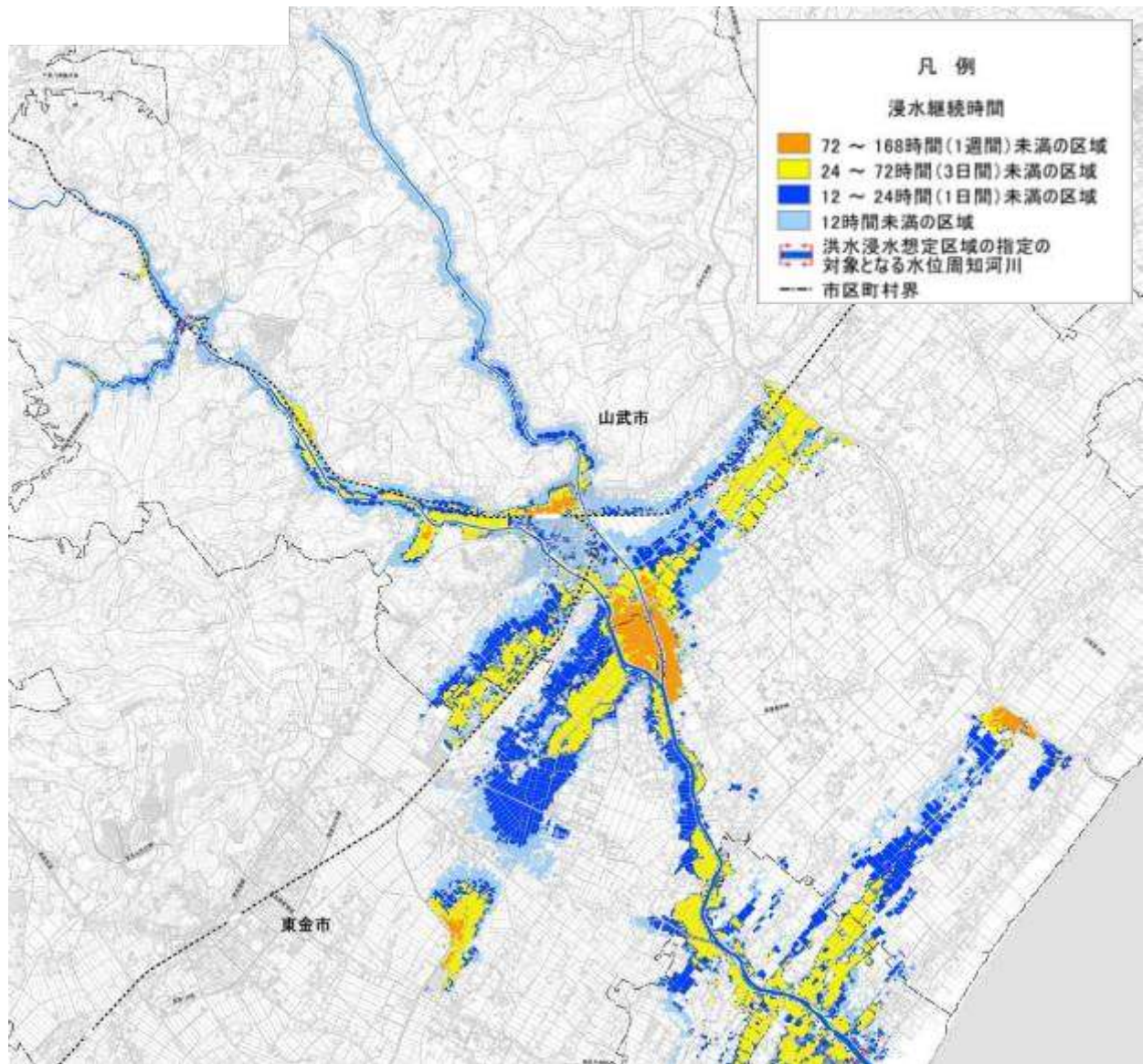
(1) 作田川洪水浸水想定区域

想定最大規模では0.5～3.0m未満の浸水区域が多く、作田川と支川境川沿いに線状に分布するほか、成東駅付近を中心に鉄道路線沿いには拡がりをもって分布している。作田川本川の上流部では浸水深が大きくなる傾向があり、日向駅より上流側では5.0～10.0mに達するほか、成東駅西側の一部でも3.0～5.0mに達する場所がある。

浸水継続時間は作田川と境川の合流点付近で72～168時間（1週間）の範囲が広がっており、周辺に行くに従って継続時間は短くなっている。このほかにも局所的に浸水継続時間が長い場所があり、成東駅の北側とそれより上流の作田川沿いの一部に72～168時間（1週間）の範囲が分布するほか、木戸川の県道122号及び124号の交差点付近にもやや広く分布している。



作田川水系作田川浸水想定区域図（想定最大規模）

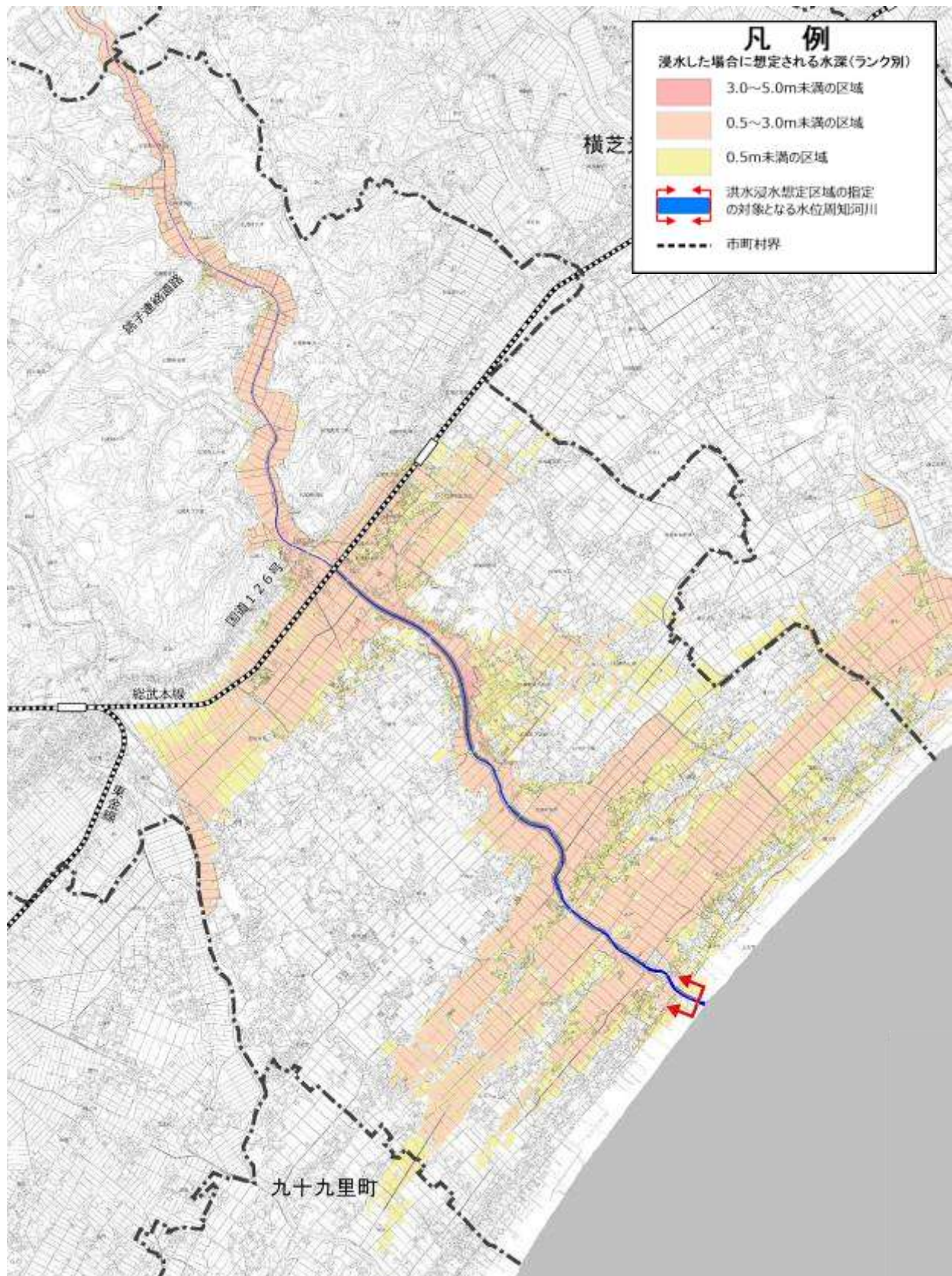


作田川水系作田川浸水想定区域図（浸水継続時間）

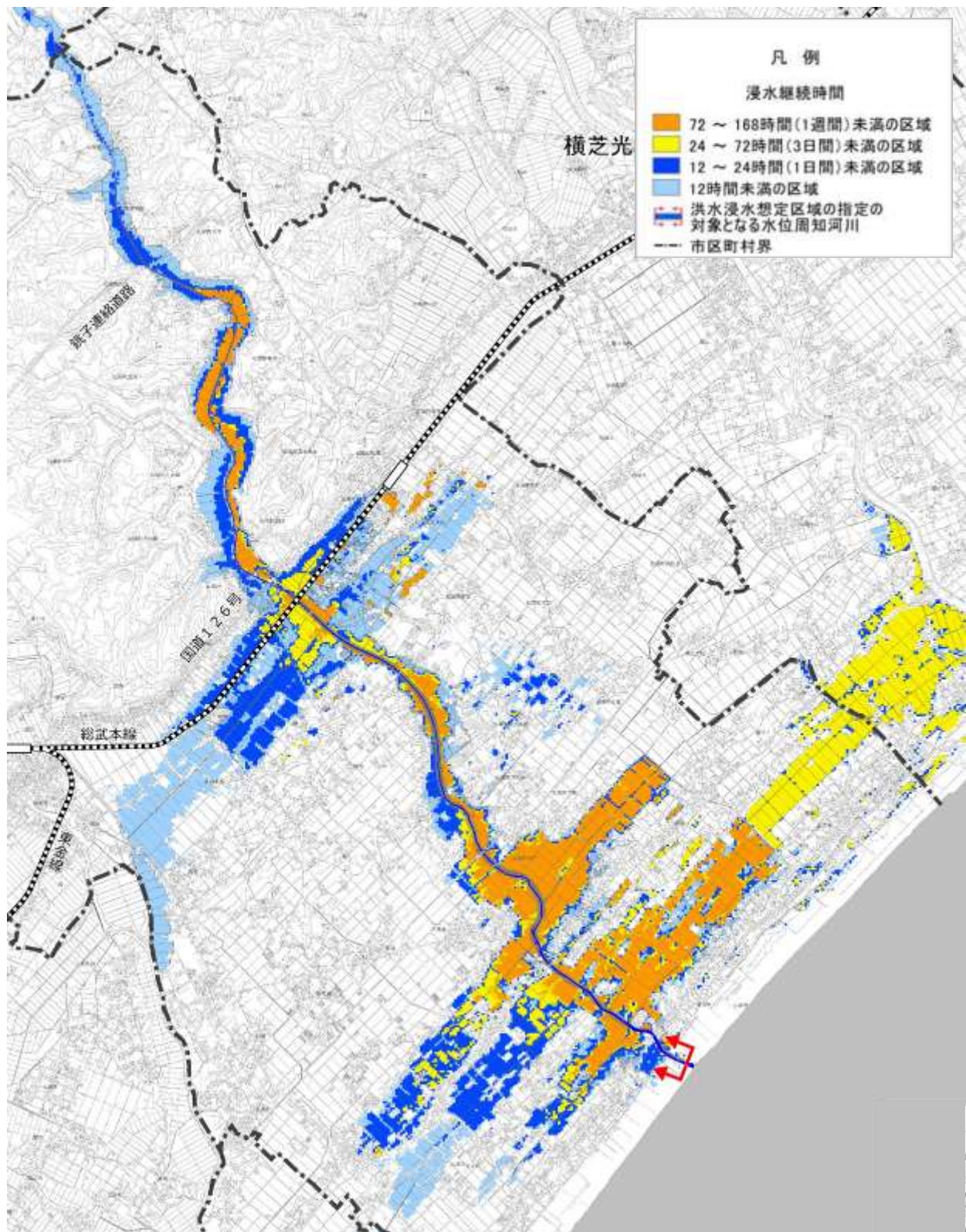
(2) 木戸川洪水浸水想定区域

想定最大規模では河道沿いに浸水域が分布するほか、総武本線沿いと沿岸部に広がる砂丘間低地部では浸水域が面的に分布している。浸水深の多くは0.5～3.0m未満となっているが、河口より3km以上内陸川では3.0～5.0m未満の浸水域も点在している。

浸水継続時間は河道に近いほど長く、特に左岸側の多くの範囲で72～168時間（1週間）未満となっている。砂丘間低地部の浸水範囲では特に浸水継続時間が長い傾向があり、左岸側だけでなく右岸側でも72～168時間（1週間）未満の範囲がまとまって見られる。



木戸川水系木戸川浸水想定区域図（想定最大規模）

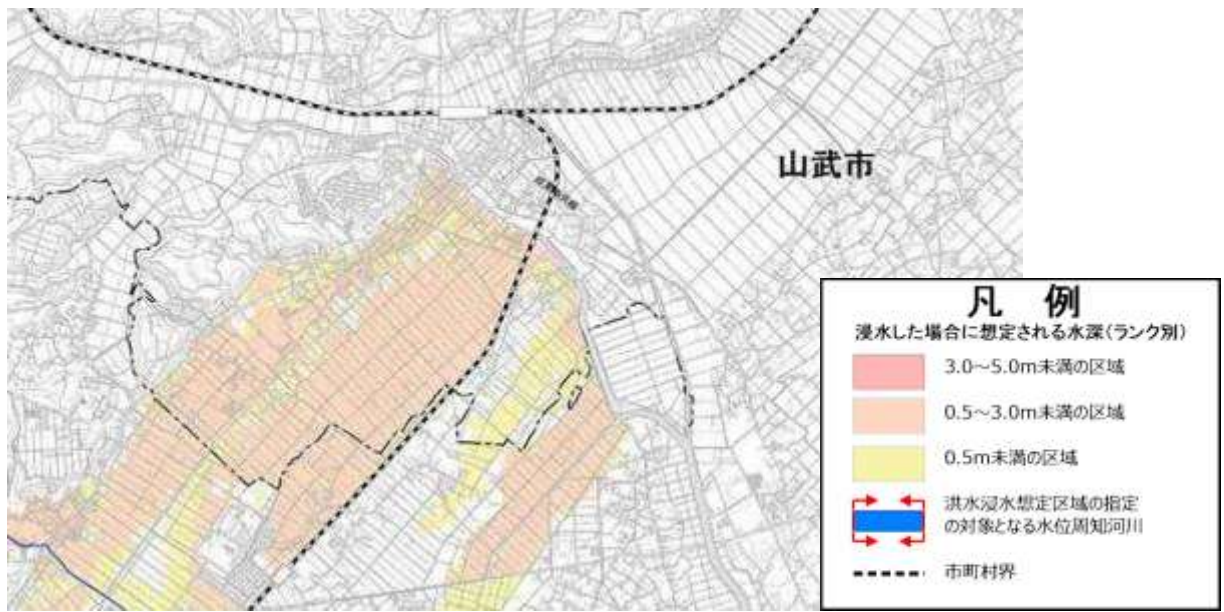


木戸川水系木戸川浸水想定区域図（浸水継続時間）

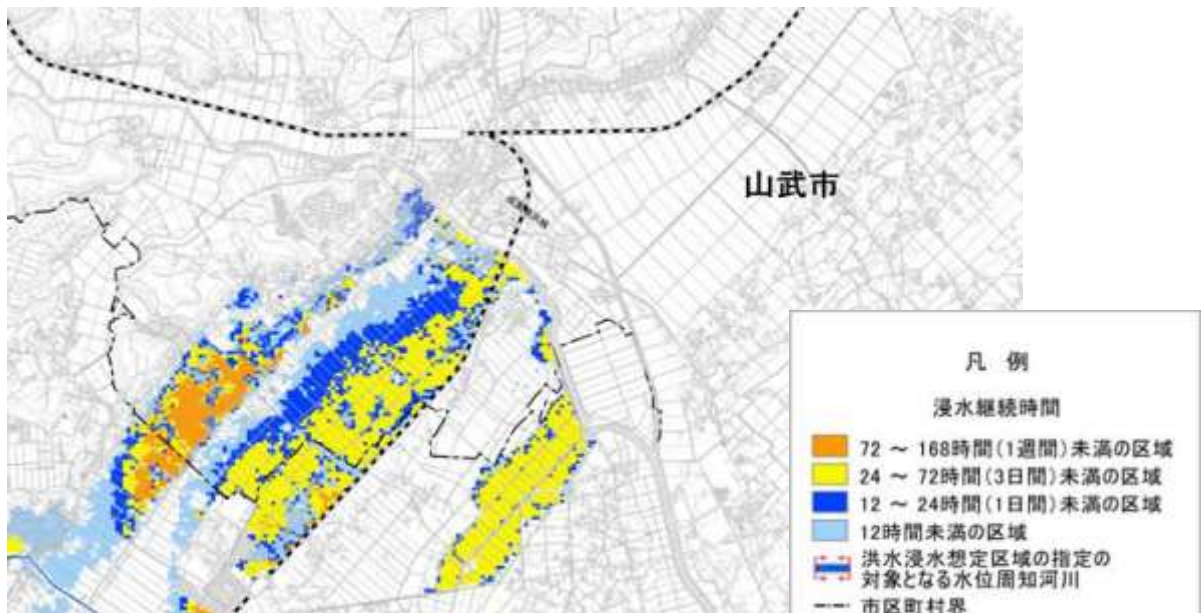
(3) 真亀川洪水浸水想定区域

真亀川の浸水想定区域は、本市内においては成東駅東側の東金線沿線に限られている。想定最大の場合の最大浸水深は0.5m～3.0m未満であり、それらの範囲は東金線の北側にまとまって見られる。東金線の南側では、0.5m未満の浸水深が中心となっている。

浸水継続時間は浸水想定区域の北側で長く、72～168時間（1週間）未満の範囲がまとまって分布している。一方、浸水想定区域の南側では最長でも24～72時間（3日間）の浸水継続時間である。



真亀川水系真亀川浸水想定区域図（想定最大規模）



真亀川水系真亀川浸水想定区域図（浸水継続時間）

第3 土砂災害の想定

土砂災害の危険箇所として、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、県が急傾斜地崩壊危険区域を14箇所指定し、有害行為の規制や急傾斜地の保全を行っている。

また、県が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）220箇所（うち土砂災害特別警戒区域 217箇所）を指定し、警戒避難体制の整備や開発制限等を行っている。

併せて、山地災害については山地災害危険地区（山腹崩壊）81箇所が把握されている。

第4 大規模事故の想定

大規模事故は、多数の被害者の発生や、住民や市域の環境に重大な影響を与える次の事故を想定する。

- (1) 大規模火災〔第1節 大規模火災対策〕
- (2) 林野火災〔第2節 林野火災対策〕
- (3) 危険物等の爆発・炎上・危険物質の漏出等〔第3節 危険物等災害対策〕
- (4) 油等海上流出事故〔第4節 油等海上流出災害対策〕
- (5) 船舶の転覆等による海上事故〔第5節 海上事故災害対策〕
- (6) 航空機の墜落・炎上による事故〔第6節 航空機事故災害対策〕
- (7) 鉄道の脱線等による事故〔第7節 鉄道事故災害対策〕
- (8) 車両の多重事故、道路・橋梁の損壊等による事故〔第8節 道路事故災害対策〕
- (9) 放射性物質を取り扱う施設等での事故〔第9節 放射性物質事故対策〕
- (10) 大規模停電〔第10節 大規模停電対策〕

※〔 〕は大規模事故編 第2章の節の名称を示しており、これらの事故への対策を記載している。

山武市地域防災計画

地震・津波災害編

目 次

第1章 災害予防計画	1
第1節 地域防災力の向上	3
第1 防災意識の向上及び防災知識の普及・啓発	3
第2 自主防災体制の強化	4
第3 防災訓練の推進	7
第4 市役所防災体制の整備	8
第5 調査・研究	8
第2節 津波災害の予防	10
第1 津波避難の基本的な考え方	10
第2 避難施設の整備	10
第3 津波広報・教育・訓練	11
第4 津波避難体制の整備	11
第3節 地盤災害の予防	13
第1 土砂災害の防止	13
第2 地盤沈下防止対策	14
第3 液状化対策	14
第4 地籍調査の推進	15
第4節 災害に強い都市の形成	16
第1 市街地の不燃化	16
第2 建築物の耐震化等	16
第3 ライフライン施設の耐震化	17
第4 道路・交通施設の安全化	18
第5節 火災の防止	19
第1 出火防止	19
第2 初期消火	19
第3 延焼の拡大防止	20
第6節 防災施設の整備	21
第1 避難場所等の整備	21
第2 避難路の整備	22
第3 ヘリコプター臨時離発着場の確保	22
第4 情報連絡施設等の整備	22
第5 防災拠点の整備	23
第7節 被災者支援体制の整備	24
第1 備蓄・物流対策	24
第2 給水体制の整備	25
第3 災害時医療体制の整備	25
第4 緊急輸送体制の整備	27
第5 ボランティア受入れのための環境整備	27
第6 受援体制の整備	28
第8節 要配慮者の安全確保対策	29
第1 在宅要配慮者への対策	29
第2 社会福祉施設における防災対策	31

第3 外国人への対策	32
第9節 帰宅困難者対策	33
第1 一斉帰宅の抑制	33
第2 帰宅困難者の安全確保	33
第2章 災害応急対策計画	35
第1節 応急活動体制	37
第1 防災体制の確立	37
第2 災害対策本部設置前の体制	38
第3 災害対策本部の体制	38
第4 災害対策本部廃止後の体制	40
第5 災害救助法の適用	44
第2節 情報の収集伝達	47
第1 情報連絡体制の確立	47
第2 地震・津波情報等の収集・伝達	48
第3 被害情報の収集・報告	50
第4 災害広報	53
第5 報道機関への対応	54
第3節 消防・救助救急・水防・危険物等対策	55
第1 消防活動	55
第2 救助・救急活動	56
第3 水防活動	57
第4 危険物等の対策	57
第4節 災害警備・交通規制	59
第1 災害警備	59
第2 交通規制等	60
第3 緊急通行車両の確認等	61
第4 緊急輸送	62
第5 防犯	62
第5節 地震避難対策	63
第1 避難行動	63
第2 避難所の開設	66
第3 避難所の運営	66
第4 感染症対策	67
第5 避難所の閉鎖	68
第6 広域避難・広域一時滞在	68
第6節 津波避難対策	69
第1 津波避難区域	69
第2 津波避難情報の伝達	69
第3 避難行動	69
第7節 医療救護・防疫活動	71
第1 医療救護活動	71
第2 防疫活動	73
第3 保健衛生活動	73
第8節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬	75

第1 行方不明者の捜索	75
第2 遺体の処理・埋火葬	75
第9節 給水・物資の供給	77
第1 飲料水の供給	77
第2 食料の供給	78
第3 生活必需品の供給	79
第4 救援物資の受入れ・管理	79
第10節 広域応援要請・広域避難者等の受入れ	80
第1 自衛隊の災害派遣	80
第2 県・市町村等への要請	82
第3 消防の広域応援要請	84
第4 災害協定の活用	84
第5 広域避難者等の受入れ	85
第11節 生活関連施設等の応急復旧対策	86
第1 ライフライン施設	86
第2 交通	87
第3 公共施設	88
第12節 学校等における児童・生徒等の安全対策	89
第1 災害発生時の対応	89
第2 応急教育	89
第3 応急保育	90
第4 社会教育施設の対策	90
第5 文化財の確認	91
第13節 廃棄物・環境対策	92
第1 障害物の除去	92
第2 清掃・廃棄物処理	93
第3 環境汚染の防止	94
第4 動物対策	94
第14節 建築物・住宅対策	95
第1 被災建築物の応急危険度判定	95
第2 被災宅地の危険度判定	95
第3 住家の被災調査・罹災証明の発行	96
第4 住宅の応急修理	96
第5 応急仮設住宅の供給	96
第15節 要配慮者対策	98
第1 避難行動要支援者の避難支援	98
第2 要配慮者への対応	98
第3 社会福祉施設入所者等への支援	99
第16節 ボランティアへの対応	100
第1 ボランティアの受入れ体制	100
第2 ボランティア活動支援	101
第17節 帰宅困難者対策	102
第1 施設管理者等の対応	102
第2 市の対応	102

第18節 生活支援	103
第3章 災害復旧・復興計画	105
第1節 市民生活安定のための対策	107
第1 被災者の生活支援	107
第2 地域経済への支援	110
第2節 災害復旧事業計画	111
第1 災害復旧事業	111
第2 国の財政援助等	111
第3節 災害復興計画	112

附編1 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総 則	115
第1 計画の目的	115
第2 用語の定義	115
第3 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	116
第4 市の配備体制	116
第2節 地震防災対策計画	117
第1 関係者との連携協力の確保	117
第2 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	117
第3 時間差発生等における円滑な避難の確保等	119
第4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	124
第5 防災訓練計画	125
第6 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	125
第7 南海トラフ地震防災対策計画	126

附編2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総 則	132
第1 推進計画の目的	132
第2 用語の定義	132
第3 防災関係機関等の処置すべき事務又は業務の大綱	135
第4 市の配備体制	135
第2節 地震防災対策計画	136
第1 関係者との連携協力の確保	136
第2 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	136
第3 時間差発生等における円滑な避難の確保等	136
第4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	137
第5 防災訓練計画	137
第6 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	138
第7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画等	138

第 1 章 災害予防計画

第1節 地域防災力の向上

項 目	市担当	関係機関
第1 防災意識の向上及び防災知識の普及・啓発	消防防災課、子ども教育課、秘書広報課	—
第2 自主防災体制の強化	消防防災課、商工観光課	自主防災組織、消防団、消防本部、防災士協会
第3 防災訓練の推進	消防防災課	自主防災組織、消防団、消防本部
第4 市役所防災体制の整備	消防防災課、各課等	—
第5 調査・研究	消防防災課	—

第1 防災意識の向上及び防災知識の普及・啓発

地震・津波による被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが高い防災意識を保持し「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、地震・津波に関する防災・減災についての正しい知識をもち、日頃から災害時に沈着冷静に行動できる力を身につけることが最も必要なことである。

そこで、次のようにあらゆる機会を捉えて防災意識の向上及び防災知識の普及・啓発に努める。

防災意識：「怖い」「どうしよう」

防災知識：「こんな時はどうする」

1 ハザードマップ等による防災への意識付けと知識の普及・啓発

消防防災課は、市民等が災害を正しく恐れ、防災に関して正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにするため、市の広報紙、ホームページ、ハザードマップ等により、防災意識の向上と防災知識の普及と啓発に努める。

特に、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者への広報に配慮するとともに、わかりやすい広報資料の作成に努める。

ハザードマップについては、「山武市ハザードマップ（地震・津波編）」及び「山武市ハザードマップ（洪水・土砂災害編）」を適宜に改訂を行い配布する。

2 地区防災訓練及び出前講座等による防災への意識付けと知識の普及・啓発

消防防災課は、ハザードマップや防災に関する資料を使用し、防災講演会や地域での集会等で防災知識の普及・啓発に努める。

3 過去の災害教訓の伝承

消防防災課及び秘書広報課は、各種災害の実情と災害から得られた教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を収集・整理し、適切に保存するとともに、画像等の資料を市民に閲覧できるようホームページに掲載する等公開に努める。

4 教育における 防災への意識付けと防災知識の普及

各学校は、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の下に適切に対応し避難する力を養うため、家庭や地域等と連携し、防災教育を実施

する。特に、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行い、自らの安全確保や他者や地域への貢献を身につけることに留意する。

〈防災知識の普及・啓発の重点項目〉

ア 防災の重要性に関する知識

- ① 身の回りに起こり得る災害とこれに伴う被害状況に関すること。
- ② 震災時のインフラ（水道、電気、ガス、電話等）の機能停止と復旧に関すること。

イ 自らの身を守るための知識

- ① 自助・共助・公助の考え方に関すること。
- ② 緊急地震速報、南海トラフ地震臨時情報に関すること。
- ③ 警報等や避難指示等の意味・内容に関すること。
- ④ 津波フラッグ、津波警報の意味・伝達要領に関すること。
- ⑤ 食料、飲料水、医薬品等の備蓄、救急用品等非常持出品に関すること。
- ⑥ 自動車、発電機、ガスコンロ等の燃料確保要領（こまめな満タン給油等）に関すること。
- ⑦ 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策に関すること。
- ⑧ 出火防止（通電火災、住宅用火災警報器、感電ブレーカーの設置の有効性等）及び初期消火に関すること。
- ⑨ 指定緊急避難場所、指定避難所及びその他の避難施設（安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等）と安全な避難経路の選定等に関すること。
- ⑩ 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難場所、避難方法及び避難時の留意事項に関すること。
- ⑪ 避難所での感染症対策（避難所における感染予防と携行品等）に関すること。
- ⑫ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備。
- ⑬ 帰宅困難時の対応（帰宅困難者、被災地の家族）に関すること。
- ⑭ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ウ 地域防災力を向上させるための知識

- ① 救助救護の方法
- ② 自主防災活動の実施

エ その他一般的な知識

- ① 地域防災計画の概要

第2 自主防災体制の強化

1 自主防災組織の育成

消防防災課は、自主防災組織づくりを積極的に推進するため、区・自治会を単位とした自主防災組織の結成促進や既存の自主防災組織の活動強化のための支援を行う。

また、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用するため、自主防災組織への女性の参画を促進する。

(1) 自主防災組織の結成への支援

自主防災組織の結成時に必要な防災用資機材の整備に対し、山武市自主防災組織設置促進事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。

(2) 自主防災組織の活動への支援

防災訓練等の活動を行う組織に対し、山武市自主防災組織活動促進事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。

(3) 防災ネットワークづくり

消防防災課は、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るため、消防団、民生委員児童委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりを促進する。

〈自主防災組織の活動〉

平 常 時	ア	防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策）
	イ	地震による災害危険度の把握（土砂災害警戒区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）
	ウ	防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）
	エ	家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物）
	オ	防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材）
	カ	要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理）
	キ	他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発 災 時	ア	情報の収集及び伝達（被害の状況、予報及び警報、ライフラインの状況、避難指示等）
	イ	出火防止、初期消火
	ウ	救出・救護（救出活動・救護活動）
	エ	避難（避難誘導、避難所の運営）
	オ	給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し）

2 避難所運営委員会の設立

消防防災課は、市が指定する指定一般避難所の災害時の開設・運営を自助・共助・公助の連携により円滑に実施するため、旧小学校区を単位として、避難所運営委員会の設立を平時から促進する。

設立にあたっては、高齢者、乳幼児、女性の特性に応じた避難所環境を整えるため、避難所運営委員に多くの女性を登用することを促す。

(1) 避難所運営委員会の設立への支援

設立に必要な、事前の協議、会則の作成及び資機材の購入等について支援する。

(2) 避難所運営委員会の活動への支援

避難所開設・運営訓練等の活動に対し補助金を交付する。

〈避難所運営委員会の活動〉

平 常 時	ア 地震による災害危険度の把握（土砂災害警戒区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） イ 防災訓練（個別訓練、総合訓練、図上訓練） ウ 避難所の防災倉庫内の防災資機材等の確認及び取り扱い操作訓練（備蓄食料・水、トイレ、ストーブ、生活用品等） エ 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理） オ 旧小学校区内の他団体等との連携（区・自治会、自主防災組織、民生委員、施設管理者等）
発 災 時	ア 情報の収集及び伝達（被害の状況、予報及び警報、ライフラインの状況、避難指示等） イ 避難所の開設（招集、受付、避難者の受け入れ） ウ 避難所の運営（食事・水の提供、救援物資の受け入れ、管理、配分、避難所の問題点の把握と改善、防犯・規律維持、衛生及び環境整備、ボランティア要請・受け入れ、関係機関との連絡調整等） エ 旧小学校区内の避難所（区・自治会開設）及び在宅避難者支援

3 防災士協会の活動支援

消防防災課は、地域の防災リーダーとして災害時の防災・減災活動が期待できる防災士のスキルアップと、平時における防災意識の啓発、自助・共助活動の防災訓練の計画・実施を組織的に行うことを目的とした防災士協会の活動について次の支援を行う。

- (1) 関係機関との調整
- (2) 防災士のスキルアップのための教育
- (3) 防災士協会の行う訓練及び防災講話等の支援
- (4) 山武市自主防災組織等活動促進事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付

〈防災士協会の活動〉

平 常 時	ア 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成） イ 自主防災組織の設立支援 ウ 防災訓練（個別訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） エ 市民に対する防災講話の実施 オ 防災士としてのスキルアップのための勉強会及び訓練の実施 カ 市が実施する防災訓練の支援 キ 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織との合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発 災 時	ア 情報の収集及び共有（予報及び警報、避難指示、被害の状況、ライフラインの状況等） イ 初期消火 ウ 救出・救護（救出活動・救護活動） エ 避難（避難誘導、避難所の運営支援） オ 給食・給水支援

4 地区防災計画の作成

消防防災課は、自主防災組織等が、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画を提案した場合、防災会議に諮り、防災会議が必要と認める場合は地区防災計画を本計画に定める。

5 事業所の防災体制の整備

(1) 防災・防火管理体制の強化

消防本部は、学校、病院、店舗等多数の人が出入りする施設の管理権原者に対し、消防法第8条の規定により防火管理者を選任させ、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行わせるとともに、出火の防止、初期消火体制の強化等について指導する。

雑居ビル等については、消防法第8条の2の規定により、統括防火管理体制の確立や発災時に防災体制がとれるよう指導する。

また、多数の人が利用する大規模建築物等については、消防法第36条の規定により防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施について指導する。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

消防本部は、危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

(3) 中小企業の事業継続

消防防災課、商工観光課は、中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

第3 防災訓練の推進

震災時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練及び市の災害対応能力を向上させるための個別並びに機能別訓練を実施する。

1 総合防災訓練

消防防災課は、地震・津波の発生を想定し、市、消防本部、消防団、市民、自主防災組織、ボランティア（NPO）及び防災関係機関が一体となって、各種の訓練を行う総合防災訓練を実施する。

訓練は、隔年を基準として実施するものとし、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

2 個別及び機能別訓練

消防防災課は、災害対策の一連の活動の一部について訓練が必要と判断した場合は、個別の訓練を計画・実施する。

また、災害対策各班が実施する災害対策業務の実施について訓練が必要と判断した場合又は各班からの訓練の要望があった場合、機能別の訓練を計画・実施する。

個別及び機能別訓練は、実働訓練、机上訓練及び各災害対策業務の関係部署による協議をもつて行う。

〈個別訓練の事例〉

ア 災害対策本部設置訓練	イ 職員参集訓練
ウ 情報収集伝達訓練	エ 避難誘導訓練
オ 初期消火訓練	カ 救出・救護訓練
キ 給水、炊き出し訓練	ク 避難所開設訓練
ケ ライフライン施設復旧訓練 等	

3 各種防災訓練

消防防災課は、区・自治会、自主防災組織が実施する訓練を支援する。

(1) 津波避難訓練

市民等の参加のもと大規模な津波を想定した避難訓練を行い、避難誘導や要配慮者の避難支援等、市民等の行動の習熟を図る。

(2) 自主防災訓練

消防本部は、地域で実施する初期消火、応急救護等の自主防災訓練を指導する。

第4 市役所防災体制の整備

1 市役所の防災体制

(1) 研修等の実施

消防防災課は、職員に対する防災知識、災害対策本部事務分掌における役割の分担等に関する職員研修を実施する。

特に、発災時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」、「最悪事態を想定して行動せよ」、「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則って迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修を行うとともに、日頃から、国、県、防災関係機関の研修を活用し、防災・減災に係る知識、防災意識の醸成に取り組む。

また、各課等は、災害時職員初動マニュアル（地震・津波編）について、定期的かつ経年変化に応じた見直しや市内・外で発生した地震・津波災害（以下、「実災害」という。）及び防災訓練等での評価を踏まえた見直し（消防防災課への見直し意見の提出）を行う。

(2) 市役所業務継続計画（BCP）の改訂

市役所業務継続計画（BCP）とは、災害時のリスクのある中で市役所の業務が継続して行えるよう優先して行うべき業務を定め、必要な人、物の資源の準備や対応方針を定めた市役所運営の計画であり、経年変化や実災害、訓練の経験から改訂が必要と判断される場合には適時改訂を行う。

(3) 広域避難等の受入れ準備

消防防災課は、他地域の災害発生により市に広域避難や広域一時滞在の受入れ要請があった場合の対応について準備する。

2 学校等の防災体制

各学校は、被害を最小限にとどめる事前の備えと、発生時の迅速な対応ができる防災体制を確立し、市教育委員会が作成した災害時初動対応マニュアルや学校ごとに作成している危機管理マニュアルにより、防災体制を強化する。

また、こども園・幼稚園は、災害発生時の対応を定めたマニュアル等により防災体制を確立する。

各学校、こども園、幼稚園等は、実災害及び防災訓練の評価を踏まえて、それぞれ作成したマニュアルの定期的な見直しを行う。

第5 調査・研究

1 基礎データの作成

消防防災課は、調査研究の基礎となる自然条件、社会条件のデータについて、今後の利活用を考慮して収集、蓄積する。

特に災害が発生した際は、土木課等とともに被害箇所等の位置情報を調査し、地図データ等に整理するとともに、被災状況を画像で保管し、災害危険性の評価等に活用できるようにする。

2 防災に関する図書・資料等の収集・整理

消防防災課は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理を行う。

3 専門的調査・研究の実施

消防防災課は、市を取り巻く状況の変化、国の防災方針や災害予測に関する研究の進展に応じて、防災アセスメントを実施し災害危険箇所の把握に努め、防災広報や防災教育に活用する。

第2節 津波災害の予防

体 系	市担当	関係機関
第1 津波避難の基本的な考え方	消防防災課、都市整備課	—
第2 避難施設の整備	消防防災課、土木課、	—
第3 津波広報・教育・訓練	消防防災課、子ども教育課、子育て支援課	自主防災組織、消防団
第4 津波避難体制の整備	消防防災課	—

第1 津波避難の基本的な考え方

津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。

海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、区、自治会、自主防災組織の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や、保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。

また、本計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、消防防災課、都市整備課による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、防災・減災の観点からのまちづくりに努める。

第2 避難施設の整備

「山武市津波対策100年計画」（平成25年3月）に基づき、既存施設との関連性を持たせるとともに、東日本大震災での津波浸水区域内を優先整備対象区域と位置づけ、避難道路及び避難施設の段階的整備を実施する。

1 避難道路の整備

徒歩・自転車・自動車の円滑な避難が可能となる道路の幅員、歩道、橋梁の耐震性、誘導看板の構造を定め、海岸地域から内陸へ直線的につながる既存の路線を中心に、避難経路として使用されることが考えられる道路を整備対象路線として検討し、その中で次の5路線を優先整備路線として整備する。

〈主要避難道路〉

ア	市道「井之内線」～「富口・井之内線」
イ	市道「松ヶ谷1号線」～「上横地・松ヶ谷線」
ウ	市道「蓮沼ホ・蓮沼イ線」～「松尾町木刀・松尾町武野里線」
エ	県道121号「成東鳴浜線」
オ	市道「松尾町大堤・蓮沼ニ線」～「蓮沼ニ線」

2 避難施設の整備

(1) 民間・既存施設の利活用

消防防災課は、海岸地域にある津波避難に適していると考えられる民間施設（宿泊施設等）を、津波避難ビルとして一時避難に使用できるよう、施設所有者と協定を締結する。

(2) 施設の整備

消防防災課は、既存施設の利活用、その他対策を推進した場合でも、著しく避難が困難であり、甚大な被害が予想される地域においては、津波避難タワー、築山等の避難施設の整備を実施する。

(3) 避難環境の整備

市は、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（令和4年4月改定）に留意して、安全性、良好な居住性の確保、生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供等、生活環境の環境に必要な整備を実施する。

第3 津波広報・教育・訓練

1 津波知識の啓発

消防防災課は、津波想定浸水域を記載したハザードマップを作成、配布する。ハザードマップには、浸水域のほか、避難場所、津波警報や津波避難行動、持出品等に関する情報を掲載し、周知を図る。

また、海水浴場やプール等の集客施設の周辺に、避難場所や避難経路を図示した看板、海拔表示看板等を設置し、観光客等にも配慮した対策を実施する。

2 防災教育

こども園・幼稚園・小中学校は、それぞれ作成してある「危機管理マニュアル」の見直しや避難計画を作成し、避難訓練を通じて防災教育を実施する。

3 津波避難訓練

消防防災課は、消防団、市民、区・自治会、自主防災組織、事業所等が参加する総合的な避難訓練を実施する。

また、区・自治会、自主防災組織、事業所、各施設は、それぞれの単位に避難訓練を実施し、避難行動の習熟を図る。

なお、訓練の実施にあたっては、夏の観光客等、夜間、要配慮者の支援など、様々な想定や訓練項目を設定する。

第4 津波避難体制の整備

1 津波避難計画の策定

消防防災課は、津波避難区域や避難場所、津波警報等の伝達等を定めた津波避難計画を策定するとともに、社会情勢の経年変化に合わせて継続的に見直しを行う。

2 情報伝達体制の整備

消防防災課は、津波警報等を迅速に伝達できるようJアラート、緊急速報メール等の情報伝達体制の整備を図る。

また、通信機器が発災時の停電の影響等を受けないように、非常電源の容量確保、耐震性の向上などを検討する。

3 自主的避難の体制整備

消防防災課は、市民、事業所及び集客施設等において津波警報等が覚知された場合に、各主体が迅速な情報伝達と円滑な避難誘導が実施されるよう、各主体における避難体制の整備について助言、指導を行う。

第3節 地盤災害の予防

体 系	市担当	関係機関
第1 土砂災害の防止	消防防災課、土木課、農政課	山武土木事務所、北部林業事務所
第2 地盤沈下防止対策	—	県
第3 液状化対策	消防防災課、都市整備課、土木課、水道課	山武郡市広域水道企業団、山武土木事務所、印旛土木事務所、東日本高速道路株式会社
第4 地籍調査の推進	土木課	—

第1 土砂災害の防止

1 土砂災害警戒区域の周知

消防防災課は、県の公表を基に土砂災害警戒区域についてハザードマップ、広報紙、パンフレットにより、市民に周知を図る。

2 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

(2) 警戒避難体制の整備

消防防災課は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を本計画に定めるとともに、避難行動要支援者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

3 急傾斜地崩壊対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、市と協議の上、急傾斜地法の規定により急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

次の各号に該当する崖について、知事が必要と認めるもの

ア 急傾斜地の勾配が30度以上の崖

イ 急傾斜地の高さが5m以上の崖

ウ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

(2) 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内において居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築制限の徹底を図る。

(3) 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域市民等の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

また、県単緊急急傾斜地崩壊対策事業及び市が行う防止工事に対し、県費助成を行う。

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備の向上

県は、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者利用施設に係る危険箇所、②避難所や避難路を有する危険箇所、③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

4 山地災害対策

県は、山地災害の種類により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区を指定し公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。

5 宅地造成地災害対策

県は、宅地造成工事の施工にあたっては、関係法令等の基準に基づき許可及び確認、工事規制区域の指定等、宅地工事の指導を行う。

6 土・石・砂利採取場災害対策

県は、土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、各採取業者及び関係組合に対し、土採取条例・採石法・砂利採取法に基づき、周辺地域の状況等に十分留意して、許可及び指導を行う。

第2 地盤沈下防止対策

県は、地盤沈下を防止するため、県環境保全条例等に基づき、地下水汲み上げ規制や天然ガスかん水汲み上げ及び天然ガス井戸開発への指導を行う。

第3 液状化対策

1 液状化に関する広報

(1) 液状化現象の知識普及

消防防災課は、防災アセスメント調査による液状化危険度予測の結果、県の作成した「液状化危険度しやすさ・危険度マップ」、「揺れやすさマップ」等を用いて周知を図る。

(2) 住宅の液状化対策工法の周知

都市整備課は、パンフレットの配布等により建築物の液状化対策工法の知識の普及・啓発に努める。

2 施設の液状化対策工法

(1) 上水道施設

水道課及び山武郡市広域水道企業団は、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

さらに、水道管からの漏水などライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧の体制の整備に努める。

(2) 道路・橋梁

道路管理者は、路面や橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される箇所について、地盤の強化等の対策を実施する。

(3) 河川・海岸

河川及び海岸管理者は、国土交通省で作成した各種施設の耐震点検マニュアルに基づき、堤防、水門、樋管等の点検を行う。

第4 地籍調査の推進

土木課は、災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧・復興に資するため、県の支援を受けて地籍調査を実施する。

第4節 災害に強い都市の形成

体 系	市担当	関係機関
第1 市街地の不燃化	都市整備課	県
第2 建築物の耐震化等	都市整備課、消防防災課	県
第3 ライフライン施設の耐震化	水道課	山武郡市広域水道企業団、東京電力パワーグリッド株式会社、大多喜ガス株式会社、通信会社、LPガス販売業者
第4 道路・交通施設の安全化	土木課、農政課	山武土木事務所、印旛土木事務所、東日本旅客鉄道株式会社、東日本高速道路株式会社

※通信会社とは、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社をいう。

第1 市街地の不燃化

1 建築物の不燃化

(1) 防火・準防火地域の指定

都市整備課は県と連携し、市街地における延焼防止を図るため、建築物が密集し震災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

(2) 建築物の不燃化

都市整備課は、防火地域及び準防火地域以外の市街地の延焼を防止するため、建築基準法第22条の規定に基づき屋根の不燃化区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

2 都市防災不燃化促進事業

都市整備課は、大規模な地震等に伴い発生する火災から市民等の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

3 防災空間の整備・拡大

都市整備課は、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、併せて火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努める。

道路については、災害時の避難路や緊急輸送路、消防など緊急活動の基盤となるとともに、大規模火災の延焼を防ぐ防災空間として重要な役割を果たすことから、都市計画道路などの整備を推進する。

第2 建築物の耐震化等

1 既存建築物の耐震化

都市整備課は、「山武市耐震改修促進計画」（令和5年3月）に基づき、住宅及び特定建築物、市有建築物の耐震化の促進を図る。

(1) 住宅及び民間の特定建築物の耐震化

令和7年度における耐震化率の目標を95%と定め、次の対策を実施する。

ア 山武市耐震診断補助制度

昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の木造住宅について、耐震診断の費用の一部を助成する。

イ 耐震改修補助制度

昭和56年5月31日以前に建築された耐震性が不十分である建築物の耐震改修工事の費用の一部を助成する。

ウ 知識の普及

地震ハザードマップの普及、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、耐震相談会等を実施する。

(2) 市有建築物の耐震化

平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも市有施設の耐震化の促進に積極的に取り組むものとする。

(3) 県、関係団体との連携

県及び建築関連団体と連携して耐震改修等の普及・促進に取り組む。

2 ブロック塀等の安全対策

(1) ブロック塀等の倒壊・落下防止

都市整備課は、県と連携して「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」（昭和58年9月）に基づき、所有者に対する助言・指導、小学校等の通学路等に面したブロック塀等の点検パトロールを実施し、また、危険箇所については道路管理者等と協議し、改善指導等を実施するとともに、平成31年に策定した危険なブロック塀等を撤去する事業への補助制度（山武市危険コンクリートブロック塀等撤去事業補助金交付要綱）の周知を図り、ブロック塀等の安全対策を促進する。

また、「千葉県屋外広告物条例」に基づき屋外広告物の設置者・管理者に対し、補修等必要な管理を行い、良好な状態を保持するよう啓発に努める。

(2) 落下物・倒壊物対策

都市整備課は、県と連携して「千葉県落下物防止指導指針」（平成2年11月）に基づき、建築物の窓ガラス、袖看板等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及・建築物の所有者等への啓発等に努める。

(3) 家具・大型家電の転倒防止

消防防災課は、家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、ホームページ、広報紙、ハザードマップ等において、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。

第3 ライフライン施設の耐震化

各ライフライン事業者は、事業計画等に基づき施設の耐震性及び代替性の確保等の対策を推進する。

1 上水道施設

水道課及び山武郡市広域水道企業団は、水道施設の耐震性を強化するため、配水場の耐震診

断計画の策定等、配水管路の耐震化を行う。

また、災害時の給水体制を維持するため、広域的バックアップ体制、給水資機材の備蓄、応急給水訓練の継続実施を行い、災害対応力を向上させる。

2 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、地震時における電力供給確保の観点から、各種基準に基づき電力施設の耐震性の確保を行う。

3 ガス施設

大多喜ガス株式会社は、ガスホルダー、地区ガバナー等に耐震性の高い施設を導入している。導管についても、地盤変動に耐えられる鋼管や地震や不等沈下に強いポリエチレン管等を導入している。

今後、既設の古いガス管については、計画的に耐震性のある導管に入れ替えを実施する。

4 液化石油ガス

LPGガス販売業者は、県の指導により転倒・転落防止措置、マイコンメーター等の安全器具の普及に取り組み、消費者に対しては地震時の元栓閉止等の行動の啓発を図る。

5 通信施設

各通信会社は、通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図る。

第4 道路・交通施設の安全化

1 道路・橋梁

道路管理者は、橋梁について国土交通省の最新の道路橋示方書に基づき、緊急度の高い橋梁から順次耐震対策を実施する。道路については、特に崩落等の危険性のある法面について、安全対策を実施する。

特に緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるよう、橋梁の耐震対策や法面の安全対策を最優先に実施する。

2 鉄道

東日本旅客鉄道株式会社は、「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」及び「鉄道新設構造物の耐震設計に係る当面の措置について」等に基づき、耐震列車防護装置整備の改良、防災工事に耐震性を考慮した線区防災強化を推進する。

第5節 火災の防止

体 系	市担当	関係機関
第1 出火防止	—	消防本部、消防団、県
第2 初期消火	—	消防本部
第3 延焼の拡大防止	消防防災課	消防本部

第1 出火防止

1 出火の防止

(1) 一般家庭に対する指導

消防本部及び消防団は、区・自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方法について指導を行い「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

また、住宅用火災警報器のすべての住宅への設置促進、防災製品の活用の啓発を図る。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

(2) 防火対象物の防火・防災管理体制の確立

消防本部は、防火管理者及び防災管理者選任義務対象の防火対象物には、防火管理者及び防災管理者の選任を期すとともに、小規模防火対象物についても、災害に対する事前対策と災害発生時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火・防災管理体制の確立を図る。

(3) 火災予防のための立入検査

消防本部は、消防法第4条の規定による立入検査を実施し、消防対象物の用途に応じた計画的な立入検査等を行うとともに、防火対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努める。

(4) 危険物施設等の保安監督の指導

県及び消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導する。

また、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

山武郡市広域行政組合火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者又は占有者に対して必要な助言又は指導を行う。

(5) 化学薬品等の出火防止

消防本部は、出火等のおそれのある化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に実施し、保管の適正化の指導を行う。

(6) 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

第2 初期消火

消防本部は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設

置を奨励する。

また、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及、初期消火訓練の指導を行う。

第3 延焼の拡大防止

1 消防力の強化

(1) 常備消防の強化

消防本部は、消防力を地震時においても最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図る。

また、「山武郡市広域行政組合消防庁舎建設基本計画」及び「山武郡市広域行政組合消防車両等整備計画」に基づき整備を進めるとともに、住宅地の拡大や人口の増加に対して、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）にあわせて資機材の充実、職員の適正な確保、配置に努める。

なお、「山武郡市広域行政組合消防車両等整備計画」のうち、消防長が認める消防車両等については、千葉県広域応援隊や緊急消防援助隊として応援可能なものとする。

(2) 消防団の強化

消防防災課は、消防団の強化・活性化のため、消防団車両の計画的な更新、救急救助用具、水災用器具、安全装備品、携帯用無線機等の資機材を配備し、防災力の強化を図る。

また、次の点に留意して消防団員の確保を図る。

- ア 消防団に関する住民意識の高揚
- イ 処遇の改善
- ウ 消防団の施設・装備の改善
- エ 女性消防団員の確保の検討
- オ 機能別消防団員の確保の検討

2 消防水利の整備

消防防災課は、地震時の断水に備え、耐震性貯水槽等の整備や自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

3 広域応援体制の整備

消防本部は、消防組織法第39条の規定による千葉県広域消防相互応援協定の運用について、相互の連絡体制等を把握し、各種災害に迅速対応ができるようにする。

また、千葉県消防広域応援基本計画に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう情報受伝達訓練等の各種訓練の実施及び応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

第6節 防災施設の整備

体 系	市担当	関係機関
第1 避難場所等の整備	消防防災課、各施設の所管課等、社会福祉課	—
第2 避難路の整備	土木課、消防防災課	山武土木事務所
第3 ヘリコプター臨時離発着場の確保	消防防災課	—
第4 情報連絡施設等の整備	消防防災課	消防本部
第5 防災拠点の整備	消防防災課	—

第1 避難場所等の整備

1 避難場所の指定及び解除

(1) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

消防防災課は、災害対策基本法第49条の4～9に基づき、災害から円滑に避難するための「指定緊急避難場所」、避難者及び住居を失った被災者等を一時滞在させる「指定避難所」を指定するため、同法施行令及び施行規則に適合する施設の調査、選定を行う。

指定にあたっては知事への通知及び公示を行うほか、ハザードマップ等で緊急避難場所等を周知するよう努める。

また、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に留意して、指定避難所の環境整備等を推進する。

(2) 福祉避難所の指定

消防防災課は、指定一般避難所での生活が困難な要配慮者等に対応するため、「指定福祉避難所」を指定する。

2 避難所の整備

市は、指定一般避難所については、「災害時における避難所運営の手引き」（令和4年3月千葉県）により、次のような設備の整備に努める。

- (1) 対象地域の被災住民等を収容できる規模で、かつ、耐震化及び液状化対策を実施する。
- (2) 必要に応じ冷暖房施設、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。また、これらの設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図るとともに、電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努める。
- (3) 救護所、福祉避難室、公衆無線LAN、通信機器等の整備に努める。
- (4) 避難所に食料、水、非常用電源、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保等に努める。
- (5) 避難生活の長期化、高齢者、障がい者等の要配慮者に対応するため、要配慮者に特別の配慮をするための避難施設の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。
- (6) 間仕切りや照明等、女性、性的マイノリティの方に特に配慮した被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- (7) 停電に備え太陽光発電システム、非常用自家発電機の設置を促進する。
- (8) 指定管理施設については、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定

めるよう努める。

- (9) 感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から市（消防防災課、健康支援課）と保健所（山武健康福祉センター）が連携して取組を進めるとともに、必要な体制について検討する。

3 避難場所等の周知

消防防災課は、災害時に被災者が安全に指定緊急避難場所に避難できるよう、広報紙、ハザードマップ、市ホームページ等により指定緊急避難場所の周知を行う。

また、平時から指定避難所の場所、収容人数等を住民に周知するほか、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等をホームページ等で提供できる手段の整備に努める。

4 避難所運営体制の整備

消防防災課、社会福祉課は、避難所の効率的な管理のため、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考に作成した「避難所運営マニュアル」を活用した訓練等を通じて、避難所の開設、運営体制を整備する。また、自助、共助、公助の連携による運営体制を確保する。

さらに、社会教育施設等の管理者は、社会教育施設等において、利用者の安全と避難場所として利用されることを想定したマニュアルを作成する。

第2 避難路の整備

土木課・消防防災課及び県は、避難場所へ安全に避難できるよう、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、整備に努める。

また、歩道や火災延焼防止効果のある街路樹等の整備も推進する。

第3 ヘリコプター臨時離発着場の確保

消防防災課は、物資や傷病者の搬送のために、ヘリコプター臨時離発着場の指定及び見直しを図る。

特に、使用の際に混乱が予想される避難場所の臨時離発着場については、避難者等の安全性等を考慮し、避難場所と臨時離発着場の区別等所要の措置を講じる。

第4 情報連絡施設等の整備

1 無線通信施設の整備

消防防災課は、市民に正確に情報が伝達できるよう防災行政無線の聴取状況の調査を行い、施設の整備を図るほか、SNSなどへの情報伝達ができるよう機能強化を図る。

また、揺れや停電、老朽化等に備えて、通信機器の固定、非常電源の確保、設備の更新、機能強化等を行う。

2 アマチュア無線の活用

消防防災課は、アマチュア無線団体との情報連絡体制に努める。

3 消防通信体制の整備

災害時の消防機関における連絡系統の確保をより確実にするため、消防防災通信施設の整備、連携・協力実施計画に基づき必要となる高機能消防指令センターの更新整備、消防通信ネットワークの強化の推進等、消防通信体制の整備を図る。

4 その他の通信の確保

消防防災課は、ケーブルテレビによる警報や避難指示等の伝達を行うため、伝送設備の耐災害性能の強化を推進する。

第5 防災拠点の整備

消防防災課は、都市の防災機能の向上により安全で安心できる都市づくりを図るため、災害応援等の活動拠点、生活物資等の集積拠点、ヘリコプターによる輸送拠点、地域の避難場所等として機能する防災拠点の整備を推進する。

第7節 被災者支援体制の整備

項 目	市担当	関係機関
第1 備蓄・物流対策	消防防災課	—
第2 給水体制の整備	消防防災課、水道課	山武郡市広域水道企業団
第3 災害時医療体制の整備	消防防災課、健康支援課	保健所（山武健康福祉センター）
第4 緊急輸送体制の整備	消防防災課、財政課	—
第5 ボランティア受入れのための環境整備	市民自治支援課、消防防災課	山武市社会福祉協議会
第6 受援体制の整備	消防防災課、総務課	—

第1 備蓄・物流対策

1 自助による備蓄の促進

(1) 家庭内備蓄の推進

消防防災課は、最低3日間（推奨1週間）分の食料や飲料水、生活必需品を備蓄することについて意識の啓発、ノウハウの普及を図る。

特に、家族に要配慮者や食物アレルギーをもつ者がいる家庭では、介護用具、医薬品、医療用器材、アレルギー対応食品などの備蓄を行うようにする。

(2) 事業所内備蓄の推進

消防防災課は、各事業所における従業員等の3日分以上の食料や飲料水、さらには、集客施設を有する事業所においては、来場者の一時的な滞留等を想定した備蓄を検討することについて意識の啓発、ノウハウの普及を図る。

2 公的備蓄の整備

(1) 備蓄の推進

消防防災課は、防災アセスメント調査結果及び県の「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」（平成24年8月）に基づき、備蓄目標を次のように定め、備蓄品等の整備を図る。

なお、備蓄物資の選定に際しては、男女のニーズの違いや子育て家庭のニーズに配慮した女性用品、乳児用品、要配慮者用の資機材等を備蓄するよう努める。

〈備蓄目標の設定〉

- ・公的備蓄は、自助・共助で行われる備蓄物資を補完することを基本とする。
- ・発災後4日目からは救援物資等で確保が可能と想定し、3日間を備蓄で対応する。・対象者は、防災アセスメント調査における発災1日後の避難生活者数が3,124人であることから、3,200人とする。
 $3,200 \text{ 人} \times 3 \text{ 日} \times 3 \text{ 食} = 28,800 \text{ 食}$ を目標とする。

(2) 民間との協定締結

消防防災課は、備蓄に適さない物資や備蓄することが困難な物資、4日目以降の物資確保のために民間流通事業者との協定等により確保できる体制を構築する。

また、物資の集積拠点を選定し、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等について民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

(3) 情報の共有

消防防災課は、国の「物資調達・輸送調整システム」に備蓄情報や物資集積所（地域内輸送拠点）等を登録し、災害時における国、県からの支援の効率化を図る。

3 防災備蓄倉庫の整備

消防防災課は、災害時の避難所となる小・中学校等に防災備蓄倉庫を整備し、食料、毛布など防災用品の備蓄を図る。

第2 給水体制の整備

1 応急給水用資機材の整備

消防防災課、水道事業者（水道課、山武郡市広域水道企業団）は、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、応急給水用資機材の整備・充実を図る。また、応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。

2 井戸等の活用

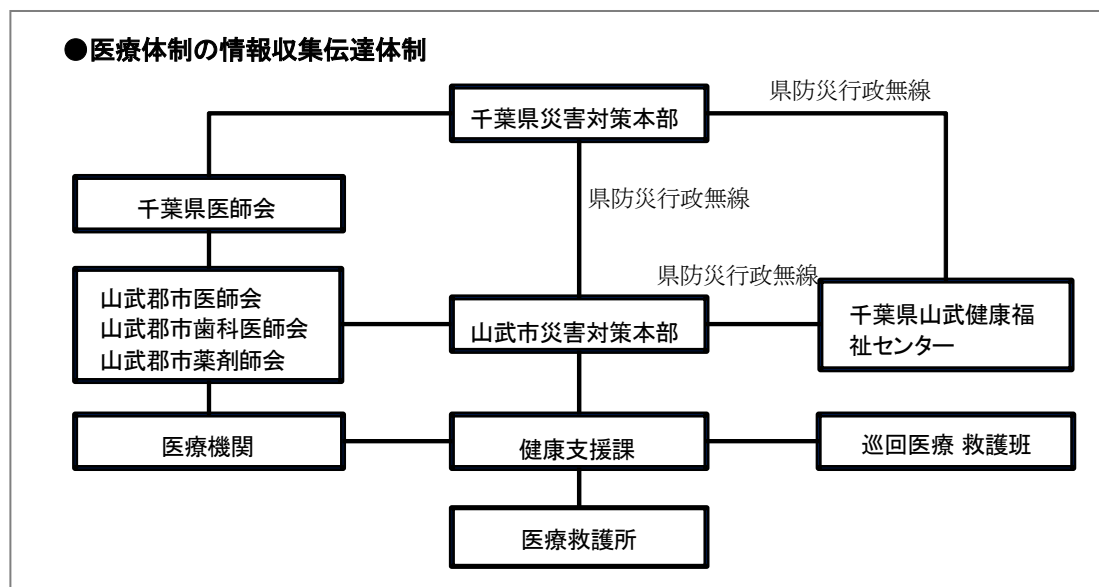
消防防災課は、災害時における応急給水を補完するため、現在設置されている防災井戸及び飲料水兼用耐震性貯水槽の適正な管理を行う。

第3 災害時医療体制の整備

迅速かつ円滑な医療を行うため、医療情報、初動医療、後方医療の体制の整備を図るとともに、要配慮者に対する体制を整備する。

1 医療機関との連絡手段の確保

健康支援課は、地震災害時における本市災害対策本部、医療救護所、救護医療機関及びその他関連する防災関係機関との情報連絡機能を確保するため、医療救護所設置場所となる各防災地区拠点や、医療機関等に連絡手段を確保する。



2 初動医療体制の整備

初動期の医療は、地震発生直後の負傷者あるいは災害により医療サービスを受けられなくなった者に対し応急的な措置を実施するものであり、交通手段や通信網が途絶することを想定し、可能な限り被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるように、医療救護所の設置、医療救護班の編成などの初動医療体制の整備を図る。

(1) 医療救護班の設置

健康支援課は、大規模な災害時において医師1名、看護師2名、事務・連絡要員2名から初動医療に従事する医療救護班を編成できるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と事前に班編成や派遣先等について協議する。

(2) トリアージタグ（負傷者選別標識）の周知徹底

健康支援課及び医療関係機関は、初動期における医療処置の迅速化を図るため、負傷程度に応じて優先度を色別表示したトリアージタグの周知徹底を推進する。

3 後方医療体制の整備

医療救護所や救護医療機関では対応できない重症者や特殊医療を要する患者については、後方医療施設に搬送して治療を実施する必要があることから、重症者等を後方医療機関へ搬送する体制の整備を推進する。

(1) 後方医療支援体制の確立

健康支援課は、医療救護所や救護医療機関では対応できない重症患者や高度救命措置が必要な患者等を受け入れるための広域後方医療支援体制について、保健所（山武健康福祉センター）、医療機関等と協議して、傷病者の搬送や受入ルール等の体制の確立を図る。

(2) 搬送体制の整備

健康支援課は、救護医療機関から遠距離にある医療救護所からの負傷者の搬送（一次搬送）あるいは本市外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、市保有車の活用や、救急車、ヘリコプター等の要請・受入ルールなど、事前に関係機関と協議・調整を図る。

(3) 広域医療協力体制の整備

大規模な地震により、多数の負傷者が発生した場合、医師、医薬品、医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。

このため、健康支援課は、県内他地域及び県外地域からの広域医療協力の体制について、健康福祉センター等との協議を行い受援体制の調整を図る。

4 要配慮者に対する医療対策

避難所や被災家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは不安等は、被災市民の心身に様々な影響を与えることが考えられる。

特に、在宅の寝たきりの高齢者、身体障がい者、知的障がい者、傷病者などへの影響が大きく、このため、心身への健康障がいの発生や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための医療対策の推進に努める。

(1) 在宅療養者への対策

健康支援課は、在宅療養者の所在地、氏名、病状等に関する情報の整備を推進するとともに、保健師等による在宅療養者に対する巡回健康相談等の充実を図る。

(2) メンタルケア対策

被災のショックや長期の避難生活は、要配慮者に大きなストレスを与えることとなることから、要配慮者に対するメンタルケアが必要である。

このため、健康支援課は、医師会等関係機関と協力し、健康相談の実施やカウンセリング

等のメンタルケア体制の整備を図る。

5 教育施設の避難所救護所としての活用

消防防災課は、教育部と連携して教育施設を災害時に避難所救護所として活用できるよう、救護所スペース等の事前指定や、応急救護等の備蓄を図るなど、施設の管理者等と協議を行い活用を図る。

6 医薬品等の確保

災害時に、医療救護班が使用する医薬品等や医療機関で不足する医薬品等の確保に必要な体制の整備を図る。

(1) 医薬品等の備蓄

健康支援課は、災害時に医療救護班・救護医療機関が使用する医薬品等の備蓄、メンテナンス等を実施する体制を、医師会・薬剤師会及び取扱い業者との協力により整備する。

なお、本市においては、災害用救急箱を備蓄している。

(2) 医薬品等の調達

健康支援課は、災害時において医薬品等の不足が生じることのないよう、薬剤師会、医薬品卸売業者等との協定を締結するなどの調達体制の整備を図る。

(3) 非常電源の整備促進

健康支援課は、大規模停電時における医療機能の確保、入院患者の人命確保のため、市内の医療機関の非常用電源の整備、強化を促進する。

第4 緊急輸送体制の整備

1 緊急輸送道路の指定

消防防災課は、県の緊急輸送道路と防災拠点となる施設を結ぶ道路を、市緊急輸送道路として選定することを検討する。

2 輸送拠点の整備

消防防災課は、救援物資の受入れのための物資集積所（地域内輸送拠点）を指定し、保管方法、輸送車両の進入ルート等の受入れ方法について検討する。

3 車両等の確保体制の整備

消防防災課・財政課は、市有車両について緊急輸送車両の事前申請を警察署に行う。

また、災害発生時の物資の輸送等をするために必要な車両及び燃料の調達体制を整備する。

第5 ボランティア受入れのための環境整備

1 受入れ体制等の整備

市民自治支援課は、災害時のボランティアの受入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう山武市社会福祉協議会等の関係団体と協議して、災害ボランティアセンターの設置場所、必要な資機材の確保、運営方法等の受入れ体制を整備する。

2 ボランティア意識の啓発

消防防災課・市民自治支援課は、「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）を中心に県で実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、ボランティア意識の啓発を図る。

また、防災訓練等の関連行事に市民とボランティア団体等の参加を求めることにより、ボランティア活動に対する啓発と連携を強化する。

3 ボランティアの育成

市民自治支援課は、ボランティア団体等に対し、県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修会や講習会への参加を促し、防災ボランティアリーダーや災害ボランティアコーディネーターの養成に努める。

第6 受援体制の整備

1 災害時相互応援協定締結先との連携強化

消防防災課は、大規模な災害を想定して、遠隔地の市町村等と締結した相互応援協定を円滑に運用できるよう、顔の見える関係の構築や災害情報の共有を図る。

2 受援体制の整備

総務課・消防防災課は、災害時に自治体や消防機関の応援を円滑に受入れるため、受援計画に基づく訓練等により受援体制の点検、見直しを推進する。

第8節 要配慮者の安全確保対策

項 目	市担当	関係機関
第1 在宅要配慮者への対策	消防防災課、健康支援課、社会福祉課、高齢者支援課	山武市社会福祉協議会、消防本部、消防団、警察署、自主防災組織
第2 社会福祉施設における防災対策	—	社会福祉施設
第3 外国人への対策	市民自治支援課、消防防災課	—

第1 在宅要配慮者への対策

市は、災害発生時における要配慮者の支援を適切かつ円滑に実施するために、要配慮者の支援体制を構築する。

1 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する対象者の範囲

- ア 介護保険における要介護3以上の者
- イ 身体障がい（身体障害者手帳1級又は2級）の者
- ウ 知的障がい（療育手帳A以上）の者
- エ 精神障がい（精神障害者保健福祉手帳1級）の者
- オ 難病患者のうち避難行動要支援者名簿に登載希望の者
- カ 高齢者（75歳以上）のみの世帯の者
- キ その他条例等の定めにより市長が必要と認める者

(2) 個人情報の入手方法

対象者の情報の把握及び共有は、市が保有する情報システム、台帳や民生委員児童委員をはじめとする各種相談員等から収集して把握する。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、関係各部署での共有に努める。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成

社会福祉課は、上記の個人情報を下に、次の事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。

- ア 氏名 イ 生年月日 ウ 性別 エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先 カ 避難支援等を必要とする事由

また、名簿や位置情報等のデータは、避難行動要支援者名簿システムにより保管及び活用を図る。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(4) 名簿情報の更新

名簿情報の更新は、原則として毎年度行うものとする。

(5) 避難支援等関係者

名簿情報の共有又は提供先となる避難支援等関係者は、区・自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、消防、警察、地域包括支援センター等とする。

(6) 名簿の提供及び情報漏えいを防止する措置

市は、避難支援のため申し出があった区・自治会、自主防災組織に対象地区に居住する避難行動要支援者の名簿を提供する場合、名簿情報の取り扱いや守秘義務の説明等を行い、情報漏えいを防止する。

なお、本人等が拒否した場合は提供できないが、災害時において避難行動要支援者の命を守るため特に必要がある場合は、避難支援に必要な限度で提供することができる。

(7) 避難情報等の伝達

社会福祉課、高齢者支援課、消防防災課は、避難行動要支援者へ避難情報等を確実に伝達するため、緊急通報装置、避難支援等実施者による連絡など多様な手段を確保する。

(8) 避難支援関係者等の安全確保

避難支援者の安全を確保するため、関係者等が話し合って支援ルールを定め、支援できない可能性もあること等を避難行動要支援者等に理解してもらうように努める。

2 個別避難計画の作成等

(1) 作成対象者

土砂災害警戒区内の居住者で、次に該当する在宅者とする。

- ア 介護保険における要介護3以上の者
- イ 身体障がい（身体障害者手帳1級又は2級）の者
- ウ 知的障がい（療育手帳A以上）の者
- エ 精神障がい（精神障害者保健福祉手帳1級）の者
- オ その他市長が必要と認める者

(2) 計画記載事項

避難行動要支援者名簿の記載事項のほか、避難行動要支援者に関する次の事項を記載する。

- ア 家族の状況（家族構成、同居の有無、健康状態、続柄、住所、連絡手段など）
- イ 避難支援等実施者^{*}の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
※避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者の避難支援等を行う者
- ウ 居住状況（普段いる部屋、寝室）
- エ 避難場所、避難経路

(3) 作成方法

消防防災課、社会福祉課、高齢者支援課は、上記に該当する避難行動要支援者に個別避難計画の目的、利用方法等を説明し、区・自治会、自主防災組織、福祉関係者等と連携して個別避難計画を作成する。

作成後、計画の内容に変更が生じた場合には適切に更新する。

(4) 個別避難計画情報の提供及び情報漏洩を防止する措置

市は、避難支援等関係者へ避難支援等の実施に必要な限度で情報提供を行う。

3 防災設備等の整備

社会福祉課・高齢者支援課は、ひとり暮らしの方、寝たきりの高齢者、障がい者等の安全を確保するため、緊急通報装置、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

4 福祉避難所の指定

(1) 福祉避難所の指定等

指定福祉避難所は、「主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」を滞在させる二次避難所と定義し、次の施設を指定する。

〈指定福祉避難所〉

① 松尾 I T 保健福祉センター

② 成東保健福祉センター

高齢者支援課は、災害協定を締結した民間の福祉施設等を指定福祉避難所に指定するよう努める。

なお、災害時においても、災害の規模、被害の状況、避難者の状況等に応じ、他の施設の指定を柔軟に行う。

(2) 福祉避難所の開設・運営体制の整備

高齢者支援課は、災害協定を締結した民間の福祉施設等に開設を要請する。

また、消防防災課、健康支援課、社会福祉課、高齢者支援課は、「災害時における避難所運営の手引き」（令和4年3月 千葉県）等を参考として作成した「福祉避難所マニュアル」を活用した訓練等を通じて運営体制を整備するとともに、避難生活に必要な資機材等の避難施設への配備、要配慮者に十分配慮した構造・設備及び運営体制の確保に努める。

第2 社会福祉施設における防災対策

1 施設の安全対策

社会福祉施設管理者は、施設の耐震化等、災害に対する安全性の向上に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の確保や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。

2 組織体制の整備

社会福祉施設管理者は、消防署の指導などを受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え職員の任務分担、動員網、緊急連絡体制等を明確にするなど、防災組織体制の整備や災害応急計画の作成を行う。

また、平常時から施設入所者、通所者及び職員と地域住民との交流に努め、災害時には、地域住民の協力が得られるよう、必要な体制づくりを進める。

3 防災学習・防災訓練・情報伝達体制の充実

社会福祉施設管理者は、職員や入通所者等に対し、災害に関する知識や災害時にとるべき行動について、理解や関心を高めるための実践的な防災学習と防災訓練を定期的に行う。

4 避難確保計画の作成等

土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域等にかかる要配慮者利用施設（利用者が単独で通う施設を除く。）の管理者等は、避難確保計画を作成して市に提出するとともに、避難訓練の実施状況を市に報告する。

要配慮者利用施設の対象範囲は、次のとおりである。

種類	対象範囲
社会福祉施設	老人福祉施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業施設、児童福祉施設 等
児童施設	放課後児童健全育成事業施設、児童相談所、一時預かり所、母子健康包括支援施設、こども園（保育所型） 等
学校等	幼稚園、小学校、中学校、こども園（保育所型を除く。）
医療施設	病院

第3 外国人への対策

市民自治支援課・消防防災課は、外国人を要配慮者と位置づけ、多言語による広報、避難場所標識の多言語化、外国人を含めた防災訓練・防災教育を行うよう努める。

第9節 帰宅困難者対策

項 目	市担当	関係機関
第1 一斉帰宅の抑制	消防防災課、商工観光課、子育て支援課、子ども教育課	東日本旅客鉄道株式会社
第2 帰宅困難者の安全確保	消防防災課、商工観光課	—

第1 一斉帰宅の抑制

1 基本原則の周知・徹底

消防防災課及び商工観光課は、市民等に対してホームページ等により帰宅困難時における基本原則である「むやみに移動を開始しない」ということについて周知徹底を行う。

商工観光課、子育て支援課、子ども教育課は、事業所、学校等に対し、従業員、教職員・児童生徒等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄や家族を含めた安否確認等の体制整備や、各種訓練を実施するように要請する。

商工観光課は、観光施設等の大規模集客施設の管理者、東日本旅客鉄道株式会社に対し、利用者の保護、一時滞在施設等への誘導等の体制整備や訓練実施を要請する。

2 安否確認手段の普及・啓発

消防防災課及び商工観光課は、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板、災害用ブロードバンド伝言板、SNS等、IP電話など、一般電話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験することで、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行う。

また、事業所や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

3 情報連絡体制

消防防災課及び商工観光課は、東日本旅客鉄道株式会社と交通機関停止時の旅客の避難対応について協議を行う。

第2 帰宅困難者の安全確保

消防防災課及び商工観光課は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、帰宅が困難となった来遊者や旅客等を一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。民間施設については、当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

また、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

第 2 章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

項 目	市担当	関係機関
第1 防災体制の確立	各班	—
第2 災害対策本部設置前の体制	各班	—
第3 災害対策本部の体制	各班	—
第4 災害対策本部廃止後の体制	各班	—
第5 災害救助法の適用	各班	—

第1 防災体制の確立

1 配備体制

本市の防災体制は、次のとおりである。

なお、震度の基準に該当する場合は、本部設置及び配備を自動的に行うものとする。

配備体制		配備基準	配備人員
災害警戒本部設置	第1 配備	【地震】 山武市の震度が4を記録したとき。 【予知】 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき。 【津波】 気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に津波注意報（1m）を発表したとき。 【その他】 その他状況により市長が必要と認めたとき。	消防防災課
	第2 配備	【地震】 山武市の震度が5弱を記録したとき。 【予知】 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 【その他】 その他状況により市長が必要と認めたとき。	消防防災課 指定配備職員【地震】 指定配備職員【津波】
災害対策本部設置	第3 配備	【地震】 山武市の震度が5強を記録したとき。 【予知】 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 【津波】 気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に津波警報（3m）を発表したとき。 【その他】 地震又は津波により局地災害が発生した場合、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で本部長が必要と認めたとき。	消防防災課 指定配備職員【地震】 指定配備職員【津波】
	第4 配備	【地震】 山武市の震度が6弱以上を記録したとき。 【津波】 気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に大津波警報（5m・10m・10m超）を発表したとき。 【その他】 その他、特に本部長が必要と認めたとき。	全職員

2 配備

(1) 配備の決定

自動配備以外の場合は、総務部長が消防防災課長（必要に応じて市長、副市長）と協議して配備体制を決定し、市長、副市長に報告する。

(2) 配備の方法

勤務時間内は、総務部長から部長へ電話又は口頭で連絡する。また、消防防災課は、山武市災害時職員招集メール、庁内放送等により全職員に配備を周知する。

勤務時間外で、自動配備に該当する場合は、原則として連絡は行わない。配備に該当する職

員は、震度、警報等のレベルに応じて、指示を待つことなく参集する。

勤務時間外で市長の決定による配備は、総務部長から各部長に電話又は LINE で連絡し、課長等は参集する職員に電話及びメール等で連絡する。また、消防防災課は、山武市災害時職員招集メールで全職員に配備を伝達する。

なお、子育て中の職員の参集を促進するため、状況に応じ、なるとうこども園に職員の子供の応急保育を行う体制を確保する。

3 参集場所

職員の参集場所は、原則として通常の勤務場所とする。

4 参集報告

各課等の長は、職員の参集状況を所属する部の主務課長に報告し、主務課長は、所属部等の長及び総務課長に報告する。

総務課長は、とりまとめた職員参集情報を総務部長及び消防防災課長に報告する。

5 消防団員の配備

災害対策本部を設置した場合、本部班は、電話等を利用して消防団長に伝達する。

消防団長は、出動を各副本部長に対し指示する。なお、消防団の地区別の活動拠点（資機材置場等を兼ねる。）は、次のとおりとする。

ア 消防団本部・成東地区	市役所会議室
イ 山武地区	さんぶの森ふれあい公園テニスコート管理棟
ウ 松尾地区	松尾 I T 保健福祉センター
エ 蓮沼地区	蓮沼スポーツプラザ

第2 災害対策本部設置前の体制

災害対策本部設置前は、状況に応じて災害警戒配備体制をとり、情報収集及び災害応急対策を実施する。組織及び所掌事務は、災害対策本部に準ずるものとする。

災害警戒本部の設置前は、状況に応じて消防防災課を主体とする情報収集所を設置して情報収集体制をとり、情報収集及び初期の災害応急対策の準備等について庁内及び関係機関と連絡、調整を行う。

なお、津波注意報等の発表時は、消防防災課による情報収集体制をとり、海岸地域に避難指示を発令する。

第3 災害対策本部の体制

1 防災体制災害対策本部の設置・廃止

(1) 災害対策本部の設置・廃止

市長は、次の基準に達した場合は、災害対策本部を設置・廃止する。

〈災害対策本部の設置・廃止基準〉

ア 設置

- ① 第2配備以上の配備基準のとき。
- ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
- ③ その他市長が必要と認めたとき。

イ 廃止

- ① 災害応急対策が概ね終了したとき。
- ② 災害復興本部が設置されたとき。
- ③ その他本部長が必要なしと認めたとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、市庁舎に設置する。

市庁舎が被災した場合は、成東保健福祉センター、成東文化会館のぎくプラザの順に設置する。施設班は、本部の移設に関わる準備及び移設の全体指揮を行う。

(3) 本部設置又は廃止の通知

本部班は、災害対策本部を設置又は廃止した場合、電話その他適当な方法により県、警察署、消防本部、自衛隊に通知する。

(4) 現地対策本部

本部長は、応急対策を実施するうえで必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部の運営

(1) 職務権限

災害対策本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長が不在の場合は、副市長、政策調整監、総務部長の順により職務を代行する。

(2) 災害対策本部会議

災害に関する情報を分析し、応急対策等の基本方針を協議するため本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び関係機関等の職員のうち必要な者で構成する。

本部会議が行う会議は、多くの職員が視聴できるように配慮する。

(3) 本部事務局

災害対策本部に本部事務局を置く。本部事務局は、情報のとりまとめや各部との連絡調整を行い、本部班は本部会議の運営を行う。

また、本部会議に各部からの連絡員を配置し、本部員の指示及び伝達事項について連絡調整を行う。

(4) 職員の配置

班の職員が不足する場合、部長は部内の配置調整により対処する。部内の配置調整では対処できない場合は総務部長（総務班）に要請し、全庁的な配置調整を行う。

また、専門的な技術、資格等を必要とする職員（以下「専門技術職員」という。）の応援を必要とする場合は、部長から総務部長（総務班）に要請し、総務班は当該業務を行う班へ専門技術職員を配置する。

(5) 情報共有

情報班は、被害状況、災害対策や被災者支援の状況、災害対策の方針など本部長や本部会議の決定事項などを掲示板、職員招集メール等を利用して全職員に発信し、共有する。

(6) 長期化への配慮

総務班は、災害対応の長期化に備え、ローテーションを組んで対応にあたる等、災害対応従事者の健康管理に留意する。

3 県、関係機関との連携

(1) 政府等の対策本部との連携

国や県が本市に現地対策本部を設置する場合は、災害対策本部に受け入れる。

また、県災害対策本部会議に市職員の出席を求められた場合、本部長は副本部長その他の本部員等の中から適切な職員を指名して県に派遣する。

(2) 連絡員の受入

国、県、関係機関等から連絡員（リエゾン）が派遣される場合、又は連絡員の派遣を要請した場合は、災害対策本部に受け入れる。また、連絡員が行う被害状況、災害対応状況、応援ニーズなどの円滑な情報収集に協力する。

(3) 現地関係機関の調整支援

災害の現場において現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要がある場合、県又は市は合同調整所を設置して現地関係機関の間の連絡調整の場を確保する。

第4 災害対策本部廃止後の体制

災害対策本部廃止後に、引き続き全庁的な災害対応が必要な場合は、災害復興対策本部を設置し、災害対策本部事務分掌に基づき、業務を所掌する担当課の職員で構成する災害復興対策班を組織し、対応にあたる。

〈災害対策本部の組織〉



〈災害対策本部 事務分掌〉

各班共通 事務分掌	1 所管する施設・設備等の被害把握及び復旧に関すること。 2 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 3 避難所の運営に関すること。 4 災害対策情報及び復旧・復興情報の防災行政無線等による市民への周知に関すること。 5 本部長の命による業務に関すること。

部	班	担当	事務分掌
本部事務局	共通		本部事務局の業務に関すること。
	本部班	消防防災課	1 職員の配備に関すること。 2 本部の設置及び運営に関すること。 3 本部長の命令及び指示の伝達に関すること。 4 気象・地震・津波・災害情報の収集及び伝達に関すること。 5 避難指示等の発令に関すること。 6 防災行政無線等の運用に関すること。 7 消防・警察その他関係機関との情報連絡及び調整に関すること。 8 被害状況及び応急・復旧対策実施状況の総括とりまとめに関すること。 9 県本部等への報告に関すること。 10 災害救助法の適用申請に関すること。 11 国、自衛隊、県、市町村、関係機関等への応援要請に関すること。 12 消防団の出動に関すること。 13 報道機関の問い合わせ等への対応に関すること。
	情報班	企画政策課	1 市民からの被害状況の収集に関すること。 2 出張所、関係機関等からの情報の収集に関すること。 3 災害対策本部における情報のとりまとめ及び各部班への提供に関すること。
	総務班	総務課	1 職員の安否確認に関すること。 2 災害対策要員の配置に関すること。 3 災害対策従事者の飲料水、食料等の確保及び配給に関すること。 4 来庁者の安全確保に関すること。 5 受援に関すること。 6 被災した市町村への応援派遣に関すること。
	施設班	財政課	1 本部の移設及び庁舎機能の維持に関すること。 2 車両、燃料の確保及び緊急通行車両に関すること。 3 災害対策用仮設電話の設置要請に関すること。 4 災害対策関係予算に関すること。 5 災害関係経費の出納に関すること。
	市民自治班	市民自治支援課	1 区・自治会との連携に関すること。 2 市民の安否把握（避難先等の把握含む。）の総括に関すること。 3 人的被害調査及びとりまとめの総括に関すること。 4 ボランティア活動についての関係機関との連絡調整に関すること。
特命班		事務局（議会・監査委員） 会計課 空港地域振興課	1 本部事務局と各部との連絡調整に関すること。 2 本部事務局の業務に関すること。

部	班	担当	事務分掌
渉外対策部	渉外班	秘書広報課	- 報道関係機関への情報提供等に関する事。 - 見舞者及び視察者等への対応に関する事。 - 災害義援金等の受入れ及び礼状の発送に関する事。 - 災害広報に関する事。 - 被害状況等の撮影保存及び記録に関する事。
市民対策部	市民班	市民課 出張所 国保年金課	- 避難者名簿のとりまとめに関する事。 - 市役所、出張所での広報掲示に関する事。 - 被災者相談窓口の設置及び運営に関する事。 - 遺体の安置・処理・埋葬に関する事。 - 避難所の運営、人的被害状況及び安否確認業務等の支援に関する事。 - 被災市民の生活支援（入浴、洗濯等）に関する事。
	調査班	課税課 収税課	- 被災者相談窓口の支援に関する事。 - 住家の被害認定調査に関する事。 - 罹災証明書の発行に関する事。 - 災害に伴う税の減免等に関する事。 - 避難者の避難支援（搬送）に関する事。 - 人的被害状況及び安否確認業務等の支援に関する事。
福祉対策部	要配慮者班	社会福祉課 高齢者支援課	- 避難行動要支援者の支援に関する事。 - 福祉避難所の開設及び運営の総括に関する事。 - 避難所運営の総括に関する事。 - 災害救助法に基づく適用事務のとりまとめに関する事。 - 災害弔慰金の支給及び被災者に対する救護支援の貸付けに関する事。 - 被災者生活再建支援に関する事。 - 要配慮者の避難生活支援に関する事。
	こども班	子育て支援課	- こども園・幼稚園児童の救護及び安全避難対策に関する事。 - 応急保育（職員の子供保育を含む。）に関する事。 - こども園・幼稚園児童の支援に関する事。 - 福祉避難所の開設及び運営支援に関する事。
	保健班	健康支援課	- 救護所の設置及び運営に関する事。 - 医薬品等の確保に関する事。 - 救護班等の連絡調整に関する事。 - 病院、診療所等の把握及び傷病者の受入れ要請に関する事。 - 医療要援護者の支援に関する事。 - 被災者の健康管理及び防疫に関する事。 - 乳児、妊産婦の支援に関する事。
産業対策部	物資班	農政課 農業委員会事務局	- 食料・生活必需品の調達及び供給に関する事。 - 救援物資の受入れに関する事。 - 被災した農業者の支援に関する事。 - 家畜の防疫に関する事。 - 治山対策に関する事。 - 農地及び農業用施設の被害調査及び応急・復旧対策に関する事。
	帰宅困難者対策班	商工観光課	- 帰宅困難者の一時滞在及び支援に関する事。 - 食料・生活必需品の調達及び供給に関する事。 - 民生支援物資の受領・設置・運用に関する事。 - 被災した商工業者の支援に関する事。

部	班	担当	事務分掌
建設環境対策部	土木班	土木課	1 道路、橋梁等の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。 2 排水路の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。 3 緊急輸送路の確保に関すること。 4 交通規制状況の把握に関すること。 5 道路障害物の除去に関すること。 6 応急土木資材の調達及び工事関係者との連絡及び協力要請に関すること。 7 急傾斜地の調査に関すること。
	都市整備班	都市整備課	1 災害危険区域の警戒、巡視に関すること。（市営住宅、公園等） 2 応急仮設住宅の用地確保、建設、管理に関すること。 3 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 4 宅地の危険度判定に関すること。 5 管理施設の修繕に関すること。 6 避難者の避難支援（搬送）に関すること。
	環境保全班	環境保全課	1 給水対策に関すること。 2 ごみ処理対策に関すること。 3 し尿処理対策に関すること。 4 災害廃棄物処理対策に関すること。 5 ペットの救護対策に関すること。 6 環境汚染対策に関すること。 7 山武郡市広域水道企業団との連絡・調整に関すること。
	水道班	水道課	1 給水区域内水道施設の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。 2 給水区域内の給水活動に関すること。 3 県への応援要請に関すること。
文教対策部	教育班	教育総務課 子ども教育課 施設整備課 生涯学習課 スポーツ振興課 学校給食センター	1 児童・生徒施設利用者の安全確保に関すること。 2 学童利用者の安全確保に関すること。 3 管理施設の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。 4 災害時の応急教育に関すること。 5 被災児童、生徒の学用品等の支給に関すること。 6 被災者への炊き出し及び配給に関すること。 7 所管施設の避難所等の利用及び避難所運営支援に関すること。
消 防 団			1 災害警戒に関すること。 2 避難指示等の伝達及び誘導に関すること。 3 被災者の救助に関すること。 4 行方不明者の捜索に関すること。

第5 災害救助法の適用

災害救助法は、被災者の救済と社会秩序の保全を目的として制定された法律である。この法律における救助は国の責任において行われ、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。救助の実施については知事に全面的に委任されており、救助にかかる費用は県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。

市域で発生した災害が、この法律の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて災害救助を実施する。

1 災害救助法の適用基準

(1) 災害が発生した場合

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4号の規定による。本市における具体的適用基準は、次のとおりである。

〈災害救助法の適用基準〉

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家が滅失した世帯の数	60 以上	第 1 条第 1 項第 1 号
県内の住家が滅失した世帯の数	2,500 以上	第 1 条第 1 項第 2 号
そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	40 以上	
県内の住家が滅失した世帯の数	12,000 以上	第 1 条第 1 項第 3 号前段
そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多数	
災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。※1	知事が内閣 総理大臣と 協議	第 1 条第 1 項第 3 号後段
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。※2	知事が内閣 総理大臣と 協議	第 1 条第 1 項第 4 号

※1 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること

※2 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、山武市がその所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに適用される。

2 被害の認定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、災害の被害認定基準による。

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等については、次のとおりみなし換算を行う。

〈滅失住家の換算〉

○	全壊（全焼・流失）住家	1世帯・・・・・・・・・・	滅失住家	1世帯
○	半壊（半焼）住家	2世帯・・・・・・・・・・	滅失住家	1世帯
○	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが できない状態となった住家			3世帯・・・・・・・・・・ 滅失住家 1世帯
注) 床下浸水、一部破損は換算しない。				

3 災害救助法の適用手続き

(1) 市域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、本部長は直ちにその旨を知事に報告する。

(2) 災害救助法施行細則第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つことができないとき、本部長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

4 災害救助法による救助の実施機関

(1) 知事は、県内に災害救助法を適用する災害が発生した場合は、国からの法定受託事務とし

て応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

- (2) 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。
- (3) 市長は、上記(2)により市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。
- (4) なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

〈災害救助法の救助項目と市長委任事項〉

救助の種類※ ¹		市長委任※ ²
収容施設の供与	避難所	○
	応急仮設住宅	△
炊き出しその他による食品の給与 及び飲料水の供給	食品の給与	○
	飲料水の供給	○
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		○
医療及び助産	医療	○
	助産	○
被災者の救出		○
被災した住宅の応急修理		○
生業に必要な資金の貸与		
学用品の給与		○
埋葬		○
応急救助のための輸送費		
応急救助のための賃金職員等雇上費		
遺体の搜索		○
遺体の処理		
住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（障害物）の除去		○

※1 災害が発生するおそれがある場合は、避難所のみが対象となる。

※2 迅速な救助を行う必要があるため災害救助法施行細則により市長に委任されている事項で、○は全ての事務、△は一部の事務を委任することを示す。

5 救助費用の請求等

市長へ委任された業務を担当する各班は関係帳簿を整理し、要配慮者班はこれらの帳簿をとりまとめ、県に報告する。また、救助費用は市が一時繰替支弁した後、県に請求する

災害ボランティアセンターの運営を社会福祉協議会に委託する場合はボランティアの調整事務にかかる費用が災害救助法の対象となることから、関係帳簿の整理を社会福祉協議会に依頼する。

第2節 情報の収集伝達

項 目	市担当	関係機関
第1 情報連絡体制の確立	本部班、情報班	—
第2 地震・津波情報等の 収集・伝達	本部班、市民自治班	消防団
第3 被害情報の収集・報告	各班	—
第4 災害広報	渉外班、市民班、本部班、情報班、市民自治班、教育班、要配慮者班、こども班	消防団
第5 報道機関への対応	渉外班、本部班	—

第1 情報連絡体制の確立

1 市の通信手段の確保

本部班・情報班等は、通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、次の通信手段を用いて通信を行う。

(1) 電話

ア 災害時優先電話

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話を活用し連絡を行う。

イ 特設公衆電話

特設公衆電話が設置できる状況にあつては、避難所等に特設公衆電話の設置を東日本電信電話株式会社に要請し、通信を確保する。

ウ 災害用携帯電話

避難場所などに設置されている災害用携帯電話を活用し連絡を行う。

(2) 防災行政無線、防災行政情報伝達システム

防災行政無線（同報系）等を用いて、一斉放送を行う。

(3) 千葉県防災行政無線・千葉県防災情報システム

県が設置している千葉県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により県災害対策本部、関係機関との通信及び総務省消防庁への報告を行う。

(4) アマチュア無線

一般加入電話が途絶し、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線関係団体の協力を要請する。

2 通信施設が使用不能となった場合の措置

本部班は、通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能となった場合、又は特に緊急を要する事態が生じ、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認めた場合、下記に掲げる機関の専用電話又は無線等の通信施設を使用する。

(1) 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設

警察通信施設（警察署）、鉄道無線（成東駅）

(2) 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

3 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

本部班は、災害対策基本法第 57 条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送を要請する。

第2 地震・津波情報等の収集・伝達

本部班は、千葉県防災行政無線等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震情報を速やかに収集する。通信回線の障害・不通時は、テレビ・ラジオから情報を入手する。

なお、消防庁は、全国瞬時警報システム（Jアラート）により情報を伝達している。

1 地震に関する情報

気象庁が発表する地震に関する情報は、次のとおりである。

〈地震に関する情報の種類〉

種 類	内 容
緊急地震速報 (警報)	最大震度 5 弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級 3 以上を予想した場合に、震度 4 以上を予想した地域、または長周期地震動階級 3 以上を予想した地域（本市は千葉県北東部）に対して発表する。
震度速報	地震発生から約 1 分半後、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分、本市は「千葉県北東部」）と地震の検知時刻を発表。
震源に関する 情報	震度 3 以上の地震が観測されたとき、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。
震源・震度に 関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説もこの中で発表する。
長周期地震動 に関する観測 情報	震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合に、地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）。
遠地地震に関 する情報	国外で発生した地震について、マグニチュード 7.0 以上又は著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、津波の影響に関して、概ね 30 分以内に発表する。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度 分布図	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

2 津波に関する情報

(1) 津波警報等

津波警報等の種類と津波の高さは、次のとおりである。

〈津波警報等の種類と発表される津波の高さ等〉

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大
		5m<高さ≤10m	10m	
		3m<高さ≤5m	5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)

(2) 津波情報

津波警報等が発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

〈津波情報の種類〉

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。
津波に関するその他の情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。

(3) 津波予報

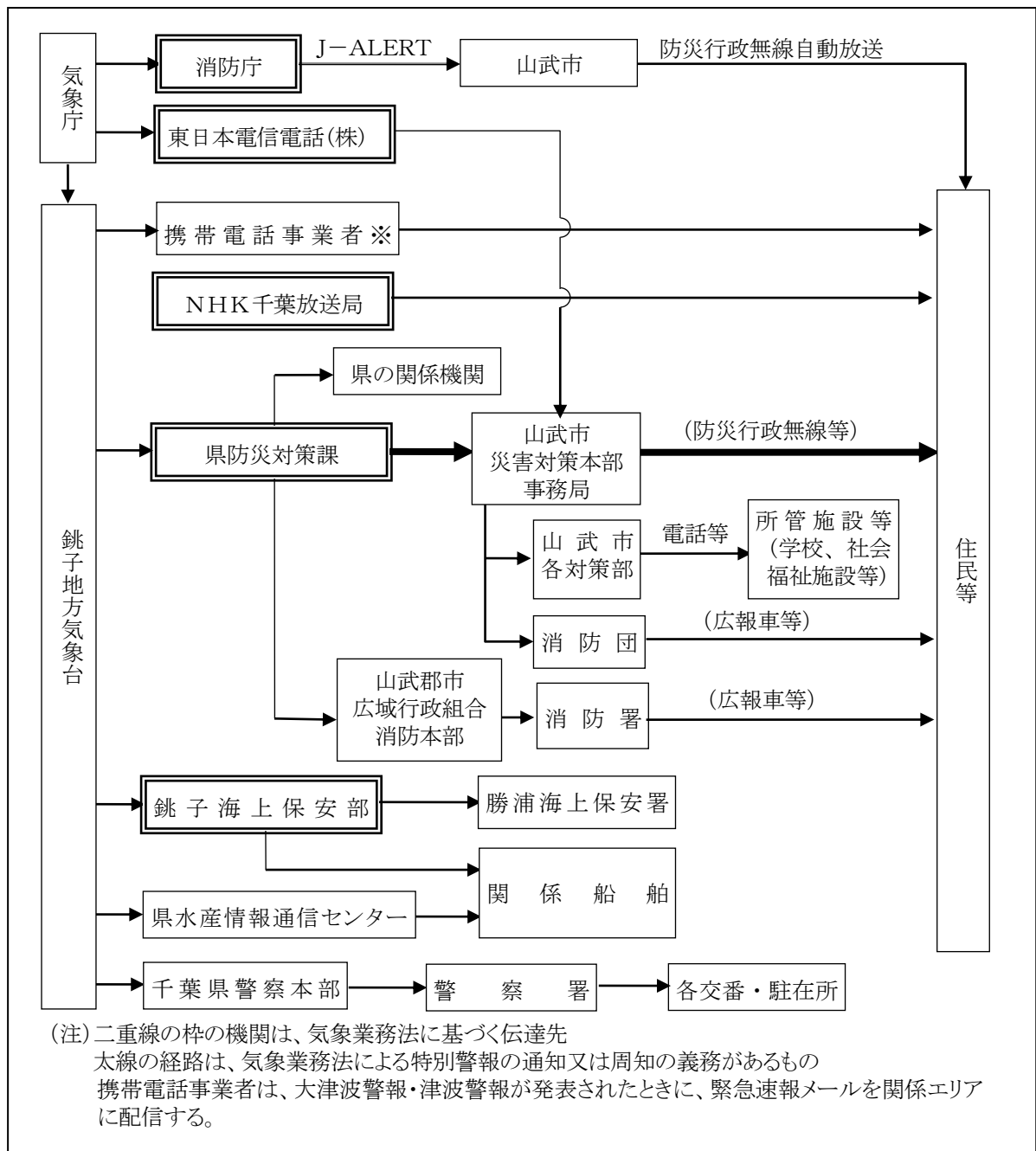
地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

〈津波予報の発表基準と発表内容〉

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

3 地震・津波情報の伝達

市民自治班、本部班及び消防団は、津波・地震情報等について、防災行政無線（同報系）、緊急速報メール、広報車両による放送等により市民に周知する。



第3 被害情報の収集・報告

1 異常現象等の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長、海上保安官又は警察官に通報する。通報を受けた海上保安官、警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。通報を受けた市長は、直ちに次の機関に通報する。

- (1) 銚子地方気象台
- (2) その災害に関係のある近隣市町村
- (3) 最寄りの県出先機関、警察署及び消防本部

2 初期情報の収集

(1) 被害情報の収集

各班は、災害発生直後に把握した情報を情報班に報告する。職員は、夜間・休日に地震発生、津波警報等が発表された場合は、参集途上の見聞情報を情報班へ報告する。

また、避難場所参集職員は、避難者から地域等の被害状況を収集し、定められた連絡先へ報告する。

情報班は、報告を受けた情報を集約し整理する。

(2) 関係機関への通報

本部班は、必要に応じて情報を消防署、警察署、山武地域振興事務所に通報する。

3 被害調査

調査班は、住家の被害調査を行い、各班は、それぞれの所管施設についての被害調査を行う。

4 災害発生の報告

本部班（消防防災課）は、震度4以上を記録した場合、災害の状況及びこれらに対し取られた措置の概要を県に報告する。県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

震度5強以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領」により被害の有無を問わず、第1報について県と併せて総務省消防庁に報告する。

消防本部は、消防機関への通報が殺到したときは、119 番件数についても、その概数を総務省消防庁及び県に報告する。

その他道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路、ライフラインの途絶状況を把握し、その復旧状況と併せて県に連絡する。また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な要配慮者などの状況把握に努める。

5 被害情報の報告

(1) 報告先・手段

本部班は、情報班からの被害情報をとりまとめ、千葉県防災情報システム及び電話・FAX又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局（防災対策課）に報告する。

被害情報等の収集報告に関する具体的運用は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

(2) 報告すべき事項・区分

県へ報告すべき事項は次のとおりである。

ア	災害の原因
イ	災害が発生した日時
ウ	災害が発生した場所又は地域
エ	被害の状況（被害の程度等は「被害認定基準」に基づき判定する。）
オ	災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
①	災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
②	主な応急措置の実施状況
③	その他必要事項
カ	災害による市民等の避難の状況
キ	災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
ク	その他必要な事項

(3) 報告責任者の選任

被害情報等の報告に係る責任者として次のとおり定める。

ア 総括責任者

本部長：市における被害情報等の報告を総括する。

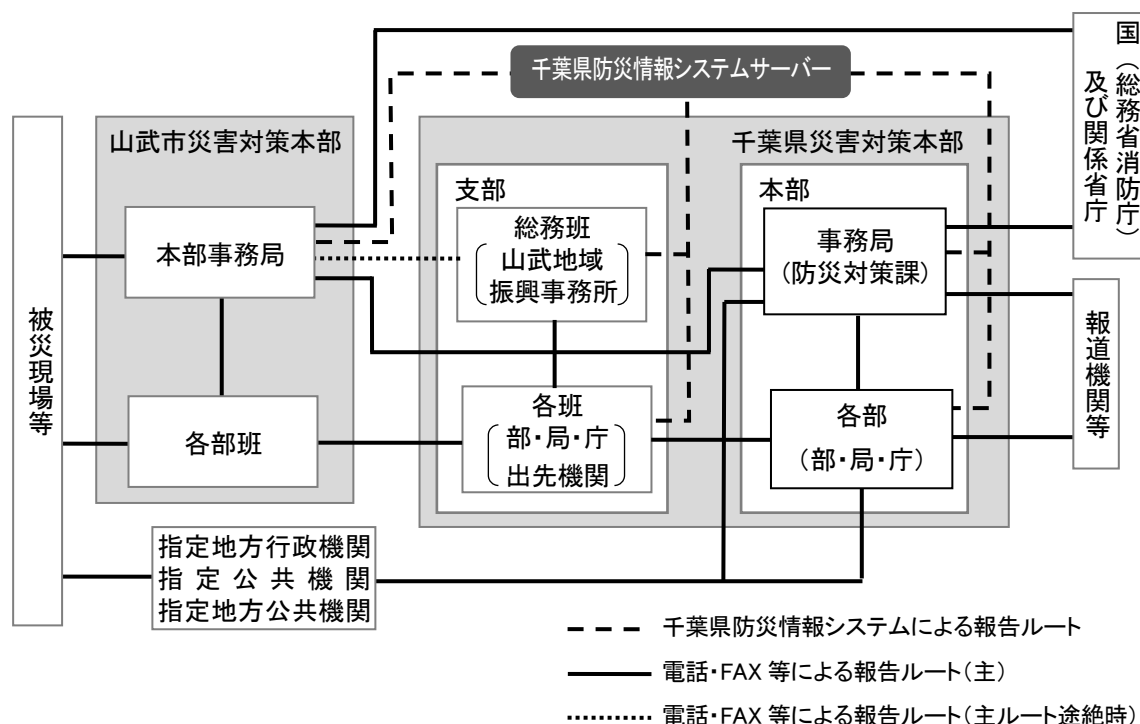
イ 取扱責任者

各班長：市における部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。

(4) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。

〈被害情報等の収集報告の流れ〉



(5) 留意事項

ア 発災初期の情報収集にあたっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等により得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動にあたるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。

イ 人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

ウ 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

エ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、市民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

オ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

カ 罹災世帯・罹災人員等の把握にあたっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

第4 災害広報

1 災害広報活動

渉外班、本部班、情報班、市民自治班及び消防団は、災害の状況にあわせて、次の手段と内容の広報を行う。

(1) 広報手段

- ア 防災行政無線（同報系）、防災行政情報伝達システム
- イ 広報車による巡回広報、職員の派遣による伝達
- ウ 災害広報紙の発行、出先機関・避難所への掲示
- エ 緊急速報メール、安心・安全メール、ホームページ、SNS等
- オ 母子モ（母子手帳アプリ）

(2) 広報内容

- ア 地震・津波に関する情報（被害や余震の情報）、被災状況、災害対策の方針
- イ 避難指示等の発令、避難所の開設状況
- ウ 生活関連情報（電気、ガス及び水道の状況、食料及び生活必需品の供給状況）
- エ 通信施設の復旧状況
- オ 道路の通行可否、交通状況
- カ バス、鉄道等、交通機関の運行状況
- キ 医療機関、救護所の運営状況
- ク 応急対策、復旧・復興の状況と見通し
- ケ 市民、自主防災組織等のとるべき措置
- コ 被災者支援制度の種類、内容、手続き など

2 避難所における広報

要配慮者班、こども班、教育班及び市民自治班は、避難所において被災者への広報を行う。特に、要配慮者、外国人等の情報入手困難な被災者への広報に十分留意する。

〈避難所における広報〉

ア 避難所広報板の設置	イ 避難所運営組織による口頭伝達
ウ 災害広報紙の配布	エ 手話、外国語ボランティア等による伝達

3 総合案内での対応

市民班は、災害状況や災害対策についての問い合わせや市への要望等への対応が必要な場合、総合案内に職員を配置して説明等を行う。

4 相談窓口の設置

市民班は、被災者への各種支援策等に関する市民からの問い合わせや相談に対応するため、市役所、出張所に災害窓口を設置する。また、外国人への対応が必要な場合は、翻訳ボランティアの派遣を災害ボランティアセンターに依頼する。

〈相談事項例〉

ア 安否情報（家族の消息等）	イ 捜索依頼の受付け
ウ 罹災証明書の発行	エ 埋葬許可証の発行
オ 他各種証明書の発行	カ 仮設住宅の申し込み
キ 住宅の応急修理の申し込み	ク 災害見舞金、義援金の申し込み

ケ 被災者生活再建支援金の申し込み	コ 生活資金、営業資金等の相談等
サ 福祉、法律関係の相談	シ 職業のあっせん等の相談

5 広報揭示

市民班は、市役所及び出張所に広報揭示板を設置し、市からの広報事項を掲示するほか、被災者、区・自治会、自主防災組織が自主的にお知らせを掲示できるようにする。

第5 報道機関への対応

1 報道機関への要請

渉外班は、報道機関の災害対策本部内への立入りと取材の制限や、地域や避難所における取材について、区・自治会、避難所の運営組織の許可を得て行うように報道機関に要請する。

市への取材の申し込みがあった場合は、本部班が対応する。

2 記者発表

本部班及び渉外班は、記者会見場を設置し、記者会見を定時に開いて必要な情報を報道機関へ提供する。

〈記者発表の概要〉

記者発表場所	山武市役所 大会議室
発表者	第1位 市長 第2位 副市長 第3位 総務部長
発表内容	ア 被害の状況 イ 市の応急対策の方針・内容

第3節 消防・救助救急・水防・危険物等対策

項 目	市担当	関係機関
第1 消防活動	—	消防本部、消防団、自主防災組織
第2 救助・救急活動	—	消防本部、消防団、警察署
第3 水防活動	本部班	消防本部、消防団
第4 危険物等の対策	教育班	消防本部、県

第1 消防活動

1 活動体制

消防本部は、災害状況に応じて、通常体制から非常体制に切り替えて消防活動を実施する。消防本部のみの消防力で対応が困難な場合は、県を通じて消防の広域応援を要請する。

2 活動方針

地震・津波発生時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。

なお、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行する。

3 活動の基本

(1) 消防本部の活動

ア 避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難路確保の消防活動を行う。

イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行う。

エ 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動にあたる。

オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に発生した場合、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

(2) 消防団の活動

ア 出火防止

火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民等に対し、出火防止及び飛び火の警戒を呼びかける。出火した場合は、市民等と協力して初期消火を行う。

イ 消火活動

消防本部の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は消防本部と協力して行う。

ウ 救助救急

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

エ 避難誘導

避難指示等がなされた場合は、これを市民等に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民等を安全に避難させる。

オ 巡回広報

消防車両による巡回放送を行う。

(3) 惨事ストレス対策

消防本部は、消防職員等の惨事ストレス対策を講じる必要がある場合、必要に応じて精神医等の専門家の派遣を国等に要請する。

4 市民・自主防災組織等・事業所の消火活動

市民・自主防災組織及び事業所は、出火防止措置を実施し、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防隊が到着した場合にはその指示に従う。

また、事業所は、周辺の火災の消火活動、倒壊建物からの救出、避難誘導等、地域の防災活動に協力する。

5 通電火災等への警戒活動

消防団は、市民等と協力して電力復旧時の通電火災の発生、消火後の再燃、放火等を防止するために警戒巡視を行う。

第2 救助・救急活動

1 消防の活動

(1) 救助活動

消防本部及び消防団は、行方不明者情報をもとに救出活動を行う。災害の状況等により消防署及び消防団だけでは救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。

本部長は、自衛隊の応援が必要な場合は、知事に要請を依頼し、また、車両、特殊機械が必要な場合は、建設業者等に出動を要請する。

(2) 救助・救急活動の原則

救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。出動は、次の優先順位による。

ア 延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

イ 延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象がある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

ウ 同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

(3) 救急搬送

消防本部は、負傷者を救急車にて救護所又は受入れ可能な病院に搬送する。

また、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は必要に応じ、千葉県ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊のヘリコプターを要請する。

2 警察署の活動

警察署は、次の要領で活動を行う。

- (1) 救出・救護活動にあたっては、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興業場その他多人数の集合する場所等を重点に行う。
- (2) 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救急隊、救護班等に引き継ぐか、又は車両を使用し、速やかに医療機関に収容する。

3 市民、自主防災組織等、事業所の活動

市民、自主防災組織等及び事業所は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の行方不明者を確認し、建物等の下敷きとなっている者がいるときは、安全な措置を講じた上で可能な限り協力して救助を行う。

第3 水防活動

地震後の水害等の発生に対する水防活動については、地域防災計画（風水害等編）に基づき実施する。

第4 危険物等の対策

危険物等の対策は、危険物の管理者及び監督機関が行うが、消防署は、必要に応じて協力や情報連絡を行う。それぞれの施設の応急対策は次のとおりである。

1 高圧ガス等の保管施設

県及び消防本部は、必要に応じて保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

2 石油类等危険物保管施設

消防本部は、危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対して、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- (1) 危険物の流出・爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置並びに施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺市民等に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動
- (4) 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定

3 火薬類保管施設

県及び関東東北産業保安監督部は、火薬類保管施設の管理者等に対し、危険防止措置を講ずる監督又は指導を行うとともに、必要があると認めるときは、緊急措置命令等を行う。

4 毒物・劇物保管施設

県は、毒物・劇物保管施設の管理者等に対し、有毒ガス発生の防止の応急措置、除毒方法と周辺市民等の安全措置、連絡通報について指導する。

また、教育班は、各学校長に対し、学校等に保管してある薬品の危険防止や児童生徒の安全確保を指導する。

5 危険物等輸送車両

消防本部は、関係機関と連携して次の応急措置を行う。

- (1) 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- (2) 必要に応じ、地域住民等への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- (3) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止等又は使用制限の緊急措置命令を発する。

第4節 災害警備・交通規制

項 目	市担当	関係機関
第1 災害警備	—	警察署
第2 交通規制等	土木班	警察署、山武土木事務所、印旛土木事務所、東日本高速道路株式会社
第3 緊急通行車両の確認等	本部班	公安委員会
第4 緊急輸送	施設班、本部班	消防団
第5 防犯	市民自治班	警察署、自主防災組織、消防団

第1 災害警備

1 災害警備の基本方針

警察は、「千葉県警察災害警備実施計画」に基づき、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

2 警備体制

警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

(1) 連絡室

震度4の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、警報（波浪を除く。）が発表された場合等

(2) 対策室

震度5弱の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、各種警報（波浪を除く。）に加えて土砂災害警戒情報が発表された場合が発表された場合等

(3) 災害警備本部

震度5強以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合、特別警報が発表された場合等

3 災害警備活動要領

(1) 要員の招集及び参集

(2) 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達

(3) 装備資機材の運用

(4) 通信の確保

(5) 救出及び救護

(6) 避難誘導及び避難地区の警戒

(7) 警戒線の設定

(8) 災害の拡大防止と二次災害の防止

(9) 報道発表

(10) 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

(11) 死傷者の身元確認、遺体の収容

- (12) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- (13) 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- (14) 協定に基づく関係機関への協力要請
- (15) その他必要な応急措置

第2 交通規制等

応急対策上重要な路線について交通規制、道路啓開を実施する。

1 緊急輸送道路の確保

道路管理者は、緊急輸送道路の状況を点検し、通行規制、道路啓開が必要な区間を選定する。この際緊急輸送道路一次路線を優先する。

〈県指定緊急輸送道路〉

1次路線	首都圏中央連絡自動車道、銚子連絡道路、国道126号
2次路線	主要地方道飯岡一宮線（県道30号）、主要地方道松尾蓮沼線（県道58号）、主要地方道成東酒々井線（県道76号）、主要地方道成田松尾線（県道62号）、県道横芝山武線（県道116号）、市道松尾163号線、市道成東195号線、市道殿台・成東線、県道成東鳴浜線（県道121号）

2 交通規制、道路啓開

道路管理者は、道路が陥没、路肩崩壊、土砂災害等により危険なとき、又は緊急輸送のため必要なときは、警察署と協議して通行禁止又は制限、通行障害物の移動等の措置をとる。

〈交通規制等の実施者及び状況・内容〉

実施者	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法第4条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法第5条
警察官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第76条の3第1項 第76条の3第2項
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第6条 第4項 第75条の3

実施者	規制を行う状況・内容	根拠法令
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項、第4項
道路管理者	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条
道路管理者等	災害により車両の停止等が生じ、緊急通行車両の通行確保等のため緊急を要する場合、道路の区間を指定して運転者等に車両の移動等を命じる。運転者不在等の場合は、自ら車両の移動等を行うことができる。	災害対策基本法第76条の6
国土交通大臣、知事	必要に応じて道路管理者に対し、災害対策基本法第76条の6の規定による車両の移動等を指示する。	災害対策基本法第76条の7

第3 緊急通行車両の確認等

1 緊急通行車両の申請手続き

知事又は公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申し出により、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

本部班は、災害対策に使用する届出済証の交付を受けていない車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に提出する。

知事又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は当該車両に備え付ける。

2 緊急通行車両等の事前届出について

- (1) 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。
- (2) 公安委員会は、前記により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。
- (3) 届出済証の交付を受けた車両は、県警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出することにより、緊急通行車両の確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して標章及び確認証明書を交付する。

3 規制除外車両の確認

本部班は、規制除外車両となる次の車両を所有・管理する機関と協力し、前記2に準ずる事前届出を推進する。

- (1) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

第4 緊急輸送

1 輸送車両等の確保

(1) 車両の確保

施設班は、市有車両が不足する場合又は市有車両では輸送できない場合は、運送業者、千葉県トラック協会、千葉県バス協会に輸送を要請する。

(2) 燃料の確保

施設班は、災害対策で使用する車両、非常電源等の燃料の調達を行う。通常の方法により燃料の確保ができない場合には、燃料供給に関する災害協定締結企業や千葉県石油協同組合に協力を要請する。

2 ヘリコプター輸送の確保

(1) ヘリコプターの確保

本部班は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県にヘリコプターによる輸送を要請する。

(2) ヘリコプター離発着場の開設

本部班は消防団の協力を得て、ヘリコプター離発着場を開設するため、施設の被災状況等の点検を行い、開設準備を行う。

第5 防犯

市民自治班及び本部班は、被災地、避難所における犯罪等を防止するため、警察署、避難所の自主運営組織（避難所運営委員会等）と連携して、避難者への注意喚起、不審者の通報等対策を実施する。

また、避難後の被災地での犯罪を予防するため、自主防災組織や消防団、山武市防犯協会等による巡回を行う。

第5節 地震避難対策

項 目	市担当	関係機関
第1 避難行動	本部班、渉外班	消防本部、消防団、県、警察署
第2 避難所の開設	本部班、避難所運営班※	—
第3 避難所の運営	避難所運営班※、市民班	山武市社会福祉協議会、ボランティア団体、自主防災組織
第4 感染症対策	本部班、避難所運営班※、保健班	保健所（山武健康福祉センター）
第5 避難所の閉鎖	本部班、避難所運営班※	—
第6 広域避難・広域一時滞在	本部班	—

※ 避難所運営班とは、避難所開設運営のため配置された要配慮者班、教育班をいう。

第1 避難行動

1 地震における避難の基本

市民等は、地震が発生した場合は、身の安全が確保された後に、状況に応じて市からの指示がなくても、自主的に避難及び安全確保を行う。

なお、住宅等の損壊、又は延焼火災の危険がない場合は、混乱する避難場所を避けるため、できるだけ自宅において自力で生活を継続するものとする。

2 避難指示等の発令

(1) 避難指示等の発令

本部長は、災害が発生し、又はその拡大のおそれがあり、市民等の生命、身体等に危険を及ぼすと認められるときは、当該地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保を指示する。

また、避難指示に先立ち、市民等の避難準備と要配慮者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。

〈避難の種類及び発令基準の目安〉

種 類	市民等の行動	基準の目安
高齢者等避難	要配慮者等、特に避難※行動に時間を要する者は避難を開始。避難指示が発令されたときに、いつでも避難※できる体制をとること。	
避難指示	危険区域の市民等が避難※すること。	① 津波注意報・警報・大津波警報が発表されたとき。 ② 火災が延焼拡大し、人命に及ぼす危険性が著しく大きいと予測された場合。 ③ 危険物の流出、拡散により、広域的に人命危険が予測されるとき。 ④ 建物倒壊の発生ないしは倒壊のおそれ大きい地区があるとき。 ⑤ その他、市民の生命又は身体を保護するため必要と認めるとき。
緊急安全確保	まだ避難※していない対象市民等は、現在の場所より安全な場所へ直ちに移動。	

※ 避難行動には「立退き避難」と「屋内安全確保」がある。

「立退き避難」とは、災害リスクのある区域から外側へ移動することである。津波浸水想定区域外の

指定緊急避難場所、知人宅、ホテル・旅館等への移動等がある。

「屋内安全確保」とは、災害リスクのある区域内で安全を確保できる場所へ移動することである。津波浸水想定区域内で建物の倒壊の危険がなく、想定される浸水深よりも高い階へ移動することなどがある。

「緊急安全確保」は、避難できなかった場合に現在の場所より相対的に安全な場所へ移動することである。

〈避難指示等の発令権者及び要件〉

発令権者	指示等を行う要件	根拠法令
市長	(1) 避難指示：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。 (2) 緊急安全確保：急を要すると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項
知事	(1) 災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項
警察官	(1) 市長が避難のための立ち退き等を指示することができないと認められるとき。 (2) 市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
	(3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	(1) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき。	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた県職員	(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
	(2) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第25条
水防管理者	(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条

(2) 避難指示等の解除

本部長は、避難の必要がなくなったときは、避難指示等を解除する。

(3) 避難指示等の内容

避難指示等は、状況の許す限り次の事項を明らかにして行う。

〈避難指示等の内容〉

ア 避難対象地域、対象者	イ 避難先
ウ 避難指示等の理由	エ その他必要な事項

3 避難情報等の伝達

(1) 市民等への伝達

本部班及び渉外班は、避難指示等が発令又は解除されたときは、防災行政無線、緊急速報メール等により市民等に伝達する。

(2) 関係機関への通報

本部班は、避難指示等が発令又は解除されたときは、その旨を県災害対策本部、警察署、消防本部、山武地域振興事務所に連絡する。

4 避難誘導等

(1) 市民等の避難誘導

避難は、区・自治会、自主防災組織、各施設管理者等による自主的な誘導體制により行うことを原則とする。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、地域住民（区・自治会、自主防災組織等）が行うことを原

則とする。

この際、支援者の安全確保を優先する。

(3) 学校、事業所等における避難誘導

こども園、幼稚園、保育園、学校、事業所及びその他多数の人が集まる場所における避難誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な誘導によることを原則とする。

(4) 交通機関等における避難誘導

交通機関等における避難誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき実施する。

5 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

〈警戒区域の設定権者及び要件・内容〉

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防長、消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
警察署長	次の場合、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
	次の場合、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。 消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	消防法第28条
	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

(注) 本市においては消防団が水防団を兼務している。

第2 避難所の開設

1 避難所の開設

本部長は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。なお、市内で震度5強以上を観測した場合は、避難所開設責任者があらかじめ指定されている避難所に自動的に参集し、施設管理者等と協力して避難所を開設する。

避難所を開設したときは、本部班は避難所開設の状況を県に報告する。

2 避難者の受入れ

避難所開設責任者、避難所担当職員又は避難所運営班（以下「避難所運営班等」という。）は、施設管理者、自主防災組織等と協力して避難者の受入れを行う。

第3 避難所の運営

1 避難所運営体制

(1) 避難所運営

避難所の運営は、原則として、区・自治会、自主防災組織、避難所運営委員会、まちづくり協議会などの避難者を中心とした避難所運営組織が行うものとするが、避難所運営組織が設置されるまでの間は避難所運営班等が行う。避難所運営班等は、避難所運営組織の設置に係る支援及び避難所の円滑な運営に対する支援を行う。

ア 避難生活の長期化に備え、基本的な生活環境の整備に努める。

イ ペット同行避難に備えて、生活場所とは異なる場所にペット専用スペースを確保し、トラブルなどが起きないようにルールを作成する。

ウ 運営組織には、男女ともに参画し男女双方の視点から男女のニーズの違い等に配慮する。

エ 運営にあたっては、山武市社会福祉協議会と連携して、要配慮者の支援等にボランティアの協力を要請する。

〈避難所運営時の配慮事項〉

① 避難所の施設

炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機、畳、パーティション、トイレ、風呂・シャワー、暖房機器、冷房機器 等

② 女性への配慮

女性専用の相談窓口（女性職員の配置）、女性専用の物干し場・更衣室・授乳室の設置、女性専用の物資配布、防犯対策

③ 性的マイノリティの方への配慮

男女共用のユニバーサルトイレの設置、性別に関係なく使えるスペースの設置、性自認に応じたシャワー・風呂の個別利用等の検討

(2) 避難者の把握

避難所運営班等は、避難者に避難者カードに記入してもらい、とりまとめた避難者カードを市民班に送付する。市民班は、避難者カードを基に避難者名簿を作成し、個人情報の取り扱いに留意して市民の安否情報の照会に適切に対応する。

また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等についても、避難所で把握する。

(3) 避難所担当の割り当て

避難所の開設が長期に及ぶ場合は、本部会議にて避難所ごとに担当を割り当て全職員で運営、管理を分担する。

2 食料・物資の供給

避難所運営班等は、避難者数から食料、生活必需品等の必要量を情報班に報告する。避難所に供給された食料、物資の配分方法及び配分作業は、避難所運営組織が実施する。

3 在宅等避難者の把握

(1) 在宅等

やむを得ない理由で避難所に滞在できない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等、必要な支援を行う。

市は、区・自治会等と連携して在宅等の避難者の所在を確認するとともに、避難所にて食料及び生活必需品の配布、保健サービス等、避難所の避難者と同様の対応を行う。

(2) 車中泊等

車中泊を行う被災者には、食品等の取扱い深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防活動を周知し、保健指導を行う。

4 要配慮者への支援

(1) 避難生活での配慮

要配慮者班は、要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消など避難所生活に配慮する。

また、可能な限り福祉職等を配置し、福祉関係団体と連携して相談や介護等の支援を行う。

(2) 在宅等避難者の支援

要配慮者班は、区長、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会等と連携して配慮者の避難状況、安否、支援ニーズ等を把握し、水、食料、生活必需品の配布等の支援を行う。

(3) 福祉避難所の開設

要配慮者班は、避難生活が長期化するなど必要と認める場合には、避難所での生活が困難な要配慮者に対して、福祉避難所を開設して収容する。

5 多様な避難所の確保

本部班、要配慮者班は、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。

第4 感染症対策

1 避難確保対策

本部班、保健班は、保健所（山武健康福祉センター）と連携し、避難時における感染防止行動の普及、避難先の確保等を行う。

(1) 適切な避難行動の周知

避難指示等の発令に当たり、適切な避難行動を住民に周知する。

ア ハザードマップによる避難の要否（避難が必要な区域等）の確認

イ 避難時の持出品（マスク、体温計等）の準備

ウ 避難所以外の避難先（親戚、知人宅等）の確保等

(2) 在宅療養者等の避難確保

保健所（山武健康福祉センター）が把握する自宅療養者や濃厚接触者について、避難先等を確保しておく。

(3) 避難所の備え

避難所での感染防止に必要な装備や備品（非接触型体温計、消毒液、室内テント、簡易ベッド等）を確保しておく。

(4) 分散避難の促進

避難所の不足や過密防止等のため、車中泊スペース、宿泊施設の活用を検討する。

また、市民に対して、屋内安全確保、避難所以外の避難先（親戚、知人宅等）の活用、最寄りの避難所が満員の場合の二次避難所の準備等の分散避難を周知し、避難所の過密を防止する。

2 避難所の対策

避難所運営班、避難所運営組織は、避難所において次の感染症対策を行う。

(1) 健康管理

受付の際や滞在期間中に、避難所の運営にあたる者や避難者の検温、健康状態の調査を行う。

(2) 滞在スペースのゾーニング等

一般の避難者、高齢者や基礎疾患のある方、発熱・咳等がある方、濃厚接触者等を適切にゾーニングし、動線の分離に努める。

(3) 衛生管理

十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援に当たっては衛生管理を考慮した方法で実施する。また、避難者には、手洗い、咳 エチケット、その他の衛生管理を考慮した生活ルールを周知、徹底する。

(4) 車中泊等の対策

車中泊を行う避難者には、食品等の取扱い、有症状時の対応・相談先、手洗い等について周知啓発を図る。

(5) 発症者の対応

感染が疑われる症状がある避難者がいる場合、保健所（山武健康福祉センター）に報告し、保健所（山武健康福祉センター）の指示に従って避難者に対応する。

第5 避難所の閉鎖

本部長は、危険の解消や仮設住宅への移行が進み次第、避難所を閉鎖する。

避難所運営班は、避難所の閉鎖に当たっては、避難者に閉鎖を予告して、順次閉鎖をするものとする。学校施設については、授業再開に必要な教室等から閉鎖する。

第6 広域避難・広域一時滞在

本部班は、避難者の収容のための指定緊急避難場所又は被災者を収容するための指定避難所を市内の避難施設では確保が困難な場合、県内市町村又は県に対して、市外の自治体への受入れを要請する。

第6節 津波避難対策

項 目	市担当	関係機関
第1 津波避難区域	—	—
第2 津波避難情報の伝達	消防防災課	—
第3 避難行動	本部班	警察署、消防団

津波避難に関しては、別に定める「山武市津波避難計画」（平成25年3月）によるものとするが、本節では、その概要を記載する。

第1 津波避難区域

津波避難区域は、大津波警報又は津波警報の場合は千葉県の上定による津波浸水想定ライン（津波高さ10m【施設なし】）、津波注意報の場合は海岸部（防潮堤より海側）とする。

第2 津波避難情報の伝達

消防防災課は、気象庁から大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報が発表された場合は、住民、観光客に対して、Jアラート（サイレン、音声放送）、緊急速報メール、インターネット等で伝達する。

第3 避難行動

1 避難指示の発令

避難指示の発令基準は、次のとおりである。

〈避難指示の発令基準と対象地域〉

区分	発令基準	対象地域
避難指示	・気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に津波注意報を発表したとき。	海岸部（防潮堤より海岸部）
避難指示	・気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に津波警報を発表したとき。 ・強い地震（震度4程度以上）、若しくは長くゆっくりとした揺れを感じ、避難の必要を認めたとき。 ・気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に大津波警報を発表したとき。	津波想定浸水区域（高さ10m）

2 避難目標地点

避難の目標とする地点は、避難対象地域外であり、道路ネットワークと避難対象地域との接点（避難目標地点）及び避難場所・津波避難ビルとする。

3 避難誘導

警察署、消防団及び関係機関等が連携して避難誘導を行う。

また、住民等は、自主防災組織を中心とする避難誘導體制に基づき、避難行動要支援者を支

援しながら、被災状況に応じて適切な避難誘導を行う。

4 避難場所の開錠

平日夜間及び休日において、震度5強以上の地震、又は、津波注意報以上の津波に関する情報が発表された場合、指定されている津波避難場所の開錠担当職員が津波避難場所の施設の開錠を行い、避難者を受け入れる。

第7節 医療救護・防疫活動

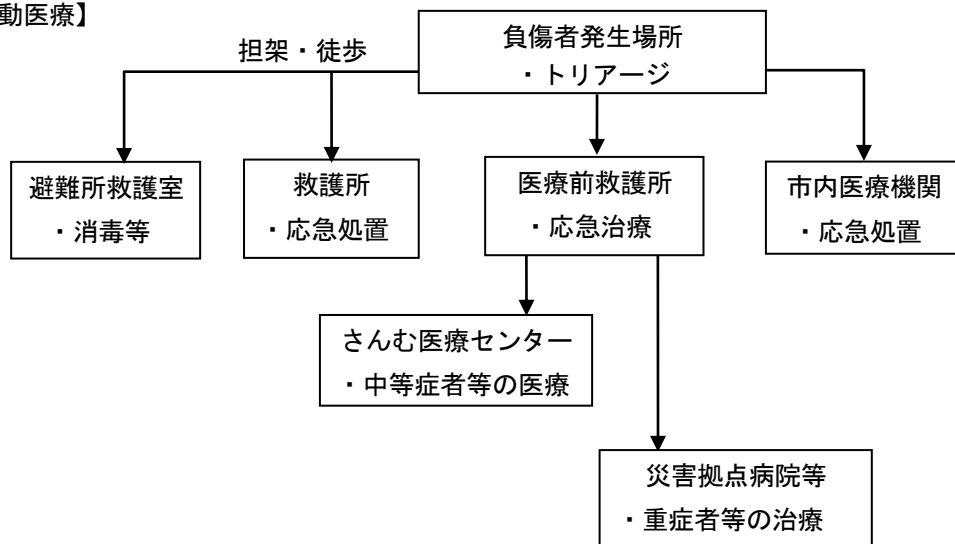
項 目	市担当	関係機関
第1 医療救護活動	保健班	県、山武郡市医師会・山武郡市歯科医師会・山武郡市薬剤師会、消防本部
第2 防疫活動	保健班	保健所（山武健康福祉センター）、山武郡市医師会
第3 保健衛生活動	保健班	保健所（山武健康福祉センター）

第1 医療救護活動

市は災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった市民等に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置や救護班等により診療等を行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長はこれを補助する。

【初動医療】



1 情報収集・提供

県は、県内市町村、消防機関、県医師会等との連携のもとに、医療施設、医薬品等医療資器材の需給状況等について情報収集を行い、市等の関係機関に情報提供を行う。

保健班は、医師会等の関係機関に把握した医療情報の提供を行う。

2 初動医療体制

(1) 救護本部の設置

市内で震度5強以上を観測した場合、保健班は成東保健福祉センターに救護本部を設置し、県の災害医療本部及び山武郡市合同救護本部、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等の医療関係機関と連携した医療救護活動を推進する。

(2) 医療救護班の編成

保健班は、山武地域合同救護本部、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、山武郡市薬剤師会に対して救護班の編成及び出動を要請する。

また、市では医療救護活動が困難な場合は、県に対して県が組織する医療救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）等の出動を要請する。

(3) 救護所の設置

保健班は、医療救護活動を実施するため、必要に応じて医療救護所を設置し、医療救護活動従事者及び医療用資機材、電源、テント等、応急医療に必要な資機材を搬送する。

〈救護所の区分・場所等〉

区分	設置場所	救護内容	救護者
避難所救護室	各避難所（学校の教室等）	消毒	保健師、看護師 （学校職員）
医療救護所	松尾 I T 保健福祉センター さんぶの森中央会館 蓮沼スポーツプラザ	応急処置（消毒、止血、縫合等）	医師、看護師 （保健福祉従事職員）
医療前救護所	なるとうこども園	治療（医療センターの受入不可の患者）	医師、看護師 （DMAT 等）

3 医薬品・医療器具の確保

(1) 医薬品・医療器具の確保

保健班は、医療救護のための医薬品・医療器具を、山武郡市薬剤師会等から調達する。確保が困難な場合は、県を通じて薬品業者、他医療機関等に要請する。

災害発生直後は、医師、歯科医師、薬剤師が携行した医薬品を使用する。

(2) 血液等の確保

保健班は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて千葉県赤十字血液センターに供給を依頼する。

4 後方医療

保健班は、救護所等で対応できないときは、後方医療機関での対応を要請する。

〈後方医療機関〉

区 分		名 称（隣接ヘリコプター離発着場）
災害医療協力病院		さんむ医療センター、東陽病院、国保大網病院、九十九里病院
災害拠点病院	基幹災害医療センター	国保旭中央病院（専用臨時ヘリポート） 日本医科大学千葉北総病院（専用臨時ヘリポート）
	地域災害医療センター	東千葉メディカルセンター（専用臨時ヘリポート）

5 搬送体制

消防本部は、救出現場から救護所までの重症者の搬送は、救急車等により搬送する。後方医療機関又は県外の医療機関までの搬送は、救急車又はヘリコプター等により行う。

軽症者の搬送は、自主防災組織、事業所等において協力して行う。

6 要配慮者への対応

保健班は、在宅の人工透析患者、人工呼吸器装着者等について、医療機関の対応状況を確認し情報を提供する。

また、必要に応じて、受入れ可能な医療機関への移動を支援する。

第2 防疫活動

1 防疫体制の確立

保健班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）に基づき、防疫組織を設け、県と協力して防疫活動を行う。また、被災者に対し防疫について広報活動を行う。

2 防疫活動

(1) 検病調査及び健康診断

保健所（山武健康福祉センター）は、避難所等における感染症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、サーベイランス情報の収集に努める。また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行うほか、必要に応じて山武郡市医師会、市及び等関係機関の協力を得て感染拡大防止策を講じる。

(2) 消毒の実施

保健班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域の消毒を行う。

住宅等は、防疫用資機材・薬剤は業者等から調達し、区・自治会、自主防災組織等を通じて薬品を配布し、市民が散布するよう指導を行う。また、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、県に対して薬剤の供給の支援を要請する。

公共施設等は、災害協定により県ペストコントロール協会等の協力を得て、消毒等を行う。

(3) 感染症患者への措置

保健所（山武健康福祉センター）は、感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

(4) 指定感染症に関する情報共有

保健所（山武健康福祉センター）は、指定感染症の感染者や濃厚接触者等が在宅中である場合、その者の避難場所が確保されるよう、市等と連携して情報を共有する。

(5) 報告

保健班は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等を随時、保健所（山武健康福祉センター）に報告する。

第3 保健衛生活動

1 被災者の健康管理

(1) 巡回班の編成

避難所における避難生活が長期化するときは、保健班は保健師等による巡回班を編成し、健康相談、口腔チェックなどを行う。

また、避難所の高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下防止等のため必要がある場合、千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）の派遣を県に要請する。

(2) 保健活動の実施

ア 保健班は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、保健所（山武健康福祉センター）が編成する保健活動チーム、保健医療活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携し要配慮者に対する支援及び調整を行う。

イ 保健班及び保健所（山武健康福祉センター）は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、

エコノミークラス症候群、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。

ウ 保健活動の実施が長期化・広域化等するときは、保健班は保健師等チームの応援派遣要請を、保健所（山武健康福祉センター）と通じて県に要請する。

2 飲料水の安全確保対策

市は、飲料水の汚染等のおそれがある場合、直ちに巡回チームを編成して検水を実施し、安全確保を行うとともに、被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

第8節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬

項 目	市担当	関係機関
第1 行方不明者の捜索	市民班	警察署、消防本部、消防団、自衛隊、海上保安部、山武市建設業災害対策協力会
第2 遺体の処理・埋火葬	市民班	警察署、日赤千葉県支部、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、自衛隊

第1 行方不明者の捜索

1 行方不明者情報の収集

市民班は、警察への捜索願や相談窓口等で受け付けた行方不明者の情報を収集する。

2 捜索活動

市は、災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により既に死亡していると推定される者を含む。）を対象として捜索活動を実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長はこれを補助する。

行方不明者の捜索は、警察署、消防本部、消防団、自衛隊及び山武市建設業災害対策協力会等の協力を得て実施する。

津波により浸水した区域や海域での捜索は、県、自衛隊、海上保安部によるヘリコプター、船舶による捜索及び救助を要請する。

第2 遺体の処理・埋火葬

1 遺体の安置、処理

多数の遺体がある場合は必要に応じ、災害対策本部の判断により災害対策本部が警察署の協力を得て遺体安置所（警察による遺体の身元確認や検視のほか、医師等による検案や処理、遺族への引き渡し等を一括で行う場所）を公共施設等に開設する。

災害対策本部は、県、日赤千葉県支部、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会等に検案医師等の派遣を要請する。また、葬祭業者に納棺作業や資機材確保等の協力を要請する。

〈遺体の処理等〉

遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。
遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
検案	死因その他の医学的検査をする。

2 遺体の搬送

引き渡した遺体の火葬場等への搬送は、遺族が行うことを原則とする。ただし、遺族による搬送が困難なときは、市民班が葬儀業者及び自衛隊等に協力を要請する。

3 遺体の埋葬

(1) 遺体の火葬

引き取り手のない遺体の取り扱い及び遺族等が火葬を行うことが困難な場合は、応急措置として市民班が遺体の火葬を行う。

遺体が多数のため山武郡市広域斎場で火葬できないときは、「千葉県広域火葬計画」による広域応援を県に要請する。

(2) 身元不明者遺骨の対応

市民班は、身元不明の引き取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。

第9節 給水・物資の供給

項 目	市担当	関係機関
第1 飲料水の供給	環境保全班、水道班	山武郡市広域水道企業団
第2 食料の供給	物資班、本部班、市民自治班、教育班	—
第3 生活必需品の供給	物資班	—
第4 救援物資の受入れ・管理	物資班、本部班、情報班	日本赤十字社、ボランティア団体

第1 飲料水の供給

1 家庭内備蓄の活用

発災初期に必要な市民・事業所等の飲料水は、家庭内及び事業所内の備蓄品で対応することを原則とする。

2 応急給水活動

(1) 給水需要の把握

環境保全班は、断水したときは、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、水道事業者（水道班及び山武郡市広域水道企業団）からの情報等を収集、整理し、断水地区の範囲、断水世帯数（人口）、避難者数を把握する。

(2) 優先給水

環境保全班は、水道事業者（水道班及び山武郡市広域水道企業団）の協力を得て、断水地区の医療機関、救護所、社会福祉施設等の重要施設に対し、優先給水を行う。

(3) 給水活動

環境保全班は、給水車、給水タンク等を確保し、必要に応じて市役所等を給水拠点として給水区域外の給水活動を行う。水道事業者（水道班、山武郡市広域水道企業団）は、浄水場等を給水拠点としてそれぞれの給水区域内（水道使用の契約のない市民も含む。）の給水活動を行う。

災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長（本部長）はこれを補助する。また、水道事業者による給水活動は市からの委託として行い、水道事業者は救助費用の一時繰替支弁、関係帳簿の作成を行う。

給水拠点では、市民等が持参したポリタンク、バケツ等に給水する。

市（環境保全班）及び水道事業者（水道班、山武郡市広域水道企業団）では給水対応ができない場合は、自衛隊災害派遣、災害時相互応援協定締結自治体、県及び他の水道事業体に応援を要請する。また、水道事業者が応援を要請した場合は、市（環境保全班）に報告する。

また、応急復旧の進捗に伴い、仮設給水栓等を設置して給水の拡大に対応する。

なお、発災後の円滑な応急対応のため、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制と、住民からの問い合わせ等に対応する体制の整備について、あらかじめ計画しておく。

(4) 給水基準

災害発生初期の給水の基準は、1人1日3リットルとし、その後は断水の復旧状況や救援等の状況を踏まえて設定する。

第2 食料の供給

1 家庭内備蓄の活用

発災初期に必要な市民・事業所等の食料は、家庭内及び事業所内の備蓄品で対応することを原則とする。

2 食料供給体制

(1) 食料の供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりとする。

〈食料の供給対象者〉

- ア 避難所に収容された者
- イ 全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害があり炊事のできない者
- ウ 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者

(2) 必要量の把握

物資班は、次により食料の必要量を把握する。

- ア 情報班から各避難所の避難者数を把握する。
- イ 住宅等の指定避難所以外で避難生活を継続する被災者の必要量は、地域の避難所又は出張所にて、被災者の申し出により把握するほか、要配慮者班等が行う安否確認により把握する。

(3) 食料の確保

物資班は、必要量に基づき災害時応援協定締結業者への発注や救援物資等を活用して食料を確保する。確保が困難なときは本部班に報告し、本部班は自衛隊の炊き出しや県に対して供給を要請する。

本部班は、炊き出し等に使用する米穀を必要とする場合はその数量を知事に要請し、知事は農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとする。また、災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づいて、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を千葉県に連絡する。

3 食料の供給

物資班は、可能な限り直接避難所までの食料の輸送を供給業者に依頼する。供給業者が輸送困難な場合は、輸送業者に要請する。

避難所での食料の配付は、避難所運営組織が行う。

4 炊き出し

区・自治会、自主防災組織等が避難所等で炊き出しを行う場合、市民自治班は食品衛生管理の留意事項を周知する。

また、ボランティア等（キッチンカーによるものを含む。）による炊き出しの場合は、「炊き出しチェック表」を作成させ、山武健康福祉センター及び市に提出させる。

物資班は、必要に応じて資機材、食材等を調達して提供する。

市が炊き出しを行う必要があると本部が判断した場合、教育班は調理員、食材等を確保し、給食センター等で調理して避難所等に供給する。

その他必要に応じて自衛隊災害派遣による炊き出しの要請や、山武市商工会、ボランティアの協力を確保して実施する。

第3 生活必需品の供給

物資供給の対象者は、次のとおりとする。

生活必需品の確保及び供給は、食料の供給と同様に行う。

〈生活必需品の供給対象者〉

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者
ア 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
イ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

第4 救援物資の受入れ・管理

1 物資の要請

(1) 物資の要請

情報班は、備蓄や業者等からの調達量では、食料及び生活必需品が不足する場合は、それらの不足状況を取りまとめ、本部班を通じて、県や他自治体等に救援物資の要請を、また、日本赤十字社に義援品の要請を行う。その他必要に応じ、全国に向けて救援物資の提供を募集する。

(2) 義援物資の受入れ方針

救援物資提供の申し出があった場合は、企業、自治体、団体等からのまとまった量の物資を優先して受け入れることを原則とする。救援物資の受入れは登録制とし、市が必要なときに供給を要請する。

2 救援物資の受入れ

物資班は、物資集積所（地域内輸送拠点）を開設する。

なお、本市が壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測され、県が需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等をプッシュ型で供給する場合は、あらかじめ国の「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録した物資集積所にて受け入れる。

届けられた物資は、ボランティア等の協力を得て仕分け作業を行い、避難所等からのニーズにより災害協定を締結する輸送業者等により避難所等へ供給する。

第10節 広域応援要請・広域避難者等の受入れ

項 目	市担当	関係機関
第1 自衛隊の災害派遣	本部班	自衛隊
第2 県・市町村等への要請	本部班、総務班、水道班、各班	山武郡市広域水道企業団
第3 消防の広域応援要請	本部班	消防本部
第4 災害協定の活用	本部班、総務班	
第5 広域避難者等の受入れ	本部班（消防防災課）、各班（課等）	—

第1 自衛隊の災害派遣

1 災害派遣・撤収要請

(1) 連絡員の派遣要請

本部班は、大規模な災害発生が予想される場合、陸上自衛隊第一空挺団第3普通科大隊第8中隊と調整し、連絡員の派遣を要請する。

(2) 派遣要請

本部長（本部班）は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、県から派遣された情報連絡員、千葉県防災行政無線又は一般加入電話等により要請し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがないとき、若しくは通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接関係部隊等（(1)の連絡員を含む。）に通報する。この場合、事後速やかに知事に通報する。

〈災害派遣要請の手続き〉

連 絡 先	県防災危機管理部防災対策課
要請事項	ア 災害の情况及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項

(3) 撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請依頼を行う。

2 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的でその救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときなどは、部隊等を自主派遣することができる。

3 派遣活動の範囲

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

〈自衛隊の派遣活動〉

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

4 自衛隊の受入れ

本部班は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような受入れ体制を整える。

また、自衛隊に要請する活動について、庁内や関係機関のニーズや活動状況を調整し、他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することのないよう配慮する。

〈自衛隊の受入れ体制〉

項 目	内 容
作業計画の作成	ア 作業箇所及び作業内容 イ 作業箇所別必要人員及び必要機材 ウ 作業箇所別優先順位 エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資 機 材 の 準 備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者の了解を速やかにとれるよう事前に配慮する。
交 渉 窓 口	ア 本部班に連絡窓口を一本化する。 イ 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。
集 結 場 所 宿 営 地	受入れは次のスペースが確保できる場所とする。 ア 本部事務室 イ 宿营地 ウ 材料置場 エ 炊事場（屋内・外の適切な広さ） オ 駐車場（車１台の基準は３ｍ×８ｍ）

	【候補地】成東総合運動公園、さんぶの森ふれあい公園多目的広場等
ヘリコプター 臨時離発着場	ヘリコプター発着場の基準は次のとおりである。 OH-6J×1 約30m×30m UH-1H×1 約36m×36m UH-60×1 約50m×50m CH-47×1 約100m×100m

5 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとする。ただし、複数の市町村にわたって活動した場合の負担割合は、当該市町村長と協議して定める。

〈経費の負担区分〉

ア	派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
イ	派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
ウ	派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
エ	天幕等の管理換に伴う修理費
オ	その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

第2 県・市町村等への要請

1 応急対策職員派遣制度の活用

総務班は、総務省の応急対策職員派遣制度による総括支援チーム^{*1}、対口支援チーム^{*2}の支援が必要と認める場合、県に支援チームの派遣を要請する。

※1 災害マネジメントを支援するチーム

※2 避難所運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するチーム

2 県への要請

本部長（本部班・総務班）は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認める場合、知事に対し、応援の要求及び応急措置の実施の要請を行う。

〈県への応援要請手続き〉

要 請 先	県防災危機管理部防災対策課	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	ア 災害の状況 イ 応援を必要とする理由 ウ 応援を希望する物資等の品名、数量 エ 応援を必要とする場所・活動内容 オ その他必要な事項	災害対策基本法第68条

3 指定地方行政機関等への要請

本部長（本部班・総務班）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認める場合、指定地方行政機関若しくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとして、それぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について県知事に申しあつせんを求める。

〈指定地方行政機関等への応援要請手続き〉

要 請 先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あつせんを求める場合は県）	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・あつせん要請	ア 派遣の要請・あつせんを求める理由 イ 職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣・職員の派遣のあつせんについて必要な事項	災害対策基本法第29条(派遣) 災害対策基本法第30条、地方自治法第252条の17（あつせん）

4 県内市町村への応援要請

本部長（各班）は、大規模な災害が発生し、応急措置を実施する必要があると認める場合、消防以外の分野に関し「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づいて、県内市町村に応援を要請する。

〈県内市町村への応援要請手続き〉

要 請 先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
要 請 事 項	ア 被害の状況 ウ 応援の具体的内容及び必要量 オ 応援場所及び応援場所への経路 カ 前各号に掲げるものの他必要な事項	イ 応援の種類 エ 応援を希望する期間
応援の種類	ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ウ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 エ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 オ 被災者の一時収容のための施設の提供 カ 被災傷病者の受入れ キ 遺体の火葬のための施設の提供 ク ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ケ ボランティアの受付け及び活動調整 コ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項	

5 上水道事業体への応援要請

本部長（水道班）及び山武郡市広域水道企業団は、災害時の給水等の応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、他の水道事業体等に応援要請をする。

6 応援者の受入れ・活動支援

本部班・総務班は、応援が必要な各部班のニーズを把握し、応援先の機関等と要員、資機材等の調整を行う。

なお、応援者の宿泊施設、食料、資機材等に関し、応援者側で手配することを要請する。

7 広域防災拠点との連携

県は、大規模な自然災害発生時に「千葉県大規模災害時応援受援計画」（平成31年3月）に基づいて広域防災拠点を設置し、県外からの救援部隊、医療救護活動、救援物資、ボランティアの受入れ等を円滑に行う計画である。

このため、県が広域防災拠点を設置した場合、市（各班）はこれらの拠点と連携して広域応援等の受け入れを円滑に行う。

また、本市が管理する施設（松尾運動公園、さんぶの森公園）に広域防災拠点が設置された場合は、「千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定」に基づき、施設の開錠など拠点施設の利用に必要な協力を行う。

＜山武市が属するゾーンの広域防災拠点＞

支援ゾーン	拠点の種類	施設名	備考
海匝・山武ゾーン	広域活動拠点等 （救援部隊の受入）	県東総運動場 昭和の森 旭文化の杜公園 松尾運動公園	自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防、警察
	災害拠点病院等 （DMATの受入等）	総合病院国保旭中央病院 東千葉メディカルセンター	
	広域物資拠点（救援物資の受入れ・管理等）	近隣の営業倉庫 （県倉庫協会加盟）	
海匝・山武・長生地域	広域災害ボランティアセンター	さんぶの森公園	九十九里広域災害ボランティアセンター

第3 消防の広域応援要請

1 広域消防応援体制

消防長は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」（平成4年4月）及び「千葉県消防広域応援基本計画」（平成8年5月）により広域応援統括消防機関を通じて県内消防機関に応援を要請する。

また、要請した消防力では対応できない場合は、知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

緊急消防援助隊の受入れ場所は、松尾運動公園とする。

2 ヘリコプターの派遣要請

本部長及び消防長は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援・千葉県事前計画」及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、ヘリコプターの派遣を要請する。

第4 災害協定の活用

本部班は、総務班がとりまとめた各部班の応援協力のニーズを踏まえ、災害協定を締結する団体への応援協力の要請を行う。

第5 広域避難者等の受入れ

1 広域避難者等の受入れ

市外で災害が発生し、県等を通じて避難者又は被災者の一時滞在の受入れ協議があった場合、本部班（消防防災課）は、受入れについて県及び被災市町村と調整を行う。

2 広域避難者等の支援

避難者に対し、本部班は指定緊急避難場所を提供し、必要に応じて備蓄食料等を提供する。

住居等が被災した被災者に対し、各班（課等）は、公共施設、公営住宅の確保、民間住宅の借り上げ等による滞在施設の確保や食料・物資等の供給、福祉、教育、就業等の支援を行う。

第11節 生活関連施設等の応急復旧対策

項 目	市担当	関係機関
第1 ライフライン施設	水道班、環境保全班	山武郡市広域水道企業団、東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社ほか通信事業者、大多喜ガス株式会社
第2 交通	土木班	東日本旅客鉄道株式会社、山武土木事務所、印旛土木事務所、東日本高速道路株式会社
第3 公共施設	公共施設の管理者	—

第1 ライフライン施設

1 上水道

水道施設の応急復旧に当たっては、水道班と山武郡市広域水道企業団の各復旧担当職員の監督のもとで施工業者を動員して行う。被害範囲が広域で、水道班と山武郡市広域水道企業団のみの能力では対応が不可能なときには、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業者等に応援を得て復旧を行う。

なお、発災後の円滑な応急対応や復旧・復興のため、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制と、住民からの問い合わせ等に対応する体制の整備について、あらかじめ計画しておく。

2 電力

東京電力パワーグリッド株式会社は、台風、地震、雪害、その他非常災害発生時には設備被害状況を把握し、対策を講じる。

また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、ホームページやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、電気に関する注意事項について広報活動を実施するとともに、必要に応じて広報車等により直接該当する地域へ周知する。

なお、大規模停電が発生したときは、「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」等に基づき、市災害対策本部への連絡調整員の派遣、千葉県と協議により電源車の配備を行うほか、停電復旧に支障となる樹木などの障害物の除去等について、市と相互協力の上、復旧作業を実施する。

3 通信

東日本電信電話株式会社及びその他移動通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

通信設備に被害が生じた場合又は輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難又は通信が途絶した場合は次のとおり応急措置を行い、必要最小限の通信を確保する。

〈応急措置〉

- | |
|--|
| ア 通信の利用制限
イ 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
ウ 無線設備の使用 |
|--|

- エ 特設公衆電話の設置
- オ 非常用可搬型電話局装置の設置
- カ 臨時電報、電話受付所の開設
- キ 回線の応急復旧
- ク 災害用伝言ダイヤル・伝言板サービスの実施

また、災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

〈電話に関する広報事項〉

- ア 通信途絶、利用制限の理由と内容
- イ 災害復旧措置と復旧見込み時期
- ウ 通信利用者に協力を要請する事項
- エ 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「Web171」の提供開始

なお、大規模な通信障害が発生したときは、「災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定」等に基づき、市災害対策本部への連絡調整員の派遣、倒木等による復旧工事の遅れがある場合は、市、道路管理者、自衛隊災害派遣部隊等と連携した復旧作業を推進する。

4 ガス

大多喜ガス株式会社は、ガス施設に被害が生じた場合、二次災害を防止するとともに、応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく、被害の程度に応じてブロックごとに供給を停止する。

また、ガス漏れによる二次災害の防止、市民等の不安除去のため、ガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧見通しについて広報活動を行う。

第2 交通

1 鉄道

東日本旅客鉄道株式会社は、あらかじめ定められた計画により、次の措置を行う。

(1) 運転規制

地震を覚知した場合は、列車の停止又は速度規則をとり、施設の点検を実施し、安全を確認した後、列車の移動等の措置をとる。

(2) 乗客の避難誘導、混乱防止

駅においては、旅客を臨時避難場所に混乱の生じないように誘導する。

駅間の途中に停止した列車においては、原則として乗客を降車させないが、止む得ないときは安全に注意して降車させる。なお、乗務員は、最寄りの駅等と連絡をとる。

(3) 事故発生時の救護活動

駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。

2 道路・橋梁

道路管理者は、災害が発生した場合、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、緊急輸送道路一次路線を最優先に応急措置を行い道路交通の確保を図る。復旧に当たっては、公益占用物件等の復旧計画と調整して行う。

また、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行う。

土木班は、市道について、通行の禁止又は制限等の措置などを講ずるとともに、被災した道路、橋梁の応急措置を行う。

第3 公共施設

公共施設の管理者は、所管する施設の利用者等の安全を確保する。利用者の避難誘導や救護の後、施設の被災状況を調査し、二次災害防止等のための応急措置を行う。

第12節 学校等における児童・生徒等の安全対策

項 目	市担当	関係機関
第1 災害発生時の対応	教育班、こども班	—
第2 応急教育	教育班	—
第3 応急保育	こども班	—
第4 社会教育施設の対策	教育班	—
第5 文化財の確認	教育班	—

第1 災害発生時の対応

1 園児・児童・生徒の安全確保

園長及び学校長は、地震が発生した場合あるいは津波警報等が発表された場合は、各学校等の避難計画に基づいて、園児・児童・生徒を安全な避難場所まで誘導し、保護者の引き取りがあるまで一時的に保護する。

また、県の「学校における地震防災マニュアル」（令和4年1月）に基づき園児、児童、生徒の安全を確保し、安否情報及び被害状況をこども班・教育班に報告する。

2 安否の確認

休日、夜間に地震が発生した場合は、翌日以降に園児・児童・生徒の安否を確認する。

3 避難所開設への支援

学校長は、当該施設に避難者がきた場合は、施設を開放し、市が行う避難所開設に協力する。

4 連絡体制

教育班・こども班は、施設ごとに担当者を定め、情報及び指令の伝達に万全を期することとする。

第2 応急教育

1 応急教育の準備

教育班・学校長は、学校安全計画に基づき臨時の学級編成等を行い、児童・生徒等及び保護者に授業再開を周知する。

2 応急教育

(1) 応急教育の実施

学校長等は、応急教育計画に基づき授業等の一部を再開し、それまでの間は臨時登校等の措置をとる。

(2) 健康管理

教育班は、災害の状況により、被災した学校等の教職員及び児童・生徒等に対し感染症予防接種並びに健康診断、心のケアについて、学校医及び関係機関等と協議し実施する。

(3) 避難所との区分

教育班・学校長は、避難所と教育場所を区分し、学業や避難生活相互に妨げにならないよ

うに配慮する。

また、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童・生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、可能な限り早い段階での授業再開に努める。

(4) 学校給食の措置

教育班は、学校の再開後、学校給食の再開について、県に要請して指導助言を受ける。

(5) 学校納付金等の減免

県は、県立高等学校に対し生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり減免することができる。

市は、被災した児童・生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を樹立しておく。

3 教科書・文房具・通学用品の調達・支給

教育班は、災害で学用品を失った児童・生徒を把握し、必要な教材、学用品を給与する。

給与する学用品は、小学校児童及び中学校生徒が教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材とする。

給与の基準等については、災害救助法の定めによる。

災害救助法が適用された場合は知事が教材・学用品を供与し、市長はこれを補助する。

なお、災害救助法が適用された場合においても、知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市長に救助を行わせることができ、また災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、市長は救助に着手するものとする。

第3 応急保育

こども園・幼稚園の園長は、各施設の被害状況を把握する。既存施設において保育の実施ができない場合は、臨時的な保育所を設け、保育を実施する。

また、こども班は、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう努める。

第4 社会教育施設の対策

1 施設利用者の安全確保

社会教育施設の管理者は、地震が発生した場合あるいは津波警報等が発表された場合は、施設利用者を安全な場所に誘導する。利用者が児童・生徒等の場合は、一時保護又は避難場所へ誘導する。

2 避難所開設への支援

社会教育施設の管理者及び職員等は、当該施設に避難者がきた場合は、避難者を避難場所に誘導する。

また、状況に応じて施設を開放し、市が行う避難所開設に協力する。

第5 文化財の確認

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を、市指定の文化財は市教育委員会へ、国、県指定の文化財は、市教育委員会を經由して県教育委員会へ報告する。

また、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

第13節 廃棄物・環境対策

項 目	市担当	関係機関
第1 障害物の除去	土木班、都市整備班、環境保全班、本部班	山武土木事務所、印旛土木事務所、東日本高速道路株式会社
第2 清掃・廃棄物処理	環境保全班	山武郡市環境衛生組合、東金市外三市町清掃組合
第3 環境汚染の防止	環境保全班	県
第4 動物対策	環境保全班、避難所運営班、物資班	保健所（山武健康福祉センター）、動物愛護センター、千葉県獣医師会

第1 障害物の除去

1 住宅関係の障害物の除去

都市整備班及び環境保全班は、災害により障害物が住宅又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物（住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい影響を及ぼすもの）を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。また災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、市長は救助に着手するものとする。

障害物の除去は、建設事業者等に要請する。市で処理することが不可能な場合は、近隣市、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

〈住宅関係の障害物除去の対象者・方法〉

対 象 者	ア 当面の日常生活が営み得ない状態にある者 イ 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者 ウ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者
方 法	ア 救助の実施機関が原則民間事業者等に要請し、障害物の除去を実施する。 イ 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること。（応急的救助に限る。）

また、消防防災課は、対象者とならない被災者のうち、崖崩れにより被害を受けた家屋の所有者に対しては、山武市崖崩れ復旧事業補助金交付要綱に基づき、土砂等の撤去に係る経費について、補助金を交付する。

2 道路関係の障害物の除去

道路管理者は、通行に支障を及ぼしている道路上の障害物を除去する。特に緊急輸送道路一次路線については最優先に実施する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

3 河川関係の障害物の除去

河川管理者は、管理する河川、排水路等の巡視を行い、障害物を除去する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

4 農地等の障害物の除去

農地等における障害物は、所有者が行うことが原則であるが、被害の程度によっては、市、県が協議して対応する。

5 災害廃棄物、堆積土砂等の一体除去

災害により大量の土砂とがれきが混ざりあった状態で宅地に堆積し、堆積土砂排除事業（国土交通省）の対象となる土砂と災害等廃棄物処理事業（環境省）の対象となるがれきを一括除去する必要がある場合や、災害復旧事業（国土交通省など）の対象となる道路等公共土木施設の土砂も一括除去する必要がある場合は、それらを分別せずに除去する「連携スキーム」の活用を検討する。

この場合、環境保全班、土木班など関係各班は連携して対策チームを編成し、一括除去の運用体制を確保するとともに、関係省庁（環境省、国土交通省など）と連携スキームの運用について協議する。

第2 清掃・廃棄物処理

1 廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物処理体制の確立

災害廃棄物処理は、環境保全班が「山武市災害廃棄物処理計画」等に基づき、発生量を推計し、早急に処理体制の確立を図る。

処理が困難な場合は、県に協力を要請するとともに「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、他市町村及び一部事務組合間相互の援助協力により行う。

また、がれき等の災害廃棄物の処理が大量に発生することが予想される場合は「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

(2) 生活ごみの処理

環境保全班は、処理施設の被害状況、避難所の状況、道路の状況等を検討し、ごみ処理実施計画を策定し、関係組合と収集方法を協議する。

ごみの収集及び処理は、山武郡市環境衛生組合及び東金市外三市町清掃組合（成東地域のごみ収集は環境保全課）が行うものとするが、対応できない場合は他市町村及び関係団体に応援を要請する。また、状況に応じて避難所等に仮集積所を設定し、ごみ収集業者等の協力を得て運営する。

(3) 排出・回収ルール等の広報

環境保全班は、災害時のごみの区分、出し方等を被災者に広報する。また、災害ボランティアセンター等を通じて災害ごみの搬出等に協力する災害ボランティアに周知するとともに、災害ボランティアセンター等関係機関にも周知を図る。

2 し尿の処理

(1) 仮設トイレの設置

避難所では、被害状況に応じて仮設トイレを設置する。

環境保全班は、備蓄及びレンタル業者等から仮設トイレを確保して、避難所に設置する。

仮設トイレの清掃及び消毒は、原則として使用者が行うものとする。

(2) 既存施設の活用

排水施設に支障がない場合、断水した避難所では、避難所運営組織等によりプール等の水を使用して施設内のトイレを使用する。

(3) し尿の収集・処理

環境保全班は、山武郡市広域行政組合を通じて委託業者に要請し、し尿の収集を行う。収集・処理が困難な場合に、県等に応援を要請する。

第3 環境汚染の防止

環境保全班は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏えいによる環境汚染に対処するため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）」を参考に環境監視体制を確立し、環境汚染防止体制の強化を図る。

また、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について市民等やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第4 動物対策

1 死亡家畜の処理

市（物資班）は、県の指導により、死亡した家畜等について必要な措置を講じる。

2 動物への対応

保健所（山武健康福祉センター）、動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄又は逃亡した場合には、市、千葉県獣医師会等関係団及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。

また、危険を及ぼすおそれのある動物が施設から逃亡した場合、人への危害を防止するため、飼育者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」（平成 30 年 12 月改正）に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、救護活動を実施する。

3 ペット同行避難への対応

避難所運営班は、ペット同行避難に備えて、避難所にペットの飼育スペースを確保する。また、避難者の居住スペースへの盲導犬、介助犬等を除いたペットの持ち込みを原則として禁止し、ペットの飼育は所有者の自己責任で行うようルールを徹底する。

環境保全班は、ペットの飼育スペースを確保できない避難所について、一時飼育拠点を確保する。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」（平成 30 年 12 月改正）に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。

第14節 建築物・住宅対策

項 目	市担当	関係機関
第1 被災建築物の応急危険度判定	都市整備班	—
第2 被災宅地の危険度判定	都市整備班	—
第3 住家の被災調査・罹災証明の発行	調査班	消防本部
第4 住宅の応急修理	都市整備班	—
第5 応急仮設住宅の供給	都市整備班	県

第1 被災建築物の応急危険度判定

被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、被災建築物の被害状況を調査し、危険の程度の判定・表示を行う被災建築物応急危険度判定を行う。

1 判定実施体制の準備

都市整備班は、調査区域の分担、マニュアル、ステッカー等の必要な判定資機材等の準備を行う。また、県や災害協定を締結する建築関係団体等の協力を得て応急危険度判定の有資格者を確保する。

2 判定の実施

判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（財団法人日本建築防災協会）」に基づき、目視点検により行う。判定の結果は、「危険・要注意・調査済」に区分し、建物の入口に判定結果を色紙で表示する。

判定作業は、防災拠点施設を優先的に行い、次いで住宅の危険度判定を実施する。

判定を実施するときは、市民に対し実施予定区間、期間、問い合わせ窓口等を報道機関により周知を図る。

第2 被災宅地の危険度判定

被災宅地の二次災害を軽減、防止するために危険度判定を行う。

1 判定実施体制の準備

都市整備班は、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定を実施するときは、市民に対し実施予定区間、期間、問い合わせ窓口等を報道機関により周知する。

2 判定の実施

判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会）」等に基づき行い、「危険宅地・要危険宅地・調査済宅地」の区分し、判定結果を色紙で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、市民等に周知するとともに、警戒避難対策、危険区域への立入制限を実施する。

第3 住家の被災調査・罹災証明の発行

1 住家の被災調査

調査班は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明を発行するために、住家等を対象に被災調査を行う。

被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」（令和3年3月）等に基づき、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）に区分し、調査を行う。

状況に応じて千葉県土地家屋調査士会等に協力を要請するほか、航空写真、被災者が撮影した写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど適切かつ円滑な調査手法を検討する。

火災により焼失した家屋等は、消防本部が消防法に基づき火災調査を行う。

2 罹災証明の発行

調査班は、家屋の被害調査の結果に基づき、罹災証明を発行する。

火災の罹災証明書は消防署で発行する。

第4 住宅の応急修理

1 住宅の応急修理

(1) 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理ができない市民等、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した市民等とする。

都市整備班は、住宅の応急修理の申し込みを受付け、対象者の資力の確認等により対象者を選定する。

(2) 応急修理の実施

災害救助法が適用された場合は知事が実施し、市長は知事を補助することとなるが、災害救助法の適用には時間がかかるため、災害直後に住宅の応急修理については本部長（市長）が実施を判断し、必要に応じて修理に着手する。

応急修理は、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理とし、都市整備班は建設事業者との請負契約を結び実施する。市で実施が不可能な場合は、国、県、近隣市及びその他関係機関の応援を得て実施する。

2 市営住宅の応急修理

都市整備班は、市営住宅が災害により著しく損傷を受けた場合は、住民が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を実施する

市営住宅の応急修理は、屋根、居室、トイレ及び台所等の日常生活に欠くことのできない部分のみとし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

第5 応急仮設住宅の供給

応急仮設住宅の供給は賃貸住宅等の借上げを優先し、不足する場合に仮設住宅の建設を行う。

1 応急仮設住宅の建設

(1) 需要の把握

都市整備班は、被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握し、県に要請する。

(2) 入所者の選定

都市整備班は、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。応急仮設住宅の入居対象者は、罹災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。

〈応急仮設住宅の入居対象者〉

次のすべての条件に該当する者

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者

※住民登録の必要はなく、市に居住していることが明らかな者であればよい

(3) 用地確保

都市整備班は、あらかじめ選定してある応急仮設住宅の用地から、利便性を考慮して建設用地を確保する。不足が生じた場合には、私有地を借用する。

(4) 建設

災害救助法が適用された場合は、県が建設を行い、市長はこれを補助する。

ただし、災害の事態が急迫して、知事の実施を待つことができないときは、市が着手するものとする。この場合は、都市整備班は、「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき建設する。市が建設できない場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請する。

なお、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。

また、応急仮設住宅として高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

(5) 管理

都市整備班は入居者の要望等を把握し、仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。

2 民間賃貸住宅の借り上げ等の措置

都市整備班は、公営住宅や民間賃貸住宅の空室を借り上げて応急仮設住宅として提供する。

第15節 要配慮者対策

項 目	市担当	関係機関
第1 避難行動要支援者の避難支援	要配慮者班	消防団、山武市社会福祉協議会、自主防災組織、郵便局
第2 要配慮者への対応	要配慮者班、都市整備班、本部班	消防団、山武市社会福祉協議会、福祉関係団体、自主防災組織
第3 社会福祉施設入所者等への支援	要配慮者班	社会福祉施設

第1 避難行動要支援者の避難支援

1 避難支援

山武市避難行動要支援者支援計画に基づき、区・自治会、自主防災組織、民生委員等が連携して避難行動要支援者の避難誘導及び災害情報の伝達を行う。

2 安否確認

要配慮者班は、避難が必要な災害が発生した場合、社会福祉協議会、区・自治会、自主防災組織、民生委員、消防団及び郵便局に対し、要配慮者など市民の安否確認を要請する。また、病院、介護施設等から入所者の安否情報を収集する。

第2 要配慮者への対応

1 避難所における支援

要配慮者班は、避難した要配慮者の状況を確認し、山武市社会福祉協議会等の福祉関係団体、区・自治会、ボランティア等の協力を得て支援を行う。

なお、避難所での生活にあたっては、可能な限り障がい者の種類や特性に応じた収容方法等に留意する。

(1) 資機材の確保

障がい者用仮設トイレ、携帯トイレ、間仕切りなどの必要な資機材の確保を行う。

(2) 食料、介護用品の確保

要配慮者に配慮した食料、介護ケア用品を供給する。

(3) 生活への支援

必要なケアサービスを確認し、保健師、介護福祉士、社会福祉士、手話通訳者等の医療、保健、福祉等の専門家の確保を行う。

2 在宅避難者の生活支援

要配慮者班は、救援物資等を自ら取得できない在宅避難の要配慮者をリストアップし、社会福祉協議会、区・自治会、自主防災組織、民生委員、消防団等の協力を得て救援物資を配布する。

3 福祉避難所の開設

本部班、要配慮者班は、避難所での生活に特別な配慮を要する者の状況、福祉避難所へ直接避難するよう指示した要配慮者の要望等から福祉避難所の開設を判断する。

福祉避難所の受入対象は、次の要件に該当する者及び介護等を行う家族や保護者とする。

要 件	ア 避難所での生活において特別な配慮を要する者 イ 身体等の状況が福祉施設への入所には至らない程度の者 ウ 家族等による介護が可能な者
具 体 例	ア 高齢者（75歳以上の一人暮らし又は75歳以上のみの世帯の者） イ 介護保険の要介護認定者 ウ 障がい者 エ 妊産婦（身体的に特別の配慮が必要な者） オ 乳幼児 カ 病弱者 キ その他市長が必要と認める者

4 社会福祉施設への入所

要配慮者班は、避難所で介護等が困難な要配慮者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、民間福祉施設等に受入れを要請する。

5 被災した要配慮者の生活確保

都市整備班は、要配慮者に配慮した応急仮設住宅（福祉仮設住宅）の設置等について検討する。

要配慮者班は、被災地及び避難所において、被災した要援護者の生活を支援するための福祉サービスの提供を行う。

第3 社会福祉施設入所者等への支援

1 安全確認

社会福祉施設の管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の市民等の協力を要請する。

要配慮者班は、社会福祉施設の状況を把握し、避難等の支援を行う。

2 施設における生活の確保

災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、原則として各施設管理者が対応するが、緊急を要する場合は市が必要な支援を実施する。

第16節 ボランティアへの対応

項 目	市担当	関係機関
第1 ボランティアの受入れ体制	市民自治班	山武市社会福祉協議会
第2 ボランティア活動支援	市民自治班	山武市社会福祉協議会

第1 ボランティアの受入れ体制

1 災害ボランティアセンターの設置

市民自治支援班及び山武市社会福祉協議会は、山武市災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定に基づき、災害ボランティアセンターを設置する。災害ボランティアセンターの業務は、次のとおりである。

なお、ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営については災害ボランティアセンター自らの決定に委ねる。

(1) ボランティアの登録及び管理

ボランティアの登録及び管理を行う。

(2) ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整

ボランティア団体（ボランティア活動の支援や調整を行う中間支援組織を含む。）の情報収集及びボランティア団体間の調整を行う。

(3) ボランティアの派遣

災害対策本部からの依頼あるいはニーズの調査に基づき、ボランティアの派遣を行う。

(4) ボランティアの募集

ボランティアの募集について、広報紙、マスコミ等を通じて行う。

(5) ボランティアの感染症対策

感染症が懸念される状況においてボランティアの募集範囲を拡大する場合は、被災者のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議を行う。

2 ボランティアの受入れ

(1) 一般ボランティア

一般分野での活動を希望する個人及び団体は、災害ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。

(2) 専門ボランティア

事前に登録されたボランティアに関しては、担当する各班が受け入れる。

県災害ボランティアセンターで登録した専門分野でのボランティアについては、県が被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。

〈ボランティアの協力を得て実施する活動内容〉

(1) 一般ボランティア

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 生活物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障がい者等要配慮者の介護

- オ 被災地の清掃、がれきの片付けなど
- カ その他被災地における軽作業等
- (2) 専門ボランティア
 - ア 外国語の通訳、情報提供
 - イ 被災建築物の応急危険度判定
 - ウ 被災宅地の危険度判定
 - エ 災害情報や安否情報の収集整理、広報
 - オ 被災者への心理治療
 - カ 高齢者や障がい者等要配慮者の看護、情報提供
 - キ アマチュア無線通信
 - ク 特殊車両等の操縦、運転
 - ケ その他専門的知識、技能を要する活動等

3 ボランティアニーズの把握

市民自治班及び山武市社会福祉協議会は、ボランティア需要状況の的確な把握に努める。

4 ボランティア参加の呼びかけ

市民自治班及び山武市社会福祉協議会は、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に加え、ボランティア団体やNPO法人等の関係団体や自治会等を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

第2 ボランティア活動支援

(1) 食事、宿泊場所

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

(2) 災害ボランティアセンターや活動拠点の提供

災害ボランティアセンターや活動拠点については、市民自治班と山武市社会福祉協議会が協議の上、用意する。

(3) 活動費用の負担

市は、ボランティアの活動に伴う経費をその必要性に応じて負担する。ボランティアが活動に必要とする資機材については、県社会福祉協議会や山武市社会福祉協議会においても、あらかじめ用意しておくことが望ましい。

(4) 活動条件

ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

第17節 帰宅困難者対策

項 目	市担当	関係機関
第1 施設管理者等の対応	教育班、こども班	大規模集客施設管理者、東日本旅客鉄道株式会社
第2 市の対応	帰宅困難者対策班、本部班、情報班	事業者

第1 施設管理者等の対応

1 施設内待機

事業所及び学校等は、従業員、利用者、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、報道機関や市等から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、利用者、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させる。

2 大規模集客施設や駅等における利用者保護

観光施設等の大規模集客施設の管理者や東日本旅客鉄道株式会社は、管理する施設の安全及び災害関連情報等をもとに、利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

また、必要に応じて、利用者を一時滞在施設へ誘導する。

第2 市の対応

1 帰宅困難者の把握と情報提供

帰宅困難者対策班・情報班は、観光施設や駅等の周辺における帰宅困難者の発生状況を把握する。また、市が把握した被害や交通情報、避難所や一時滞在施設の開設状況といった災害関連情報を施設管理者に提供する。

2 一時滞在施設の開設及び誘導

(1) 一時滞在施設の開設

帰宅困難者対策班は、帰宅困難者が発生した場合は、一時滞在施設設置予定箇所の被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設を開設する。

また、市は必要に応じて市内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

本部班は、一時滞在施設を開設した場合は、駅、大規模集客施設、帰宅困難者等へ情報提供を行い、その状況を集約して県へ報告する。

〈一時滞在施設設置予定箇所〉

J R利用者：成東文化会館、旧日向小学校体育館、松尾小学校体育館

(2) 一時滞在施設への誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

(3) 帰宅困難者の受入れ

帰宅困難者対策班は、滞在スペースや駐車スペースに帰宅困難者を誘導する。また、必要に応じて、飲料水、物資等の提供を行う。その他鉄道、バス、道路等の交通再開などの情報提供、バス事業者との臨時バスの運行についての検討、調整を行う。

第18節 生活支援

項 目	市担当	関係機関
生活支援	市民班、帰宅困難者対策班、本部班	—

1 入浴支援

市民班は避難者の入浴のため、次の手段により入浴を支援する。また、入浴支援に当たっては、事前に入浴場所、時間等を広報するほか、自主防災組織、消防団、防災士、ボランティア等にサポートを要請する。

(1) 入浴施設の活用

入浴施設の稼働状況を踏まえ、施設管理者に入浴支援を要請する。

ア 市内、近隣の宿泊施設、入浴施設との協議

イ 入浴施設との災害時応援協定の活用

ウ 元気館の活用（発電機活用）

(2) 自衛隊災害派遣の活用

停電、断水等が長期化する場合は、自衛隊災害派遣部隊に仮設入浴場の設置を要請する。この場合、市役所駐車場、あららぎ館、松尾IT保健福祉センター、蓮沼交流センター等を候補地とする。

2 洗濯所の開設

帰宅困難者対策班は、停電、断水の長期化によって洗濯が困難となり、市民生活及び衛生上の問題があると判断する場合、県から管理委託された洗濯機等を活用した洗濯所の開設を行う。

洗濯所は避難所付近とし、利用者のプライバシー等を確保するとともに、関係機関に電力、水の供給を要請する。

3 携帯電話充電サービス

本部班は、停電が長期化する場合、避難所、市管理施設等に充電用のスペース、充電器材を設置し、携帯電話充電サービスを行う。設置に当たっては、災害協定団体に、充電器、発電機、電源供給車、バッテリー等の借用を要請する。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 市民生活安定のための対策

項 目	市担当	関係機関
第1 被災者の生活支援	社会福祉課、課税課、子育て支援課、国保年金課、高齢者支援課、秘書広報課、収税課、都市整備課、消防防災課、社会福祉課	山武市社会福祉協議会、千葉公共職業安定所、日本郵便株式会社、各公共機関
第2 地域経済への支援	農政課、商工観光課	—

第1 被災者の生活支援

1 被災者台帳

(1) 被災者台帳の作成

消防防災課は、個々の被災者の被害状況や支援の実施状況等を一元化した被災者台帳を作成する。

2 安否情報の提供

消防防災課は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

3 税等の特例措置

(1) 税の特例措置

課税課、収税課は、条例等の規定に基づき、被災した市税の納付義務者に対し、市税の期限の延長及び減免について適切な措置を講ずる。国税、県税についても同様の措置がとられる。

ア 期限の延長

イ 徴収猶予

ウ 滞納処分の執行の停止

エ 減免及び納入義務の免除等

(2) 保育料及び利用料の減免等

子育て支援課は、災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料又は利用料の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、その事由がやむまでの間、保育料又は利用料の全部又は一部を減免する。

(3) 医療費負担等の減免、保険料の減免

国保年金課・高齢者支援課は、被災者等に対し、必要に応じて、医療費、介護保険利用者負担額の一部負担金や保険料の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

4 災害弔慰金等の支給等

社会福祉課は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金等の支給を行う。

(1) 災害弔慰金の支給

災害により死亡した市民等の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障がいがある市民等に対して、災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金の貸付け

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

(4) 山武市災害見舞金

山武市災害見舞金等交付規則に基づき、災害により死亡した者又は住家に被害を受けた世帯主に対し、見舞金等を交付する。

5 生活福祉資金の貸付

山武市社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付事業制度要綱（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して、生活福祉資金を貸付ける。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

6 被災者生活再建支援金の支給

社会福祉課は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者からの支援金の申請書を取りまとめ、県に提出する。

(1) 対象となる自然災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの被害が発生した都道府県の他の市町村（人口10万人未満に限る）で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

オ ウ又はエの都道府県の区域に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満に限る）でア～ウのいずれかに隣接し5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、

5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

※エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(2) 対象世帯

自然災害により被害を受けた次の世帯に被災者生活再建支援金が支給される。

ア 居住する住宅の全壊した世帯

イ 居住する住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 被災者生活再建支援金の支給

支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。支給金額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、次の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

なお、支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額 （全壊・解体・ 長期避難・大 規模半壊）	200万円	100万円	50万円
支給額 （中規模半壊）	100万円	50万円	25万円

7 千葉県被災者生活再建支援事業

(1) 被災者生活再建支援法の対象とならない次の災害で被害を受けた世帯に、上記と同等の支援金を支給する。

ア 県内で全壊が10世帯以上の災害（県内すべてを対象）

イ 1市町村で全壊が5世帯以上の災害（当該市町村を対象）

(2) 本事業の実施主体は、市町村とする。（費用負担：県1/2、市町村1/2）

8 被災者の労働対策

千葉公共職業安定所は、離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあつせんを図る。

被災により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、次の措置を講じる。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 巡回職業相談の実施
- (3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

9 郵便物の特別取扱い

日本郵便株式会社は、災害救助法が発動された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 災害時における窓口業務の維持
- (4) 災害特別事務取扱、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

10 公共料金の特例措置

各公共機関は、被害を受けた市民等の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

11 住宅の建設等

(1) 災害公営住宅の建設等

都市整備課は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

これに対し、県は適切に指導・支援を実施する。

(2) 市営住宅の空き家の活用

都市整備課は、被災者に対して既存公営住宅の空き家を活用し、使用できる措置等を講じる。

(3) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、住宅の建設又は購入及び自宅の補修に対し融資を行う。

12 義援金の受付け・配分

(1) 義援金の受付けと保管

秘書広報課は、義援金を受入れる口座を指定金融機関に開設し、市に送付された義援金を保管する。

また、日本赤十字社等を通じて配分された義援金を受け付ける。

(2) 義援金の配分

社会福祉課は、義援金の配分について災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。県に災害義援金配分委員会が設置された場合はその基準に従う。日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。

なお、県又は日本赤十字社から送付された義援金は、日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。

第2 地域経済への支援

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について市民等に周知する。

1 中小企業者への融資資金

商工観光課は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定のため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、商工会議所等との連携を図り広報等を行う。

2 農林水産業者への融資資金

農政課は、農林水産業者に対する災害の応急復旧に係る各種融資制度について周知する。

第2節 災害復旧事業計画

項 目	市担当	関係機関
第1 災害復旧事業	各班	—
第2 国の財政援助等	各班	県

第1 災害復旧事業

市は、国及び県と連携して災害の再発を予防し、単なる原形復旧にとどまらず新設及び必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。

市が行う災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

第2 国の財政援助等

市及び県は、激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年・中央防災会議決定）があり、この基準により指定を受ける。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

第3節 災害復興計画

市域が大きな被害を受けた場合、再び地震・津波による災害を被らないために、又は減災のために、現状復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を実施する。

そのため、市は、市民等の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やかかつ計画的に実施するための臨時組織として災害復興対策本部を設置し、関係機関・団体、市民等との合意形成の下に復興のための基本方針を定め、復興計画を策定する。

そして、「くらしの復興」「都市の復興」「住宅の復興」「産業の復興」の各分野における種々の復興整備事業の計画にあたっての考え方は、次のとおりとする。

(1) くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、すべての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

(2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市(地域)社会の継続の必要性和都市(地域)機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と市民等とが協働した都市計画の策定を目指す。

都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅のあっせん・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用等による財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

市の産業である商業、農業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

(5) 特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市町村となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な職員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、関係地方行政機関の長又は県知事に対して職員の派遣又はそのあっせんを要請する。

附編 1 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総 則

項 目	担 当
第1 計画の目的	—
第2 用語の定義	—
第3 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	—
第4 市の配備体制	関係各班

第1 計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、本市は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある地域「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

このため、同法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることとする。

なお、この章に記載のない事項は、「総則編」、「地震・津波災害編」（附編を除く。）に準ずるものとする。

第2 用語の定義

この章において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフ想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合に気象庁から発表される情報をいう。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に気象庁から発表される。後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0程度以上の地震が発生したと評価が出された場合に気象庁から発表される。後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報をいう。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

2 南海トラフ地震関連解説情報

観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

3 後発地震

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はゆっくりすべりが発生した後に発生する南海トラフ内の地震をいう。

第3 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市や防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、市民、事業者の処理すべき事務又は大綱については、「総則編」第1章第3節に準ずる。

第4 市の配備体制

配備体制		配備基準	配備人員
災害警戒本部設置	第1配備	南海トラフ地震臨時情報 （調査中）	消防防災課
	第2配備	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	消防防災課 指定配備職員 【地震・津波】
災害対策本部設置	第3配備	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	消防防災課 指定配備職員 【地震・津波】

※災害警戒本部設置：情報収集体制のための消防防災課職員の配置を含む。

第2節 地震防災対策計画

項 目	担 当
第1 関係者との連携協力の確保	本部班、物資班、帰宅困難者対策班
第2 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	関係各班、防災関係機関
第3 時間差発生等における円滑な避難の確保等	関係各班、防災関係機関
第4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	関係各班、防災関係機関
第5 防災訓練計画	関係各班、県
第6 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	関係各班、県
第7 南海トラフ地震防災対策計画	関係各班、県

第1 関係者との連携協力の確保

1 物資等の調達手配

「地震・津波災害編」第2章第9節に準ずる。

2 広域応援の要請

「地震・津波災害編」第2章第10節に準ずる。

なお、南海トラフ地震では被害が超広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなること
も考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後の情報不足等を前提に、優先順位を付けて
対処する。

3 帰宅困難者への対応

「地震・津波災害編」第2章第17節に準ずる。

第2 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

県は、津波による被害を防止、軽減するための施設の整備、運用体制の確立に努める。

2 津波に関する情報の伝達

津波警報等の伝達については、「地震・津波災害編」第2章第2節に準ずる。

また、被害情報等の収集・報告の方法、情報連絡施設等の整備計画については、「地震・津
波災害編」の第1章第6節及び第2章第2節に準ずる。

3 避難対策等

市民等の自主的な避難行動及び避難誘導については「地震・津波災害編」第2章第5節第1
及び第6節、避難所の開設・運営については「地震・津波災害編」第2章第5節第2及び第3

に準ずる。

また、津波広報、教育、訓練については「地震・津波災害編」第1章第2節第3に準ずる。

4 消防活動等

消防本部及び消防団は、津波からの円滑な避難確保のため、次の活動体制を整備する。

(1) 重点活動

- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

(2) 水防活動

- ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡
- イ 水防資機材の点検、配備

5 ライフライン等

(1) 水道施設

山武郡市広域水道企業団は、水道管の破損等による二次災害を軽減するための措置をとる。

(2) 電気、ガス、通信

電気、ガス、通信事業者が行う二次災害防止のための広報の実施及び応急措置の内容については、「地震・津波災害編」第2章第11節第1に準ずる。

6 交通

(1) 道路

各道路管理者等は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路として使用されることが想定される区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。

(2) 乗客等の避難誘導

交通事業者は、乗客等の避難誘導計画をあらかじめ定めるものとする。

7 市が管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、学校等の施設管理者は、次の措置をとる。

また、具体的な措置については、施設ごとに「第7 南海トラフ地震防災対策計画」に準ずる計画を策定し、安全確保対策に従事する者の避難に要する時間を十分確保した上で、必要な対策を実施するものとする。

ア 共通事項

① 来場者等への津波警報等の伝達

情報伝達に当たっては、津波ハザードマップ等を活用するとともに、次の事項に留意する。

- ・来場者等が極めて多数の場合には、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。
- ・避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況等その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じ

じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し伝達する方法を明示する。

- ② 来場者等の安全確保のための退避等の措置
- ③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ④ 出火防止措置
- ⑤ 水、食料等の備蓄
- ⑥ 消火用設備の点検、整備
- ⑦ 非常電源（自家発電設備等）の整備、防災行政無線、防災行政情報伝達システム、テレビ、ラジオ、インターネット、SNSなどの情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- ① 病院等
重症患者、新生児等の移動が不可能又は困難な者の安全確保のために必要な措置
- ② 学校等
学校等が市の定める津波避難対象地域にあるときは避難の安全に関する措置
学校等に保護が必要な生徒等がいる場合は、これらの者に対する保護の措置
- ③ 社会福祉施設
重度障がい者、高齢者等の移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部等を設置する庁舎等の施設管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

- ア 自家発電設備、可搬式発電機等の非常電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断し、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間を配慮する。

8 迅速な救助

被災者の救助、救急活動等については、「地震・津波災害編」第2章第3節第2に準ずる。

第3 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の応急対策

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行う。

情報伝達の経路、体制及び方法は、「地震・津波災害編」第2章第2節に準ずる。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の応急対策

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、その機関相互間及び機関内部において確実に情報を伝達するものとし、その経路及び方法は、「地震・津波災害編」第2章第2節に準ずる。この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

イ 市は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を正確かつ広範に伝達するものとし、その経路及び方法は、「地震・津波災害編」第2章第2節に準ずる。この場合、防災行政無線、防災行政情報伝達システム、山武市安心安全メール、SNS、広報車等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内に行うよう留意する。

なお、地域住民等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する際は、とるべき行動をあわせて具体的に示すこと等に配慮する。

ウ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を状況の変化等に応じて地域住民等に逐次伝達するとともに、平明な表現を用いて反復して行うよう努める。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通・ライフライン・生活関連の情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。

その体制及び周知方法については、「地震・津波災害編」第2章第1節に準ずる。

イ 市が行う周知については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、防災行政無線等による情報伝達を実施する。この場合において、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。

ウ 市は、地域住民等からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整備するものとし、その体制は「地震・津波災害編」第2章第2節第4に準ずる。

エ 市は、管轄区域内において、市民以外の者等に対しても南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等についての的確な周知を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促すよう努める。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

ア 市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、末端からの各種の情報の収集を行うものとし、その体制は「地震・津波災害編」第2章第2節に準ずる。

この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとる。

イ 市は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達を正確かつ迅速に行うものとし、その体制は「地震・津波災害編」第2章第2節に準ずる。

ウ 市は、避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等を行うものとし、その体制、報告事項等は「地震・津波災害編」第2章第2節に準ずる。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

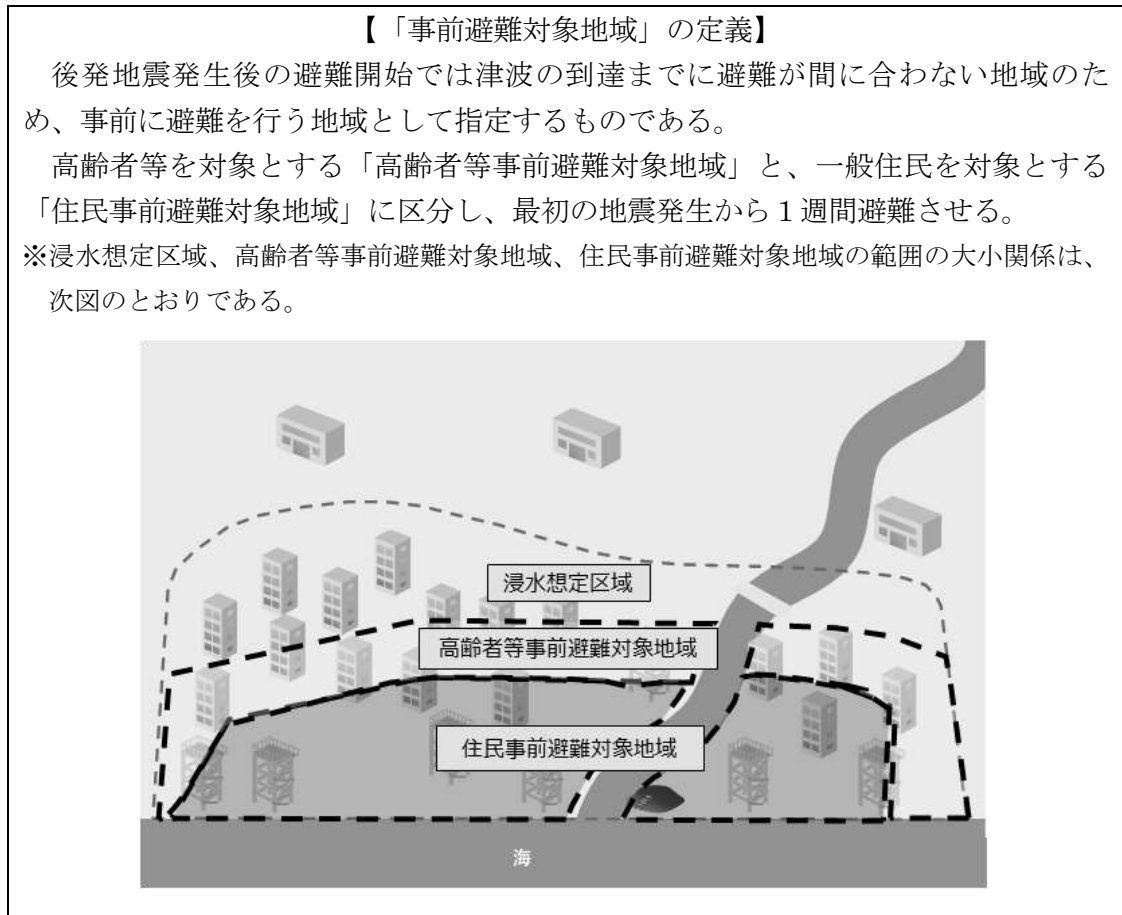
市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生か

ら1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(5) 避難対策等

ア 地域住民等の避難行動等

- ① 市は、国からの指示が発せられた場合に後発地震が発生してからの避難開始では津波の到達までに避難が間に合わない地域を「事前避難対象地域」として指定する。



事前避難対象地域を定めた場合は、避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画を定める。また、各種防災施設の整備等の状況や被害想定の実施等による検証を通じて、当該避難計画を見直していく。

なお、事前避難対象地域の指定は、地震発生から30分以内に30cmの浸水が予想される区域が基準となるが、本市の津波到達予想時間は約80分であることから、事前避難対象地域は指定しないものとする。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、市は津波浸水予想区域について、事前避難対象地域に準ずる避難対策を実施する。

- ② 国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後も、津波注意報が解除されるまで避難を継続する。
- ③ 市（消防防災課）は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

④ 市（消防防災課）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

⑤ 市民等の自主的な避難行動及び市等が行う避難誘導については、「地震・津波災害編」第2章第5節第1及び第6節による。

イ 避難所の開設・運営

避難所の開設・運営については、「地震・津波災害編」第2章第5節第2及び第3による。

(6) 関係機関のとりべき措置

ア 消防機関等の活動

消防本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に消防機関が行う出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等に関しては次の事項を重点として適切に対策を講ずる。

① 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

② 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

イ 水道

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、「地震・津波災害編」第2章第9節第1に準じて必要な飲料水を供給する体制を確保する。

ウ 交通

① 道路

a 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法は「地震・津波災害編」第2章第2節及び第4節に準ずる。

b 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行を極力抑制するものとし、その周知方法は、「地震・津波災害編」第2章第4節に準ずる。

エ 市が自ら管理等を行う道路その他の施設に関する対策

① 市（土木班）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において道路管理上の措置を適切に講じる。この場合において、市は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意する。

② 市（土木班）は、河川について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えた措置を適切に講じる。この場合において、市は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置を講ずる。

③ 市（各班）は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずる。

この場合において、市は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、情報・通信システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施する。

オ 市が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策は本節第7「2 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項」に準ずる。

(7) 関係者との連携協力の確保

ア 滞留旅客等に対する措置

- ① 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとし、その内容は、「地震・津波災害編」第2章第17節に準ずる。
- ② 市以外の計画主体で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関が行う、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置については、本節第7「2 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項」に準ずる。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の応急対策

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、活動体制等

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等については、確実に情報を伝達するものとし、その経路及び方法は「地震・津波災害編」第2章第2節に準ずる。

この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

イ 市は、管轄区域内の地域住民等並びに防災関係機関に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等を正確かつ広範に伝達するものとし、その経路及び方法は「地震・津波災害編」第2章第2節に準ずる。

この場合、防災行政無線、防災行政情報伝達システム、山武市安心安全メール、SNS、広報車等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるよう留意する。

なお、地域住民等に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。

ウ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に警戒配備体制をとるものとし、その体制は「地震・津波災害編」第2章第1節に準ずる。

エ 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて反復継続して行うよう努める。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

市は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項について、「地震・津波災害編」第2章第2節に準じて周知する。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0 以上の地震（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、本節第3「2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の応急対策」に準じて後発地震に対して注意する措置

をとる。

(4) 市のとるべき措置

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとし、「地震・津波災害編」第2章第2節に準じて行う。

イ 市（各課）は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。

1 避難場所・避難施設、避難経路等の整備

避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るとともに、津波に対しては最大クラスの津波にも対応できるよう整備に努める。

2 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。

3 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

市街地において幅員6メートル以上の道路からホースが到達しない区域において、幅員6メートル以上の道路の整備に努める。

4 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備

住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。

5 道路、緊急輸送道路、ヘリポート等

緊急輸送道路、ヘリポート等の輸送機能を確保するため必要な施設の整備に努める。

緊急輸送道路に指定されている市管理道路については、線形不良や隘路区間などの改善のため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進する。

6 共同溝、電線共同溝等

災害時のライフライン機能の維持を図るため、電線、ガス管、水道管、下水道管等公益物件を地下に埋設する共同溝等の整備に努める。

7 海岸保全施設等

津波被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設等の整備に努める。

8 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等

避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、地すべり防止施設等の整備に努める。

べり防止施設等の整備に努める。

9 医療機関、社会福祉施設、学校等

公的医療機関、休日・夜間診療施設、社会福祉施設、公立学校、その他不特定多数の利用者がある施設の耐震化の促進に努める。

10 ため池

農業用排水施設であるため池で、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な改修、整備に努める。

11 地域防災拠点施設

災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の耐震化、防災機能の強化等整備に努める。

12 防災行政無線施設

災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。

13 備蓄施設等

飲料水、食料等を確保するため必要な備蓄倉庫、自家発電設備等の非常電源の整備に努める。

14 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備

災害時の応急措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備に努める。また、負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備、その他応急措置に必要な設備等の整備に努める。

第5 防災訓練計画

市及び防災関係機関は、関係機関及び自主防災組織等と連携強化を目的とし、大規模な地震・津波を想定した防災訓練を、隔年を基準として実施するものとする。

その他、防災訓練の実施内容については、「地震・津波災害編」第1章第1節第3に準ずる。

第6 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

県、市及び防災関係機関は、地震防災上必要な教育及び広報の充実に努める。

なお、南海トラフ地震臨時情報についての防災教育及び広報は、次に掲げる事項とする。

1. 市及び防災関係機関の職員に対する教育

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震対策として現在講じられている対策に関する知識

(6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2. 地域住民等に対する教育及び広報

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合に防災上とるべき行動に関する知識

その他、防災教育及び広報の実施については、「地震・津波災害編」第1章第2節第3に準ずる。

第7 南海トラフ地震防災対策計画

県及び市は、南海トラフ地震による津波で 30cm 以上の浸水が想定され、南海トラフ地震防災対策計画又は南海トラフ地震防災規程（以下「対策計画等」という。）の策定が義務付けられた一定の事業者に対し、対策計画等に基づく訓練、教育、広報等の実施を促進する。

また、対策計画等が未届出の事業者に対しては、必要に応じて届出の勧告等を行うほか、作成義務がない事業者に対しても、自主的に対策計画等に準ずる計画を作成するよう促進する。

＜対策計画等に定める事項＞

1 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

(1) 各計画において共通して定める事項

- ア 津波に関する情報の伝達等
- イ 避難対策
- ウ 応急対策の実施要員の確保等

(2) 個別の計画において定める事項

ア 旅館その他不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者

- ① 津波警報等の顧客等への伝達
- ② 顧客等の避難のための措置
- ③ 施設の安全性を踏まえた措置

イ 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者

津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏えいその他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検及び巡視の実施、充填作業及び移し替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施

ウ 一般旅客運送に関する事業を運営する者

- ① 津波警報等の旅客等への伝達
- ② 運行等に関する措置

エ 学校、社会福祉施設を管理する者

避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

オ 水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係

本節第2「5 ライフライン等」に準ずる。

2 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

ア 各計画において共通して定める事項

- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

ア 各計画において共通して定める事項

- ① 災害応急対策をとるべき期間等
- ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等
- ③ 工事中建築物等における安全確保上講ずべき措置

イ 個別の計画において定める事項

- ① 不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者

- a 医療機関、小売店等については、原則として営業を継続する。その際、個々の施設が耐震性・耐浪性を有する等安全性に配慮する。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法を対策計画に明示する。
- b 当該施設が住民事前避難対象地域内にあるときは、退避後の顧客等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者又は安全確保のための措置を対策計画に明示する。
- c 医療機関においては、患者等の保護等の方法について、個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮して、その内容を対策計画に明示する。

- ② 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者

- a 津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏えいその他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検及び巡視の実施、充填作業及び移し替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について、その内容を定め、対策計画に明示する。
- b この場合、定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、関係法令等に基づき社会的に妥当性があるものであるとともに技術的に妥当といえるものとする。また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全確保を考慮した十分な実行可能性を有するものとする。
- c 後発地震による津波の発生に備えて、施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容を対策計画に明示するとともに、必要がある場合には施設周辺地域の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討する。

- ③ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の旅客等への伝達
- b 運行等に関する措置
- c bの結果生ずる滞留旅客等に対する措置

- ④ 学校、社会福祉施設を管理・運営する者

- a こども園・幼稚園・保育所、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の地・津-127

方法について、対策計画に明示するものとする。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意する。

- b 社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮してその内容を定め、対策計画に具体的に明示する。
- c 学校、社会福祉施設が事前避難対象地域内にあるときは、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を対策計画に具体的に明示する。この場合において、要配慮者等の避難誘導について配慮する。

⑤ 水道、電気、ガス、通信、放送事業関係

a 水道

水道事業については、本節第3「2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の応急対策」に準ずる。

b 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、必要な電力を供給する体制を確保することについて、対策計画に明示する。

c ガス

(a) ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続する。このため、ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保することについて、対策計画に明示する。

(b) ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を対策計画に明示するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制を明示する。

d 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であることから、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置の内容を対策計画に明示する。

e 放送

(a) 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努める。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとし、その内容を対策計画に明示する。

(b) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとる

ために必要な情報の提供に努めるよう留意する。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意する。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努める。

- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

ア 各計画において共通して定める事項

- ① 災害応急対策をとるべき期間等
- ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の周知等
- ③ 関係機関のとりべき措置

附編 2 日本海溝、千島海溝型地震防災 対策推進計画

第 1 節 総 則

項 目	担 当
第 1 計画の目的	—
第 2 用語の定義	—
第 3 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	—
第 4 市の配備体制	関係各班

第 1 推進計画の目的

本章は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号。以下この章において「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画として、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この推進計画に記載のない事項は、第 1 編総則及び第 2 編地震・津波編によるものとする。

第 2 用語の定義

この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 後発地震

(1) 北海道・三陸沖後発地震

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域周辺で M7 以上の地震が発生した数日程度の短い期間において、更に大きな規模の地震が続いて発生する。

この地震を北海道・三陸沖後発地震（以下「後発地震」という。）という。

(2) 後発地震の発生状況

内閣府が令和 4 年 1 1 月に発表した「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」では、日本海溝及び千島海溝沿いの領域では、さまざまな規模の地震が多数発生しており、平成 23 年（2011 年）に発生した東北地方太平洋沖地震では巨大な津波が発生し、死者・行方不明者が 2 万人を超えるなど、甚大な被害が発生した。また、それ以前にも、1896 年の明治三陸地震や 869 年の貞観地震など、巨大な津波を伴う地震が繰り返し発生している。

地震調査研究推進本部の海溝型地震の長期評価によると、千島海溝において Mw 9 クラスの巨大な地震が今後 30 年以内に発生する可能性は、約 7%～40%（令和 4 年 1 月 1 日現在）とされている。また、内閣府の報告によれば、北海道から岩手県の太平洋沿岸地域における津波堆積物の資料から、過去の最大クラスの津波は、約 3～4 百年間隔で発生したとされており、17 世紀に発生した津波からの経過時間を考えると、当該地域では、最大クラスの津波を伴う地震が切迫している状況にあると考えられている。

(3) 後発地震発生の可能性

世界の事例においては、Mw 7.0 以上の地震発生後 7 日以内に Mw 8 クラス以上の地震

が発生する確率は百回に1回程度（世界の過去事例：17事例／1447事例）であり、Mw 8以上の地震発生後7日以内にMw 8クラス以上の地震が発生する確率は十回に1回程度であることから、平常時に比べるとMw 8クラス以上の地震発生の可能性は相対的に高まるが、後発地震が必ず発生するわけではないことに留意が必要である。

(4) 地震（先発地震及び後発地震）の規模

想定される地震の規模は、日本海溝モデルで Mw 9.1、千島海溝モデル Mw 9.3とされている。

ア 震度

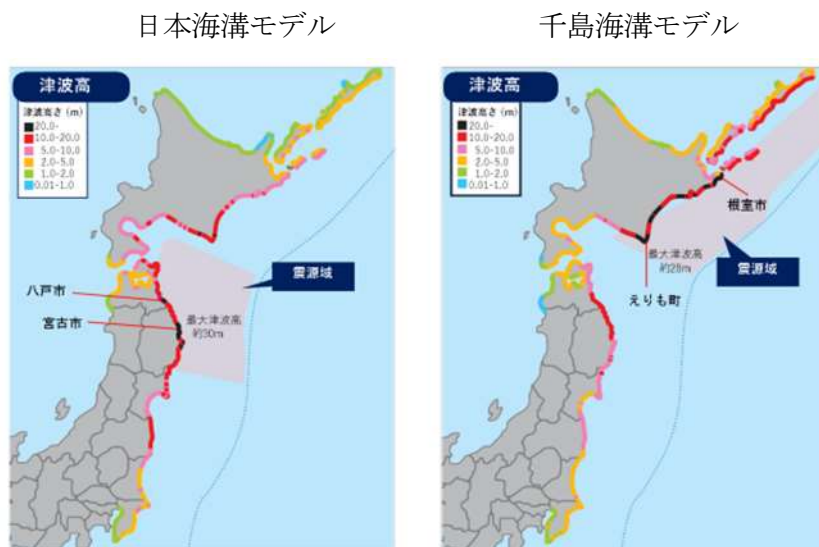
最大クラスの津波を伴う巨大地震が発生した場合に想定される震度分布の推計によれば、今回のモデルにおける山武市の震度は4以下である。ただし、今回想定した震度分布は一例に過ぎず、震源の場所や深さ、地震の規模によって、より大きな震度となる可能性がある。

イ 津波高

北海道から千葉県までの広い範囲で高さ3m以上の津波が到達し、山武市では3mから5mの高さの津波の到達が想定されている。

ただし、この想定は不確実性を伴うものであり、場合によってはこれを超えることもあり得る。

津波の到達時間は、1時間～2時間程度と見込まれる。



2 北海道・三陸沖後発地震注意情報

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」や「十勝・根室沖の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで、Mw 7.0以上の地震が発生した場合に気象庁から発表される情報をいう。

(1) 北海道・三陸沖後発地震注意情報発信の頻度

日本海溝モデル及び千島海溝モデル領域で、過去約100年間（1904年～2017年）に発生した地震を確認すると、Mw 7.0以上の地震は計49回発生しており、その頻度は約2.3年に1回となっていることから、情報の発信頻度は概ね2年に1回程度となる見込みである。

(2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報発信の時期

日本海溝モデル及び千島海溝モデル領域で発生した地震について、気象庁において一定精度のMwを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁の合同記者会見で気象庁から「北海道・三陸沖後発地震注意情報の解説」が行われ、その後に内閣府から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。

先発地震の震度が大きい場合や予想される津波が高い場合は、先発地震についての情報発表や気象庁記者会見が、合同記者会見よりも先に実施される。

先発地震発生後1週間は、防災対応を呼びかける期間として、定期的に防災担当大臣等から呼びかけが行われる。

なお、先発地震の規模や先発地震による被害状況等に応じて、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信やとるべき防災対応の呼びかけのタイミングが変わる。

また、防災対応を呼びかける期間を1週間とされているが、これは、社会の受忍限度等を踏まえて決められたものであり、先発地震の発生から1週間が経過した後も、後発地震の発生可能性がなくなったわけではなく、市民に対し、「後発地震に特に注意する期間が終了した」という旨と「今後は、通常の生活に戻つつも、地震発生に注意が必要」という旨を呼びかける必要がある。

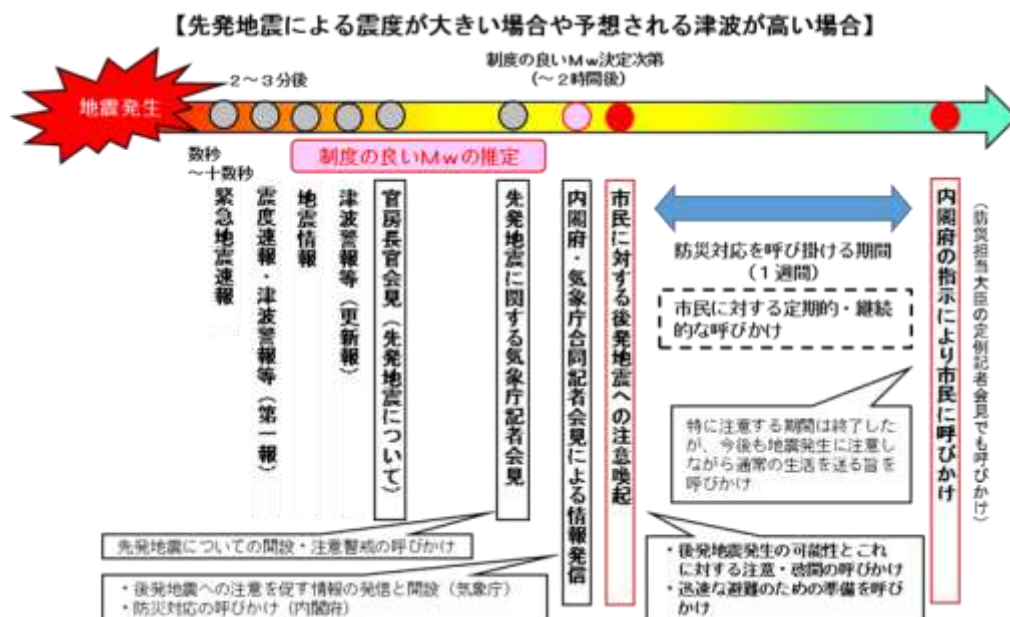
(3) 南海トラフ地震臨時情報との相違

南海トラフ地震では、Mw 7.0以上の先発地震の場合「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表され、Mw 8.0以上では「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されるが、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震では、Mw 7.0以上の先発地震であれば、Mw 8.0以上であっても同様に、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表される。

3 推進地域

法第3条第1項の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として内閣総理大臣が指定する。

市は、推進地域に指定されている。



第 3 防防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市や防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、市民、事業者の処理すべき事務又は大綱については、「総則編」第 1 章第 3 節に準ずる。

第 4 市の配備体制

配備体制		配備基準	配備人員
災害警戒本部設置	第 1 配備	北海道・三陸沖後発地震注意情報	消防防災課

※ 1 週間程度、24 時間体制で情報収集及び地震発生時の避難情報の発信等の災害対応に備える。

第2節 地震防災対策計画

項 目	担 当
第1 関係者との連携協力の確保	本部班、物資班、帰宅困難者対策班
第2 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	関係各班、防災関係機関
第3 時間差発生等における円滑な避難の確保等	関係各班、防災関係機関
第4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	関係各班、防災関係機関
第5 防災訓練計画	関係各班、県
第6 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	関係各班、県
第7 日本海溝、千島海溝型地震防災対策計画	関係各班、県

第1 関係者との連携協力の確保

1 物資等の調達手配

「地震・津波災害編」第2章第9節に準ずる。

2 広域応援の要請

「地震・津波災害編」第2章第10節に準ずる。

なお、日本海溝、千島海溝型地震では被害が東日本を中心に広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなることや、発災当初の応援が望めないことを考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後の情報不足等を前提に、優先順位を付けて対処する。

3 帰宅困難者への対応

「地震・津波災害編」第2章第17節に準ずる。

4 生活支援

「地震・津波災害編」第2章第18節に準ずる。

第2 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

附編1「南海トラフ地震対策推進計画」第2節第2に準ずる。

第3 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等

- (1) 市は、気象庁が北海道・三陸沖後発地震注意情報を発表した場合及び県が後発地震への注意を促す情報等を発表した場合は、情報収集体制をとるものとする。ただし、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表前に発生した地震に関し、既に情報収集体制又は災害即応

体制の配備若しくは災害対策本部の設置がされている場合は、この限りでない。

また、情報収集体制の配備、運営方法その他の事項については、「地震・津波災害編 第2章第1節第2に準ずる。

- (2) 市は、後発地震への注意を促す情報等については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意するものとする。この場合における情報伝達の経路、体制及び方法については、第2編第3章第2節「情報収集・伝達体制」によるものとする。
- (3) 市が行う住民等及び防災関係機関に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達及び地域住民の問い合わせ対応のための窓口の設置については、「地震・津波災害編」第2章第2節第4に準ずる。
- (4) 市は、住民等及び防災関係機関に対し、後発地震への注意を促す情報等が正確かつ広範に伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるものとするよう留意するものとする。なお、地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、以下の具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

ア 巨大な地震により強い揺れや大きな津波が想定される北海道から千葉県にお住まいの方は、今後1週間程度、平時よりも巨大地震の発生に注意し、地震への備えを徹底してください。

イ 具体的には、家具の固定や安全な避難場所・避難経路の確認などの「日頃から行っている地震への備え」の再確認に加え、すぐに逃げられる服装での就寝や非常持出品の常時携帯など、「揺れを感じたり津波警報等が発表されたりした場合に、直ちに避難できる態勢」をとってください。

また、多数の人が出入りする施設等の管理者又は運営者にあっても、社会経済活動を継続した上で、避難場所や避難経路、避難誘導手順の再確認の徹底や、従業員や施設利用者への情報の正確かつ迅速な伝達など、「揺れを感じたり津波警報等が発表されたりした場合に、従業員や施設利用者が直ちに避難できる態勢」をとってください。

すでに発生した地震により、被害が発生している地域では、避難行動や救助活動等を優先しつつ、後発地震にも注意して行動してください。

引き続き、今後の津波警報や地震情報等に注意しつつ、適切な防災対応をとってください。

- (5) 市は、後発地震への注意を促す情報等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努めるものとする。

第4 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

附編1「南海トラフ地震対策推進計画」第2節第4に準ずる。

第5 防災訓練計画

市及び防災関係機関は、関係機関及び自主防災組織等と連携強化を目的とし、大規模な地震・津波を想定した防災訓練を、隔年を基準として実施するものとする。

その他、防災訓練の実施内容については、「地震・津波災害編」第1章第1節第3に準ずる。

第6 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市及び防災関係機関は、地震防災上必要な教育及び広報の充実に努める。

1 職員に対する教育

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
- (4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育及び広報

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
- (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の防災上とるべき行動に関する知識

第7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画

推進地域に指定された地域内で、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（平成17年政令第282号）第3条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、法第7条第1項の規定により次の事項を定めた対策計画を作成するものとする。

なお、作成義務が生じていない事業者についても、自主的に対策計画に準じた計画の作成に努める。また、この節に記載のない事項については、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画によるものとする。

1 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

附編1「南海トラフ地震対策推進計画」第2節第2に準ずる。

2 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合にとるべき防災対応に関する事項

- (1) 後発地震への注意を促す情報等の伝達等
- (2) 災害応急対策をとるべき期間等
- (3) 関係機関のとるべき措置
- (4) 工事中建築物等における安全確保上講ずべき措置
- (5) 各施設の計画において定める事項

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者

- (ア) 医療機関、小売店等については、原則として営業を継続する。その際、個々の施設が耐震性・耐浪性を有する等安全性に配慮する。北海道・三陸沖後発地震注意情報及び後発地震への注意を促す情報等が発表された場合に、顧客等に対し、当該後発地震への注意を促す情報等を伝達する方法を対策計画に明示する。

(イ) 医療機関においては、患者等の保護等の方法について、個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮して、その内容を対策計画に明示する。

イ 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者

(ア) 津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏えいその他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検及び巡視の実施、充填作業及び移し替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について、その内容を定め、対策計画に明示する。

(イ) この場合、定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、関係法令等に基づき社会的に妥当性があるものであるとともに技術的に妥当といえるものとする。また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全確保を考慮した十分な実行可能性を有するものとする。

(ウ) 後発地震による津波の発生に備えて、施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容を対策計画に明示するとともに、必要がある場合には施設周辺地域の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討する。

ウ 一般旅客運送に関する事業を運営する者

(ア) 後発地震旅客等への伝達

(イ) 運行等に関する措置

(ウ) 滞留旅客等に対する措置

エ 学校、社会福祉施設を管理・運営する者

(ア) こども園・幼稚園・保育所、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法について、対策計画に明示するものとする。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意する。

(イ) 社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮してその内容を定め、対策計画に具体的に明示する。

(ウ) 学校、社会福祉施設が事前避難対象地域内にあるときは、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を対策計画に具体的に明示する。この場合において、要配慮者等の避難誘導について配慮する。

オ 水道、電気、ガス、通信、放送事業関係

(ア) 水 道

水道事業については、本節第3「2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の応急対策」に準ずる。

(イ) 電 気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、必要な電力を供給する体制を確保することについて、対策計画に明示する。

(ウ) ガ ス

a ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続する。このため、ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保することについて、対策計画に明示する。

b ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を対策計画に明示するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実施体制を明示する。

(エ) 通 信

電気通信事業者は、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置の内容を対策計画に明示する。

山武市地域防災計画

風水害等編

目 次

第1章 災害予防計画	1
第1節 水害の予防対策.....	3
第1 水害の防止対策.....	3
第2 浸水予想区域の調査及び周知.....	3
第3 浸水想定区域内の円滑かつ迅速な避難の確保.....	4
第4 防災訓練.....	4
第2節 土砂災害・風害等の予防対策.....	5
第1 土砂災害の予防対策.....	5
第2 風害の予防対策.....	5
第3 雪害対策.....	6
第4 防災訓練.....	6
第3節 要配慮者の安全確保対策.....	8
第2章 災害応急対策計画	11
第1節 応急活動体制.....	13
第1 防災体制の確立.....	13
第2 災害対策本部設置前の体制.....	14
第3 災害対策本部の体制.....	15
第4 災害対策本部解散後の体制.....	16
第5 災害救助法の適用.....	20
第2節 情報の収集伝達.....	21
第1 情報連絡体制の確立.....	21
第2 気象情報等の収集・伝達.....	22
第3 被害情報の収集・報告.....	24
第4 災害広報.....	24
第5 報道機関への対応.....	24
第3節 消防・救助救急・水防・危険物等対策.....	25
第1 消防活動.....	25
第2 救助・救急活動.....	25
第3 水防活動.....	25
第4 危険物等の対策.....	27
第4節 災害警備・交通規制.....	28
第1 災害警備.....	28
第2 交通規制等.....	29
第3 緊急通行車両の確認等.....	29
第4 緊急輸送.....	29
第5 防犯.....	29
第5節 避難対策.....	30
第1 避難行動.....	30
第2 避難所の開設.....	32
第3 避難所の運営.....	33
第4 感染症対策.....	33

第5 広域避難・広域一時滞在	33
第6節 医療救護・防疫活動	34
第1 医療救護活動	34
第2 防疫活動	34
第3 保健衛生活動	34
第7節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬	35
第1 行方不明者の捜索	35
第2 遺体の処理・埋火葬	35
第8節 給水・物資の供給	36
第1 飲料水の供給	36
第2 食料の供給	36
第3 生活必需品の供給	36
第4 救援物資の受入れ・管理	36
第9節 広域応援要請・広域避難者等の受入れ	37
第1 自衛隊の災害派遣	37
第2 県・市町村等への要請	37
第3 消防の広域応援要請	37
第4 災害協定の活用	37
第5 広域避難者等の受入れ	37
第10節 生活関連施設等の応急復旧対策	38
第1 ライフライン施設	38
第2 交通	38
第3 公共施設	38
第11節 学校等における児童・生徒等の安全対策	39
第1 災害発生時の対応	39
第2 応急教育	39
第3 応急保育	39
第4 社会教育施設の対策	39
第5 文化財の確認	39
第12節 廃棄物・環境対策	40
第1 障害物の除去	40
第2 清掃・廃棄物処理	40
第3 環境汚染の防止	40
第4 動物対策	40
第13節 建築物・住宅対策	41
第1 被災宅地の危険度判定	41
第2 住家の被災調査・罹災証明の発行	41
第3 住宅の応急修理	41
第4 応急仮設住宅の供給	41
第14節 要配慮者対策	42
第1 避難行動要支援者の避難支援	42
第2 要配慮者への対応	42
第3 社会福祉施設入所者等への支援	42

風水害編 第1章 災害予防計画

第15節 ボランティアへの対応	43
第1 ボランティアの受入れ体制	43
第2 ボランティア活動支援	43
第16節 帰宅困難者対策	44
第1 施設管理者等の対応	44
第2 市の対応	44
第17節 生活支援	45
第3章 災害復旧・復興計画	47
第1節 市民生活安定のための対策	49
第1 被災者の生活支援	49
第2 地域経済への支援	49
第2節 施設の復旧計画	49
第3節 災害復興計画	49

第1章 災害予防計画

第1節 水害の予防対策

項 目	市担当	関係機関
第1 水害の防止対策	農政課、土木課	山武土木事務所、山武農業事務所
第2 浸水想定区域の調査及び周知	消防防災課	山武土木事務所、県
第3 浸水想定区域内の円滑かつ迅速な避難の確保	消防防災課	—
第4 防災訓練	消防防災課、土木課	消防本部、消防団

第1 水害の防止対策

1 河川整備

山武土木事務所は、木戸川の河川改修を実施している。

また、作田川では、「二級河川作田川水系河川整備計画」（平成27年7月）により、概ね20年を対象期間として、境川合流点から二級河川指定上流端までの9.1kmを、また、支川源川では作田川合流点から源川調節池までの0.46kmを対象に、河床の掘削、築堤、護岸、橋梁・堰改築により流下能力の増大を図る整備を進めている。さらに作田川では津波対策工事として河口から若潮橋の1.72kmを対象に特殊堤、盛土による堤防嵩上、護岸の整備を進めている。

2 ため池等防災事業

県は「ため池データベース」を整備し、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがある防災重点農業用ため池について、劣化状況調査を実施して改修等の必要な措置を講じる。また、緊急連絡体制の整備等を推進する。

農政課は、県から提供された防災重点農業用ため池浸水想定区域図を基にハザードマップを作成し関係者に周知するとともに、ため池の管理及び保全施策を推進する。

第2 浸水予想区域の調査及び周知

1 浸水想定区域の調査

消防防災課は、県と連携し、河川周辺地域での外水及び内水の氾濫により、家屋の浸水が予想される浸水予想区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努めるものとする。

2 浸水想定区域の周知

消防防災課は、県（県土整備部）が公表した「洪水浸水想定区域図」に基づいて作成した洪水ハザードマップにより、水害の危険箇所、避難場所、避難情報等の入手方法、適切な避難行動などを住民に周知し、避難体制を強化する。

ハザードマップについては、「山武市ハザードマップ（洪水・土砂災害編）」を適宜改訂して配布する。

第3 浸水想定区域内の円滑かつ迅速な避難の確保

1 洪水予報等の伝達手段の整備

消防防災課は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条に基づき、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難の確保のため、洪水予報等の情報を浸水想定区域に対して伝達手段の整備に努める。

第4 防災訓練

1 水防訓練

消防防災課、土木課、消防団、消防本部は、水防訓練を実施する。

- (1) 実施時期は、出水期前とする。
- (2) 実施地域は、重要水防箇所、浸水想定区域など洪水のおそれがある地区とする。
- (3) 実施方法は、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じて他の関連する訓練と併せたものとする。

2 避難訓練

消防防災課は関係機関と連携し、自主防災組織や住民等の参加を得て洪水を想定した避難訓練を、隔年を基準として実施する。

- (1) 避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者名簿、個別避難計画等を活用した避難行動要支援者の避難支援訓練を実施する。
- (2) 要配慮者利用施設、観光施設等の大規模集客施設等においては、利用者の円滑な避難確保のための訓練を実施する。

第2節 土砂災害・風害等の予防対策

項 目	市担当	関係機関
第1 土砂災害の予防対策	消防防災課、土木課	—
第2 風害の予防対策	消防防災課、農政課	東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社
第3 雪害対策	土木課、農政課	山武土木事務所、印旛土木事務所、東日本高速道路株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社
第4 防災訓練	消防防災課、土木課	消防本部、消防団

第1 土砂災害の予防対策

消防防災課は、土砂災害の防止対策として、土砂災害区域等の県の指定に基づいて、ハザードマップの作成、警戒避難体制の整備等を実施する。

対策の内容は、地震・津波対策編第1章第3節第1「土砂災害の防止」を準用する。

1 土砂災害に関する情報の収集

市は、平常時から砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、住民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

2 警戒避難体制の整備等

市は警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害警戒区域ごとに危険箇所の点検及び住民との連携を密にすることにより土砂災害の前兆情報を収集する。

また、土砂災害警戒情報が発表された場合等は、防災行政無線等により迅速に情報を伝達する体制を確保する。

第2 風害の予防対策

1 台風・竜巻に関する知識の普及・啓発

消防防災課は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、気象庁が発表する雷注意報、竜巻注意情報等の防災気象情報、竜巻に関する知識、対応方法等について周知する。

2 農作物等の風害防止対策

農政課は、農作物等の風害防止について、農家に対して注意を促し、強風害及び降雹等の被害の軽減を図る。

3 電力施設の風害防止対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、送電設備、配電設備とも「電気設備の技術基準」に基

づき風害防止対策を実施する。

また、樹木倒壊等による事故防止のため平常時から風害発生のおそれのある樹木の伐採や、暴風時の塩害対策に努めている。

4 通信施設の風害防止対策

東日本電信電話株式会社は、次のように対策を講じている。

局外設備は、過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。局内設備は、風害時の停電による通信機器用電源の確保については、予備エンジンにより実施する。空中線は、無線のアンテナ支持物に対する強度については、電気設備技術基準又は網構造物設計基準によっている。

5 災害に強い森づくり事業

農政課は、国の重要インフラ周辺森林整備を活用した「災害に強い森づくり事業」を推進し、林所有者自らの努力だけでは適切な管理が期待できない重要インフラ施設に近接する森林において、風倒木や土砂等流出等による施設への被害の未然防止につながる森林整備を促進する。

第3 雪害対策

1 道路の雪害防止対策

道路管理者は、降雪による路面凍結が予想される場合には、交通事故を防止するため、管理する道路に砂や路面凍結剤等を散布するなどの体制を確保する。

2 農作物等の雪害防止対策

農政課は、農作物の雪害防止について、農家に対して注意を促し、被害の軽減を図る。

3 電力施設の雪害防止対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、送電線設備、配電線設備とも、「電気設備の技術基準」に基づき着雪防止対策等を実施する。

4 通信施設の雪害防止対策

東日本電信電話株式会社は、風害防止対策に準じて通信線路設備、局内設備対策を実施する。

第4 防災訓練

1 土砂災害警戒訓練

消防防災課、土木課、消防団、消防本部は、土砂災害警戒訓練を実施する。

(1) 実施時期は、出水期前とする。

(2) 実施地域は、土砂災害警戒区域など土砂災害のおそれがある地区とする。

(3) 実施方法は、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じて他の関連する訓練と併せたものとする。

2 避難訓練

消防防災課は関係機関と連携し、自主防災組織や住民等の参加を得て土砂災害を想定した避難訓練を、隔年を基準として実施する。

- (1) 避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者名簿、個別避難計画等を活用した避難行動要支援者の避難支援訓練を実施する。
- (2) 要配慮者利用施設、観光施設等の大規模集客施設等においては、利用者の円滑な避難確保のための訓練を実施する。

第3節 要配慮者の安全確保対策

項 目	市担当	関係機関
要配慮者の安全確保対策	消防防災課、社会福祉課、 高齢者支援課	要配慮者利用施設

1 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

社会福祉課、高齢者支援課、消防防災課は、洪水浸水想定区域（想定浸水深が 0.5m 未満を除く。）又は土砂災害警戒区域にかかる主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上配慮を要する者が利用する施設（利用者が単独で通う施設を除くものとし、以下「要配慮者利用施設」という。）における利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、当該施設への連絡方法を定めるとともに、情報伝達手段の多重化に努める。

2 利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

上記1の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時又は土砂災害時における円滑かつ迅速な避難のために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）を作成し、当該計画で定めるところにより避難訓練を実施する。また、自衛水防組織の設置に努める。

消防防災課は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して避難確保計画の作成等の技術的支援を行う。要配慮者利用施設の管理者等は、作成した避難確保計画及び避難訓練の実施状況を市に報告する。

なお、要配慮者利用施設の対象範囲は、次のとおりである。

種類	対象範囲
社 会 福 祉 施 設	老人福祉施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業施設、児童福祉施設 等
児 童 施 設	放課後児童健全育成事業施設、児童相談所、一時預かり所、母子健康包括支援施設、こども園（保育所型） 等
学 校 等	幼稚園、小学校、中学校、こども園（保育所型を除く）
医 療 施 設	病院

3 個別避難計画の作成等

(1) 作成対象者

洪水浸水想定区域内で垂直避難が困難な家屋の居住者又は土砂災害警戒区域内の居住者で、次に該当する在宅者とする。

- ア 介護保険における要介護3以上の者
- イ 身体障がい（身体障害者手帳1級又は2級）の者
- ウ 知的障がい（療育手帳A以上）の者
- エ 精神障がい（精神障害者保健福祉手帳1級）の者
- オ その他市長が必要と認める者

(2) 計画記載事項

地震・津波災害編 第1章 第8節 第1・2「(2) 計画記載事項」に準ずる。

(3) 作成方法

地震・津波災害編 第1章 第8節 第1・2「(3) 作成方法」に準ずる。

(4) 個別避難計画情報の提供及び情報漏えいを防止する措置

地震・津波災害編 第1章 第8節 第1・1「(6) 名簿の提供及び情報漏えいを防止する措置」に準ずる。

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

項 目	市担当	関係機関
第1 防災体制の確立	各班	—
第2 災害対策本部設置前の体制	各班	—
第3 災害対策本部の体制	各班	—
第4 災害対策本部解散後の体制	各班	—
第5 災害救助法の適用	各班	—

第1 防災体制の確立

1 防災体制

本市の防災体制は、次のとおりである。

配備体制	配備基準	配備人員
情報収集班設置	【警報】 次の警報の1以上が山武市に発表される見込みがある場合 大雨警報 洪水警報 暴風警報 大雪警報 暴風雪警報 【状況】 その他、災害の発生が予想されるとき。	消防防災課（防災係） ※情報収集に必要な人員
災害警戒本部設置	【警報】 次の警報の1以上が山武市に発表され、又は、発表される見込みがある場合 大雨警報 洪水警報 暴風警報 高潮警報 大雪警報 暴風雪警報 【気象情報】 防災気象情報の警戒レベル3以上が山武市に発表される可能性が高い場合 【状況】 台風、大雨等の影響が見込まれ、市長が必要と認めたとき。 【避難】 自主避難受入れ 【避難所】 各地区に自主避難所を開設する場合	災害警戒本部員 （災害対策本部に準ずる。） 消防防災課 各課第2配備職員 ※予想される災害の規模により、必要な職員を各部・課等で判断して配備
災害対策本部設置	【気象情報】 防災気象情報の警戒レベル3以上が山武市に発表され、次の気象情報が発表されたとき。 大雨警報、洪水警報、氾濫警戒情報 【状況】 局地災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合等で、市長が必要と認めたとき。 【避難】 高齢者等避難を発令 【避難所】 各地区に避難所を開設する場合	災害対策本部員 消防防災課 各課等第3配備職員 ※予想される災害の規模により、必要な職員を各部・課等で判断して配備
	【気象情報】 防災気象情報の警戒レベル4以上が山武市に発表されたとき。次の気象情報が発表されたとき。 記録的短時間大雨情報 土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 大雨特別警報 氾濫発生情報 【状況】 市内災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき。 【避難】 避難指示を発令 【避難所】 避難所を12カ所以上開設する場合	全職員 ※災害の規模や状況により、避難所勤務等の勤務交代を各部・班で判断し、職員を参集させることなく待機させることができる。

2 配備

(1) 配備の決定

自動配備以外の場合は、総務部長が消防防災課長（必要に応じて市長、副市長）と協議して配備体制を決定し、市長、副市長に報告する。

(2) 配備の方法

勤務時間内は、総務部長から部長へ電話又は口頭で連絡する。また、消防防災課は、山武市災害時職員招集メール、庁内放送等により全職員に配備を周知する。

勤務時間外で、自動配備に該当する場合は、原則として連絡は行わない。配備に該当する職員は、注意報、警報等のレベルに応じて、指令を待つことなく参集する。

勤務時間外で市長の決定による配備は、総務部長から各部長に電話又はメールで連絡し、課長等は参集する職員に電話又はメール等で連絡する。また、消防防災課は、山武市災害時職員招集メールで全職員に配備を伝達する。

なお、子育て中の職員の参集を促進するため、状況に応じ、なるとうこども園に職員の子供の応急保育を行う体制を確保する。

3 参集場所

職員の参集場所は、原則として通常の勤務場所とする。

4 参集報告

各課等の長は、職員の参集状況を所属部の主務課長に報告し、主務課長は、所属部等の長及び総務課長に報告する。

総務課長は、とりまとめた職員参集情報を総務部長及び消防防災課長に報告する。

5 消防団員の配備

災害対策本部を設置した場合、本部班は、電話等を利用して消防団長に伝達する。

消防団長は、出動を各副本部長に対し指示する。なお、消防団の地区別の活動拠点（資機材置場等を兼ねる。）は、次のとおりとする。

ア 消防団本部・成東地区	市役所会議室
イ 山武地区	さんぶの森ふれあい公園テニスコート管理棟
ウ 松尾地区	松尾 I T 保健福祉センター
エ 蓮沼地区	蓮沼スポーツプラザ

第2 災害対策本部設置前の体制

災害対策本部設置前は、状況に応じて災害警戒配備体制をとり、情報収集及び災害応急対策を実施する。組織及び所掌事務は、災害対策本部に準ずるものとする。

災害警戒本部の設置前は、状況に応じて消防防災課を主体とする情報収集班を設置して情報収集体制をとり、情報収集及び初期の災害応急対策の準備等について庁内及び関係機関と連絡、調整を行う。

第3 災害対策本部の体制

1 災害対策本部の設置・廃止

(1) 災害対策本部の設置・廃止基準

市長は、次の基準に達した場合は、災害対策本部を設置・廃止する。

〈災害対策本部の設置・廃止基準〉

ア 設置

- ① 市の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災対策が必要と認めるとき。
- ② 第2配備以上の配備体制をとるとき。
- ③ その他市長が必要と認めたとき。

イ 廃止

- ① 災害応急対策が概ね終了したとき。
- ② 災害復興本部が設置されたとき。
- ③ その他本部長が必要なしと認めたとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、市庁舎に設置する。

市庁舎が被災した場合は、成東保健福祉センター、成東文化会館のぎくプラザの順に設置する。施設班は、本部の移設に関わる準備及び移設の全体指揮を行う。

(3) 本部設置又は廃止の通知

本部班は、災害対策本部を設置又は廃止した場合、千葉県防災情報システムその他電話等適当な方法により県、警察署、消防本部、陸上自衛隊に通知する。

(4) 現地対策本部の設置

本部長は、応急対策を実施するうえで必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部の運営

(1) 職務権限

災害対策本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長が不在の場合は、副市長、政策調整監、総務部長の順により職務を代行する。

(2) 災害対策本部会議

災害に関する情報を分析し、応急対策等の基本方針を協議するため本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び関係機関等の職員のうち必要な者で構成する。

本部会議が行う会議は多くの職員が視聴できるように配慮する。

(3) 本部事務局

災害対策本部に本部事務局を置く。本部事務局は、情報のとりまとめや各部との連絡調整を行い、本部班は本部会議の運営を行う。

また、本部会議に各部からの連絡員を配置し、本部員の指示及び伝達事項について連絡調整を行う。

(4) 職員の配置

班の職員が不足する場合、部長は部内の配置調整により対処する。部内の配置調整では対処できない場合は総務部長（総務班）に要請し、全庁的な配置調整を行う。

また、専門的な技術、資格等を必要とする職員（以下「専門技術職員」という。）の応援を必要とする場合は、部長から総務部長（総務班）に要請し、総務班は当該業務を行う班へ

専門技術職員を配置する。

(5) 情報共有

情報班は、被害状況、災害対策や被災者支援の状況、災害対策の方針など本部長や本部会議の決定事項などを掲示板、職員招集メール等を利用して全職員に発信し、共有する。

(6) 長期化への配慮

総務班は、災害対応の長期化に備え、ローテーションを組んで対応にあたる等、災害対応従事者の健康管理に留意する。

3 県、関係機関との連携

(1) 政府等の対策本部との連携

国や県が本市に現地対策本部を設置する場合は、災害対策本部に受け入れる。

また、県災害対策本部会議に市職員の出席を求められた場合、本部長は副本部長その他の本部員等の中から適切な職員を指名して県に派遣する。

(2) 連絡員の受入

国、県、関係機関等から連絡員（リエゾン）が派遣される場合、又は連絡員の派遣を要請した場合は、災害対策本部に受け入れる。また、連絡員が行う被害状況、災害対応状況、応援ニーズなどの円滑な情報収集に協力する。

(3) 現地関係機関の調整支援

災害の現場において現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要がある場合、県又は市は合同調整所を設置して現地関係機関の間の連絡調整の場を確保する。

第4 災害対策本部解散後の体制

災害対策本部廃止後に、引き続き全庁的な災害対応が必要な場合は、災害復興対策本部を設置し、災害対策本部事務分掌に基づき、業務を所掌する担当課の職員で構成する災害復興対策班を組織し、対応にあたる。

〈災害対策本部の組織〉



〈災害対策本部 事務分掌〉

各班共通 事務分掌	1 所管する施設・設備等の被害把握及び復旧に関すること。 2 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 3 避難所の運営に関すること。 4 災害対策情報及び復旧・復興情報の防災行政無線等による市民への周知に関すること。 5 本部長の命による業務に関すること。

風水害等編 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制

部	班	担当	事務分掌
本部事務局	共通		本部事務局の業務に関すること。
	本部班	消防防災課	1 職員の配備に関すること。 2 本部の設置及び運営に関すること。 3 本部長の命令及び指示の伝達に関すること。 4 気象・地震・津波・災害情報の収集及び伝達に関すること。 5 避難指示等の発令に関すること。 6 防災行政無線等の運用に関すること。 7 消防・警察その他関係機関との情報連絡及び調整に関すること。 8 被害状況及び応急・復旧対策実施状況の総括とりまとめに関すること。 9 県本部等への報告に関すること。 10 災害救助法の適用申請に関すること。 11 国、自衛隊、県、市町村、関係機関等への応援要請に関すること。 12 消防団の出動に関すること。 13 報道機関の問い合わせ等への対応に関すること。
	情報班	企画政策課	1 市民からの被害状況の収集に関すること。 2 出張所、関係機関等からの情報の収集に関すること。 3 災害対策本部における情報のとりまとめ及び各部班への提供に関すること。
	総務班	総務課	1 職員の安否確認に関すること。 2 災害対策要員の配置に関すること。 3 災害対策従事者の飲料水、食料等の確保及び配給に関すること。 4 来庁者の安全確保に関すること。 5 受援に関すること。 6 被災した市町村への応援派遣に関すること。
	施設班	財政課	1 本部の移設及び庁舎機能の維持に関すること。 2 車両、燃料の確保及び緊急通行車両に関すること。 3 災害対策用仮設電話の設置要請に関すること。 4 災害対策関係予算に関すること。 5 災害関係経費の出納に関すること。
	市民自治班	市民自治支援課	1 区・自治会との連携に関すること。 2 市民の安否把握（避難先等の把握含む。）の総括に関すること。 3 人的被害調査及びとりまとめの総括に関すること。 4 ボランティア活動についての関係機関との連絡調整に関すること。
	特命班	事務局（議会・監査委員） 会計課 空港地域振興課	1 本部事務局と各部との連絡調整に関すること。 2 本部事務局の業務に関すること。
渉外対策部	渉外班	秘書広報課	1 報道関係機関への情報提供等に関すること。 2 見舞者及び視察者等への対応に関すること。 3 災害義援金等の受入れ及び礼状の発送に関すること。 4 災害広報に関すること。 5 被害状況等の撮影保存及び記録に関すること。

部	班	担当	事務分掌
市民対策部	市民班	市民課 出張所 国保年金課	- 避難者名簿のとりまとめに関すること。 - 市役所、出張所での広報掲示に関すること。 - 被災者相談窓口の設置及び運営に関すること。 - 遺体の安置・処理・埋葬に関すること。 - 避難所の運営、人的被害状況及び安否確認業務等の支援に関すること - 被災市民の生活支援（入浴、洗濯等）に関すること。
	調査班	課税課 収税課	- 被災者相談窓口の支援に関すること。 - 住家の被害認定調査に関すること。 - 罹災証明書の発行に関すること。 - 災害に伴う税の減免等に関すること。 - 避難者の避難支援（搬送）に関すること。 - 人的被害状況及び安否確認業務等の支援に関すること。
福祉対策部	要配慮者班	社会福祉課 高齢者支援課	- 避難行動要支援者の支援に関すること。 - 要配慮者の避難生活支援に関すること。 - 福祉避難所の開設及び運営の総括に関すること。 - 避難所運営の総括に関すること。 - 災害救助法に基づく適用事務に関すること。 - 災害弔慰金の支給及び被災者に対する救護支援の貸付けに関すること。 - 被災者生活再建支援に関すること。
	こども班	子育て支援課	- こども園・幼稚園児童の救護及び安全避難対策に関すること。 - 応急保育（職員の子供保育を含む。）に関すること。 - こども園・幼稚園児童の支援に関すること。 - 福祉避難所の開設及び運営支援に関すること。
	保健班	健康支援課	- 救護所の設置及び運営に関すること。 - 医薬品等の確保に関すること。 - 救護班等の連絡調整に関すること。 - 病院、診療所等の把握及び傷病者の受入れ要請に関すること。 - 医療要援護者の支援に関すること。 - 被災者の健康管理及び防疫に関すること。 - 乳児、妊産婦の支援に関すること。
産業対策部	物資班	農政課、 農業委員会事務局	- 食料・生活必需品の調達及び供給に関すること。 - 救援物資の受入れに関すること。 - 被災した農業者の支援に関すること。 - 家畜の防疫に関すること。 - 治山対策に関すること。 - 農地及び農業用施設の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。
	帰宅困難者対策班	商工観光課	- 帰宅困難者の一時滞在及び支援に関すること。 - 食料・生活必需品の調達及び供給に関すること。 - 民生支援物資の受領・設置・運用に関すること。 - 被災した商工業者に支援に関すること。
建設環境対策部	土木班	土木課	- 道路、橋梁等の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。 - 排水路の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。 - 緊急輸送路の確保に関すること。 - 交通規制状況の把握に関すること。 - 道路障害物の除去に関すること。

部	班	担当	事務分掌
			6 応急土木資材の調達及び工事関係者との連絡及び協力要請に関すること。 7 急傾斜地の調査に関すること。
	都市整備班	都市整備課	1 災害危険区域の警戒、巡視に関すること。（市営住宅、公園等） 2 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 3 宅地の危険度判定に関すること。 4 応急仮設住宅の用地確保、建設、管理に関すること。 5 管理施設の修繕に関すること。 6 避難者の避難支援（搬送）に関すること。
	環境保全班	環境保全課	1 給水対策に関すること。 2 ごみ処理対策に関すること。 3 し尿処理対策に関すること。 4 災害廃棄物処理対策に関すること。 5 ペットの救護活動に関すること。 6 環境汚染対策に関すること。 7 山武郡市広域水道企業団との連絡・調整に関すること。
	水道班	水道課	1 給水区域内水道施設の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。 2 給水区域内の給水活動に関すること。 3 県への応援要請に関すること。
文教対策部	教育班	教育総務課 子ども教育課 施設整備課 生涯学習課 スポーツ振興課 学校給食センター	1 児童・生徒・施設利用者の安全確保に関すること。 2 学童利用者の安全確保に関すること。 3 管理施設の被害調査及び応急・復旧対策に関すること。 4 災害時の応急教育に関すること。 5 被災児童、生徒の学用品等の支給に関すること。 6 被災者への炊き出し及び配給に関すること。 7 所管施設の避難所等の利用及び避難所運営支援に関すること。
消 防 団			1 災害警戒に関すること。 2 避難指示等の伝達及び誘導に関すること。 3 被災者の救助に関すること。 4 行方不明者の捜索に関すること。

第5 災害救助法の適用

災害救助法は、被災者の救済と社会秩序の保全を目的として制定された法律である。この法律における救助は国の責任において行われ、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。救助の実施については知事に全面的に委任されており、救助にかかる費用は県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。

市域で発生した災害が、この法律の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて災害救助を実施する。

適用基準や手続き等は、地震・津波災害編第2章第1節第5「災害救助法の適用」に準拠する。

第2節 情報の収集伝達

項 目	市担当	関係機関
第1 情報連絡体制の確立	本部班、情報班	—
第2 気象情報等の収集・伝達	本部班、市民自治班、各班	消防団、銚子地方気象台、 県
第3 被害情報の収集・報告	本部班、各班	—
第4 災害広報	渉外班、市民班、本部班、情報班、市民自治班、教育班、要配慮者班、こども班	消防団
第5 報道機関への対応	渉外班、本部班	—

第1 情報連絡体制の確立

1 市の通信手段の確保

本部班・情報班は、通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、次の通信手段を用いて通信を行う。

(1) 電話

ア 災害時優先電話

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話を活用し連絡を行う。

イ 特設公衆電話

特設公衆電話が設置できる状況にあつては、避難所等に特設公衆電話の設置を東日本電信電話株式会社に要請し、通信を確保する。

ウ 災害用携帯電話

避難場所などに設置されている災害用携帯電話を活用し連絡を行う。

(2) 防災行政無線、防災行政情報伝達システム

防災行政無線（同報系）等を用いて、一斉放送を行う。

(3) 千葉県防災行政無線・千葉県防災情報システム

県が設置している千葉県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により県災害対策本部、関係機関との通信及び総務省消防庁への報告を行う。

(4) アマチュア無線

一般加入電話が途絶し、災害対策上必要が生じた場合は、アマチュア無線関係団体の協力を要請する。

2 通信施設が使用不能となった場合の措置

本部班は、通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能となった場合、又は特に緊急を要する事態が生じた時で、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認めた場合は、下記に掲げる機関の専用電話、若しくは無線等の通信施設を使用する。

(1) 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設

警察通信施設（警察署）、鉄道無線（成東駅）

(2) 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

3 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

本部班は、災害対策基本法第 57 条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送を要請する。

第2 気象情報等の収集・伝達

本部班は、千葉県防災行政無線等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する気象情報を速やかに収集する。通信回線の障害・不通時は、テレビ・ラジオから情報を入手する。

なお、消防庁は、全国瞬時警報システム（Jアラート）により情報を伝達している。

1 気象情報等

(1) 気象情報

気象情報は、次のとおりである。

〈気象注意報・警報の種類〉

注 意 報	気象注意報	風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着氷・着雪注意報、霜注意報、低温注意報
	高潮注意報・波浪注意報・洪水注意報	
	浸水注意報（浸水に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる） 地面現象注意報（地面現象に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる）	
警 報	気象警報	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報
	高潮警報・波浪警報・洪水警報	
	浸水警報（浸水に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる） 地面現象警報（地面現象に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる）	
特別警報		大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪（数十年に一度の現象）
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量で100mmを越す降水が観測された場合
竜巻注意情報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける

(2) 水防活動用気象注意報・警報

銚子地方気象台は、水防活動の利用に適合する予報・警報を発表する。発表は、一般の利用に適合する予報・警報をもって行う。

〈水防活動用気象注意報・警報の種類〉

水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報

(3) 火災気象通報

銚子地方気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通

報の発表及び終了の通報を行う。市長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

〈火災気象通報の基準〉

- ア 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき
 - イ 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき
- ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。
- 基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15メートル以上）

2 土砂災害警戒情報

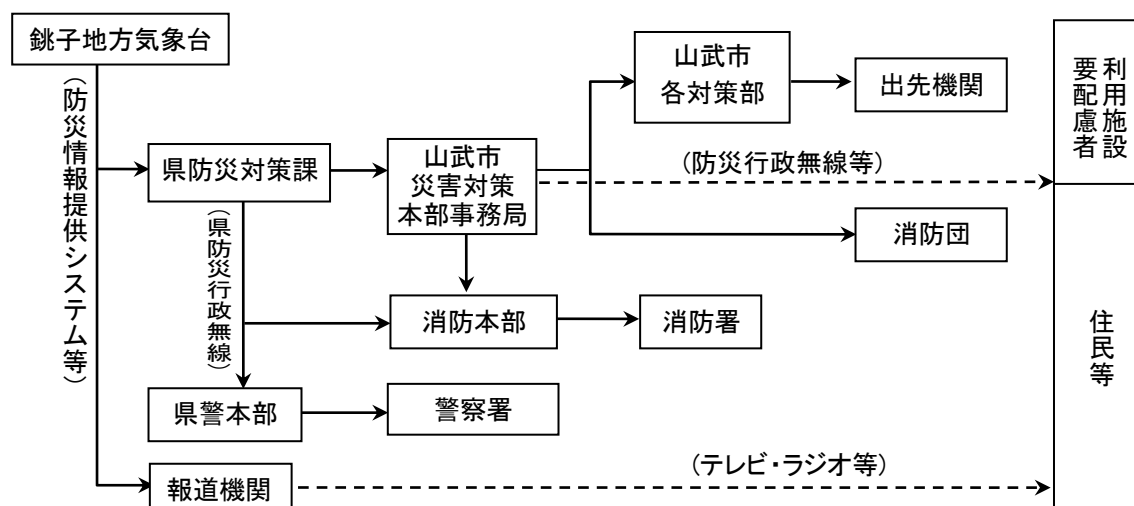
県及び銚子地方気象台は、市町村を単位として土砂災害警戒情報を発表する。

また、県はホームページ等を利用して、市内の災害発生危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。

本部長は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、周辺住民に対し周知徹底するとともに避難指示等の判断を行う。

3 気象情報の伝達

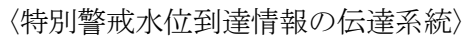
市民自治班、本部班、関係各班及び消防団は、気象警報、特別警報、土砂災害警戒情報等について、防災行政無線（同報系）、緊急速報メール、広報車両による放送等により市民等に周知する。



〈気象警報等の伝達系統〉

4 特別警戒水位到達情報の伝達

県が指定する水位周知河川である作田川、木戸川、真亀川について、特別警戒水位への到達情報が県から本市へ通知された場合、本部班は関係各班を通じて洪水浸水想定区域内の住民及び要配慮者利用施設の管理者等にその旨を伝達する。



第4 災害広報

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第2節第4「災害広報」に準拠する。

第5 報道機関への対応

対策の内容は、地震・津波災害編第3章第2節第5「報道機関への対応」に準拠する。

第3節 消防・救助救急・水防・危険物等対策

項 目	市担当	関係機関
第1 消防活動	—	消防本部、消防団
第2 救助・救急活動	—	消防本部、消防団、警察署
第3 水防活動	本部班、土木班	消防本部、消防団、山武土木事務所、山武農業事務所
第4 危険物等の対策	教育班	消防本部、県

第1 消防活動

消防本部は、災害状況に応じて、通常体制から非常体制に切り替えて消防活動を実施する。
対策の内容は、地震・津波災害編第2章第3節第1「消防活動」に準拠する。

第2 救助・救急活動

消防本部は、浸水や土砂災害等による行方不明者が発生した場合は、消防団、警察署等と連携して救助活動を行い、傷病者を医療機関に搬送する。
対策の内容は、地震・津波災害編第2章第3節第2「救助・救急活動」に準拠する。

第3 水防活動

1 危険区域の監視・警戒

市は、市内において浸水被害のおそれがある場合は、次に示す水防組織を設置し、危険区域の監視・警戒に当たる。

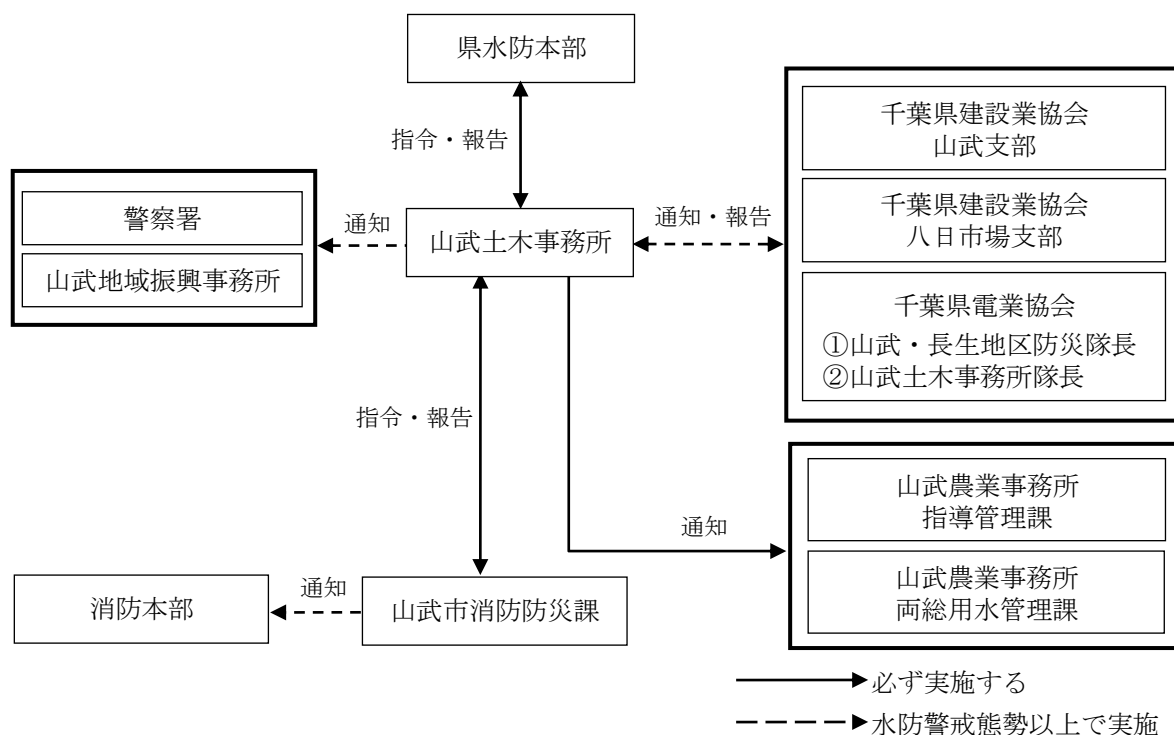
(1) 水防組織

- ア 水防組織の統轄は、水防管理者である市長が行う。
- イ 水防の実務については、土木課、消防防災課及び消防団が行う。
- ウ 水防組織は、その水害について災害対策本部が設置されるまでの間、又は災害対策本部を設置する必要がある程度の水害に対処するための組織とし、災害対策本部が設置されたときは、当該本部に統合される。

(2) 配備基準

水防組織の配備基準は、概ね次のとおりとする。

- ア 市内に、配備基準の第2配備に相当する警報が発表されたとき。
- イ 大雨等により幹線農業用排水路の水量が増加し、被害が予想されるとき。
- ウ 高潮又は潮位の上昇により、海浜又は海浜地域の建築物等に被害のおそれがあるとき。
- エ 県水防本部から指示があったとき又は市長が必要と認めたとき。



〈水防配備指令伝達系統〉

(3) 活動体制

- ア 幹線水路（排水機場を含む。）、海浜等を随時巡視し、水防上危険があると認めた場合は、直ちにその管理者に通報し、必要な措置を求める。
- イ 水防上又は住民の安全のため緊急の必要がある場合に、警戒区域を設定し、部外者の立入りを禁止若しくは制限し、又はその区域からの撤退を勧告する。
- ウ 幹線水路が決壊し、又は家屋等が浸水した場合等において、被害の拡大を防止するため、施設の管理者と共同して、有効な工法による水防作業を実施する。
- エ 巡視にあたっては、山武土木事務所、山武農業事務所等と緊密な連絡を保ち、実施する。

2 避難指示等

本部長は、気象情報、河川水位及び現場の状況から、避難が必要と判断される場合は、高齢者等避難、及び避難指示等を発令する。

3 公用負担

水防法第28条（公用負担）の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木、その他資材の使用
- ウ 車両、その他運搬具又は器具の使用
- エ 工作物、その他障害物の処分

- （備考）
1. 公用負担の権限を行使する者は、公費負担権限証明書を携帯し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。
 2. 市は、公用負担の行使により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第4 危険物等の対策

危険物等の対策は、危険物の管理者及び監督機関が行うが、消防署は、必要に応じて協力や情報連絡を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第3節第4「危険物等の対策」に準拠する。

第4節 災害警備・交通規制

項 目	市担当	関係機関
第1 災害警備	—	警察署、海上保安部
第2 交通規制等	土木班	消防団、警察署、山武土木事務所、印旛土木事務所、東日本高速道路株式会社
第3 緊急通行車両の確認等	本部班	公安委員会
第4 緊急輸送	施設班、本部班	消防団
第5 防犯	市民自治班	警察署、自主防災組織、消防団

第1 災害警備

1 災害警備の基本方針

警察は、「千葉県警察災害警備実施計画」に基づき、大雨や暴風に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

2 警備体制

警察署は、大雨や暴風に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

(1) 連絡室

県内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

(2) 対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

(3) 災害警部本部

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

3 災害警備活動要領

- (1) 要員の招集及び参集
- (2) 気象情報及び災害情報の収集及び伝達
- (3) 装備資機材の運用
- (4) 通信の確保
- (5) 救出及び救護
- (6) 避難誘導及び避難地区の警戒
- (7) 警戒線の設定
- (8) 災害の拡大防止と二次災害の防止
- (9) 報道発表
- (10) 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- (11) 死傷者の身元確認、遺体の収容
- (12) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

- (13) 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- (14) 協定に基づく関係機関への協力要請
- (15) その他必要な応急措置

4 海上保安部

銚子海上保安部は、大規模海難等の発生が予想される場合においては、海上保安庁非常配備規則及び海上保安庁防災業務計画に基づき、警戒配備（注意体制）、非常配備に分けて発令するとともに、海上における犯罪の予防及び鎮圧、人命及び財産の保護並びに海洋汚染の防止に対処する。

第2 交通規制等

土木班、消防団は、道路冠水箇所等をパトロールし、車両の水没等のおそれがある箇所の通行止めや誘導を行う。

警察及び道路管理者は、法令に基づいて風水害等により道路が被災した場合、又は災害対策車両の通行を優先する必要がある場合は、交通規制や道路啓開を実施する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第4節第2「交通規制等」に準拠する。

第3 緊急通行車両の確認等

災害対策で使用する車両は、県又は公安委員会から緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受ける。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第4節第3「緊急通行車両の確認等」に準拠する。

第4 緊急輸送

救援物資や災害対策要員等を輸送する場合は、市有車両を使用するほか、関係団体の協力を得て、車両及び燃料を確保して対応する。

また、重篤者等の搬送が必要な場合は、ヘリコプター離発着場を開設し、県その他にヘリコプターの要請を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第4節第4「緊急輸送」に準拠する。

第5 防犯

被災地、避難所における犯罪等を防止するため、警察署等と連携して防犯対策を実施する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第4節第5「防犯」に準拠する。

第5節 避難対策

項 目	市担当	関係機関
第1 避難行動	本部班、渉外班	消防団、自主防災組織
第2 避難所の開設	本部班、避難所運営班※	—
第3 避難所の運営	避難所運営班※	山武市社会福祉協議会、ボランティア団体
第4 感染症対策	本部班、避難所運営班※、保健班	保健所（山武健康福祉センター）
第5 広域避難・広域一時滞在	本部班	—

※ 避難所運営班とは、避難所開設運営のため配置された要配慮者班、教育班をいう。

第1 避難行動

1 風水害における避難の基本

市民等は、気象情報等により危険と判断した場合は、市からの指示がなくても、自主的に避難及び安全確保を行う。また、気象庁や市が発する5段階の警戒レベルに応じた避難を行う。

〈5段階の警戒レベル〉

警戒レベル	発令される状況	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生又は切迫 (必ず発令される 情報ではない)	○命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険である場合、緊急安全確保を行う。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示	災害のおそれ高い	○危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（「立退き避難」又は「屋内安全確保」）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害のおそれあり	○危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）を行う。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報	気象状況悪化	○自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報	今後気象状況悪化 のおそれ	○災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

2 避難指示等の発令

(1) 避難指示等の発令

本部長は、次の基準により、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域の住民等に避難指示等を発令する。発令の判断は、防災気象情報、気象台や県（山武土木事務所）からの助言、現場の巡視報告、市民からの通報等を考慮して迅速に行う。また、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川の氾濫などの危険度が同時に高まっている場合は、それらすべての災害事象を対象として避難対象地区や避難先等を設定して円滑な避難を確保する。

〈避難情報の種類及び発令基準の目安〉

種類	洪水	土砂災害
(警戒レベル3) 高齢者等避難	◇基準水位観測所の水位が氾濫危険水位の8割にあたる水位に到達した場合で継続して降雨が予報されている場合 ◇今後の6時間予報で、山武地区、松尾地区、山武市隣接地域に1時間雨量50mm降雨情報を得た場合 ◇今後の6時間予報で、山武地区、松尾地区、山武市隣接地域に半日(12時間)で150mm以上の降雨情報を得た場合 ◇今後の6時間予報で、山武地区、松尾地区、山武市隣接地域に1日で250mm以上の降雨情報を得た場合	◇土砂キキクルが「警戒」の場合 ◇大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)の危険度分布のレベル3警戒(警報級)可能性が言及されている場合 ◇強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ◇近隣で前兆現象(湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化した等)が発見された場合
(警戒レベル4) 避難指示	◇基準水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ◇今後の3時間予報で、山武地区、松尾地区、山武市西側の山武市隣接地域に1時間雨量50mm降雨情報を得た場合 ◇今後の3時間予報で、山武地区、松尾地区、山武市隣接地域に半日(12時間)で180mm以上の降雨情報を得た場合 ◇今後の3時間予報で、山武地区、松尾地区、山武市隣接地域に1日で300mm以上の降雨情報を得た場合	◇土砂キキクルが「危険」の場合 ◇大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、氾濫危険情報及び土砂災害警戒情報が発表された場合 ◇土砂災害の前兆現象(溪流付近での斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等のクラック等)が発見された場合 ◇その他人命保護上、避難情報を要すると認められる場合
(警戒レベル5) 緊急安全確保	◇洪水キキクル又は土砂キキクルが「災害切迫」の場合 ◇大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ◇既に河川越水及び浸水の発生を確認できた場合	◇土砂キキクルが「災害切迫」の場合 ◇大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、大雨特別警報(土砂災害)及び記録的短時間大雨情報が発表された場合 ◇既に土砂災害の発生を確認できた場合
解除	◇氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、気象情報をもとに今後上流域での降雨がほとんどないと見込まれる場合(パトロールを行った後) ◇降雨がほとんどないと見込まれ、避難者が全員帰宅し、その後も避難が行われないと判断される場合	◇土砂災害警戒情報が解除され、気象情報をもとに今後のまとまった降雨が見込まれない場合 ◇降雨がほとんどないと見込まれ、避難者が全員帰宅し、その後も避難が行われないと判断される場合

(注1) 基準水位観測所は、作田川が日向、木戸川が中台である。

(注2) 山武市隣接地域とは、山武市に隣接する東金市、八街市、富里市で山武市の河川の上流域をいう。

(2) 避難指示等の解除

本部長は、危険が解消されたと判断される場合は、避難指示を解除する。

(3) 避難指示等の内容

避難指示等は、次の事項を明らかにして行う。

〈避難指示等の内容〉

ア 避難対象地域・対象者	イ 避難先	ウ 避難経路
エ 避難指示等の理由	オ その他必要な事項	

3 避難情報等の伝達

(1) 市民等への伝達

本部班及び渉外班は、避難指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、広報車、緊急速報メール等により市民等に伝達する。

(2) 関係機関への通報

本部班は、避難指示等又は解除を発令した時は、その旨を県災害対策本部・支部、警察署、消防本部、山武地域振興事務所に連絡する。

4 避難誘導等

(1) 市民等の避難誘導

避難は、区・自治会、自主防災組織、各施設管理者等による自主的な誘導体制により行うことを原則とする。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難支援は、個別避難計画が作成されているものについては個別避難計画に基づいて、その他の者は地域が支援して行うことを原則とする。

(3) 学校、事業所等における誘導避難

こども園、幼稚園、保育園、学校、事業所及びその他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な誘導によることを原則とする。

(4) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき実施する。各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

5 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

第2 避難所の開設

避難指示等を発令した場合は、避難対象地域の避難所を開場し、避難者を受け入れる。対策の内容は、地震・津波災害編第2章第5節第2「避難所の開設」に準拠する。

第3 避難所の運営

住家が被災して、居住することが困難な場合は、引き続き避難所を指定して収容する。その場合、避難所の運営は、原則として避難者による自治とする。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第5節第3「避難所の運営」に準拠する。

第4 感染症対策

感染症への対策として、避難時における感染防止行動、避難所における感染症対策を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第5節第4「感染症対策」に準拠する。

第5 広域避難・広域一時滞在

本部班は、避難者の収容のための指定緊急避難場所又は被災者を収容するための指定避難所を市内の避難施設では確保が困難な場合は、県内市町村又は県に対して、市外の自治体への受入れを要請する。

第6節 医療救護・防疫活動

項 目	市担当	関係機関
第1 医療救護活動	保健班	県、山武郡市医師会・山武郡市歯科医師会・山武郡市薬剤師会、消防本部
第2 防疫活動	保健班	保健所（山武健康福祉センター）、山武郡市医師会
第3 保健衛生活動	保健班	保健所（山武健康福祉センター）

第1 医療救護活動

風水害等によって傷病者が発生した場合は、救急告示病院等の医療機関に搬送する。

多数の傷病者が同時に発生した場合は、山武地域合同救護本部、山武郡市医師会、山武郡市薬剤師会、山武郡市歯科医師会等に医療救護班の編成及び出動を要請し、被災現場に医療救護所を設置して対応にあたる。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第7節第1「医療救護活動」に準拠する。

第2 防疫活動

感染症の予防を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、被災地の消毒、検病調査・健康診断、入院の勧告等を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第7節第2「防疫活動」に準拠する。

第3 保健衛生活動

長期にわたって避難生活が継続した場合は、避難所救護所の設置、又は巡回班の巡回により、保健所（山武健康福祉センター）と連携して、被災者の健康管理にあたる。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第7節第3「保健衛生活動」に準拠する。

第7節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬

項 目	市担当	関係機関
第1 行方不明者の捜索	市民班	警察署、消防本部、消防団、 自衛隊、海上保安部、山武市 建設業災害対策協力会
第2 遺体の処理・埋火葬	市民班	警察署、日赤千葉県支部、山 武郡市医師会、山武郡市歯科 医師会、自衛隊

第1 行方不明者の捜索

市は消防本部、警察署、消防団、自衛隊及び山武市建設業災害対策協力会等の協力を得て、災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）の捜索活動を実施する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第8節第1「行方不明者の捜索」に準拠する。

第2 遺体の処理・埋火葬

遺体が多数発生した場合は、警察署等と連携して遺体安置所を開設し検視・検案・安置を行う。また、遺族での火葬が困難な場合は、火葬場を確保するなどの支援を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第8節第2「遺体の処理・埋火葬」に準拠する。

第8節 給水・物資の供給

項 目	市担当	関係機関
第1 飲料水の供給	環境保全班、水道班	山武郡市広域水道企業団
第2 食料の供給	物資班、本部班、市民自治班、教育班	—
第3 生活必需品の供給	物資班	—
第4 救援物資の受入れ・管理	物資班、本部班、情報班	日本赤十字社、ボランティア団体

第1 飲料水の供給

断水発生当初は、家庭内備蓄の水を活用する。その後、市は給水体制を整えて給水活動を行い、山武郡市広域水道企業団は市が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第9節第1「飲料水の供給」に準拠する。

第2 食料の供給

災害発生当初は、家庭内備蓄の食料で充当することを基本とする。住家被害により炊事ができない被災者に対して、市の備蓄、自衛隊等の炊き出し、救援の食料を供給する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第9節第2「食料の供給」に準拠する。

第3 生活必需品の供給

災害発生当初は、家庭内備蓄の生活必需品で充当することを基本とする。住家被害により生活必需品を失った被災者に対して、市の備蓄、救援物資を供給する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第9節第3「生活必需品の供給」に準拠する。

第4 救援物資の受入れ・管理

家庭内備蓄、市の備蓄及び調達によっても食料・物資が不足する場合は、県、協定先自治体等に応援を要請し、救援物資を受け入れる。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第9節第4「救援物資の受入れ・管理」に準拠する。

第9節 広域応援要請・広域避難者等の受入れ

項 目	市担当	関係機関
第1 自衛隊の災害派遣	本部班	自衛隊
第2 県・市町村等への要請	本部班、総務班、水道班、各班	山武郡市広域水道企業団
第3 消防の広域応援要請	本部班	消防本部
第4 災害協定の活用	本部班、総務班	
第5 広域避難者等の受入れ	本部班（消防防災課）、各班（課等）	—

第1 自衛隊の災害派遣

人命又は財産の保護のため必要がある場合、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求し、受入れのため必要な体制を整える。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第10節第1「自衛隊の災害派遣」に準拠する。

第2 県・市町村等への要請

災害が発生し、市のみでは対応が困難な場合は、国、県、他の市町村等に対し応援を要請し、受入れのため必要な体制を整える。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第10節第2「県・市町村等への要請」に準拠する。

第3 消防の広域応援要請

消防本部の消防力では対応が困難な場合は、協定等に基づき、県内消防機関や緊急消防援助隊等の応援を要請する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第10節第3「消防の広域応援要請」に準拠する。

第4 災害協定の活用

本部班は、総務班がとりまとめた各部班の応援協力のニーズを踏まえ、災害協定を締結する団体への応援協力の要請を行う。

第5 広域避難者等の受入れ

市外で災害が発生し、県等を通じて避難者の受入れ協議があった場合、全庁的な体制で受入れ及び支援を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第10節第5「広域避難者の受入れ」に準拠する。

第10節 生活関連施設等の応急復旧対策

項 目	市担当	関係機関
第1 ライフライン施設	水道班、環境保全班	山武郡市広域水道企業団、東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社ほか通信事業者、大多喜ガス株式会社
第2 交通	土木班	東日本旅客鉄道株式会社、山武土木事務所、印旛土木事務所、東日本高速道路株式会社
第3 公共施設	公共施設の管理者	—

第1 ライフライン施設

各ライフライン機関は、災害が発生するおそれのある場合は、被害の防止及び供給の継続を図るため、必要な措置をとる。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第11節第1「ライフライン施設」に準拠する。

第2 交通

東日本旅客鉄道株式会社及び道路管理者は、点検や気象状況等に応じた規制や等を行い、事故の発生を防止する。

また、災害が発生した場合、被害状況を速やかに把握し、優先する施設から応急復旧を図る。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第11節第2「交通」に準拠する。

第3 公共施設

施設管理者は、所管施設の利用者等の安全を確保する。利用者の避難誘導や救護の後、施設の被災状況を調査し、防災拠点としての活用及び二次災害防止のための応急措置を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第11節第3「公共施設」に準拠する。

第11節 学校等における児童・生徒等の安全対策

項 目	市担当	関係機関
第1 災害発生時の対応	教育班、こども班	—
第2 応急教育	教育班	—
第3 応急保育	こども班	
第4 社会教育施設の対策	教育班	—
第5 文化財の確認	教育班	—

第1 災害発生時の対応

園長及び学校長は、災害の発生のおそれのある場合は、園児・児童・生徒の安全を確保する。被害が発生した場合は、安否状況及び被害状況を所管課に報告する。

また、施設を避難所として使用する場合は、開設に協力する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第12節第1「災害発生時の対応」に準拠する。

第2 応急教育

災害発生後に通常の実施ができない場合は、特別の体制で応急教育を行う。

また、被災した児童・生徒に対し、学用品の供与等の支援を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第12節第2「応急教育」に準拠する。

第3 応急保育

こども園・幼稚園の園長は、各施設の被害状況を把握し、応急保育等の措置をとる。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第12節第3「応急保育」に準拠する。

第4 社会教育施設の対策

各施設管理者は、所管施設の利用者等の安全を確保する。利用者が児童・生徒等の場合は、避難場所で一時保護又は避難所にて地域の市民等に引き渡す。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第12節第4「社会教育施設の対策」に準拠する。

第5 文化財の確認

文化財に被害が発生した場合は、被害拡大防止及び被害の報告を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第12節第5「文化財の確認」に準拠する。

第12節 廃棄物・環境対策

項 目	市担当	関係機関
第1 障害物の除去	土木班、環境保全班、本部班、都市整備班	山武土木事務所、印旛土木事務所、東日本高速道路株式会社
第2 清掃・廃棄物処理	環境保全班	山武郡市環境衛生組合、東金市外三市町清掃組合
第3 環境汚染の防止	環境保全班	県
第4 動物対策	環境保全班、避難所運営班、物資班	保健所（山武健康福祉センター）、動物愛護センター、千葉県獣医師会

第1 障害物の除去

宅地等の障害物の除去は、災害救助法の規定及び山武市がけ崩れ復旧事業補助金交付要綱に基づき実施する。

また、道路、河川の障害物の除去は、各管理者が実施する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第13節第1「障害物の除去」に準拠する。

第2 清掃・廃棄物処理

災害廃棄物が大量に発生した場合は、「山武市災害廃棄物処理計画」等に基づき、発生量を推計し収集、処理を実施する。

また、断水や浸水等により住家が被災し、トイレが使用できない場合は、被災地に仮設トイレを設置して対処する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第13節第2「清掃・廃棄物処理」に準拠する。

第3 環境汚染の防止

建物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散防止や危険物の漏出等に伴う環境汚染防止を実施する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第13節第3「環境汚染の防止」に準拠する。

第4 動物対策

災害に伴い死亡した家畜等の処理、ペット等の動物の救助と保護を実施する。

なお、同行避難したペットの対応は、飼い主の責任にて行うものとする。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第13節第4「動物対策」に準拠する。

第13節 建築物・住宅対策

項 目	市担当	関係機関
第1 被災宅地の危険度判定	都市整備班	—
第2 住家の被災調査・罹災証明の発行	調査班	消防本部
第3 住宅の応急修理	都市整備班	—
第4 応急仮設住宅の供給	都市整備班	県

第1 被災宅地の危険度判定

宅地の二次災害を軽減、防止するために宅地の危険度判定を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第14節第2「被災宅地の危険度判定」に準拠する。

第2 住家の被災調査・罹災証明の発行

家屋の被害状況の調査し、罹災証明書を発行する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第14節第3「住家の被災調査・罹災証明の発行」に準拠する。

第3 住宅の応急修理

災害により被害をうけ、一定の条件を満たす被災者の住家に対し、住宅の応急修理を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第14節第4「住宅の応急修理」に準拠する。

第4 応急仮設住宅の供給

災害により住家を失った被災者に対し、応急仮設住宅を供給する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第14節第5「応急仮設住宅の供給」に準拠する。

第14節 要配慮者対策

項 目	市担当	関係機関
第1 避難行動要支援者の避難支援	要配慮者班	消防団、山武市社会福祉協議会、自主防災組織、郵便局
第2 要配慮者への対応	要配慮者班、都市整備班、本部班	消防団、山武市社会福祉協議会、福祉関係団体、自主防災組織
第3 社会福祉施設入所者等への支援	要配慮者班	社会福祉施設

第1 避難行動要支援者の避難支援

山武市避難行動要支援者支援計画に基づき、区・自治会、自主防災組織、民生委員等が連携して避難行動要支援者の避難誘導及び災害情報の伝達を行う。

洪水予報等が発表された場合は、本編第1章災害予防計画第3節で規定した要配慮者利用施設にその情報を遅滞なく伝達する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第15節第1「避難行動要支援者の避難支援」に準拠する。

第2 要配慮者への対応

避難した災害時要配慮者に対し、避難所、福祉避難所等で生活支援を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第15節第2「要配慮者への対応」に準拠する。

第3 社会福祉施設入所者等への支援

社会福祉施設の管理者は、入所者・利用者への対応を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第15節第3「社会福祉施設入所者等への支援」に準拠する。

第15節 ボランティアへの対応

項 目	市担当	関係機関
第1 ボランティアの受入れ体制	市民自治班	山武市社会福祉協議会
第2 ボランティア活動支援	市民自治班	山武市社会福祉協議会

第1 ボランティアの受入れ体制

被災の状況によりボランティア活動が必要な場合は、山武市社会福祉協議会と連携してボランティアの受入れ体制を構築する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第16節第1「ボランティアの受入れ体制」に準拠する。

第2 ボランティア活動支援

必要に応じて、ボランティアの活動を支援する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第16節第2「ボランティア活動支援」に準拠する。

第16節 帰宅困難者対策

項 目	市担当	関係機関
第1 施設管理者等の対応	教育班、こども班	大規模集客施設管理者、東日本旅客鉄道株式会社
第2 市の対応	帰宅困難者対策班、本部班、情報班	事業者

第1 施設管理者等の対応

帰宅できない状況になった場合は、各事業所、学校等で帰宅の抑制を図る。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第17節第1「施設管理者等の対応」に準拠する。

第2 市の対応

交通の途絶等により帰宅困難者が発生した場合は、一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を収容する。

対策の内容は、地震・津波災害編第2章第17節第2「市の対応」に準拠する。

第17節 生活支援

項 目	市担当	関係機関
生活支援	市民班、帰宅困難者対策班、本部班	—

市は、避難生活中の市民の生活を支援するため、入浴支援や洗濯所の開設及び携帯電話の充電サービス等を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編 第2章「第18節 生活支援」に準ずる。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 市民生活安定のための対策

項 目	市担当	関係機関
第1 被災者の生活支援	社会福祉課、課税課、子育て支援課、国保年金課、高齢者支援課、秘書広報課、収税課、都市整備課、消防防災課、社会福祉課	山武市社会福祉協議会、千葉公共職業安定所、日本郵便株式会社、各公共機関
第2 地域経済への支援	農政課、商工観光課	—

第1 被災者の生活支援

被災者に対し、法令等に基づき、税の減免、災害弔慰金・被災者生活再建支援金等の支給等、生活支援を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第3章第1節第1「被災者の生活支援」に準拠する。

第2 地域経済への支援

災害の状況に応じて、中小企業者や農林水産業者へ資金融資等を行う。

対策の内容は、地震・津波災害編第3章第1節第2「地域経済への支援」に準拠する。

第2節 施設の復旧計画

市は、国及び県と連携して災害の再発を予防し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。

対策の内容は、地震・津波災害編第3章第2節「災害復旧事業計画」に準拠する。

第3節 災害復興計画

市域が大きな被害を受けた場合、再び風水害による災害を被らないために、現状復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を実施する。

対策の内容は、地震・津波災害編第3章第3節「災害復興計画」に準拠する。

山武市地域防災計画

大規模事故編

目 次

第1章 大規模事故体制	1
第1 防災体制の確立	3
第2 情報収集・報告	3
第3 災害救助法の適用	4
第2章 大規模事故対策計画	5
第1節 大規模火災対策	7
第1 基本方針	7
第2 予防計画	7
第3 応急対策計画	8
第2節 林野火災対策	10
第1 基本方針	10
第2 予防計画	10
第3 応急対策計画	11
第3節 危険物等災害対策	13
第1 基本方針	13
第2 予防計画	13
第3 応急対策計画	14
第4節 油等海上流出災害対策	16
第1 基本方針	16
第2 予防計画	18
第3 応急対策計画	19
第5節 海上事故災害対策	21
第1 基本方針	21
第2 予防計画	21
第3 応急対策計画	22
第6節 航空機事故災害対策	24
第1 基本方針	24
第2 予防計画	24
第3 応急対策計画	24
第7節 鉄道事故災害対策	27
第1 基本方針	27
第2 予防計画	27
第3 応急対策計画	27
第8節 道路事故災害対策	30
第1 基本方針	30
第2 予防計画	30
第3 応急対策計画	30
第9節 放射性物質事故対策	32
第1 基本方針	32
第2 予防計画	33
第3 応急対策計画	34
第4 復旧対策計画	37

第10節 大規模停電対策	39
第1 基本方針	39
第2 予防計画	39
第3 応急対策計画	39

第 1 章 大規模事故体制

項 目	市担当	関係機関
第1 防災体制の確立	消防防災課	—
第2 情報収集・報告	消防防災課	消防本部
第3 災害救助法の適用	消防防災課	—

第1 防災体制の確立

1 防災体制

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

大規模事故への対策は、原則として、第1に事故の原因者、第2に消防機関及び警察が対応にあたる。

事故災害により甚大な被害が発生する場合、あるいは住民等へ影響が及ぶおそれがある場合は、市の機能をもって対応する。

〈大規模事故の配備体制〉

配備体制		配備基準	配備人員
	注意配備 第1配備	本編に定める大規模事故が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	消防防災課
災害警戒 本部設置	警戒配備 (第2配備)	本編に定める大規模事故が発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	災害警戒本部員 消防防災課、 指定配備職員【大規模事故】
災害対策 本部設置	非常配備 (第3配備 又は第4配備)	本編に定める大規模事故により重大な災害又は被害が発生し、市長が必要と認めたとき。	災害対策本部員 消防防災課 (各課第3配備職員 又は各課第4配備職員)

2 現地調整所の設置

本部長は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地に近い公共施設等に現地調整所を設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。本部長は連絡員を指名し、現地調整所に派遣する。

第2 情報収集・報告

消防防災課及び消防本部は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

県に報告できない場合、又は次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁へも報告する（覚知後30分以内）。

〈消防庁への直接即報基準〉

- | |
|---|
| (1) 消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合
(2) 通信の途絶等により知事に報告することができない場合
(3) 119番通報の殺到状況時にその状況を報告 |
|---|

〈火災・災害等即報要領の直接即報基準〉

火災等即報	交通機関の火災	(1) 航空機火災 (2) タンカー火災 (3) 社会的影響度が高い船舶火災 (4) トンネル内車両火災 (5) 列車火災
	危険物等に係る事故	(1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの (2) 負傷者が5名以上発生したもの (3) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺の500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの (4) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 (5) 市街地又は高速道路上におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの (6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害	(1) 原子力施設における爆発、火災の発生、放射性物質・放射線の漏えい (2) 放射性物質輸送車両の火災（そのおそれがあるものを含む。） (3) 核燃料物質等運搬中の火災、事故（その通報があった場合） (4) 基準以上の放射線の検出（その通報があった場合） (5) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素・放射線の漏えい
	その他の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって社会的影響の高いもの
	救急・救助事故即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 (2) バスの転落等による救急・救助事故 (3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 (4) 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 (5) その他報道機関に取り上げられるような社会的影響度が高いもの

第3 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、地震・津波災害編に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

第2章 大規模事故対策計画

第1節 大規模火災対策

項 目	市担当	関係機関
第1 基本方針	—	—
第2 予防計画	都市整備課、消防防災課	県、消防本部
第3 応急対策計画	本部班、情報班、渉外班	消防本部、消防団、警察署

第1 基本方針

大規模火災による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備の予防対策及び発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

第2 予防計画

1 建築物不燃化の促進

都市整備課及び県は、火災の延焼拡大を未然に防ぐため、法令に基づき次の対策を行う。

(1) 建築物の防火規制

市街地における延焼防止を次により促進する。

ア 建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

イ 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定に基づき、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(2) 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から住民の生命・財産を守るため、避難場所周辺等の一定範囲の不燃化を促進する。

2 防災空間の整備・拡大

都市整備課及び県は、延焼を防止する防災空間の整備・拡大を図るために、次の対策を行う。

(1) 都市緑地保全法による緑地保全地区の指定などを行い、良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、市街地における火災の防止に役立てる。

(2) 都市公園は、災害時における避難場所や延焼防止のためのオープンスペースとして防災上も有効であることから、防災都市づくりの一環として、火災に強い植栽を行うなど、防災効果の高い公園整備を進めていく。

(3) 広幅員の街路は、交通機能のみならず大規模火災時には、延焼防止機能も有している。街路樹の植栽を含め、計画的に幹線道路の整備を図る。

3 市街地の整備

都市整備課及び県は、都市基盤施設の整備とあわせて土地区画整理事業・市街地再開発事業等においては、より防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

4 火災予防検査

消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

5 住宅の防火対策

消防本部は、住宅火災の予防と被害の低減を図るため、火災警報器等の防災機器等の普及促進や防災製品の活用を推進する。

- (1) 住宅用防災機器等の展示
- (2) 啓発用パンフレットの作成
- (3) 講演会の開催

6 多数の者を収容する建築物の防火対策

- (1) 防火管理者及び消防計画の作成

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく事項を遵守させる。

- (2) 防火対象物の点検及び報告

消防本部は、特定防火対象物で収容人員が300人以上の対象物又は特定1階段等防火対象物に該当する対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

7 大規模・高層建築物の防火対策

消防本部は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、下記事項について指導する。

- (1) 消防防災システムのインテリジェント化の推進

- ア 高水準消防防災設備の整備
- イ 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
- ウ 防災センターの整備

- (2) 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

8 消防組織及び施設の整備充実

消防防災課及び消防本部は、消防団員・消防職員の確保に努め、消防組織の充実強化に努める。

消防本部は、消防施設等整備計画に基づき、消防施設の整備充実に努める。また、充足率や財政力等の実情を勘案しつつ、国及び県から消防施設等の整備強化を推進するための支援を受ける。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

消防防災課は、火災の状況に応じて、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と緊密な連携を図る。

2 情報収集・伝達体制

情報班・本部班は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

3 広報活動

渉外班は、本部班から連絡を受けたときは、火災発生状況や地域への影響等について、本部班と連携を図り防災行政無線、防災行政情報伝達システム、メール、ホームページ、SNS等による広報活動を行う。

4 避難

本部長は、消防本部からの情報に基づき、火災が拡大し危険な区域に対し、避難指示を行い、安全な地域に避難所を開設する。

市及び警察署は、人命の安全を第一に必要な応じて避難誘導を行う。避難誘導にあたっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

5 消防活動

消防本部及び消防団は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。

また、消防本部は、必要な応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。

6 救助・救急

消防本部は、火災現場での救助活動を行うとともに、負傷者等を医療機関に搬送するほか、被害状況の把握に努め、必要な応じ国、県、他の市町村に応援を要請する。

また、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。

7 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を行う。

8 救援・救護

食料、飲料水、生活必需品等の供給及び医療救護については、地震・津波災害編第2章第9節「給水・物資の供給」及び第7節「医療救護・防疫活動」に準拠する。

第2節 林野火災対策

項 目	市担当	関係機関
第1 基本方針	—	—
第2 予防計画	消防防災課、教育委員会、 農政課	県（北部林業事務所）、消防本部、千葉県森林組合
第3 応急対策計画	本部班、情報班、渉外班	消防本部、消防団、警察署

第1 基本方針

市の丘陵地帯にはまとまった山林があり、これらの山林で火災が発生した場合には、地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

第2 予防計画

1 広報宣伝

(1) 広報などによる注意

消防防災課、消防本部及び県は、広報紙、防災行政無線、防災行政情報伝達システム、ホームページ、SNS等、ポスター掲示等を利用し、林野火災予防に対する市民意識を喚起する。

(2) 学校教育による指導

教育委員会及び県は、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等の観点から、小、中学校児童生徒に対して林野火災予防の考え方や方法を理解させるための普及指導を行う。

(3) 山火事予防運動の実施

消防防災課、県及び千葉県森林組合は、山火事予防運動週間（3月1日～3月7日）中に警報旗を設置するなどの各種啓発事業を推進する。

2 法令による規制

消防防災課及び消防本部は、次の法令による規制を行い、林野火災を防止する。

(1) 山武郡市広域行政組合火災予防条例で定める火の使用制限（火災予防条例第29条）

(2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

(3) 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）

3 林野等の整備

(1) 林業経営

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り、火災の起こりにくい森林の育成に資する。

(2) 林道

農政課は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図る。

4 消防体制の確立

- (1) 火災警報、その他気象情報が円滑、適切に連絡できるよう、その体制を確立させる。
- (2) 林野火災の消火に必要な機器の整備、点検に努める。
- (3) 初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

消防防災課は、林野火災の状況に応じて、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と緊密な連携を図る。

2 情報収集・伝達体制

情報班・本部班は、林野火災の発生状況、延焼状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた直ちに範囲から県に報告する。

3 広報活動

渉外班は、本部班から連絡を受けたときは、火災発生状況や地域への影響等について、本部班と連携を図り防災行政無線、防災行政情報伝達システム、メール、ホームページ、SNS等による広報活動を行う。

4 避難

本部長は、消防本部からの情報に基づき、火災が拡大し危険な区域に対し、避難指示を発令し、安全な地域に避難所等を開設する。

市及び警察署は、人命の安全を第一に必要なに応じて避難誘導を行い、避難誘導にあたっては、避難場所等、避難路及び災害危険箇所の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

5 消防活動

消防本部及び消防団は、速やかに火災の状況を把握するとともに、水利台帳等を参考に最寄りの水源からの送水ルートを確保し、迅速に消火活動を行う。利用可能な自然水利も活用する。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

消防ポンプによる消火活動では対応が困難な場合には、ヘリコプターの空中消火の支援や延焼阻止線を設定する等拡大防止に努める。

なお、空からの消火については、千葉県が保有し陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材等を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

千葉県広域消防相互応援協定の基づく航空特別応援により、千葉市消防局保有の消防ヘリコプターによる空中消火も考慮する。

6 救助・救急

消防本部は、火災現場での救助活動を行うとともに負傷者等を医療機関に搬送する。孤立した者を発見した場合は、千葉県広域消防相互応援協定の基づく航空特別応援により、千葉市消防局保有の消防ヘリコプターによる救出を要請する。

7 立入規制

警察署は、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行う。

第3節 危険物等災害対策

項 目	市担当	関係機関
第1 基本方針	—	—
第2 予防計画	—	県、消防本部
第3 応急対策計画	本部班、情報班、渉外班、 環境保全班	消防本部、消防団、警察署

第1 基本方針

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

なお、危険物等とは次のものをいう。

〈危険物等の種類〉

- (1) 危険物：消防法第2条第7項に規定されているもの
（例）石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など
- (2) 火薬類：火薬類取締法第2条に規定されているもの
（例）火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など
- (3) 高圧ガス：高圧ガス保安法第2条に規定されているもの
（例）液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど
- (4) 毒物・劇物：毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの
（例）毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など
- (5) 指定可燃物：危険物の規制に関する政令第1条の12に規定されているもの
（例）紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類（タイヤ等）、再生資源燃料など

第2 予防計画

危険物施設に対する安全を図るため、消防法、危険物の規制に関する政令、同規則及び山武郡市広域行政組合火災予防条例等に基づき、次の対策を行う。

1 事業所防災対策の強化

消防本部、県及び関係団体は、危険物施設の管理者等に対し、危険物保安監督者・危険物保安統括管理者・危険物施設保安員の選任、防災組織の確立、消防用設備の設置、防災訓練等を指導する。

各危険物施設は、防災組織を確立し情報連絡や緊急動員等に備えた体制を確立する。

また、従業員の保安教育や防災訓練を行い、応急措置等の習熟に努める。

2 消防体制の強化

消防本部は、危険物施設、危険物の性質、数量等を把握し、事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、危険物取扱い職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的

な方策について教育を行う。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

消防防災課は、事故の状況に応じて、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と密接な連携を図る。

2 情報収集・伝達体制

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等被災状況を把握し、関係機関に連絡する。情報班・本部班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3 広報活動

渉外班は、本部班から連絡を受けたときは、事故発生状況や地域への影響等について、本部班と連携を図り防災行政無線、防災行政情報伝達システム、メール、ホームページ、SNS等による広報活動を行う。

4 避難

本部長は、火災等が拡大し危険な区域、有毒物質の拡散等が予想される地区に対し、避難指示を発令し、安全な地域に避難所を開設する。

市及び警察署は、人命の安全を第一に必要なに応じて避難誘導を行い、避難誘導にあたっては、避難場所等、避難路及び災害危険箇所の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

5 消防活動

消防本部及び消防団は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に危険物火災の特性に応じた消火、二次災害の防止等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の消防組織に消火活動の応援要請を行う。

6 救助・救急

消防本部は、事故現場での救助活動を行うとともに、負傷者等を医療機関に搬送するほか、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。

また、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。

7 立入規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定し、警戒活動や緊急輸送等のための交通規制活動等を行う。

8 救護・救援

食料、飲料水、生活必需品等の供給及び医療救護については、地震・津波災害編第2

章第9節「給水・物資の供給」及び第7節「医療救護・防疫活動」を準拠する。

9 環境汚染対策

環境保全班は、危険物等による河川等の汚染が予測される場合は、監視活動を行い、流出が確認された場合は、河川管理者等関係機関と連携して汚染の拡大を防止する。

第4節 油等海上流出災害対策

項 目	市担当	関係機関
第1 基本方針	消防防災課、商工観光課、農政課	銚子海上保安部、消防本部、県、自衛隊、漁業協同組合、指定海上防災機関、石油連盟
第2 予防計画	消防防災課、環境保全課	銚子海上保安部、県
第3 応急対策計画	本部班、環境保全班、渉外班、保健班	社会福祉協議会

第1 基本方針

本市周辺海域において、油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化し、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

1 対象災害

対象とする災害は、船舶等の接触、衝突、乗揚げ※、沈没等の事故による大量の油等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」という。）第3条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うものとする。

※何らかの障害にぶつかり、その障害の上に乗りかかること。

2 防災関係機関の役割

油等海上流出災害に関する関係機関の役割は、次のとおりである。

(1) 市

- ア 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報
- イ 防災関係機関及び住民への情報提供
- ウ 事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
- エ 漂着油の除去作業等
- オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- カ 事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力
- キ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示
- ク 県又は他の関係機関等に対する応援要請
- ケ 漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整
- コ 油防除資機材の整備
- サ 回収油の一時保管場所等の調査協力
- シ 漁業者等の復旧支援

(2) 銚子海上保安部

- ア 情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請
- イ 連絡調整本部の設置
- ウ 排出油等防除協議会の的確な運営
- エ 事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡

- オ 人の生命及び身体並びに財産の保護
- カ 海防法に基づく事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導又は命令
- キ 流出油の応急防除措置の実施
- ク 一般船舶等に対する事故状況の周知
- ケ 船舶の退去、航行制限等海上交通安全の確保
- コ 火災発生時の消火活動等の実施及び関係機関への協力要請等
- サ 油防除資機材の整備
- シ 海防法に基づく指定海上防災機関への流出油の応急防除措置の指示
- ス 自衛隊法に基づく災害派遣要請
- セ 治安の維持
- ソ 防災関係機関との協力体制の確立
- タ 各省庁で把握している各種専門家等に関する情報の一元化及び要請に応じて、必要な専門家等に関する情報の提供

(3) 県

- ア 的確な情報収集及び防災関係機関への通報
- イ 事故の規模又は被害に応じた応急対策本部又は災害対策本部の設置
- ウ 関係排出油等防除協議会との連絡調整
- エ 国・近隣都県市等関係機関・各種団体との連絡調整
- オ 防災関係機関への協力要請及び連絡調整
- カ 自衛隊法に基づく災害派遣要請
- キ 市町村が行う漂着油の除去作業等の支援
- ク 事故原因者等や海上保安機関の実施する流出油の防除活動への協力
- ケ 油防除資機材の整備
- コ 河川管理者、海岸管理者、港湾（漁港）管理者としての油防除活動
- サ 漁業者、漁業協同組合等に対する連絡調整、防除活動の指導及び支援
- シ 回収油の一時保管場所及び処分先等の調査協力
- ス 漁業資源、自然環境、観光業等への影響及び被害状況の把握
- セ 野生生物及び史跡等の保護・保全
- ソ 漁業者等の復旧支援
- タ 市町村、漁業者等の補償請求に係る助言等

(4) 山武郡市広域行政組合消防本部

- ア 事故状況の実態把握と情報収集
- イ 人命の救助及び救急活動
- ウ 出火防止対策（漂着油、排出油周辺及び回収油保管場所周辺）
- エ 漂着油、排出油の防除活動
- オ 関係機関との相互情報提供

(5) 自衛隊

自衛隊への災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、次のとおりとする。

- ア 航空機等による流出油の情報収集
- イ 油の拡散防止及び回収等の応急活動
- ウ 応援要員及び救援物資等の搬送

(6) 漁業協同組合等

- ア 漁業被害の防止対策
- イ 漁業被害の調査及び再生産対策の実施

(7) 海上災害防止センター

- ア 海上保安庁長官等の指示に基づく排出油等防除措置の実施
- イ 船舶所有者等の委託契約に基づく排出油等防除措置の実施
- ウ 船舶所有者等の利用に供するための排出油等防除資機材の保有
- エ 海上防災のための措置に関する訓練、研修の実施
- オ 防災関係者への指導助言の実施

(8) 石油連盟

- ア 大規模石油災害対応体制整備事業の普及啓発
- イ 油防除資機材の貸出及び貸出時における資機材操作技術者の派遣のあっせん

3 事故原因者の責務

油等流出事故に係る第一義的な責任を有する油等を流出させたタンカー等船舶の所有者、船長又は事故発生の原因となった責任者の主要な責務は、次のとおりである。

- (1) 海上保安機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議
- (2) 油等の性状・有害性等についての情報の迅速な提供
- (3) 防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣又は連携の確保
- (4) 流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧
- (5) 被害者の損害等に対する補償

第2 予防計画

1 航行の安全確保

銚子海上保安部は、船舶の輻輳（ふくそう）する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備に努める。

また、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

2 広域的な活動体制

消防防災課は、国及び県等の機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が行えるよう緊急時の情報連絡体制を確立するなど、広域的な活動体制の連携を図る。

3 油防除作業体制の整備

環境保全課及び県等は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」、「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応ができるような体制を整備するとともに、油防除資機材の整備を図るよう努める。

4 訓練

防災関係機関は、流出油防除体制の強化を図るため、油が著しく大量に排出された場合を想定して、流出油防除のための訓練を実施する。

第3 応急対策計画

1 防除方針

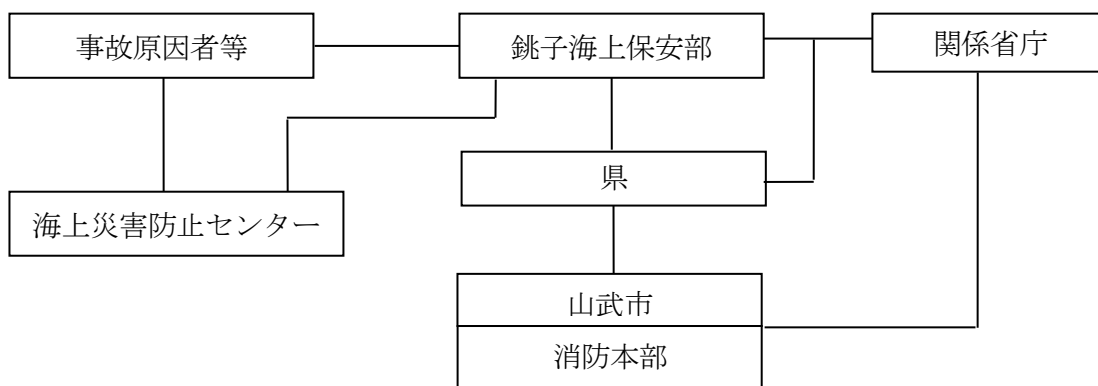
流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定にあたっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努めるものとする。

また、防災関係機関においては、銚子海上保安部等との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

2 応急活動体制

本部班は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と緊密な連携をとる。



3 情報収集・伝達体制

本部班・環境保全班は、付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を銚子海上保安部及び県に報告する。

4 流出油の防除措置

環境保全班は、漂着油により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、全庁的な体制でその被害を防止するための除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

また、油の回収作業でボランティアが必要な場合は、社会福祉協議会等と連携して、ボランティアセンターを設置し受入れを行う。

5 広報活動

渉外班は、本部班から連絡を受けたときは、事故発生状況や地域への影響等について、本部班と連携を図り防災行政無線、防災行政情報伝達システム、メール、ホームページ、SNS等による広報活動を行う。

6 環境保全等に関する対策

環境保全班・保健班は、県と連携して油等流出事故による被害の防止及び軽減を図るととも

に、環境の保全を図る。

- (1) 必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関へ通報する。
- (2) 異臭等の発生により、住民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、住民からの健康相談に対応する。
- (3) 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

7 油回収作業実施者の健康対策

保健班は、保健所（山武健康福祉センター）及び山武郡市医師会等の協力を要請して、被災地における健康対策を実施する。

8 その他

(1) 補償対策

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は、被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を船舶所有者に請求できる。また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費についても船舶所有者に損害賠償請求等ができる。

海防法第 41 条の 2 に基づき海上保安庁長官からの要請があった場合は、地方公共団体等が行った油防除に必要な措置に要した経費について、船舶所有者等に行政処分により請求する。

(2) 事後の監視等の実施

防災関係機関は、油等の回収等応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、環境への影響の把握に努める。

第5節 海上事故災害対策

項 目	市担当	関係機関
第1 基本方針	—	—
第2 予防計画	—	銚子海上保安部、県、千葉県水難救済会
第3 応急対策計画	本部班、渉外班、保健班、	銚子海上保安部、消防本部、警察署

第1 基本方針

本市周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある事態であって、保護を要する場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図り、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

ただし、油等の流出事故については第4節の定めるところによる。

この計画の対象となる事象は、次のとおりである。

- (1) 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の死者、行方不明者を伴うもの
- (2) 漁船の集団海難で、多数の死者、行方不明者を伴うもの
- (3) 来遊者の水難事故で、多数の死者、行方不明者を伴うもの

第2 予防計画

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 各種予防対策

(1) 航行船舶の安全確保

ア 銚子海上保安部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備に努める。

イ 銚子海上保安部等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

ウ 県は、漁船の操業安全指導海域内での指導、災害予防通信及び港内のパトロール等を実施する。

(2) 船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は、船舶利用者に対し、発災時における行動、避難経路の教示等を実施する。

2 資機材等の整備

銚子海上保安部等は、災害発生の場合に必要な救助用具、資機材の整備に努める。千葉県水難救済会は、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努める。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

(1) 市の体制

消防防災課は、事故の状況に応じて、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、現地で活動する関係機関の調整をする必要がある場合は、現地調整所を設置する。

(2) 関係機関の対応

災害を覚知した場合は、防災関係機関は直ちに初動体制を確立して、対応に努める。一次的に対応をする関係機関及び主な対応は次のとおりである。

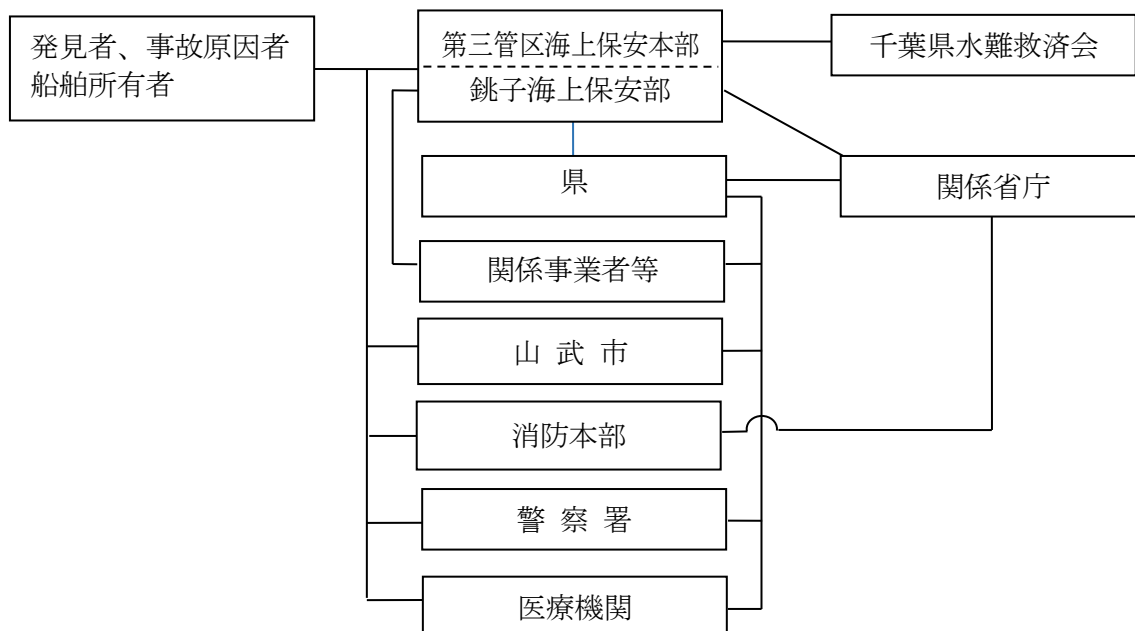
船 舶 所 有 者 等	消火、救難、救助、被災者家族等への情報提供
銚子海上保安部	搜索、救助、救急、消火、関係機関との連絡調整、事故原因の調査・広報
消 防 本 部	搜索、消火、救難、救助、救急
警 察 署	捜査、救難、救助
市	避難指示等、他団体への応援要請、住民への広報
県	関係機関との連絡調整
医 療 機 関	負傷者等の応急医療、救護等

2 情報収集・伝達体制

本部班は、海上事故災害が発生したとの連絡を受けた場合は、必要な防災関係機関に連絡する。

また、海岸地域における事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

情報伝達ルートは、次のとおりである。



3 広報活動

渉外班は、本部班から連絡を受けたときは、事故発生状況や地域への影響等について、本部

班と連携を図り防災行政無線、防災行政情報伝達システム、メール、ホームページ、SNS等による広報活動を行う。

4 捜索

消防本部、銚子海上保安部、警察署は、関係機関の協力を得て海岸及び海域における被災者の捜索を行う。

5 消火

銚子海上保安部は、船舶等の火災が発生した場合、海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）に基づき消防機関と連携し対処する。

6 救助・救急

市は、遭難船舶を認知したときは、銚子海上保安部及び警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み救護活動を実施する。

消防本部は、海域及び海岸地域において救助された負傷者等を医療機関に搬送する。

保健班は、負傷者が多数発生した場合は、災害現場に医療救護所を設置し、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、山武郡市薬剤師会をはじめ、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、日赤千葉県支部、災害拠点病院等が派遣する救護班の協力を得て、応急措置を行う。

7 遺体の収容

災害対策本部は、遺体を収容した場合は、警察署等と調整し、遺体の検案、安置をする場所を設置する。

遺体の処理・埋葬に係る実施事項については、地震・津波災害編第2章第8節「行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬」に準拠する。

第6節 航空機事故災害対策

項 目	市担当	関係機関
第1 基本方針	—	—
第2 予防計画	空港地域振興課、消防防災課	消防本部、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会
第3 応急対策計画	本部班、情報班、渉外班、保健班	消防本部、消防団、警察署

第1 基本方針

成田国際空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、応急対策及び予防計画を定める。

なお、海上遭難の場合は、第5節に準ずる。

※成田国際空港消防相互応援協定団体

成田市（神崎町含む）、香取広域市町村圏事務組合（香取市、多古町、東庄町）、佐倉市八街市酒々井町消防組合（佐倉市、八街市、酒々井町）、山武郡市広域行政組合（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町）、匝瑳市横芝光町消防組合（匝瑳市、横芝光町）、栄町、富里市、四街道市、印西地区消防組合（印西市、白井市）及び成田国際空港（株）

第2 予防計画

空港地域振興課及び消防防災課は、関係機関とともに、航空機災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

また、消防本部、医師会、歯科医師会等は、災害に備え成田空港消火救難総合訓練等に参加する。

なお、山武郡市歯科医師会は、印旛郡市歯科医師会、香取歯科医師会とともに三郡市歯科医師会航空機災害対策協議会を設置している。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

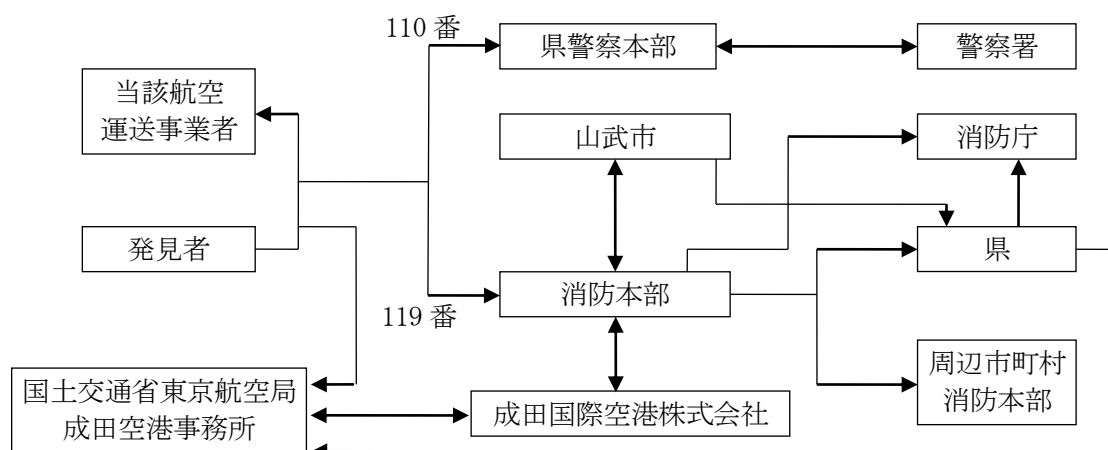
消防防災課は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と密接な連携を図る。

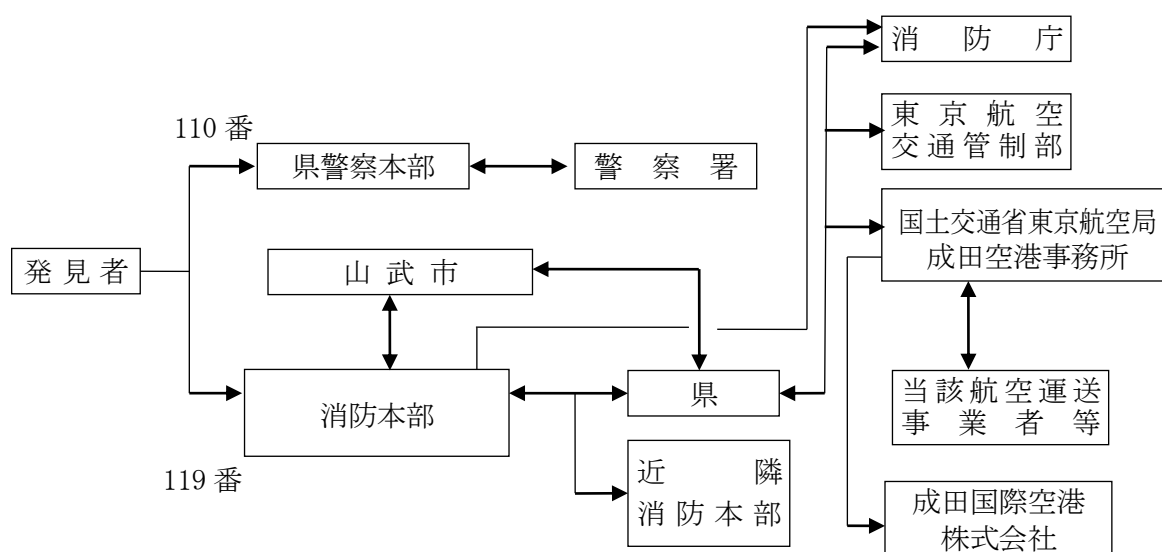
2 情報収集・伝達体制

消防本部及び本部班・情報班は、初動体制を早期に確立させるため、下記ルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

(1) 成田国際空港区域周辺の場合



(2) その他の地域の場合



3 消防活動

消防本部は、航空機災害に係る火災が発生した場合、化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を行う。

また、災害の規模等に応じて他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

本部長及び消防本部の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消火活動の円滑化のために警戒区域を設定する。

なお、成田国際空港への出動は、成田国際空港消防相互応援協定に基づき行う。

4 救助・救急

消防本部は、災害現場での救助活動を行うとともに、負傷者等を医療機関に搬送するほか、被害状況の把握に努め、必要に応じ国、県及び消防機関に応援を要請する。

また、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。

負傷者の救護は、応急仮設救護所を設置し、市、県医師会、県歯科医師会、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、日赤千葉県支部、災害拠点病院等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

5 遺体の収容

災害対策本部は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

遺体の処理・埋葬に係る実施事項については、地震・津波災害編第2章第8節「行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬」に準拠する。

6 交通規制

警察署は、災害現場に通ずる道路等で必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

7 広報活動

渉外班は、本部班から連絡を受けたときは、本部班と連携を図り防災行政無線、防災行政情報伝達システム、メール、ホームページ、SNS等により次の広報を行う。

- (1) 市及び関係機関が実施する応急対策の概要
- (2) 避難の指示及び避難先の指示
- (3) 地域住民への協力依頼
- (4) その他必要な事項

8 防疫・清掃

保健班は、情報等により遭難機が国際線であることが判明した場合は、県を通じて成田国際空港検疫所等と密接に連携して応急対策を行う。

9 避難

本部長は、航空機災害により影響を受ける区域の住民に対しては、避難指示を発令し、安全な地域に避難所等を開設する。

第7節 鉄道事故災害対策

項 目	市担当	関係機関
第1 基本方針	—	—
第2 予防計画	消防防災課、企画政策課、土木課	山武土木事務所、印旛土木事務所、東日本高速道路株式会社、東日本旅客鉄道株式会社
第3 応急対策計画	本部班、渉外班、保健班	東日本旅客鉄道株式会社、消防本部、警察署、医療機関

第1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突、脱線等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について定める。

第2 予防計画

1 行政等による予防対策

消防防災課、企画政策課は、鉄道災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

また、道路管理者及び東日本旅客鉄道株式会社は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

2 事業者による予防対策

鉄道施設等については、鉄道事業法により充足すべき構造基準が定められている。東日本旅客鉄道株式会社は、車両や施設等に関連する旅客輸送の安全確保について、当該基準により整備、改良及び保全を行う。

第3 応急対策計画

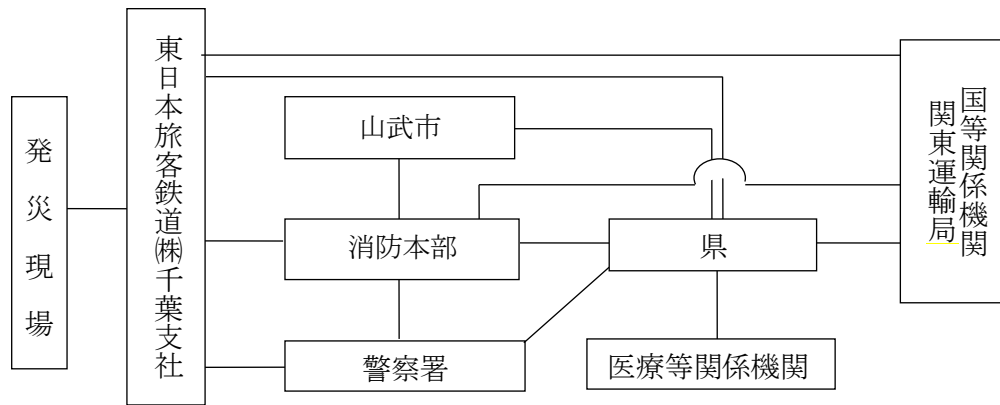
1 応急活動体制

消防防災課は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

また、関係機関と密接な連携を図る。

2 情報収集・伝達体制

鉄道事故災害発生時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。



3 相互協力・派遣要請

本部班は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請する。

また、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

4 広報活動

渉外班は、本部班から連絡を受けたときは、事故発生状況や地域への影響等について、本部班と連携を図り防災行政無線、防災行政情報伝達システム、メール、ホームページ、SNS等による広報活動を行う。

5 避難

東日本旅客鉄道株式会社は、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、市に避難場所の使用を要請する。本部長は、要請に基づき、災害現場に近い避難場所を提供する。

市及び警察署は、人命の安全を第一に必要な応じて避難誘導を行い、避難誘導にあたっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

6 消防活動

東日本旅客鉄道株式会社は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

7 救助・救急

東日本旅客鉄道株式会社は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。

消防本部は、必要に応じ民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

また、負傷者の救護のため保健班は、救護所を設置するなど医療機関の医療活動に協力する。

8 遺体の収容

災害対策本部は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

遺体の処理・埋葬に係る実施事項については、地震・津波災害編第2章第8節「行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬」に準拠する。

9 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を行う。

10 応急・復旧対策

(1) 応急・復旧対策

旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、千葉支社運転事故応急復旧処理手続きに定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。

ア 災害対策本部の設置

災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に現地災害対策本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。

イ 自衛消防隊

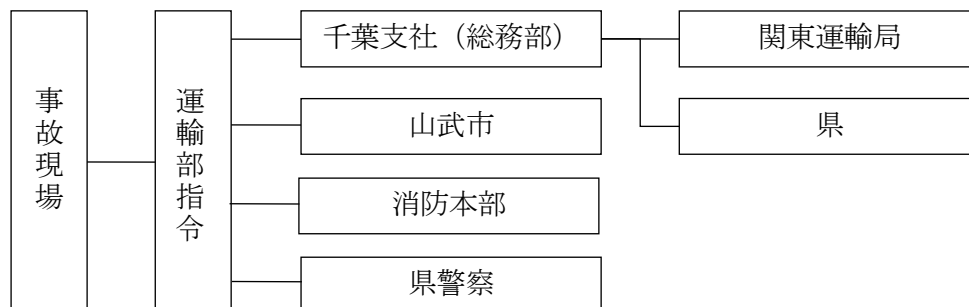
自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。

ウ 救護

千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、千葉支社安全衛生管理取扱規程の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておく。

(2) 情報連絡体制

東日本旅客鉄道株式会社は、大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県、県警察及び消防機関に連絡する。



第8節 道路事故災害対策

項 目	市担当	関係機関
第1 基本方針	—	—
第2 予防計画	土木課	山武土木事務所、印旛土木事務所、東日本高速道路株式会社、輸送事業者
第3 応急対策計画	土木班、本部班、渉外班、保健班	消防本部、山武土木事務所、印旛土木事務所、東日本高速道路株式会社、警察署、輸送事業者

第1 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

〈計画の対象となる道路事故災害〉

トンネルの崩落、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等

第2 予防計画

1 危険箇所の把握・改修

道路管理者は、災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、異常気象時においては緊急パトロール等を実施し監視体制を強化する。

また、被災した施設の早期復旧を図るため、応急復旧用資機材を保有しておく。

2 危険物積載車の災害予防

輸送事業者は、法令の定めるところにより防除資機材を携帯するとともに、輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯する。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

消防防災課は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

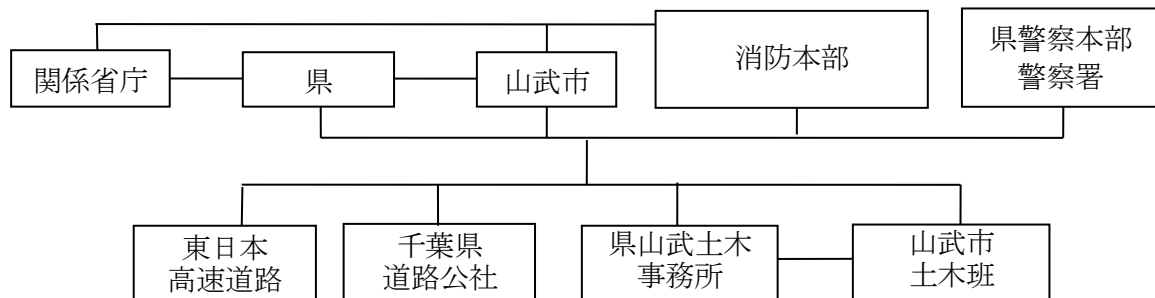
また、関係機関と密接な連携を図る。

2 情報収集・伝達体制

輸送事業者は、危険物積載車両の事故が発生した場合、防除活動が適切に行われるよう、消防隊に流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。

道路管理者は、道路施設が被災した場合は、警察署、消防本部等に通報する。土木班は関係機関との密接な連絡調整を図る

本部班は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を把握し、関係機関に連絡する。また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。



3 広報活動

渉外班は、本部班から連絡を受けたときは、事故発生状況や地域への影響等について、本部班と連携を図り防災行政無線、防災行政情報伝達システム、メール、ホームページ、SNS等による広報活動を行う。

4 避難

本部長は、有毒物質の拡散等が予想される地区に対しては、避難指示を発令し、安全な地域に避難所を開設する。

5 消防活動

消防本部は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、危険物の拡散防止及び防除等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

6 救助・救急

消防本部は、災害現場での救助活動を行うとともに、負傷者等を医療機関に搬送するほか、被害状況の把握に努め、必要に応じ国、県、他の市町村に応援を要請する。

また、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。

7 遺体の収容

災害対策本部は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

遺体の処理・埋葬に係る実施事項については、地震・津波災害編第2章第8節「行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬」に準拠する。

8 交通規制等

道路管理者及び警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、被害の拡大を防止するため、立入禁止区域の設定や交通規制を行う。

9 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、流出した危険物の防除活動を実施する。

第9節 放射性物質事故対策

項 目	市担当	関係機関
第1 基本方針	—	—
第2 予防計画	消防防災課、環境保全課	県、警察署、放射性同位元素等使用事業所の管理者、核燃料物質使用事業者
第3 応急対策計画	本部班、渉外班、都市整備班、保健班	消防本部、山武郡市広域水道企業団、県、放射性物質取扱事業所
第4 復旧対策計画	保健班	山武郡市広域水道企業団、県、放射性物質取扱事業所

第1 基本方針

1 基本原則の周知・徹底

市及び県には、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。

また、防災指針（原子力施設等の防災対策について（昭和 55 年 6 月 30 日原子力安全委員会決定））上、県外の原子力事業所の「防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲（EPZ：Emergency Planning Zone）」には入っていない。さらに、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、市及び県は、核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだ。

これらを受け、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定める。

- ※ 核原料物質
原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質をいう。
- ※ 核燃料物質
原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。
- ※ 放射性同位元素
放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。
- ※ 原子力事業所
原災法第2条第4号の規定にされる工場又は事業所をいう。
- ※ 核燃料物質使用事業所
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。
- ※ 核原料物質使用事業所
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
- ※ 放射性同位元素等使用事業所
放射性同位元素等の規制に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
- ※ 放射性物質取扱事業所
原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

2 放射性物質事故の想定

県地域防災計画により、放射性物質事故を次のように想定する。

- (1) 県内の放射性物質取扱事業所施設で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないため、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。
- (2) 核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。
- (3) 茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。
- (4) 原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

第2 予防計画

1 放射性物質取扱施設の把握

消防防災課及び消防本部並びに県は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2 情報の収集・連絡体制整備

消防防災課及び県は、国、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

3 応急活動体制の整備

消防防災課は、職員の非常参集体制、防災関係機関との連携体制、広域応援体制を整備する。

また、消防本部、警察署及び核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、放射線測定器等の整備に努める。

4 環境放射線モニタリング体制の整備

環境保全課は、緊急時における放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器等を整備する。

5 退避誘導体制の整備

消防防災課は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努める。

また、避難行動要支援者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

6 防災教育・防災訓練

市は、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施し、住民に

対しても放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとする。

また、県と連携し、放射性物質事故を想定した訓練の実施を図る。

7 放射性同位元素等使用事業所の措置

放射性同位元素等使用事業所の管理者は、放射性同位元素の漏えい等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、市、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努める

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

消防防災課は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携を図る。

2 情報の収集・伝達体制

(1) 通報

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には速やかに次の事項について、国、県、市、警察及び消防などの関係機関に通報するものとする。

通報の項目は、概ね次のとおりである。

- ア 事故発生の時刻
- イ 事故発生の場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 放射性物質の放出に関する情報
- オ 予想される被害の範囲及び程度等
- カ その他必要と認める事項

また、県は、「火災・災害等速報要領」に基づき、その旨を総務省消防庁に報告し、併せて、原災法に規定する関係周辺市町村にその旨を通報する。

消防防災課は、県と密接な連携を図り、情報の入手に努める。

(2) 被害状況の報告

消防防災課は、放射性物質事故が発生したとの通報を受けた場合、国、県、警察及び消防などの関係機関に通報する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3 緊急時の環境放射線モニタリング活動の実施

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の専門家の指導又は助言を得て、次の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時の環境放射線モニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。

環境放射線モニタリング項目は次のとおりである。

〈県による緊急時における放射線モニタリング等活動の実施項目〉

ア 大気汚染調査	イ 水質調査
ウ 土壌調査	エ 農林産物への影響調査
オ 食物の流通状況調査	カ 市場流通食品等検査
キ 廃棄物調査	ク 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査

4 避難等の防護対策

県は、環境放射線モニタリング等活動の結果など、必要な情報を関係市町村に提供する。

また、環境放射線モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「表3 O I L (Operational Intervention Level) と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請する。

これを受けて、市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「屋内退避」、又は「避難」の措置を講ずるものとする。

〈参考 原子力災害対策指針「表3 O I Lと防護措置について」〉

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※ ¹	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L ¹	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率※ ²)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
	O I L ⁴	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	B 線 : 40,000cpm※ ³ (皮膚から数 cm での検出器の計数率) B 線 : 13,000cpm※ ⁴ 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L ²	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※ ⁵ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率※ ²)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※ ¹			防護措置の概要
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h※ ⁶ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※ ²)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	ＯＩＬ６	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※ ⁷	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※ ⁸	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	

- ※¹ 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。
- ※² 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ＯＩＬ１については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がＯＩＬ１の基準値を超えた場合、ＯＩＬ２については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※³ 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※⁴ ※³と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※⁵ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※⁶ 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※⁷ その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６を参考として数値を設定する。
- ※⁸ 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※⁹ ＩＡＥＡでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるＯＩＬ３等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

5 広報活動

渉外班は、本部班から連絡を受けたときは、事故発生状況や地域への影響等について、本部班と連携を図り防災行政無線、防災行政情報伝達システム、メール、ホームページ、SNS等による広報活動を行う。

6 飲料水及び飲食物の摂取制限等

山武郡市広域水道企業団、市及び県は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農産物の出荷の制限、また、法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

〈食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準〉

対象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

7 消防活動

放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行う。

消防本部においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行う。

8 広域一時滞在の受入れ**(1) 受入れ調整**

市の区域外からの広域的な被災者の受入れが必要となる場合には、県は、市に協議を行う。

県から受入れの協議があり、かつ市内で同時に被災していない場合は、当該被災者を受入れる。県外からの避難者も同様である。

(2) 滞在施設の提供

都市整備班及び県は、広域一時滞在者に対し、公共施設等の受入体制を補完するため、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

第4 復旧対策計画**1 汚染された土壌等の措置**

市及び県は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、市及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

2 各種制限措置等の解除

山武郡市広域水道企業団、市及び県は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

3 住民の健康管理

保健班及び県は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

4 風評被害対策

県は、国及び市等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

5 廃棄物等の適正な処理

県は、国及び市等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が

適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。

第10節 大規模停電対策

項 目	市担当	関係機関
第1 基本方針	—	—
第2 予防計画	各課	
第3 応急対策計画	各班	山武土木事務所、印旛土木事務所、 東京電力パワーグリッド株式会社、 東日本電信電話株式会社

第1 基本方針

暴風による倒木等に起因する大規模停電を予防するとともに、大規模停電発生時の電力の早期復旧、重要施設の非常電源確保対策等を定める。

第2 予防計画

1 倒木対策

市（各課）は市管理施設敷地内及び街路上の樹木について強風による倒木等で電線、電柱等に被害を及ぼすおそれのあるものを調査し、当該樹木の伐採を推進する。

2 非常電源の確保

市（各課）は、大規模停電時にも災害対策や復旧の拠点のライフライン機能を維持するため、非常電源の整備、強化を推進する。また、要配慮者利用施設の入所者等の人命を確保するため、社会福祉施設等の非常電源の整備を促進する。

3 大規模停電を想定した家庭内備蓄の励行

市（各課）は、停電の長期化を想定して LED ランタン、バッテリー、水、食料、燃料などを家庭内備蓄に加えるよう周知する。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

市（本部班）は、「大規模な停電が発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき」と認めるときに災害対策本部を設置し、必要な配備体制をとる。また、状況に応じて経済産業省、県、電力事業者、電気通信事業者等に、情報連絡員の派遣を要請する。その他状況に応じて、自衛隊の災害派遣要請を県に依頼する。

2 情報収集・伝達

電力事業者は停電情報を収集し、停電の状況と復旧見込みを市及び防災関係機関と共有するとともに、ホームページ等で停電情報を市民等に広報する。

電気通信事業者は通信障害の情報を収集し、現状と復旧見込みを市及び防災関係機関と共有するとともに、ホームページ等で市民等に広報する。

市（本部班、渉外班）は、住民から提供された停電、通信障害や電柱等の被害情報を電力事業者、電気通信事業者と共有するとともに、停電情報、通信障害の広報に協力する。

道路管理者は、管理道路の被害や障害物の状況を市、電力事業者、電気通信事業者等と共有する。

3 電源車等の運用

(1) 非常電源の稼働状況の把握

市（本部班、施設班）は、重要施設の非常電源整備状況リストに基づき、市内の各施設の非常電源の稼働状況、電源車等の配備状況等を収集し、国、県、電力事業者と共有する。また、非常電源の燃料が不足する場合は、経済産業省、千葉県石油協同組合、燃料供給に関する災害協定企業等へ燃料補給を要請する。

(2) 電源車等の確保、運用

市（本部班、施設班）は、長時間の停電となり電源が不足する重要施設の機能維持のため、電力事業者、災害協定団体等へ電源車、給電車、発電機、燃料等の提供及び輸送を要請し、当該重要施設に供給する。

4 電力・通信の早期復旧

電力、通信の早期復旧のため、電力事業者、電気通信事業者、道路管理者、自衛隊災害派遣部隊等が連携した迅速な復旧工事を推進する。

(1) 復旧計画・体制確保

電力事業者、電気通信事業者は、市があらかじめ提供した優先復旧重要施設リストに基づき、復旧計画を策定する。

〈優先復旧すべき重要施設〉

ア	生命の危険に直結する医療施設や福祉施設
イ	指定避難所として開設されている施設
ウ	災害対応の中核機能となる市災害対策本部が存在する施設
エ	上下水道施設をはじめとするライフライン施設

計画に当たっては、道路管理者（土木班、山武土木事務所、印旛土木事務所）と連携して被災道路の復旧及び道路障害物の除去と電力復旧を一体的に進めるよう調整する。

(2) 道路障害物の除去

道路管理者は、電力施設、電気通信施設の復旧作業のため通行する道路の障害物について電力事業者、電気通信事業者と協力して除去する。

市（本部班、土木班）は、自衛隊災害派遣部隊、山武市建設業災害対策協力会等に、倒木等の障害物除去作業を要請する。除去した障害物の移動先は道路管理者が指示し、必要に応じて災害対策基本法第76条の6により他人の土地を一時使用して仮置きする。

(3) 調整会議

電力事業者、電気通信事業者は、市、道路管理者、自衛隊災害派遣部隊、関係団体等と、復旧計画の進捗状況、今後の活動予定、復旧の課題等に関する調整会議に参加し、情報を共有する。また、国、県が開催する調整会議とも連携し、情報連絡員を通じて情報を共有する。

5 被災者支援

市は、停電が長期化した場合、被災者等への各種支援を行う。

(1) 携帯電話充電サービス

本部班は、停電が長期化する場合、避難所、市管理施設等に充電用のスペース、充電器材を設置し、携帯電話充電サービスを行う。設置に当たっては、災害協定団体に、充電器、発電機、電源供給車、バッテリー等の借用を要請する。

(2) 入浴支援

市民班は、停電、断水の長期化によって入浴ができず、市民生活及び衛生上の問題があると判断する場合、次の手段により入浴を支援する。また、入浴支援に当たっては、事前に入浴場所、時間等を広報するほか、自主防災組織、消防団、防災士、ボランティア等にサポートを要請する。

ア 入浴施設の活用

入浴施設の稼働状況を踏まえ、施設管理者に入浴支援を要請する。

- ① 市内、近隣の宿泊施設、入浴施設との協議
- ② 入浴施設との災害時応援協定の活用
- ③ さんぶの森元気館の活用（発電機活用）

イ 自衛隊災害派遣の活用

停電、断水等が長期化する場合は、自衛隊災害派遣部隊に仮設入浴場の設置を要請する。この場合、市役所駐車場、あららぎ館、松尾IT保健福祉センター、蓮沼交流センター等を候補地とする。

(3) 洗濯所の開設

帰宅困難者対策班は、停電、断水の長期化によって洗濯が困難となり、市民生活及び衛生上の問題があると判断する場合、県から管理委託された洗濯機等を活用した洗濯所の開設を行う。

洗濯所は避難所付近とし、利用者のプライバシー等を確保するとともに、関係機関に電力、水の供給を要請する。

(4) 公共施設等の水道開放

各班は断水時に水道の利用が可能な管理施設について、当該施設の水道やシャワーを被災者に開放することを検討する。また、関係機関に対しても同様のサービスの提供を要請する。

(5) 熱中症予防

夏季の停電による熱中症を予防するため、注意喚起や予防措置（水分補給、風通し等）を広報する。また、冷房を配備した避難所を利用するよう要配慮者等呼びかける。

卷末資料

令和 7 年 3 月

目 次

1	山武市防災会議条例	1
2	山武市防災会議運営要綱	3
3	山武市災害対策本部条例	4
4	山武市災害対策本部運営規程	5
5	山武市災害警戒本部設置規程	7
6	山武市避難行動要支援者名簿条例	8
7	山武市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則	11
8	山武市災害見舞金等交付規則	13
9	山武市被災者生活再建支援事業実施要綱	15
10	災害協定一覧	18
11	ヘリコプター臨時離発着場適地一覧	24
12	緊急輸送道路分布図	25
13	指定緊急避難場所・指定一般避難所一覧	26
14	備蓄倉庫設置場所一覧	28
15	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧	29
16	山地災害危険地区一覧	37
17	浸水想定区域・土砂災害警戒警戒区域にかかる要配慮者利用施設一覧	38

1 山武市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定により、山武市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 山武市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 千葉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 山武郡市広域行政組合消防本部消防長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上特に必要と認めて任命する者
- 6 防災会議の委員の定数は、35人以内とする。
- 7 第5項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、総務部において処理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成24年10月3日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年12月14日条例第33号)

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和３年３月１２日条例第１４号）
（施行期日）

１ この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２ 第３条第７項の規定にかかわらず、この条例の施行後初めて任命される委員の任期は、令和５年６月３０日までとする。

2 山武市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、山武市防災会議条例（平成18年山武市条例第19号。以下「条例」という。）第5条の規定により、山武市防災会議（以下「会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定める。

(会長代理委員の指名)

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

2 前項に定める会長の職務を代理するものに事故があるとき、又は欠けたときは総務部長がその職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員は、必要があると認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開催することができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の代理)

第4条 会議の委員は、事故等により会議に出席できない場合は、代理人を選任し、当該代理人に職務を委任する旨を会長に届け出たときには、当該代理人に職務を行わせることができる。

(委任による処理)

第5条 防災会議の権限に属する事項のうち次の事項については、会長において処理することができる。

(1) 関係行政機関等に対する協力の要請に関すること。

(2) 災害対策本部の設置に関すること。

(3) 地域防災計画の修正に係る知事に対する協議に関すること。

(4) その他軽易な事項

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があるときは、委員の属する機関の職員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

<中略>

附 則（令和3年3月29日訓令第11号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

3 山武市災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定により、山武市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補助し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員が、これに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成24年10月3日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

4 山武市災害対策本部運営規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、山武市災害対策本部条例（平成18年山武市条例第20号）第4条の規定により、山武市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「災害」の意義は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害で、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定める程度のもの又は市長が認定した災害をいう。

(本部の設置及び廃止)

第3条 市長は、市の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要があると認めたときは、山武市地域防災計画（以下「計画」という。）の定めるところにより、本部を設置し、市長が必要と認める場合は、現地災害対策本部を設置する。

2 総務部長は、本部を設置する必要があると認めたときは、市長に本部の設置を要請することができる。

3 市長は、本部を設置した後において、市の地域について災害又は災害発生のおそれが解消したため本部を設置しておく必要がないと認めたときは、本部を廃止する。

(本部に属する者)

第4条 本部は、次の者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長及び本部員)

第5条 副本部長及び本部員は、別表第1のとおりとする。

2 副本部長に事故があるときは、本部長の指名する者をもって充てる。

(関係機関に対する要請等)

第6条 本部長は、災害の状況に応じ関係機関に対して、必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は県との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

(組織及び所掌事務)

第7条 本部に別表第1に掲げる部及び事務局を置き、当該部及び事務局の下に同表に掲げる班を置く。

2 部長、事務局長及び班長は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

3 班を構成する職員は、計画の定めるところによる。

4 部及び班の所掌事務は、別表第2に掲げるとおりとする。

(本部連絡員)

第8条 本部に本部連絡員として各部長が指定した職員をもって充てる。

2 本部連絡員は、本部会議での決定事項の伝達及び部内の連絡調整等に当たる。

(本部会議)

第9条 本部に次に掲げる者をもって構成する本部会議を置く。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員

2 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

3 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

4 本部会議は、計画に定める災害応急対策に関する重要事項を審議決定するものとする。

(本部の設置基準)

第 10 条 法第 23 条第 1 項の規定により、本部を設置する場合の基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）及び水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が市域を含め発表されたとき。
- (2) 市内に大規模な地震、火災、爆発又はこれに類する事故が発生したとき。
- (3) 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 9 条第 1 項による警戒宣言が発せられたとき。

(職員の配備)

第 11 条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の本部の職員の配備は、計画の定めるところによる。

(情報の発表)

第 12 条 災害情報の発表は、本部会議の議を経て行うものとする。ただし、事態が緊急を要する場合は、本部長において発表することができる。

(補則)

第 13 条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

〈中略〉

附 則（令和 4 年 8 月 17 日訓令第 14 号）

この訓令は、公示の日から施行し、令和 4 年 7 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 5 条、第 7 条関係） 〈略〉

別表第 2（第 7 条関係） 〈略〉

5 山武市災害警戒本部設置規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、山武市災害対策本部条例（平成18年山武市条例第20号）に基づく災害対策本部の設置前又は災害対策本部が設置されない場合において、災害の発生が予想される場合又は災害が発生したときにおいて、情報の収集、応急対策等防災体制の確立を図るため、災害警戒本部の設置、組織及び所掌事務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害警戒本部の組織)

第2条 災害警戒本部（以下「本部」という。）の組織は、別表のとおりとする。

(所掌事務)

第3条 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害応急対策の実施に関すること。
- (3) 避難の勧告及び指示に関すること。
- (4) 人員配備に関すること。

2 本部の部及び事務局の分掌事務については、山武市災害対策本部運営規程（平成18年山武市訓令第15号）別表第2の規定を準用する。

(本部長の権限)

第4条 本部長の権限は、本部会議を主宰するほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各部及び事務局に対し必要な措置を採るべきことを指示する。
 - (2) 山武警察署、山武市消防団及び関係機関に対し、必要に応じ応急措置を求めること。
- 2 本部長不在の場合は、本部長があらかじめ指定した副本部長が代行し、本部長及び副本部長共に不在の場合は、総務部長が代行する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部会議は、災害対策上重要な事項について審議する必要があるときに本部長が招集し、本部長が議長となる。

(本部の設置及び廃止)

第6条 本部は、次に該当する場合で、市長が必要と認めたときに設置する。

- (1) 暴風雨、大雨及び洪水のいずれかの警報が発せられたとき。
 - (2) 水防警報が発せられたとき。
 - (3) その他大雨及び洪水のいずれかの注意報が発せられた場合で災害の発生のおそれがあるとき。
 - (4) 局地的災害が発生したとき。
- 2 本部に災害の種類及び規模並びに被害の程度等に応じ、その都度必要な部及び班を置く。
- 3 本部は、山武市災害対策本部が設置された場合又は当該災害に対する応急対策等が終了したとき、若しくは災害の発生するおそれがなくなったときに廃止する。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係） 〈略〉

6 山武市避難行動要支援者名簿条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び山武市地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための基礎となる名簿の作成及び避難支援等関係者への提供に関し必要な事項を定め、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。
- (2) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3) 避難支援等関係者 山武警察署、山武郡市広域行政組合消防本部、社会福祉法人山武市社会福祉協議会、市内の地域包括支援センター、山武市民生委員・児童委員協議会、法第2条の2第2号に規定する自主防災組織、山武市行政区等設置規則（平成18年山武市規則第19号）第2条に規定する行政区及び自治会、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定めるものをいう。

(避難行動要支援者の範囲)

第3条 避難行動要支援者の範囲は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者のうち、要介護状態区分（同法第7条第1項に規定する要介護状態区分をいう。）が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護3、要介護4又は要介護5に該当するもの
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度の等級が1級又は2級に該当するもの
- (3) 千葉県知事から療育手帳（知的障害者の福祉の充実に図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者であって、その障害の程度が「A」以上のもの
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害者等級1級に該当する者
- (5) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する厚生労働大臣が定める指定難病、児童福祉法第6条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病並びに千葉県特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年7月1日制定）及び千葉県先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱（平成元年9月1日制定）に規定する対象疾患のため、継続的に入院治療を受け、又は通院治療（過去6か月において1回以上の通院歴がある。）を受けている者のうち、次条第1項に規定する避難行動要支援者名簿に登載を希望するもの
- (6) 75歳以上のみの世帯に該当する者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援

を要するものとして規則で定めるもの

(避難行動要支援者名簿の作成)

第4条 市長は、避難行動要支援者に対する避難支援等が円滑に行われるよう必要な体制を整備するため、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 性別 (4) 住所又は居所
(5) 電話番号その他の連絡先 (6) 避難支援等を必要とする理由

3 市長は、避難行動要支援者名簿の記載事項について、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(名簿情報の提供)

第5条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、申出のあった避難支援等関係者に対し、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿の情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報の提供をすることができない。

3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

(名簿情報の取扱いに関する協定)

第6条 市長は、前条第1項の規定により名簿情報を提供しようとするときは、当該名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者との間で名簿情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。

2 市長は、前項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、協定を締結した避難支援等関係者から、提供した名簿情報の管理に関して報告を求め、又は提供した名簿情報の管理の状況を検査することができる。

(名簿情報の漏えい防止のための措置等)

第7条 第5条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（以下「被提供者」という。）は、当該提供を受けた名簿情報の漏えい防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

2 被提供者は、避難支援等の用に供する目的以外のために当該名簿情報を自ら利用し、又は当該被提供者以外のものに提供してはならない。

3 被提供者は、当該提供を受けた名簿情報について、漏えいが生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を書面により市長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第8条 被提供者（当該被提供者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(名簿の返還)

第9条 被提供者は、不要となった名簿情報を直ちに市長に返還しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

7 山武市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山武市避難行動要支援者名簿に関する条例（平成 31 年山武市条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(避難支援等関係者)

第2条 条例第2条第3号の規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 31 条第 1 項の規定により設立された社会福祉法人
- (2) 本市において、継続的に社会福祉の増進に寄与する活動を実施している法人、機関又は団体
- (3) その他市長が特に必要と認めるもの

(避難行動要支援者)

第3条 条例第3条第7号の規則で定める者とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、災害時において避難支援等（条例第2条第2号に規定する避難支援等をいう。以下同じ。）を要すると市長が認めた者とする。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者のうち、要介護状態区分（同法第 7 条第 1 項に規定する要介護状態区分をいう。）が要介護認定等に係る認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年厚生省令第 58 号）第 1 条第 1 項に規定する要介護 1 又は要介護 2 のもので、避難支援等を希望するもの
- (2) 避難支援等を要すると区長若しくは自治会長又は民生委員・児童委員が認める者
- (3) その他避難支援等を要する特別の事情を有する者

2 前項の規定により避難行動要支援者名簿への登録を希望する者は、本人又はその代理人が市長に対し、山武市避難行動要支援者名簿登録申請書（別記第 1 号様式）により申し出なければならない。

3 市長は、前項の規定による申出を受理した場合は、これを認定し、避難行動要支援者名簿に登録するものとする。

4 市長は、前項の規定により認定を受けた者（以下「希望認定要支援者」という。）が転出、死亡又はその他認定の必要がなくなつたと認める場合は、同項の認定を取り消し、避難行動要支援者名簿から抹消するものとする。

(避難行動要支援者名簿の修正)

第4条 希望認定要支援者又はその代理人は、当該希望認定要支援者に係る条例第4条に規定する名簿情報に変更が生じたときは、山武市避難行動要支援者名簿情報変更届出書（別記第 2 号様式）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があつたときは、その内容を確認の上、速やかに名簿情報を修正するものとする。

(名簿情報の提供)

第5条 条例第5条の規則で定める、避難支援等関係者への名簿情報の提供は、提供を受けようとする避難支援等関係者が、市長に対し、山武市避難行動要支援者名簿情報提供申請書（別記第 3 号様式）を提出するものとする。ただし、条例第4条第2項に掲げる避難行動要支援者名簿の記載事項（以下「名簿記載事項」という。）のうち、第5号については、自主防災組織、行政区及び自治会を除く避難支援等関係者に提供するものとする。

(避難行動要支援者名簿情報の提供を拒否する方法)

第6条 条例第5条第2項の規則で定める方法は、本人又はその代理人が、市長に対し、山武市避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書（別記第 4 号様式）を提出するものとする。

- 2 前項の申出書を提出した避難行動要支援者又はその代理人は、当該申出を撤回しようとするときは、山武市避難行動要支援者名簿情報提供拒否撤回届出書（別記第5号様式）を市長に届け出なければならない。

（協定に定める事項）

第7条 条例第6条第1項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）名簿情報の提供に関する事項
- （2）名簿情報の対象者の住所又は居所に係る地番までの範囲
- （3）名簿情報の保管に関する事項
- （4）名簿情報の利用の制限に関する事項
- （5）守秘義務に関する事項
- （6）協定に違反した場合の措置に関する事項
- （7）前各号に掲げるもののほか、提供しようとする名簿情報の管理に関し市長が必要と認める事項

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

第2号様式（第4条関係）

第3号様式（第5条関係）

第4号様式（第6条関係）

第5号様式（第6条関係）

8 山武市災害見舞金等交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市の区域内において発生した災害の被災者に見舞金等を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震その他の自然現象及び火災、爆発による被害をいう。
- (2) 被災者 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録されている者であって、災害により死亡したもの（行方不明となり死亡したと推定される者を含む。以下同じ。）又は住家に被害を受けた世帯主をいう。
- (3) 遺族 被災者のうち、死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情があった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいう。

(見舞金等の支給)

第3条 市長は、被災者又はその遺族に対し見舞金等を交付する。

2 前項に規定する見舞金等の種類、支給区分及び金額は、別表のとおりとする。

(遺族への支給順位)

第4条 遺族への見舞金等の支給順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡した者の死亡当時において、主として死亡した者により生計を維持し、又は生計を一にしていた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
ア 配偶者 イ 子 ウ 父母 エ 孫 オ 祖父母 カ 兄弟姉妹

(申請)

第5条 見舞金等の支給を受けようとする者は、災害見舞金等交付申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が被害の状況及び見舞金等の支給を受けるべき者を確認できるときは、当該申請書の提出を省略することができる。

(支給)

第6条 市長は、前条の規定による申請を審査した結果、見舞金等の支給を決定したときは、速やかにこれを支給するものとする。

(適用除外)

第7条 第3条の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しないものとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたとき。
- (2) 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）の規定に基づく災害弔慰金の支給対象となったとき。
- (3) 被災者又は見舞金等の支給を受けようとする者の故意又は重大な過失により災害が発生したとき。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

(適用)

2 この規則は、平成18年4月1日以降に係る見舞金を適用し、同日前に係る見舞金については、なお合併前の成東町災害見舞金等交付要綱（平成4年成東町告示第8号）（次項においてこれらを「合併前の要綱」という。）の例による。

(経過措置)

- 3 平成18年3月31日までに、合併前の要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年7月9日規則第19号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

別表（第3条関係）

種類	支給区分	金額
見舞金	全焼	100,000円
	半焼	50,000円
	全壊	100,000円
	半壊	50,000円
	床上浸水	10,000円
弔慰金	死亡（1人につき）	100,000円

備考

- 1 全焼 家屋の焼失損害額が火災前の家屋の評価額の70パーセント以上の程度に達したもの又は70パーセント未満の程度のものであって家屋の残存部分に補修を加えて再使用することが困難であるものをいう。
- 2 半焼 家屋の焼失損害額が火災前の家屋の評価額の20パーセント以上70パーセント未満の程度のものであって全焼でないものをいう。
- 3 全壊 家屋の損壊若しくは流失した部分の床面積がその家屋の延床面積の70パーセント以上の程度に達したもの又は家屋の主要構造部の損壊若しくは流失による損害額がその家屋の評価額の50パーセント以上の程度に達したものをいう。
- 4 半壊 家屋の損壊若しくは流失した部分の床面積がその家屋の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満の程度のものである又は家屋の主要構造部の損壊若しくは流失による損害額がその家屋の評価額の20パーセント以上50パーセント未満程度のものであるものをいう。

別記様式（第5条関係） 〈略〉

9 山武市被災者生活再建支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による支援が受けられない世帯（以下「被災世帯」という。）に対し、山武市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより被災者の生活の再建を支援し、もって被災地域の早期の復旧・復興を図るため、予算の範囲内において当該支援金を交付することに関し、山武市補助金等交付規則（平成18年山武市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 「災害の被害認定基準について」（令和3年6月24日付け府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知。以下「認定基準」という。）に規定する「住家」をいう。
- (2) 被害 住宅に発生した被害のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 全壊 認定基準に規定する「住家全壊」をいう。
 - イ 大規模半壊 「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日付け府政防第880号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に規定する「大規模半壊」をいう。
 - ウ 半壊 認定基準に規定する「住家半壊」をいう。
- (3) 住宅被害支援金 住宅の被害の程度（全壊、大規模半壊、半壊等解体）に応じて交付する支援金をいう。
- (4) 住宅再建支援金 住宅の再建方法（建設・購入、補修、賃借）に応じて、交付する支援金をいう。

(交付対象となる災害)

第3条 支援金の交付の対象となる災害は、がけ崩れ、地すべり、土石流、同一の河川水系の氾らん・洪水、竜巻、津波・高潮等の自然災害により、住宅の被害が発生した場合等で、千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）に基づき、千葉県知事が支援の対象とすることを決定した自然災害（以下「交付対象災害」という。）とする。

(交付対象となる被災世帯)

第4条 支援金の交付の対象となる被災世帯は、交付対象災害が発生した際に本市に居住しており、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。ただし、1つの世帯が各号を重複して支援金の交付を受けることはできない。

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯（全壊世帯）
- (2) 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）
- (3) 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、若しくは当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（半壊等解体世帯）
- (4) 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、別表のとおりとする。ただし、被災世帯に属する者の数が1である場合（単数世帯）は、当該支援金の額の4分の3の額とする。

（交付の申請）

第6条 支援金の交付の申請をしようとする被災世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、山武市被災者生活再建支援金支給申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、第3条に規定する千葉県知事が支援の対象と決定した日から起算して、住宅被害支援金にあっては13月を経過する日まで、住宅再建支援金にあっては37月を経過する日までに市長に提出しなければならない。

（1）住民票の写し（世帯の構成が確認できるもの。ただし、市で住民基本台帳により確認ができる場合は不要とする。）

（2）り災証明書

（3）預金通帳の写し（金融機関・支店名、預金種目、口座番号、申請者の名義の記載があるもの）

（4）住宅再建支援金の申請を行う場合にあっては、住宅を建設、購入、補修又は賃借することが確認できる契約書等の写し

（5）半壊等解体世帯が申請を行う場合においては、住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体し、又は解体されたことが確認できる証明書

（6）その他市長が必要と認める書類

2 同一の交付対象災害の2回目以降の支援金の交付申請においては、前項第1号から第3号までの書類の提出を省略することができる。

3 市長は、県実施要綱第9条第2項の規定により、申請期間の延長が決定された場合は、支援金の交付申請期間を延長することができる。

（交付の決定）

第7条 市長は、規則第4条の規定により支援金の交付を決定し、山武市被災者生活再建支援金交付決定通知書（別記第2号様式）を申請者に通知するものとする。

2 市長は、規則第4条の規定により支援金を交付することが不適当であると認めたときは、山武市被災者生活再建支援金交付却下決定通知書（別記第3号様式）を申請者に通知する。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた場合、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項により支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、山武市被災者生活再建支援金交付決定取消通知書（別記第4号様式）を申請者に通知する。

（支援金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに支援金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年3月2日告示第17号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月4日告示第164号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第5条関係）

被災世帯の区分	1世帯あたりの支援金の額		
	住宅被害支援金	住宅の再建方法	住宅再建支援金
全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃借	50万円
大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃貸	50万円
半壊等解体世帯	100万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃貸	50万円
中規模半壊世帯	なし	建設・購入	100万円
		補修	50万円
		賃借	25万円

別記

- 第1号様式（第6条関係） 〈略〉
- 第2号様式（第7条関係） 〈略〉
- 第3号様式（第7条関係） 〈略〉
- 第4号様式（第8条関係） 〈略〉

10 災害協定一覧

(令和6年12月)

区分	協定の名称	協定先	協力項目・供給物資	締結年月日
自治体	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県及び県内市町村	救助・復旧等に必要な物資及び資機材等の提供等	平成8年 2月23日
	災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定	県内市町村及び一部事務組合	廃棄物処理	平成8年 7月31日
	災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定	東金市、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町	救援・応急復旧等に必要な物資及び施設等の提供	平成24年 8月10日
	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	北茨城市ほか64市町村	応急物資・資機材等の提供	平成25年 7月12日
	災害時における相互応援に関する協定	岩手県大船渡市	災害時における相互応援	平成25年 10月24日
	災害時における相互応援に関する協定	茨城県常総市	食料、飲料水及び生活必需物資等・医療、防疫及び施設の応急対策に必要な資機材並びに物資・必要な職員の派遣 など	平成31年 4月11日
	災害時における相互応援に関する協定	静岡県牧之原市	食料、飲料水及び生活必需物資等・医療、防疫及び施設の応急対策に必要な資機材並びに物資・必要な職員の派遣 など	令和元年 6月20日
	災害時等の相互応援に関する協定	山形県長井市	食料、飲料水及び生活必需物資等・医療、防疫及び施設の応急対策に必要な資機材並びに物資・必要な職員の派遣 など	令和2年 12月21日
救護	災害時の医療救護活動についての協定	(社)山武郡市医師会	医療救護活動	平成21年 8月21日
	災害時の歯科医療救護活動についての協定	(社)山武郡市歯科医師会	医療救護活動	平成21年 7月2日
	災害時の救護活動についての協定	山武郡市薬剤師会	医療救護活動	平成21年 8月3日
	災害時の医療救護活動についての覚書	(地独)さんむ医療センター	医療救護活動	平成26年 9月17日
	災害時における妊産婦等への応急救護活動及び支援等に関する協定書	(一社)千葉県助産師会	応急救護活動、助産師の派遣	令和3年8 月24日
復旧	地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定	山武市建設業災害対策協力会	応急復旧工事	平成18年 8月18日
	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	千葉県土地家屋調査士会	家屋被害認定調査	平成28年 6月14日

巻末資料

区分	協定の名称	協定先	協力項目・供給物資	締結年月日
	地震災害発生時における応急対策活動に関する協定	千葉県建築士会 山武支部	防災拠点施設、医療施設、避難所及び社会福祉施設等の被災建築物応急危険度判定	平成 31 年 1 月 11 日
	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	新光重機(株)	建設機械のレンタル機材の提供	令和 4 年 4 月 1 日
	災害時等における応急対策業務に関する協定	千葉土建一般労働組合山武支部	避難所等の公共施設の応急補修、公費解体対象の倒壊家屋等の解体及び撤去、応急仮設住宅の建設、緊急を要する資機材の調達及び輸送、被災家屋への応急補修及びブルーシートの展張作業等	令和 6 年 12 月 19 日
物資	災害における応急生活物資等の供給に関する協定	(社)千葉県エルピーガス協会山武支部	プロパンガス、設備具等	平成 19 年 3 月 15 日
	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合ちばコープ	飲料水、食料品、日用生活品	平成 20 年 1 月 31 日
	災害時における救援物資提供に関する協定	利根コカ・コーラボトリング(株)山武支店	飲料水	平成 20 年 6 月 2 日
	災害時における物資の供給等に関する協定	(株)レンティ	寝具等	平成 21 年 11 月 4 日
	災害時における機材の供給等に関する協定	(株)アクティオ	仮設トイレ、発電機等のレンタル機材	平成 24 年 5 月 16 日
	災害時における物資の供給に関する協定	(NPO) コメリ災害対策センター	生活物資等	平成 24 年 11 月 1 日
	災害時における救援物資の提供に関する協定	(株)ランドロー ムジャパン	食料等	平成 25 年 2 月 1 日
	災害時における救援物資の提供に関する協定	(株)伊藤園	飲料水	平成 25 年 2 月 15 日
	災害時における支援協力に関する協定	山武郡市農業協同組合	農産物等	平成 27 年 1 月 13 日
	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	(社)日本福祉用具供給協会	福祉用具	平成 27 年 6 月 18 日
	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に係る協力に関する覚書	(株)セブン - イレブン・ジャパン	食料品、飲料品、日用品	平成 27 年 11 月 16 日
	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定	セッツカートン(株)	段ボール製簡易ベッド、段ボール製シート、段ボール製間仕切り、段ボール製簡易トイレ、その他事業者の取扱商品	平成 31 年 3 月 11 日
	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	川久石油(株)	石油類燃料	令和元年 8 月 29 日

巻末資料

区分	協定の名称	協定先	協力項目・供給物資	締結年月日
	災害時における段ボール製簡易ベッド等の優先供給に関する協定	とらや包装資材(株)	段ボールベッド、間仕切り等の優先供給	令和2年 12月8日
	災害時等における給電車両による電力供給に関する協定	千葉トヨペット(株)	給電車両の貸与	令和3年 2月19日
	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	地図製品等	令和4年 8月22日
	災害時における連携・協力に関する協定書	(一社)東金青年会議所	災害支援物資の(提供、保管、運搬)	令和6年5 月10日
情報 伝達	大規模停電時における防災行政無線の活用に関する協定	東京電力(株)成田支社	大規模停電時の停電広報	平成28年 7月11日
	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局	災害時の関東整備局との連絡調整について	平成24年 11月1日
	アマチュア無線による災害時応援協定	Jq1Zix7087 無線 通信部隊	情報の収集及び伝達	平成26年 9月29日
	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング(株)千葉総支社	広告付避難場所等電柱看板による案内表示	平成26年 11月20日
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	避難所等防災情報のヤフーサービス上への掲載	平成27年 4月27日
	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定等	東京電力パワーグリッド(株)成田支社	締結協定及び覚書 ・災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定 ・災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書 ・災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書 ・災害時における電源車の配備に関する覚書	令和2年 7月1日
	災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定等	東日本電信電話(NTT 東日本)(株)千葉事業部	締結協定及び覚書 ・災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定 ・災害時における通信障害の復旧作業に伴う障害物等除去に関する覚書 ・災害時における通信障害復旧情報等の共有及び連絡調整員の派遣に関する覚書	令和2年 12月25日
	無人航空機による災害対策活動に関する協定	株式会社 花綯	災害時等における無人航空機による災害対策活動	令和5年 7月25日

巻末資料

区分	協定の名称	協定先	協力項目・供給物資	締結年月日
物資 輸送	災害時の物流に係る協力に関する協定	千葉県トラック 協会山武支部	人員の派遣、荷役資機材 の提供、物資集積場所の 提供、救援物資等の輸送	平成 31 年 2 月 21 日
輸送	災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定	ちばフラワーバス(株)	緊急輸送協力	平成 26 年 11 月 13 日
避難 施設	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(養護老人ホーム坂田苑)	山武郡市広域行政組合	福祉避難所	平成 23 年 3 月 11 日
	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定(ホテル蓮沼ガーデンハウスマリーノ)	千葉県レクリエーション都市開発(株)	津波避難ビル	平成 22 年 1 月 7 日
	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定(ホテル浪川荘)	(有)浪川荘	津波避難ビル	平成 24 年 1 月 13 日
	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定(有料老人ホーム エクセルシオール山武)	(医)寿光会	津波避難ビル	平成 24 年 1 月 20 日
	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定(シーサイドホテル九十九里)	(株)彩巧社	津波避難ビル	平成 24 年 8 月 15 日
	災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定	県立成東高校・松尾高校	避難所施設	平成 24 年 8 月 31 日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(障害者支援施設光洋苑)	(社)緑海会	福祉避難所	平成 25 年 8 月 1 日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(ゆりの木荘、ゆい、さくら、メゾンやまもも)	(医)静和会	福祉避難所	平成 25 年 8 月 1 日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(ワーナーホームホレブ寮、ケアホーム第2)	(社)ワーナーホーム	福祉避難所	平成 25 年 8 月 1 日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(山武みどり学園、山武青い鳥工房、カサ・ロサーダ)	(社)翡翠会	福祉避難所	平成 25 年 8 月 1 日
	津波時における一時避難場所としての使用に関する協定(テンダーヴィラ九十九里)	(株)テンダーヴィラ九十九里	津波避難ビル	平成 26 年 8 月 12 日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(ウイズ)	(特非)ウイズ	福祉避難所	平成 30 年 3 月 30 日

巻末資料

区分	協定の名称	協定先	協力項目・供給物資	締結年月日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (グループホーム五根の家)	(特非)ちば地域生活支援舎	福祉避難所	平成30年 3月30日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(グループホーム光と風、デイサービスセンター大地棟、住宅型有料老人ホーム蒼空)	(有)グループホーム光	福祉避難所	平成30年 3月30日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (さんさんBe)	(特非)さんさん味工房	福祉避難所	平成30年 3月30日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (Job school.com)	(有)あいの手介護サービス	福祉避難所	平成30年 3月30日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (なかよしハウス)	(株)なな福	福祉避難所	平成30年 3月30日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (マリン・ハウス)	(株)和光	福祉避難所	平成30年 3月30日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(社)緑海会	福祉避難所	令和2年 3月2日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(社)壽陽会	福祉避難所	令和2年 3月2日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(社)みのりの村	福祉避難所	令和2年 3月2日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(社)あすか福祉会	福祉避難所	令和2年 3月2日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(医)伝統医学研究会	福祉避難所	令和2年 3月2日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(医)桔梗会	福祉避難所	令和2年 3月2日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(社)九十九里ホーム	福祉避難所	令和2年 3月2日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(医)寿光会	福祉避難所	令和2年 3月2日
	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	(株)デベロップ	移動式宿泊施設等	令和2年 8月19日
	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	山武市宿泊組合	旅館、ホテル等	令和2年 9月14日
施設設備	災害時等における施設利用の協力に関する協定	(株)ダイナム	株式会社ダイナム千葉成東店の施設の一部及び使用可能な設備の提供等	令和4年 6月24日

巻末資料

区分	協定の名称	協定先	協力項目・供給物資	締結年月日
動物 避難	災害時におけるペットの避難 支援等に関する協定	(一社)全日本動 物専門教育協会、 (特非)ペット災 害危機管理士会	ペットの同行避難等の円 滑な実施のための人的、 物的な支援	令和4年 7月29日
総合 支援	山武市と東金郵便局及び成東 郵便局との包括連携協定	東金郵便局、成東 郵便局	郵便事業の災害特別事務 取扱い、被災状況等の情 報提供等	平成27年 11月25日
	災害時における支援協力に関 する協定	千葉県行政書士 会	り災証明申請等の災害時 支援	平成31年 4月4日
	災害ボランティアセンターの 設置及び運営等に関する協定	(福)山武市社会 福祉協議会	災害ボランティアセンタ ーの設置及び運営等	令和5年 3月1日
保健 衛生	災害時における理容生活衛生 関係業務の提供に関する協定	千葉県理容生活 衛生同業組合山 武支部	理容ボランティア	平成28年 2月12日
	災害時及び感染症発生時にお ける防疫業務に関する協定	千葉県ペストコ ントロール協会	災害発生時の消毒作業、 ネズミ・衛生害虫駆除活 動等	令和2年 4月9日

1 1 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧

(令和6年度)

No.	名 称	所在地	施設管理者	広さ		最寄消防 署からの 距離	指定避難 所等との 競合あり
				幅×長さ (m)	区 分		
1	成東小学校	成東 2692	市教育委員会	45×90	中	5,250m	○
2	成東中学校	和田 567	市教育委員会	85×70	中	4,750m	○
3	成東総合運動公園駐車場	五木田 3241	市教育委員会	50×60	中	1,750m	×
4	緑海小学校	松ヶ谷口 471-1	市教育委員会	60×130	中	2,750m	○
5	鳴浜小学校	本須賀 1090	市教育委員会	130×50	中	4,000m	○
6	成東東中学校	五木田 2452-1	市教育委員会	115×90	中	2,000m	○
7	南郷小学校	上横地 884-1	市教育委員会	97×57	中	1,250m	○
8	大富小学校	新泉ト 60	市教育委員会	150×72	中	4,000m	○
9	山武中学校	埴谷 1855	市教育委員会	116×58	中	375m	○
10	蓮沼スポーツプラザ	蓮沼ハの 5402-1	市教育委員会	90×50	中	3,750m	○
11	山武望洋中学校	松尾町松尾 112	市教育委員会	130×90	中	4,375m	○
12	松尾小学校	松尾町猿尾 383	市教育委員会	120×60	中	4,250m	○
13	大平小学校	松尾町広根 1140	市教育委員会	100×50	中	2,750m	○
14	松尾運動公園	松尾町富士見台 208-8	市教育委員会	100×80	中	4,500m	○
15	日向小学校	木原 2370	市教育委員会	80×120	中	2,500m	○
16	睦岡小学校	埴谷 771	市教育委員会	40×60	小	1,250m	○
17	山武北小学校	沖渡 699	市教育委員会	50×120	中	3,500m	○
18	旧山武西小学校	大木 13	市財政課	60×120	中	2,750m	○
19	さんぶの森野球場	埴谷 1854	市教育委員会	100×120	大	250m	×
20	日向の森野球場	森 1688-1	市教育委員会	100×100	大	3,625m	×
21	さんぶの森ふれあい公園 多目的広場	埴谷 1884-41	市教育委員会	100×200	大	1,000m	×
22	旧蓮沼中学校	蓮沼ハの 1036	市財政課	49×92	小	3,625m	○
23	蓮沼小学校	蓮沼イの 2784	市教育委員会	105×33	小	3,500m	○

1 2 緊急輸送道路分布図

(令和3年3月、千葉県)



凡 例			
緊急輸送道路施設	道路種別		ルート
	1次路線		ルート番号
	一般国道(指定)	高速	4
		一般国道(指定)	9
		一般国道(指定外)	15
		有料道路	17
	2次路線		24
	有料道路	一般国道、県道等	29
		市・町道等	48
	3次路線		76
	県道、市・町道等		114
防災拠点	港		158
	空港		158
	自衛隊基地等		158
	主なヘリコプター臨時離着陸場		158
	市役所		158
	役場・区役所		158
	広域防災拠点(救護部類)		158
	災害拠点病院		158
	広域物資集積点		158
	広域災害ボランティアセンター		158

区分	道路種別	ルート番号	路線名
1次	高速	4	首都圏中央連絡自動車道
"	"	9	銚子連絡道路
"	一般国道等	15	一般国道126号
"	"	17	一般国道128号
"	"	24	一般国道409号
2次	県道等	14	飯岡一宮線
"	"	21	松尾蓮沼線
"	"	24	成田松尾線
"	"	29	成東線酒々井線
"	"	48	東金片貝線
"	"	76	千葉八街横芝線
"	"	150	成東鳴浜線
"	"	161	東金山田台線
"	市町村道等	114	市道5165号線
"	"	115	市道0115号線
"	"	145	市道224号線
"	"	158	町道 I -22号線

1 3 指定緊急避難場所・指定一般避難所一覧

(令和7年1月1日)

【指定緊急避難場所】

No.	施設名称	所在地	地震	津波		大規模な火災	土砂災害	洪水
				津波 警報	大津波 警報			
1	成東小学校	山武市成東 2692	○				○	○
2	大富小学校	山武市新泉ト 60	○				○	○
3	南郷小学校	山武市上横地 884-1	○	○	○		○	○
4	鳴浜小学校	山武市本須賀 1090	○	○	○		○	○
5	緑海小学校	山武市松ヶ谷ロ 471-1	○	○	○		○	○
6	成東中学校	山武市和田 567	○				○	
7	成東東中学校	山武市五木田 2452-1	○	○	○		○	○
8	白幡体育館	山武市白幡 1885					○	○
9	成東総合運動公園	山武市五木田 3241	○	○	○	○	○	○
10	千葉県立成東高等学校	山武市成東 3596					○	○
11	睦岡小学校	山武市埴谷 771	○				○	○
12	旧日向小学校	山武市雨坪 10	○				○	○
13	山武北小学校	山武市沖渡 699	○				○	○
14	旧山武西小学校	山武市大木 13	○				○	○
15	山武中学校	山武市埴谷 1855	○				○	○
16	日向小学校	山武市木原 2370	○				○	○
17	さんぶの森中央会館	山武市埴谷 1904-3	○				○	○
18	さんぶの森公園	山武市埴谷 1904-5	○			○	○	○
19	蓮沼小学校	山武市蓮沼イの 2784	○	○	○		○	○
20	旧蓮沼中学校	山武市蓮沼ハの 1036		○	○			○
21	蓮沼交流センター	山武市蓮沼ハの 4832-3	○	○	○		○	○
22	蓮沼スポーツプラザ	山武市蓮沼ハの 5402-1	○	○	○	○	○	○
23	松尾小学校	山武市松尾町猿尾 383	○				○	○
24	豊岡体育館・まつおこども園	山武市松尾町金尾 441	○				○	○
25	大平小学校	山武市松尾町広根 1140	○	○	○		○	○
26	山武望洋中学校	山武市松尾町松尾 112	○				○	○
27	松尾運動公園	山武市松尾町富士見台 208-8	○			○	○	○
28	農村環境改善センター	山武市松尾町松尾 47-3	○				○	○
29	千葉県立松尾高等学校	山武市松尾町大堤 546					○	○
30	蓮沼ガーデンハウス マリーノ	山武市蓮沼ホの 311		○	○			
31	ホテル 浪川荘	山武市蓮沼ニの 4665		○	○			
32	有料老人ホーム エクセルシオール山武	山武市本須賀 3841-70		○	○			
33	シーサイドホテル 九十九里	山武市本須賀 3701		○	○			
34	テnderヴィラ九十九里	横芝光町屋形 5025-3		○	○			
35	井之内津波避難広場	山武市井之内 957		○	○			
36	木戸津波避難タワー	山武市木戸 848		○	○			

【指定一般避難所】

No.	施設名称	所在地
1	成東小学校	山武市成東 2692
2	大富小学校	山武市新泉ト 60
3	南郷小学校	山武市上横地 884-1
4	鳴浜小学校	山武市本須賀 1090
5	緑海小学校	山武市松ヶ谷口 471-1
6	成東中学校	山武市和田 567
7	成東東中学校	山武市五木田 2452-1
8	白幡体育館	山武市白幡 1885
9	睦岡小学校	山武市埴谷 771
10	旧日向小学校	山武市雨坪 10
11	山武北小学校	山武市沖渡 699
12	旧山武西小学校	山武市大木 13
13	山武中学校	山武市埴谷 1855
14	日向小学校	山武市木原 2370
15	さんぶの森中央会館	山武市埴谷 1904-3
16	蓮沼小学校	山武市蓮沼イの 2784
17	旧蓮沼中学校	山武市蓮沼ハの 1036
18	蓮沼交流センター	山武市蓮沼ハの 4832-3
19	蓮沼スポーツプラザ	山武市蓮沼ハの 5402-1
20	松尾小学校	山武市松尾町猿尾 383
21	豊岡体育館・まつおこども園	山武市松尾町金尾 441
22	大平小学校	山武市松尾町広根 1140
23	山武望洋中学校	山武市松尾町松尾 112
24	農村環境改善センター	山武市松尾町松尾 47-3
25	千葉県立成東高等学校	山武市成東 3596
26	千葉県立松尾高等学校	山武市松尾町大堤 546

1 4 備蓄倉庫設置場所一覧

(令和5年2月1日)

成東地域	成東小学校 大富小学校 南郷小学校 鳴浜小学校 緑海小学校	成東中学校 成東東中学校 山武市役所本庁 成東総合運動公園 井之内津波避難広場
山武地域	睦岡小学校 旧日向小学校（体育館） 山武北小学校 旧山武西小学校	山武中学校 日向小学校 さんぶの森中央会館 さんぶの森公園
蓮沼地域	蓮沼小学校 旧蓮沼中学校	蓮沼スポーツプラザ 蓮沼交流センター
松尾地域	松尾小学校 豊岡体育館 大平小学校	山武望洋中学校 農村環境改善センター

15 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧

(令和6年11月1日)

番号	指定箇所	箇所名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
1	山武市富田	御明	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第792号	千第794号
2	山武市親田	親田-a 親田-b	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第792号	千第794号
3	山武市早船	早船	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第792号	千第794号
4	山武市津辺	津辺1	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第792号	千第794号
5	山武市成東	富士見台	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第792号	千第794号
6	山武市戸田	戸田-a 戸田-b 戸田-c	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第792号	千第794号
7	山武市松尾町引越	引越	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第792号	千第794号
8	山武市松尾町猿尾	猿尾	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第792号	千第794号
9	山武市松尾町金尾	金尾	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第792号	千第794号
10	山武市松尾町八田	八田1	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第792号	千第794号
11	山武市板附	板附5	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第792号	千第794号
12	山武市松尾町山室	山室8	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第792号	千第794号
13	山武市松尾町小川	小川2	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第792号	千第794号
14	山武市成東	愛宕	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
15	山武市成東	根蔵台	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
16	山武市寺崎	寺崎	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
17	山武市寺崎	寺崎2	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
18	山武市津辺	津辺2	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
19	山武市嶋戸	嶋戸	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
20	山武市板附	板附	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
21	山武市板附	板附2	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
22	山武市板附	板附4	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
23	山武市板附	板附6	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
24	山武市姫島	姫島	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
25	山武市富田	富田西	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
26	山武市富田	富田東	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
27	山武市野堀	野堀	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
28	山武市新泉	新泉	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
29	山武市新泉	新泉2	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
30	山武市矢部	矢部	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
31	山武市横田	横田	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
32	山武市松尾町山室	山室1	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
33	山武市松尾町山室	山室2	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
34	山武市松尾町山室	山室3	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
35	山武市松尾町松尾	松尾	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
36	山武市松尾町谷津	谷津	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
37	山武市松尾町八田	八田2	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号

巻末資料

番号	指定箇所	箇所名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
38	山武市松尾町八田	八田 3	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
39	山武市松尾町八田	八田 4	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
40	山武市松尾町八田	八田 5	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
41	山武市松尾町八田	八田 6	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
42	山武市松尾町八田	八田 7	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
43	山武市松尾町八田	八田 8	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
44	山武市松尾町八田	八田 9	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
45	山武市松尾町八田	八田 10	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
46	山武市松尾町八田	八田 12	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
47	山武市松尾町八田	八田 13	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
48	山武市松尾町八田	八田 14	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
49	山武市松尾町八田	八田 15	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
50	山武市川崎	川崎 4	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
51	山武市早船	早船 2	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
52	山武市和田	和田 1	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
53	山武市和田	和田 2	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
54	山武市和田	和田 3	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
55	山武市和田	和田 4	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
56	山武市和田	和田 5	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
57	山武市和田	和田 6	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
58	山武市和田	和田 7	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
59	山武市成東	成東 2	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
60	山武市成東	成東 3	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
61	山武市戸田	戸田 7	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
62	山武市戸田	戸田 8	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
63	山武市松尾町小川	小川	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
64	山武市松尾町小川	小川 3	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
65	山武市松尾町小川	小川 4	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
66	山武市松尾町小川	小川 5	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
67	山武市松尾町小川	小川 6	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
68	山武市松尾町小川	小川 7	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
69	山武市松尾町小川	小川 8	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
70	山武市松尾町蕪木	蕪木 4	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
71	山武市松尾町蕪木	蕪木 5	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
72	山武市松尾町金尾	金尾 6	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
73	山武市松尾町八田	長谷 1	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
74	山武市松尾町八田	長谷 2	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
75	山武市松尾町上大蔵	上大蔵 2	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
76	山武市真行寺	真行寺 1	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
77	山武市真行寺	真行寺 2	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
78	山武市松尾町大堤	大堤	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号

巻末資料

番号	指定箇所	箇所名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
79	山武市松尾町大堤	大堤 2	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
80	山武市松尾町大堤	大堤 3	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
81	山武市松尾町田越	田越 1	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
82	山武市松尾町田越	田越 2	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
83	山武市松尾町田越	田越 3	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
84	山武市松尾町田越	田越 4	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
85	山武市松尾町田越	田越 5	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
86	山武市松尾町田越	田越 6	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
87	山武市成東	上町 2	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
88	山武市嶋戸	嶋戸 2	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
89	山武市松尾町山室	山室 4	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
90	山武市松尾町山室	山室 5	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
91	山武市松尾町山室	山室 7	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
92	山武市松尾町山室	山室 9	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
93	山武市松尾町山室	山室 10	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
94	山武市松尾町山室	山室 11	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
95	山武市松尾町古和	古和	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
96	山武市松尾町古和	古和 1	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
97	山武市松尾町古和	古和 2	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
98	山武市松尾町金尾	金尾 2	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
99	山武市松尾町金尾	金尾 3	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
100	山武市松尾町金尾	金尾 4	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
101	山武市松尾町金尾	金尾 7	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
102	山武市松尾町金尾	金尾 8	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
103	山武市松尾町金尾	金尾 9	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
104	山武市松尾町上大蔵	上大蔵	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
105	山武市松尾町上大蔵	上大蔵 3	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
106	山武市松尾町上大蔵	上大蔵 4	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
107	山武市松尾町上大蔵	上大蔵 5	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
108	山武市松尾町蕪木	蕪木	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
109	山武市松尾町蕪木	蕪木 2	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
110	山武市松尾町蕪木	蕪木 3	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
111	山武市松尾町蕪木	蕪木 6	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
112	山武市松尾町蕪木	蕪木 7	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
113	山武市松尾町下大蔵	下大蔵	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
114	山武市松尾町下大蔵	下大蔵 1	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
115	山武市板川	板川 3	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
116	山武市松尾町谷津	谷津 1	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
117	山武市松尾町谷津	谷津 3	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
118	山武市松尾町谷津	谷津 4	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
119	山武市松尾町小川	小川 9	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号

巻末資料

番号	指定箇所	箇所名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
120	山武市松尾町小川	小川 10	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
121	山武市松尾町富士見台	富士見台 2	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
122	山武市松尾町松尾	松尾 2	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
123	山武市戸田	戸田 9	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
124	山武市成東	成東 4	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
125	山武市成東	成東 5	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
126	山武市松尾町八田	八田 11	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
127	山武市成東	上町 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
128	山武市椎崎	椎崎 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
129	山武市椎崎	椎崎 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
130	山武市椎崎	椎崎 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
131	山武市椎崎	椎崎 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
132	山武市椎崎	椎崎 5	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
133	山武市椎崎	椎崎 6	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
134	山武市椎崎	椎崎 7	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
135	山武市椎崎	椎崎 8	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
136	山武市大木	大木 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
137	山武市大木	大木 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
138	山武市大木	大木 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
139	山武市大木	大木 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
140	山武市中津田	中津田 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	なし
141	山武市中津田	中津田 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
142	山武市中津田	中津田 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
143	山武市中津田	中津田 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
144	山武市中津田	中津田 5	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
145	山武市板川	板川 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
146	山武市板川	板川 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
147	山武市埴谷	埴谷 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
148	山武市埴谷	埴谷 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
149	山武市埴谷	埴谷 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
150	山武市埴谷	埴谷 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
151	山武市埴谷	埴谷 5	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
152	山武市埴谷	埴谷 7	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
153	山武市埴谷	埴谷 8	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
154	山武市埴谷	埴谷 9	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
155	山武市埴谷	埴谷 10	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
156	山武市埴谷	埴谷 11	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	なし
157	山武市埴谷	埴谷 12	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
158	山武市埴谷	埴谷 15	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
159	山武市下布田	下布田 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
160	山武市下布田	下布田 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号

巻末資料

番号	指定箇所	箇所名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
161	山武市成東	成東 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
162	山武市成東	成東 6	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
163	山武市川崎	川崎 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
164	山武市川崎	川崎 5	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
165	山武市湯坂	湯坂 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
166	山武市湯坂	湯坂 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
167	山武市湯坂	湯坂 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
168	山武市湯坂	湯坂 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
169	山武市湯坂	湯坂 5	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
170	山武市姫島	姫島 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
171	山武市実門	実門 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
172	山武市実門	実門 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
173	山武市実門	実門 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
174	山武市沖渡	沖渡 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
175	山武市沖渡	沖渡 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
176	山武市沖渡	沖渡 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
177	山武市横田	横田 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
178	山武市横田	横田 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
179	山武市横田	横田 5	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
180	山武市木原	木原 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
181	山武市木原	木原 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
182	山武市木原	木原 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
183	山武市木原	木原 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
184	山武市戸田	戸田 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
185	山武市戸田	戸田 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
186	山武市戸田	戸田 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
187	山武市戸田	戸田 5	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
188	山武市戸田	戸田 6	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
189	山武市森	森 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
190	山武市森	森 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
191	山武市森	森 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
192	山武市森	森 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
193	山武市森	森 5	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
194	山武市森	森 6	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
195	山武市森	森 7	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
196	山武市森	森 8	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
197	山武市森	森 9	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
198	山武市森	森 10	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
199	山武市森	森 11	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
200	山武市森	森 12	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号

巻末資料

番号	指定箇所	箇所名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
201	山武市森	森 13	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
202	山武市森	森 14	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
203	山武市森	森 15	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
204	山武市森	森 16	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
205	山武市森	森 17	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
206	山武市森	森 18	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
207	山武市森	森 19	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
208	山武市森	森 20	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
209	山武市森	森 21	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
210	山武市森	森 22	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
211	山武市森	森 24	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	なし
212	山武市植草	植草 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
213	山武市植草	植草 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
214	山武市雨坪	雨坪 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
215	山武市雨坪	雨坪 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
216	山武市雨坪	雨坪 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
217	山武市雨坪	雨坪 5	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
218	山武市板中新田	板中新田 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
219	山武市美杉野 2 丁目	美杉野 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
220	山武市松尾町山室	山室 12	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
221	山武市大木	大木 5	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号
222	山武市大木	大木 6	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号
223	山武市大木	大木 7	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号
224	山武市大木	大木 8	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号
225	山武市大木	大木 9	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号
226	山武市大木	大木 10	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号
227	山武市大木	大木 11	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号
228	山武市大木	大木 12	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号
229	山武市大木	大木 13	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号
230	山武市大木	大木 14	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号
231	山武市大木	大木 15	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号
232	山武市木原	木原 5	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号
233	山武市木原	木原 6	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号
234	山武市木原	木原 7	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号
235	山武市木原	木原 8	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号
236	山武市木原	木原 9	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号
237	山武市木原	木原 10	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号
238	山武市木原	木原 11	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号
239	山武市木原	木原 12	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号
240	山武市木原	木原 13	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号

巻末資料

番号	指定箇所	箇所名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
241	山武市木原	木原 14	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号
242	山武市木原	木原 15	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号
243	山武市木原	木原 16	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号
244	山武市木原	木原 17	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号
245	山武市木原	木原 18	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号
246	山武市木原	木原 19	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号
247	山武市木原	木原 20	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号
248	山武市木原	木原 21	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号
249	山武市木原	木原 22	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 3 月 29 日	千第 231 号	千第 236 号
250	山武市横田	横田 6	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
251	山武市横田	横田 7	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
252	山武市横田	横田 8	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
253	山武市横田	横田 9	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
254	山武市横田	横田 10	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
255	山武市横田	横田 11	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
256	山武市横田、沖渡	横田 12	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
257	山武市横田	横田 13	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
258	山武市横田、実門	横田 14	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
259	山武市横田、実門	横田 15	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
260	山武市戸田	戸田 10	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
261	山武市戸田	戸田 11	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
262	山武市戸田、野堀	戸田 12	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
263	山武市戸田	戸田 13	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	なし
264	山武市戸田	戸田 14	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
265	山武市戸田	戸田 15	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
266	山武市戸田	戸田 16	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
267	山武市埴谷	埴谷 16	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
268	山武市埴谷	埴谷 17	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
269	山武市埴谷	埴谷 18	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
270	山武市埴谷	埴谷 19	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
371	山武市埴谷	埴谷 20	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
272	山武市埴谷	埴谷 21	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
273	山武市埴谷	埴谷 22	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
274	山武市埴谷	埴谷 23	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
275	山武市埴谷	埴谷 24	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
276	山武市埴谷	埴谷 25	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
277	山武市埴谷	埴谷 26	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
278	山武市埴谷	埴谷 27	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
279	山武市埴谷	埴谷 28	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号

巻末資料

番号	指定箇所	箇所名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
280	山武市埴谷	埴谷 29	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
281	山武市埴谷	埴谷 30	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
282	山武市埴谷	埴谷 31	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
283	山武市埴谷	埴谷 32	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
284	山武市埴谷	埴谷 33	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
285	山武市埴谷	埴谷 34	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
286	山武市埴谷	埴谷 35	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
287	山武市埴谷	埴谷 36	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
288	山武市埴谷	埴谷 37	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
289	山武市埴谷	埴谷 38	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
290	山武市親田	親田 1	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
291	山武市川崎	川崎 6	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
292	山武市沖渡	沖渡 4	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
293	山武市沖渡	沖渡 5	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
294	山武市沖渡	沖渡 6	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
295	山武市沖渡	沖渡 7	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
296	山武市沖渡	沖渡 8	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
297	山武市実門	実門 4	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
298	山武市和田	和田 8	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
299	山武市和田	和田 9	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
300	山武市和田	和田 10	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
301	山武市板附	和田 11	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 7 月 5 日	千第 380 号	千第 381 号
302	山武市滝台、 東金市滝沢	大木 1	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 11 月 1 日	千第 549 号	千第 553 号
303	山武市大木、 八街市大木	大木 16	急傾斜地の崩壊	令和 6 年 11 月 1 日	千第 549 号	千第 553 号

※番号 24, 168, 170, 302 については、東金市にまたがり区域指定されています。

※番号 41, 42 については山武郡横芝光町にまたがり区域指定されています。

※番号 303 については八街市またがり区域指定されています。

1 6 山地災害危険地区一覧

(令和3年3月31日)

【山腹崩壊危険地区】

番号	大字	字
1	和田	金堀
2	板附	西ノ台
3	早船	根本
4	寺崎	常盤台
5	富田	雛鶴
6	津辺	浅間台
7	新泉	新敷
8	島戸	中之町
9	野堀	宮脇
10	湯坂	南上ノ台
11	成東	天神山
12	成東	辺田 1
13	成東	根蔵台
14	姫島	熊野
15	成東	城内
16	富田	大日向
17	成東	愛宕下
18	成東	辺田 2
19	津辺	本村
20	早船	南之里
21	嶋戸	浅間下
22	市場	後
23	和田	公城
24	新泉卜	町田
25	成東	東山玉台
26	横田	台田
27	木原	白鳥
28	戸田	宮ノ前
29	戸田	飯森戸
30	戸田	朝日
31	戸田	作台
32	戸田	根崎
33	戸田	小川崎
34	矢部	栗焼棒
35	森	府中
36	森	菖蒲谷
37	雨坪	下号
38	椎崎	弓手
39	矢部	ワキ
40	森	下城府
41	森	大谷
42	森	姥ヶ谷
43	木原	蔵持台
44	椎崎	浅間峠
45	中津田	南中
46	森	下西谷
47	下布田	大作
48	大木	後和谷

番号	大字	字
49	木原	松崎
50	椎崎	押出し
51	椎崎	上観音谷
52	森	山支
53	下布田	青木前
54	埴谷	諸木内
55	山室	猿ヶ谷
56	山室	平内
57	山室	城ノ下
58	八田	岩井崎
59	八田	岩井崎
60	八田	下長谷
61	八田	新堀 1
62	八田	押辺
63	猿尾	稲岡
64	松尾	桔梗台
65	大堤	本郷
66	下大蔵	東ノ下
67	上大蔵	山本
68	小川	御上内
69	谷津	小堀
70	谷津	西谷
71	八田	新堀 2
72	上大蔵	東台
73	引越	九ノ井
74	山室	古岡
75	八田	新堀 3
76	古和	台山
77	蕪木	綿谷
78	蕪木	玉井
79	小川	花岡
80	八田	新堀
81	八田	新堀

17 浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設一覧

【避難確保計画作成施設】

(令和7年3月)

連番	施設名	住所	土砂 災害	浸水 (洪水)
1	デイサービス福祿寿	成東156-1		○
2	地方独立行政法人さんむ医療センター	成東250		○
3	なるとうこども園	成東210-3		○
4	キッズアップ	成東215-29		○
5	たいよう	成東224-12		○
6	グループホームなかよしハウス	成東229-39		○
7	山武市ふれあいデイサービスセンター	成東2472-1		○
8	c h o u c h o u 山武	殿台257-1		○
9	グループホームなるとう	殿台271-1		○
10	スリジエ山武	殿台609-1		○
11	エルピス有料老人ホーム山武	津辺67-1		○
12	姫島デイサービスセンター	姫島270-1		○
13	空の家・姫島	姫島319-17		○
14	就労継続支援b型 ぶらんぽこ	富田469-2		○
15	居宅介護支援事業所海のあお	上横地2161-19		○
16	みどり工房	木原51-128		○
17	介護老人保健施設ハートビレッジ	蓮沼二5035-4		○
18	特別養護老人ホーム海	蓮沼二5032		○
19	グループホームはすぬま	蓮沼口2783-7		○
20	五反田こどもの家	松尾町五反田2976		○

(注) 洪水浸水想定区域については、浸水深50cm以下で2階以上に居室がある施設を除く。